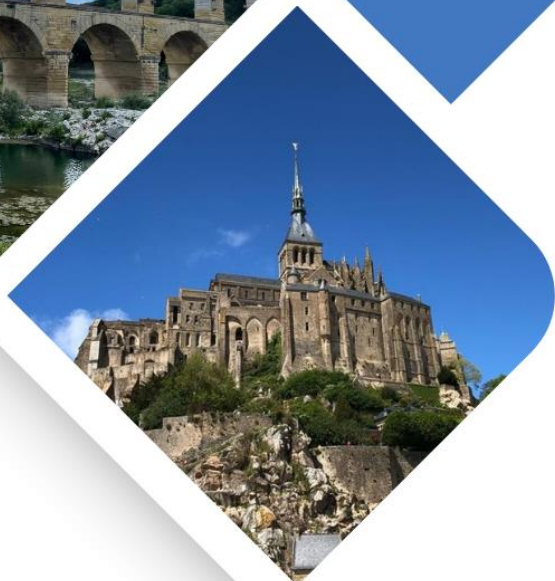


フランスの 地方自治

Les collectivités locales
en France

- 令和5年度(2023年度)改訂版 -



一般財団法人

自治体国際化協会

この冊子は、地方公共団体金融機構との共同調査研究事業として作成されたものです。

「海外の地方自治」の発刊について

当協会では、海外事務所の所管国における地方自治制度をまとめた「各国の地方自治」シリーズを発行しています。

このシリーズは、所管国における政治・社会・経済情勢や、地方行財政等に関わる海外の情報を紹介し、地方自治行政の参考に資することを目的として、地方公共団体金融機構との共同調査研究事業として発行しております。

「私的使用のための複製」や「引用」等の著作権法上認められた場合を除き、本誌から複製・転載等を行いたい場合には、以下問い合わせ先までご相談ください。

【問い合わせ先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-7 相互半蔵門ビル

(一財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

E-Mail: kikaku@clair.or.jp

はじめに

当協会では、フランスの地方自治制度や地方行政に関わる個別施策等の調査研究を行い、その成果を各種刊行物等によって日本の地方自治体や地方自治体関係者に紹介している。フランス地方自治制度の全体的な解説としては、平成 29 年（2017 年）改訂版「フランスの地方自治」がある。

しかし、平成 29 年から 7 年の歳月が経ち、現在のマクロン政権下において地方自治に係る二つの法律が成立・施行されるなどフランスの地方自治制度は変革の最中である。このような状況を踏まえ、かつ、資料等のデータをできる限り最新のものにするべく、改訂版を発行することとした。併せて、地方自治体による事業運営の形態（公営企業等）といった、日本の自治体関係者の関心の高いトピックを盛り込むなど、本文の構成を見直し、項目と内容の整理を適宜行っている。

本書の作成に当たっては、言語面の制約をはじめとする様々な困難があるため、的確に調査・説明できていない部分が多々あるが、引き続き、フランスにおける地方自治の包括的な概説書として、関係者の皆様に御活用いただくとともに、不適切な部分については御指摘・御教示いただければ幸いである。

なお、作成に当たり、多くのフランス地方自治関係者から、説明や情報提供等のご協力を頂いた。末尾ではあるが、この場を借りて深く感謝の意を表したい。

令和 6 年（2024 年）3 月

一般財団法人自治体国際化協会 パリ事務所長

目次

第1章 一般事情	1
第1節 国土と人口	1
1 位置・面積・気候	1
2 人口	2
第2節 歴史—フランス革命から第五共和制に至るまで	3
第3節 第五共和制	4
1 大統領制+議院内閣制	4
2 行政	4
3 立法	7
4 司法	11
第2章 地方制度の概観	14
第1節 地方制度の枠組み	14
1 憲法の地方自治体に係る規定	14
2 地方自治体綜合法典	15
3 行政区画と階層	16
第2節 地方自治体の権限	17
1 地方自治体の一般権限条項	17
2 事務配分	18
第3節 国と地方の関係	21
1 国と地方の関係の概観と地方長官	21
2 地方議会の解散と地方議員の強制辞職制度	26
3 国による行政的統制	27
第3章 フランス地方分権の流れ	28
第1節 第二次世界大戦以後の地方制度	28
第2節 1982年地方分権改革	29
第3節 2003年地方分権第二幕	30
1 概要	30
2 憲法改正のポイント	31
3 地方の自由及び責任に関する2004年8月13日付法律	33
4 地方自治体の財政自治に関する2004年7月29日付組織法律	34
5 地方住民投票に関する2003年8月1日付組織法律	35
6 政策試行に関する2003年8月1日付組織法律	35
第4節 2003年分権第二幕後の状況	35
1 概要	35
2 サルコジ政権下における地方分権に係る取組	35
3 オランド政権下における分権第三幕	37
4 マクロン政権下における地方分権に係る取組	39

第4章 地方行政の組織構造	41
第1節 コミューン (commune)	41
1 概要	41
2 フランスにおけるコミューンの歴史	42
3 コミューン議会 (conseil municipal)	43
4 メール (maire. 首長) 及び副メール (adjoints au maire)	45
5 コミューンの行政組織	47
第2節 新コミューン (commune nouvelle)	49
1 コミューンの合併 (fusion de communes)	49
2 新コミューン (commune nouvelle)	49
第3節 コミューン間広域行政組織	51
1 連合型と組合理型	51
2 広域行政組織制度の進展	51
3 連合型コミューン間広域行政組織	52
4 組合理型コミューン間広域行政組織	59
5 コミューン間広域行政県委員会	61
第4節 パリ及び大都市制度	61
1 三大都市の特例	61
2 パリ	62
3 大都市制度	64
第5節 県 (département)	66
1 概要	66
2 県議会 (conseil départemental)	70
3 県議会議長及び執行理事会	71
4 県の自治行政組織	72
5 県間広域行政	72
第6節 州 (région)	75
1 概要	75
2 沿革	77
3 特別な州	77
4 州議会 (conseil régional)	78
5 州議会議長及び執行理事会	79
6 州経済社会環境評議会	80
7 州の行政組織	81
8 州間広域行政	81
第7節 特別な地位を有する地方自治体及び海外領土	83
1 憲法第72条で定められる特別な地位を有する地方自治体	83
2 海外	84
第8節 フランス国内での地方自治体間の関係	87
1 地方自治体の全国連携組織	87
2 コミューンレベルの連携組織	87

3	3 コミューン間広域行政組織レベルの全国組織	88
4	4 県レベルの全国組織	89
5	5 州レベルの全国組織	89
第5章	第5章 地方選挙	90
第1節	第1節 地方選挙制度	90
1	1 コミューン議会議員選挙制度	90
2	2 県議会議員選挙制度	92
3	3 州議会議員選挙制度	92
4	4 コミューン間広域行政組織議会議員選挙制度	93
第2節	第2節 公選職の兼職制度	96
1	1 兼職制限立法と現行制度	96
2	2 近年の選挙における兼職規制の影響	101
第6章	第6章 地方公務員	103
第1節	第1節 フランスの地方公務及び地方自治体における基礎的な仕組み・制度	103
1	1 地方公務員の分類	103
2	2 地方自治体における福利厚生制度	107
3	3 職員のための研修制度	112
第2節	第2節 フランスの地方自治体における人材確保の仕組み及び外部機関の役割	113
1	1 地方自治体における人材確保の仕組み	113
2	2 人材確保における外部機関の役割及び外部制度	118
第7章	第7章 地方財政	120
第1節	第1節 地方財政の概況	120
1	1 地方財政の重要性	120
2	2 地方財政の歳出・歳入規模の推移	121
第2節	第2節 地方自治体の歳出（地方歳出）	121
1	1 経常部門支出	121
2	2 投資部門支出	122
第3節	第3節 地方自治体の歳入（地方歳入）	122
1	1 地方歳入の構造	122
2	2 地方税	123
3	3 国支出金	137
4	4 地方債	142
第4節	第4節 予算・決算	145
1	1 予算の原則	145
2	2 予算の編成	146
3	3 予算の構造	146
4	4 予算の議決	147
5	5 予算の執行	148
第5節	第5節 国関係機関と地方自治体との関係	150
1	1 国支出金を通じた財政的な統制	151
2	2 地方財政委員会 (Comité des finances locales)	151

3	地方自治体の財政手続等に関わる行政監督	151
4	資金管理の統制	153
第8章	地方自治体による事業運営の形態	154
第1節	自治体による直接管理	154
1	一般会計による直接管理 (régie simple)	154
2	特別会計による直接管理 (régie autonome)	154
第2節	委託管理	155
1	自治体がリスクを負担する委託管理	155
2	受託者がリスクを負担する委託管理 (コンセッション方式 (concession) とア フェルマージュ方式 (affermage))	155
第3節	法人による運営	155
1	地方公施設法人 (établissement public local)	155
2	地方公営企業 (entreprise publique locale. 略 EPL)	156
第4節	民間団体による運営	157
1	非営利団体 (organisation à but non lucratif)	157
2	パートナーシップ契約 (marché de partenariat)	158
第9章	地方自治体の行政分野	160
第1節	教育・文化・スポーツ	160
1	教育	160
2	文化	163
3	スポーツ	166
第2節	土地利用と地域整備	168
1	土地利用	168
2	地域整備	171
第3節	福祉・保健衛生	174
1	概要	174
2	基本法	174
3	供給組織の多様性	175
4	事務配分	175
第4節	産業・経済	177
1	商工業振興	177
2	農業振興	178
3	観光振興	180
第5節	消防・保安・警察	181
1	消防・保安	181
2	警察	183
第6節	環境・情報通信	185
1	環境	185
2	情報通信	191
第10章	地方行政における住民参加	192
第1節	住民と地方行政	192

1	地方自治体の広報公聴活動.....	192
2	マス・メディアと地方自治.....	192
3	地方自治体のオープンデータと保護.....	193
4	住民参加.....	195
5	地方行政に係る不服審査.....	197
6	行政訴訟.....	199
第2節	商工会議所、民間組織と地方行政.....	200
1	商工会議所.....	200
2	非営利団体など各種民間団体.....	201
第11章	日本の地方自治体等との姉妹・友好提携等.....	202
第1節	日本とフランス間の姉妹・友好提携の概況.....	202
第2節	日本とフランスの地方自治体間における交流活動の現状.....	204
参考文献	205

第1章 一般事情

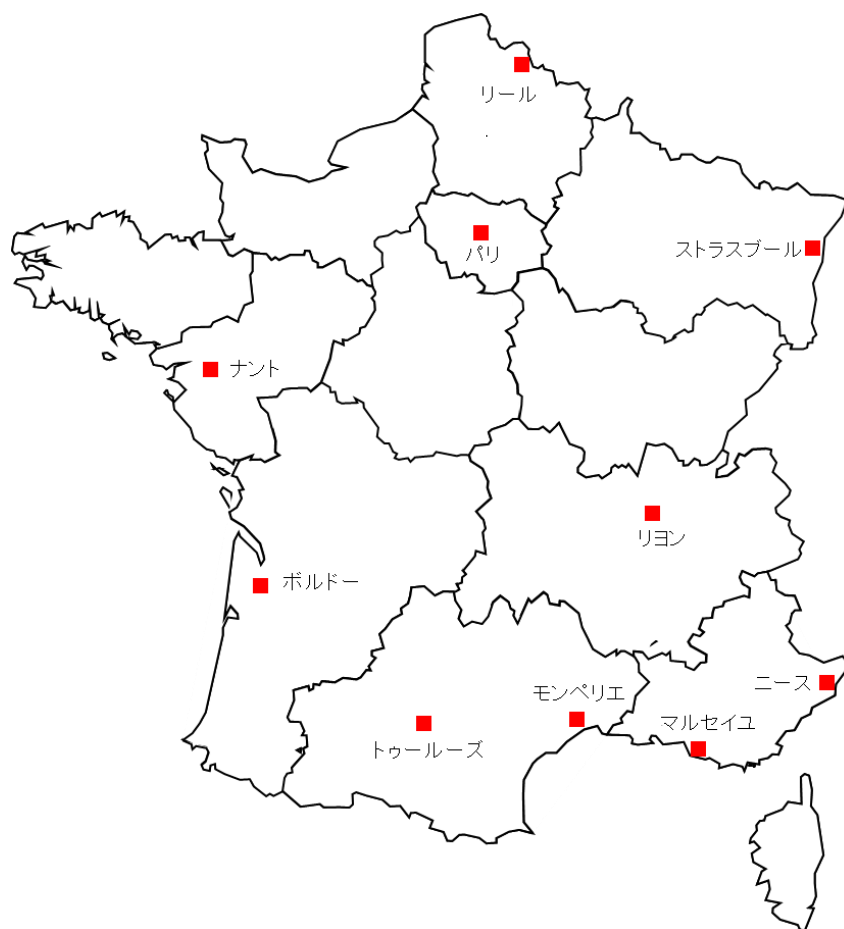
第1節 国土と人口

1 位置・面積・気候

(1) フランス本土 (France métropolitaine)

フランス本土（コルシカ島を含む。以下同じ。）は、欧州大陸の南西部に位置し、コルシカ島をはじめ島嶼部を除くと、対角線をおよそ1,000kmとするほぼ正六角形をなす（l'Hexagone [=六角形]とも通称される。）。フランス本土の面積は約55万km²であり、日本の1.5倍に相当するが、その3分の2を平野が占めるという恵まれた地形である。気候は、大西洋のメキシコ湾流と偏西風の影響を受けて、年間平均気温はパリで約12度と、高緯度（フランス南部のマルセイユが札幌市と同緯度）の割には温和である。

(図表1-1) フランス本土の地図



■ フランスの人口上位10都市 (2019年)

(2) 海外領土 (France d'outre-mer)

第二次世界大戦以降、アフリカと東南アジアにおける仏領の大部分が独立し、現在のフランスの海外領土は 12 地域となっている。南米大陸の仏領ギアナ及び領有権を主張する南極大陸の一部を除くと全て島であり、北大西洋（サン＝ピエール＝エ＝ミクロン）、カリブ海（グアドループ等）、インド洋（レユニオン及びマイヨット）、南太平洋（タヒチ等）と世界の広範囲に及ぶ¹。海外領土の面積は約 12 万 km²である。

(図表 1 - 2) フランスの海外領土²



2 人口

フランス本土の人口は、第二次世界大戦後から、高出生率及び移民により増加を続けており、2022 年 1 月時点において約 6,510 万人、人口密度は、1 km²当たり約 118 人である³。人口は日本の約半分、人口密度は日本の 35%程度であることに加え、フランスの平野部の多さを考慮すると、実質的には日本とフランス間の人口密度の差はさらに大きい。パリ、北部及び東部の工業地帯、リヨン並びに地中海沿岸の東部などの都市部に人口が集中する一方（主な大都市は図表 1 - 3 を参照）、日本と同じく、農村地域及び山岳地域では過疎化の問題がある。

第二次世界大戦後の経済成長期にみられた高出生率は、1960 年代後半から下降に転じた。1994 年には 1.68 まで下降したが、その後回復し、2010 年には 2.03 を記録した。近年は 2 弱で推移しているものの、下降傾向にある⁴。このことは、フランスにおける平均出産年齢の上昇（晩産化）が原因であると考えられる。

また、移民の受入れについては、産業化に伴う労働者不足の対応として 19 世紀後半から顕著になり、第一次世界大戦後及び第二次世界大戦後には両大戦による労働力人口減少の対応として進められた。第二次世界大戦前の移民は、一部は植民地からであったものの、

¹ 南極大陸の領有権問題については、南極条約に基づき凍結されている。

² 在蘭フランス大使館 HP を参照。

³ 海外領土も含めたフランス全土の人口は約 6,785 万人で、人口密度は約 101 人/km²である。

⁴ 2022 年の出生率は 1.80 である。

主にイタリア、スペイン、ポーランド等の周辺国からであった。第二次世界大戦後は、植民地であったマグレブ諸国（アルジェリア、モロッコ、チュニジア等の北アフリカ諸国を言う。）をはじめとしたアフリカ及びアジアからの移民が中心となり、今日のフランスにとって、これら移民のフランス社会への統合が課題である⁵。

(図表 1-3) フランスの人口上位 10 都市 (2019 年)⁶

(単位：人)

都市名	人口	都市圏(unité urbaine ⁷)人口
パリ(Paris)	2,165,423	10,858,852
マルセイユ(Marseille)	870,731	1,614,501
リヨン(Lyon)	522,969	1,685,494
トゥールーズ(Toulouse)	493,465	1,035,280
ニース(Nice)	342,669	952,329
ナント(Nantes)	318,808	664,335
モンペリエ(Montpellier)	295,542	458,189
ストラスブール(Strasbourg)	287,228	478,280
ボルドー(Bordeaux)	260,958	986,879
リール(Lille)	234,475	1,051,609

第 2 節 歴史—フランス革命から第五共和制に至るまで

今日のフランスは共和制をとっているが、1789 年の革命以来、政治制度はめまぐるしい変遷を繰り返した。太陽王ルイ 14 世時に頂点を迎えた絶対王政が革命で倒れた第一共和制以降、第一帝政、王政復古、第二共和制、第二帝政を経て、1871 年普仏戦争の敗北後に第三共和制が成立した。第二次世界大戦におけるナチス・ドイツの侵攻を受けて、第三共和制は 1940 年に崩壊したが、国内のレジスタンス運動、国外にあったド・ゴール將軍の自由フランス運動と連合軍の反撃により、1944 年 8 月にパリを解放し、9 月にド・ゴールを首班とする臨時政府が樹立された。

1946 年 1 月、憲法制定に関する臨時政府の多数派との意見衝突が元となり、ド・ゴールは首相を辞任したが、同年 10 月に新憲法が制定され、第四共和制が発足した。

しかし、新憲法において定められた政府に対する国会の優位は、小党分立による政権抗争と相まって安定政権の実現を妨げる結果となる。歴代内閣は植民地問題、経済危機を前に、11 年間で 21 の内閣が交代した。アルジェリア独立戦争中の 1958 年 5 月、フリムラン内閣（第四共和制第 22 代）に対するアルジェリアの駐留フランス軍首脳まで関与した

⁵ 統合高等評議会 (Haut Conseil à l'intégration) において、移民はフランス国外でフランス国籍を有せずに生まれた者と定義され、2021 年時点で、人口のうち約 700 万人（事後にフランス国籍を取得した約 250 万人を含む）が移民とされる。さらに、両親のうち少なくとも 1 人が移民であり、かつ、フランスで生まれた者は約 730 万人と推定されており、これら移民 2 世を加えると約 1,430 万人と人口の約 2 割を占める。

⁶ 人口はフランス内務省の地方自治体総局 (Direction générale des collectivités locales=DGCL) の「Les collectivités locales en chiffres 2022」及び都市圏人口はフランス国立経済統計研究所 (Institut national de la statistique et des études économiques=INSEE) の HP を参照。

⁷ INSEE による概念であり、都市圏は中心都市及び都市郊外 (banlieue) から成る。

入植者等のクーデターが発生し、事態に対処し得なかった内閣は政権を放棄し、ド・ゴールが再登場することとなった。ド・ゴールは直ちに新憲法制定に着手し、第四共和制は終わりを告げる事となる。

大統領の地位を強化する新憲法は、1958年9月末の国民投票により圧倒的多数の賛成を受けて成立し、10月に公布・施行され、ド・ゴール自身が大統領に選出されて、第五共和制へと移行した。その後1962年の憲法改正により、大統領は国民に直接選出される方式（従前は議員等による間接公選）へと移行し、今日に至っている。

第3節 第五共和制

1 大統領制＋議院内閣制

第五共和制は、立法府に対する行政府の優位確立というド・ゴールの理念の下に、大統領制と議院内閣制を重ね合わせた構造となっている。大統領は、首相や閣僚の任命、下院である国民議会（Assemblée nationale）の解散権等の大きな権限を有する。また、議院内閣制の要素として、国民議会は不信任決議により内閣を総辞職させる権限を有し、国会による内閣のコントロールが行われる。しかし、国会における立法事項が憲法上限定列举されているなど、行政府に対する立法府の権限には様々な制約が課され、かつ、立法事項に関する内閣の権限拡大と大統領による国民議会解散権によって行政府の機能が強化されていることから、この制度はしばしば「半大統領制」や「合理化された議院内閣制」と呼ばれる。

2 行政

(1) 共和国大統領（président de la République）

大統領は1962年の憲法改正以来、国民の直接選挙によって選ばれる。選挙はフランス全土（海外領土を含む。）を1つの選挙区として2回投票制で行われる（当選には、第1回投票において有効投票数の過半数を必要とし、第1回において過半数を得た候補者がいない場合には、14日後に上位2名による第2回投票が行われ、相対多数を得た者が当選する）。被選挙権及び選挙権の年齢は共に満18歳以上であり、任期は5年⁸、3選は禁止されている⁹。歴代の大統領は以下のとおりである（臨時代行は除く。）。

- ・ド・ゴール（在任期間1959年から1969年まで）
- ・ポンピドゥー（同1969年から1974年まで）
- ・ジスカル・デスタン（同1974年から1981年まで）
- ・ミッテラン（同1981年から1995年まで）
- ・シラク（同1995年から2007年まで）
- ・サルコジ（同2007年から2012年まで）
- ・オランド（同2012年から2017年まで）
- ・マクロン（同2017年から）

⁸ 2000年9月24日に実施された大統領任期の短縮に関する国民投票において、7年から5年への短縮が可決された。2002年の大統領選挙から適用。

⁹ 2008年7月の憲法改正により3選が禁止された。

大統領は、高等法院（Haute cour de justice）による弾劾適用の場合及び国際刑事裁判所に訴追される場合（人道に対する罪、虐殺、戦争犯罪等）を除いて、職務行為について一切の民事・刑事責任を負わず、政治的責任も問われない。

内閣に対する大統領の権限としては、首相及び閣僚の任免、閣議の主宰、オルドナンス及び一部のデクレ（第1章第3節（3）を参照）への署名のほか、国防・外交の分野における文・武官の任命、軍隊の統帥、大使の信任状の授受、条約の交渉・批准等がある。国会に対しては、国民議会の解散¹⁰、法律の審署及び再審議請求、憲法評議会（Conseil constitutionnel）への法律の審査請求、法律案についての国民投票の実施、臨時国会の召集等の権限を有する。また、非常時には緊急措置権を行使し、立法・行政の両権を手中にして必要な処置を講ずる。この緊急措置権は憲法第16条に基づくものであり、1961年のアルジェリア問題に関する軍部の反乱に際して、発動されたことがある¹¹。

（2）内閣

国民議会の多数会派（連立を含む。）により組閣される。大統領と首相の政党が異なる場合をコアビタシオン（cohabitation）という。2023年11月時点のボルヌ内閣は首相及び大臣17名に加え、首相又は大臣に付く担当大臣（ministres délégués）及び副大臣（secrétaires d'Etat）24名の計41名で構成されている。具体的には以下のとおりである。

- ・首相
：首相付3担当大臣（民主主義再生担当・政府報道官、国会関係担当、男女平等・差別対策担当）
2副大臣（子供担当、海洋担当）
- ・経済・財務・産業・デジタル主権大臣
：同大臣付4担当大臣（産業担当、デジタル担当、中小企業・商業・手工業・観光担当、公会計担当）
- ・内務・海外領土大臣
：同大臣付2担当大臣（地方自治体・農村問題担当、海外領土担当）
2副大臣（市民権担当、都市担当）
- ・ヨーロッパ・外務大臣
：同大臣付担当大臣（貿易・誘致・在外フランス人担当）
2副大臣（ヨーロッパ担当、開発・フランス語圏・国際パートナーシップ担当）

¹⁰ 大統領による国民議会の解散権について、第五共和制下で5回（1962年、1968年、1981年、1988年及び1997年）行使されている。

¹¹ 第五共和制において緊急措置権が発動されたのは本件のみ。なお、法律に基づく非常事態（état d'urgence）宣言は2005年10月からのパリ郊外暴動事件及び2015年11月に発生したテロ後等に発令されている。補足として、新型コロナウイルス感染症の対応として発令された衛生緊急事態宣言は、2020年3月23日付法律により公衆衛生法典に導入された衛生上の非常事態の場合に定められる例外的法的制度（2022年8月1日失効）に基づくものであり、緊急措置権及び法律に基づく非常事態宣言と性質を異にするものである。

- ・国璽尚書・司法大臣
- ・軍事大臣
- ：同大臣付 2 副大臣（若者・国民役務担当、退役軍人・戦争記憶担当）
- ・労働・完全雇用・社会復帰大臣
- ：同大臣付担当大臣（職業教育・訓練担当）
- ・国民教育・若者大臣
- ：同大臣付担当大臣（職業教育・訓練担当）
副大臣（若者・国民役務担当）
- ・高等教育・研究大臣
- ・農業・食料主権大臣
- ・エコロジー移行・地域結束大臣
- ：同大臣付 3 担当大臣（地方自治体・農村問題担当、交通担当、住宅担当）
2 副大臣（都市担当、生物多様性担当）
- ・エネルギー移行大臣
- ・文化大臣
- ・保健・予防大臣
- ：同大臣付担当大臣（地方組織・医療保健業担当）
- ・連帯・家族大臣
- ：同大臣付担当大臣（障害者担当）
- ・公共変革・公務員大臣
- ・スポーツ・オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会大臣

閣議には、通常、大統領、首相及び大臣（担当大臣を含む。）が出席し、副大臣は議題に応じて出席する。なお、フランスでは日本と異なり、内閣が交代すると、大臣ポストに応じて、国家行政組織が大きく再編される。

首相は大統領に任命され、死亡、辞任（大統領による事実上の解任を含む。）又は国民議会による不信任手続の成立によって職務が終了する。首相は大統領に大臣の任免、臨時国会の開催等を提案し、各大臣の行政事務を統括するとともに、デクレの制定権、国務指揮権、一定の文・武官の任命権等を有する。首相は、国会に対しては政府を代表して政治的責任を負い、政府法案を国会に提出する。また、首相は、国民議会での可決が困難と見込まれる法案について、憲法第 49 条第 3 項に基づき、国民議会に対し、内閣の不信任決議の可決又は当該法案の可決の 2 択を問う権限を有し、不信任決議が可決されない限り、当該法案は採決を経なくとも可決したこととなる¹²。

なお、閣僚が、国会議員、公務員、そのほかの公職を兼任することは禁じられている（地方議会議員等は除く。）。国会議員選挙の立候補に当たり、各候補者は、あらかじめ性別が異なる補充者を明示する必要がある¹³、例えば、国会議員が入閣すると補充

¹² 近年では、ヴァルス首相が、2015 年に経済成長促進を目的とする通称マクロン法案について、2016 年に労働規制を緩和する通称エルコムリ法案について用いた事例のほか、ボルヌ首相が、2023 年に年金の支給開始年齢を引き上げる年金改革法案について用いた事例がある。なお、年金改革法案について同権限を用いた際には、フランス国内における大規模な抗議活動へと繋がった。

¹³ ただし、上院選挙のうち、定数 3 名以上の選挙区は拘束名簿式比例代表制で実施されるため、補充者は名簿で次点のものになる。名簿の登載順は性別を交互にする必要がある。

者が代わって議員となり、閣僚を辞任した場合には1か月後に議員に復帰する。補欠選挙はこの補充手続が行われない場合に実施される。

(3) 行政命令

フランスにおける法体系は、概して、憲法、法律、オルドナンス (ordonnance)、デクレ (décret) 及びアレテ (arrêté) に区分され、オルドナンス、デクレ及びアレテは行政命令 (règlement) である。

オルドナンスは、国会から期間を限定して委任された特定の事項に係る立法権に基づき政府が制定するものであり、行政命令に区分されるが、法律と同じ効力を有する。オルドナンスは、公布と同時に効力を有するが、立法権の受任時に定められた期間内に、政府は承認法案を国会に提出しなければならない。ただし、国会が否認しない限り、議決されなくともオルドナンスの効力は続行する¹⁴。

デクレは、その性質により、憲法第34条において法律事項として限定列举された内容に属さない事項について定めるデクレと、法律の施行令としてのデクレに区分することができる。また、制定に係る手続により、閣議を経て大統領が署名するデクレ (décret en Conseil des ministres)、国務院 (Conseil d'Etat) の承認を経たデクレ (décret en Conseil d'Etat (1958年憲法以前に定められた法律を改廃する等、国務院への意見聴取が義務付けられているもの))、単なるデクレ (décret simple) に区分される。国務院の承認を経たデクレ及び単なるデクレは首相が署名する。

また、大臣以下の行政部門の長と認定される行政機関には、その管轄下の行政を円滑に進めるための行政命令の制定権限が与えられている。この行政命令をアレテといい、例えば、大臣アレテ、地方長官 (préfet) アレテ、メール (maire. 市町村長に相当) アレテがある。アレテは、規則と規則でないもの (建物の解体命令等) に区分される。

なお、日本で地方自治体の制定する条例に当たるものとしては、地方議会の議決 (délibération) の中に法規的性格を有するものがある。

3 立法

(1) 概要

国会は国民議会及び上院 (Sénat) の二院制である。ただし、国民議会に大きな優位が認められており、上院は「(実質的な立法権のない) 熟考のための議会」とも呼ばれる。政府の不信任手続は国民議会にのみ認められている一方、大統領が解散権を有するのは国民議会のみである。予算法案審議に関する優先権も国民議会にあり、さらに両院一致を条件とする憲法改正の場合を除いて、国民議会が両院不一致の際の最終議決権を有する。

国会は立法権及び予算採決権のほか、政府の活動に対するコントロール、憲法改正、一定の外交上の権限等を有するが、憲法上一定の制約が設けられている。国会が立法権を有する対象は、憲法第34条において限定列举された法律事項である。

¹⁴ 予算法案は、国民議会への提出から一定期間内に議決が得られない場合、政府案のまま施行されるが、これもオルドナンスと言われる。

国会は、10月の最初の平日に始まり6月の最後の平日に終わる年1度の通常国会のほか、臨時国会が首相又は国民議会の議員定数の過半数の請求によって開かれる。

(2) 国民議会

国民議会議員は、国民の直接選挙によって小選挙区2回投票制で選ばれる。第1回投票で有効投票数の過半数、かつ、登録有権者数の25%以上の票を獲得した候補者が当選するが、該当者がいない場合は、第1回投票で登録有権者数の12.5%以上を得票した候補者のみで第2回投票が行われ、相対多数を得た者が当選する。被選挙権及び選挙権の年齢は共に満18歳以上で、任期は5年である。直近の2022年選挙での議員定数は577（選挙区数は本土539、海外領土27、在外11¹⁵。選挙結果は図表1-4を参照）。議長は5年の任期ごとに改選される。

(図表1-4) 2022年6月執行の国民議会議員選挙での主な政党別獲得議席数

政党名	議席数
アンサンブル(Ensemble! ¹⁶)	245
新人民環境社会連合 (Nouvelle union populaire écologique et sociale) ¹⁷	131
国民連合(Rassemblement National)	89
共和党(Les Républicains)	61
左翼諸派(Divers gauche)	22
地域政党(Régionaliste)	10
右翼諸派(Divers droite)	10
中道諸派(Divers centre)	4
民主独立連合(Union des Démocrates et des Indépendants)	3
右派(反EU)(Droite souverainiste)	1
無所属(Divers)	1
計	577

(3) 上院

憲法第24条は、上院が地方自治体の代表を務めることを定めている。上院議員は、任期6年で3年ごとに半数が改選され¹⁸、基本的に県を1つの選挙区として、県内の各コミューン(commune、市町村に相当する基礎自治体)議会ごとに議員数及び人口に応じて配分される代表者、県議会議員、県選出の州議会議員及び国民議会議員等で構成される選挙人による間接選挙において選出される。定数2以下の選挙区では多数決2回

¹⁵ 国民議会議員選挙における在外投票は2012年選挙から実施されている。なお、大統領選挙では、1981年選挙から実施されている。

¹⁶ マクロン大統領の支持政党「ルネッサンス」が中道政党の「民主運動(MoDem)」及びフィリップ元首相が起ち上げた政党「オリゾン(地平線)」と結成した政党連合。

¹⁷ ジャン=リュック・メランションが起ち上げた急進左派政党「不服従のフランス」のほか、従来の左派ではない政党「ヨーロッパ・エコロジー=緑の党」、「共産党」及び「社会党」が結集した政党連合。

¹⁸ 日本の参議院議員通常選挙のように、県内で3年ごとに半数が改選されるのではなく、あくまで議席の半数が3年ごとに改選されるものであり、選挙区(県)ごとにカテゴリー1(45選挙区。2023年選挙実施)又はカテゴリー2(64選挙区。2020年選挙実施。ただし、2020年選挙時において、64選挙区の内、在外選挙区は2021年に延期)に区分されている。なお、在外選挙区のみ両カテゴリーに属し、3年ごとに半数(6議席)改選する。

投票制¹⁹、定数 3 以上の選挙区²⁰では拘束名簿式比例代表制²¹で実施される。コミューン議会からの代表者が選挙人の大半を占め（2023 年選挙では 95%）、また、人口の少ないコミューン議会の代表者ほど 1 票の価値が大きくなるため、上院は伝統的に地方部の意思を強く反映する傾向がある。被選挙権は満 24 歳以上で、2023 年選挙時の定数は 348（選挙区数は本土 93、海外領土 11、在外 1）。上院議長は 3 年ごとの改選時に選出され、国家序列の中で大統領に次いで第 2 位の地位にあり、大統領が空席又は執務不可能な場合にはその代行を務める。

（図表 1 - 5）2023 年 9 月執行の上院議員選挙後の主な政党別議席数

政党名	議席数
共和党(Groupe Les Républicains) ²²	133
社会党・環境・共和主義(Groupe Socialiste, Écologiste et Républicain)	64
中道連合(Groupe Union Centriste)	56
民主・進歩・独立連合(Groupe Rassemblement des démocrates, progressistes et indépendants)	22
共産党・共和・市民・環境主義(Groupe communiste républicain citoyen et écologiste)	18
欧州民主・社会主義連合(Groupe du Rassemblement Démocratique et Social Européen)	16
共和国・地方：独立派(Groupe Les Indépendants - République et Territoires)	18
連帯・地方：環境主義(Groupe Écologiste - Solidarité et Territoires)	17
無所属(Réunion administrative des Sénateurs ne figurant sur la liste d'aucun groupe)	4
計	348

¹⁹ 第 1 回投票で有効投票数の過半数、かつ、選挙人の 25%以上の票を獲得した候補者は当選し、当選者が定数に満たない場合は、第 2 回投票が実施され、得票順に当選する。なお、他の選挙では、第 2 回投票は第 1 回投票の後日に実施されるが（国民議会議員選挙の場合は 7 日後）、上院議員選挙は第 1 回投票と同日に第 2 回投票が実施される。

²⁰ 最大はパリ選挙区の 12 議席である。

²¹ パリテ法に基づき両性が交互に掲載される名簿となる。

²² 原則として、上院議員は 10 名以上で構成される政治グループに属する必要がある。政治グループに属しない上院議員は「無所属（政治グループに属さない上院議員グループ）」を形成する。

(図表1-6) フランスにおける国政選挙と欧州議会議員選挙の比較

	大統領	国民議会	上院	欧州議会
任期	5年	5年	6年	5年
選挙制度	直接選挙	直接選挙	間接選挙	直接選挙
選挙区数 (定数)	1	577	105(348) 3年で半数改選	8(74)
選出方法	2回投票制	小選挙区 2回投票制	多数決2回投票 制(定数2以下) 拘束名簿式比例 代表制(同3以上)	拘束名簿式 比例代表制
投票回数	2回	2回	2回	1回
被選挙権年齢	18歳	18歳	24歳	18歳
選挙権年齢	18歳	18歳	18歳	18歳
直近の選挙	2022年4月	2022年6月	2023年9月	2019年5月

(4) 主要政党

国民議会議員選挙が小選挙区2回投票制で実施されることは、第1回投票では各政党が自由に候補者を立て、いかなる候補者も単独過半数を獲得しなかった場合には、その結果に応じて政党間の選挙協力(=候補者調整)を行うことを可能にした。この制度は、第三、第四共和制以来のフランスの多党制を維持したまま、諸政党を左派と右派のそれぞれの連合へと導いてきた。第四共和制まで続いた中道諸党支配は終わりを告げ、その大部分は右派に編入され、ド・ゴール派と協力関係を結んだ。2023年6月時点の主な政党は次のとおりである。

ア ルネッサンス (Renaissance)

2016年4月にマクロン大統領が左右両派にとらわれず国民を結集するとして「前進! (En Marche!)」を立ち上げ、大統領当選後の2017年5月に名称を「共和国前進! (La République en Marche!)」に変更した。その後、2022年5月に国民議会選挙に向けて名称を「ルネッサンス (Renaissance)」に変更した。(2022年9月に党名を正式変更)

イ 国民連合 (Rassemblement National=RN)

1972年にジャン=マリー・ルペンが立ち上げた極右政党「国民戦線」が前身である。ジャン=マリー・ルペンの実娘マリーヌ・ルペンが党首に就任して以降、穏健路線に転換している。2018年6月に名称を「国民連合 (Rassemblement National)」に変更した。

ウ 不服従のフランス (La France insoumise)

2016年2月にジャン=リュック・メランションが立ち上げた急進左派政党である。メランションは2022年の大統領選挙に出馬し、第1回目の投票において、マクロン大統領、マリーヌ・ルペンに次ぐ3位の得票を獲得した。

エ 共和党 (Les Républicains=LR)

2002年にフランス共和国連合、自由民主党及びフランス民主連合の大部分が合併して形成された右派・保守的な政党である国民運動連合(サルコジ元大統領が党首を務めた)が2015年5月に名称変更した。

4 司法

フランスの司法制度では、司法裁判所と行政裁判所（Juridiction administrative）が厳格に分離されている。法律の合憲性審査は憲法評議会が行い、司法裁判所は個別事件において法令を違憲と判断してその適用を排除する権限を有しない。司法裁判所と行政裁判所との間で管轄問題が生じる場合は権限裁判所（Tribunal des conflits）が処理する。

（1）司法裁判所

民事裁判所と刑事裁判所とに分かれ、原則として、二審制をとる。

ア 司法裁判所（tribunal judiciaire）²³

法律により他の裁判所に裁判権が認められていない民事、刑事及び商事事件を取り扱う第一審裁判所である。

イ 重罪院（cour d'assises）

殺人等の重罪に関する第一審裁判所であり、唯一、陪審制を採用している。判決に対し控訴院への控訴は認められないが、破棄院への破棄申立てはできる。

ウ 控訴院（cour d'appel）

民事、刑事を問わず、重罪院を除く第一審裁判所からの控訴及び後述の特別裁判所からの上訴を審理する。控訴院は第2の事実審で、判決は終審判決として上訴は認められない。ただし、破棄院への破棄申立てはできる。全国36か所に設けられている。

エ 破棄院（Cour de cassation）

日本の最高裁判所に当たる。事実審は行わず、法の解釈・適用のみを審理するが、違憲立法審査権は有しない。

このほかに、特定分野に限り裁判権を有する特別裁判所として、民事における職業裁判所（商事、労働、農事賃貸借、社会保障）、刑事における少年裁判所がある。

また、司法裁判所から独立した高等法院²⁴があり、大統領が職務遂行と明らかに相容れない義務違反を犯した場合に限り、国民議会議員及び上院議員により構成される同院が大統領を弾劾する。加えて、閣僚の職務遂行に関して犯した犯罪を取り扱う共和国法廷がある。共和国法廷は、国民議会議員及び上院議員各6名並びに破棄院裁判官3名により構成される。

（2）行政裁判所

私人と国や地方自治体等との間の訴訟を審理する。原則として、地方行政裁判所と国務院の二審制である。行政裁判所については、第10章第1節6において後述する。

²³ 2020年の司法制度改革により、同じコミューン内に設置された、軽度の民事事件に関する第一審裁判所であり、同時に違警罪に関する刑事裁判も取り扱う「小審裁判所（tribunal d'instance）」と、高度の民事事件に関する第一審裁判所であり、同時に軽犯罪裁判所として、軽犯罪に関する刑事裁判の審理も担当する「大審裁判所（tribunal de grande instance）」が統一された。また、大審裁判所（少なくとも各県に1つ設置）があるコミューンとは異なるコミューンに設置されていた小審裁判所は、司法裁判所の支部と位置付けられ、「近接裁判所」と呼ばれる。近接裁判所は小審裁判所が取り扱う事件を引き継いでいる。

²⁴ 政治的性格を有する機関である。

(3) 憲法評議会

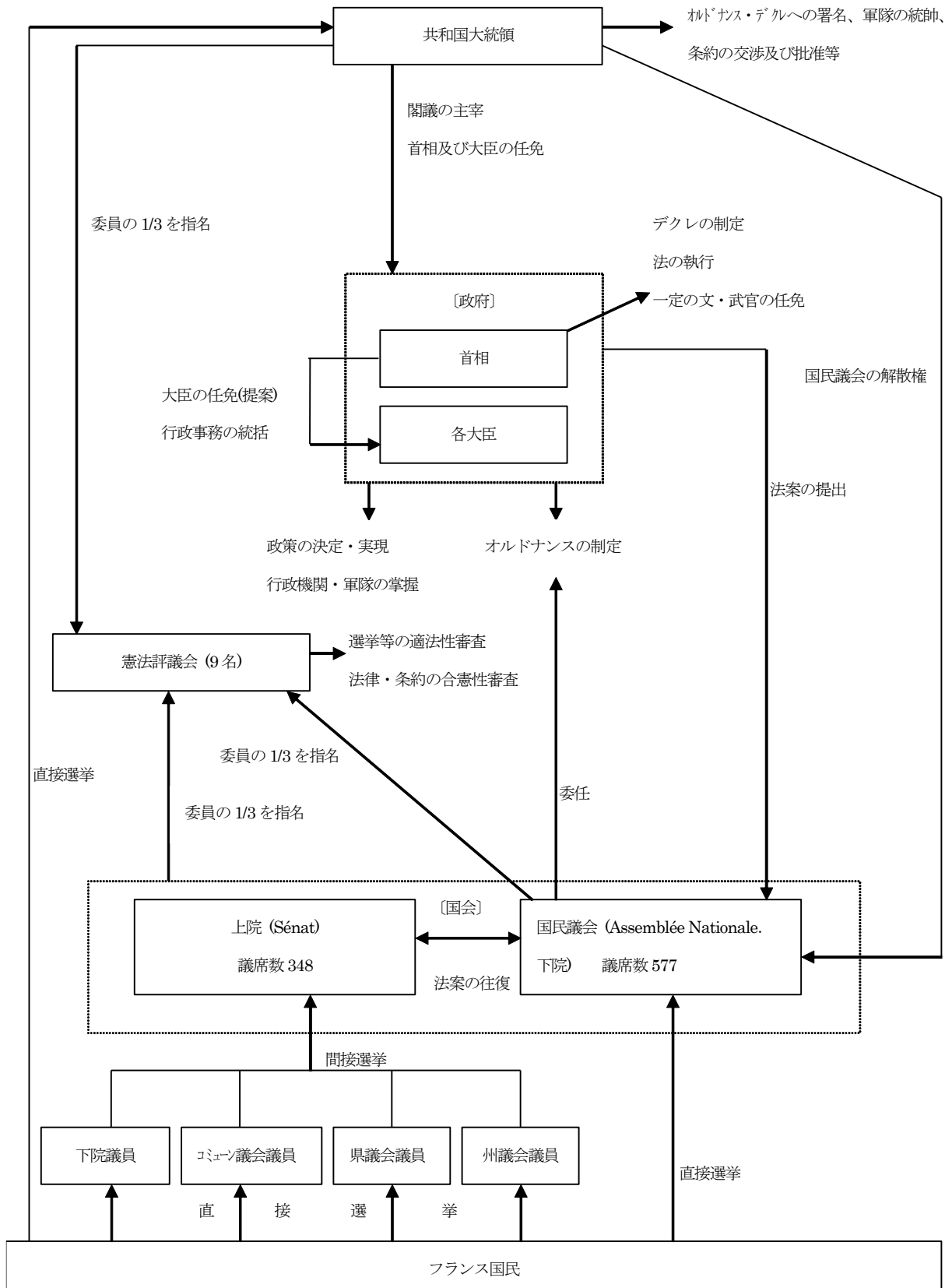
国会で可決された法律の公布前及び条約の批准前にその合憲性審査を行うとともに、国政選挙及び国民投票の適法性審査²⁵等を行う憲法上の機関である。終身評議員である共和国大統領経験者と、9名の任命制評議員（大統領及び両院議長によって各3名ずつ選ばれる。）によって構成され、議長は評議員の中から大統領が指名する。評議員の任期は9年で、3年ごとに3分の1ずつ改選され、再選は許されない。裁決は投票制であり、可否同数の場合には議長が決定する。

憲法評議会の裁決は最終的効力を有し、いかなる機関へも上訴は許されず、全行政・司法機関はそれに服さなければならない。法律及び条約に対する合憲性審査に関しては、組織法（loi organique）のみ首相により付託されることが義務付けられている。組織法以外の法律及び条約の合憲性審査は義務付けられておらず、大統領、首相及び両院議長の4名が任意で審査を請求できる。また、国民議会議員又は上院議員も、60名以上の連名をもって、組織法以外の法律及び条約の審査を請求できる。憲法評議会により違憲の裁決が下されると、法律は公布されず、条約は批准されない。

大統領選挙、両院議員選挙及び国民投票に関しては、関係する全ての選挙人が不服申立てを行う権利を有し、憲法評議会は、申立てを許容する場合は、選挙結果の修正又は選挙の無効宣言を行う。また、大統領選挙については、候補者名簿の作成、適正な選挙の実施の監視及び選挙結果の集計、公表を行い、国民投票については、その実施手続の適法性の監視及び投票結果の集計、公表を行う。

²⁵ 地方選挙については行政裁判所が管轄する。

(図表 1-7) フランス第五共和制の政治制度



第2章 地方制度の概観

第1節 地方制度の枠組み

1 憲法の地方自治体に係る規定

第五共和制憲法では、第12章（第72条から第75条の1まで）が「地方自治体（Des collectivités territoriales）」と題されていることをはじめ、地方制度に関する以下の規定がある。

- ・第1条第1項：フランス共和国の基本理念の1つとして地方分権（décentralisation）²⁶を規定
- ・第34条第2項及び第3項：地方選挙制度及び地方議会議員の職務遂行に関する条件を規定するほか、地方自治体の行政運営、権限及び財源については、法律で定めることを規定

第12章では、まず、第72条第1項において、地方自治体（collectivités territoriales）を以下のとおり列記している。

- ・コミューン（commune）
- ・県（département）
- ・州（région）
- ・特別な地位を有する地方自治体（collectivité à statut particulier）
- ・第74条の規定に基づく海外自治体（collectivité d'outre-mer）
- ・上述の自治体に代わり、必要に応じて、法律によって創設される地方自治体

例えば、地方自治体としてのパリは、「パリの地位及び大都市整備に関する2017年2月28日付法律²⁷」において、コミューン及び県の権限を有する、パリ市（Ville de Paris）という憲法第72条の特別な地位を有する地方自治体として位置付けられた²⁸。また、州は「コミューン、県及び州の権利と自由に関する1982年3月2日付法律（以下この章において「1982年地方分権法」という。）²⁹」により地方自治体となり、2003年憲法改正以降、憲法第72条第1項に自治体として規定されている。

次に、同条第2項において「地方自治体は、各々のレベルにおいて最も適切に遂行できる権限全体に関し、意思決定を行う使命を有する。」と補完性（subsidiarité）の原則について定め、また、同条第3項において「法律の定めるところにより、地方自治体は、公選議会によって自由に運営され、権限行使のために規則制定権を有する。」と規定するほ

²⁶ 国家機関がその出先機関に権限を委ねる地方分散（déconcentration）と区別される。

²⁷ Loi n° 2017-257 du 28 février 2017 relative au statut de Paris et à l'aménagement métropolitain

²⁸ なお、1964年7月10日付法律（Loi n° 64-707 du 10 juillet 1964 portant réorganisation de la région parisienne）において、コミューン及び県の権限を有する、パリ市（Ville de Paris）という特別な地位を有する地方自治体として位置付けられたが、1975年12月31日付法律（Loi n° 75-1331 du 31 décembre 1975 portant réforme du régime administratif de la ville de Paris）以降は、特別な地位を有する地方自治体ではなくなり、コミューンでもあり県でもあるという、2つの地方自治体の地位を併せ持つこととされていた。

²⁹ Loi n° 82-213 du 2 mars 1982 relative aux droits et libertés des communes, des départements et des régions

か、第 72 条の 2 第 1 項において、「地方自治体は法律の定める条件の下、自由に用いることができる財源を付与される。」と規定することにより、地方自治体の行政運営、権限及び財源の在り方を定めている。

2 地方自治体総合法典

地方自治に係る基本的な法律事項は、地方自治体総合法典³⁰（Code général des collectivités territoriales. 以下この章において「CGCT」という。）の中で総合的・体系的にまとめられている³¹。CGCT は法律部分（Partie législative）と行政命令部分（Partie réglementaire）に区分されており、ともに以下の部立てである³²。

- ・第 1 部：一般規定
- ・第 2 部：コミューン
- ・第 3 部：県
- ・第 4 部：州
- ・第 5 部：地方間協力
- ・第 6 部：憲法第 74 条で定める海外自治体
- ・第 7 部：憲法第 73 条で定める他の地方自治体

また、例えば、法律部分における第 1 部の第 1 編「地方分権の一般原則」の第 1 章「地方自治体の自治行政」では、以下のような節立てである。

第 1 節 自治行政の原則
第 1 款 一般規定と差別化された権限の行使
第 2 款 権限の委任
第 3 款 合議に基づく権限の行使
第 2 節 地方における決定への有権者の参加
第 1 款 地方レファレンダム（住民投票）
第 1 目 一般規定
第 2 目 有権者に対する情報提供、住民投票運動、投票事務
第 2 款 有権者への諮問
第 2 節の 2 調停
第 3 節 政策試行 ³³
第 4 節 財政自治
第 5 節 地方自治体の国際交流協力
第 6 節 公式な見解表明の要請

³⁰ 訳については、基本的に「フランス地方団体総合法典（法律部分）」（比較地方自治研究会 フランス・南欧部会第 1 部）に拠る。

³¹ かつては、地方自治関係法令は、コミューン法典（コミューン関係部分のみを法典化したもの）を除いて、体系化されていない数多くの法律、オルドナンス、デクレ、アレテ等の形で分散した状態だったが、まず、1996 年に法律及びオルドナンス部分が CGCT として統合され、続いて 2000 年 4 月にデクレ、アレテ等部分が追加され、現在の形となった。

³² 第 1 部は第 1111-1 条から、第 2 部は第 2111-1 条から、第 3 部は第 3111-1 条から始まるなど、部番号と条文番号が対応している。

³³ 本書の旧版では「実験」と訳。今回の本書編纂に際して、より理解しやすい表現に改めている。

3 行政区画と階層

行政区画は、行政機関が権限を行使する所管区域を示す地理的区分にすぎず、行政区画自体は法人格を持たない。

地方自治体である州、県及びコミューンの各行政区画は国の行政区画にもなっており、それぞれに国の代表者が置かれている。州及び県の場合は共に、地方自治体の代表者は議会議長（*président*）、国の代表者は地方長官（*préfet*）である一方、コミューンの場合は、地方自治体の代表者であるメールが国の代表者も兼ねる³⁴。

国の行政区画（*circonscriptions administratives*）には、上述のほかに、県と同じくフランス革命期に起源を持つ郡（*arrondissement*）がある³⁵。

郡は、国の行政区画において県の下位に位置付けられている³⁶。第三共和制下における県議会及びコミューン議会と同じく、郡議会（*conseil d'arrondissement*）が設けられたが、1940年にその活動が停止されたまま今日に至っている。現在、各郡の郡都には国の代表者である郡長（*sous-préfet*. 副地方長官に相当）が置かれている。

また、地方の行政区画（*découpage administratif*）として、州、県及びコミューンの地方自治体の3層のほか、課税権を有するコミューン間広域行政組織（*établissement public de coopération intercommunale à fiscalité propre*. 以下この章において「課税型EPCI」という。）及び区（*arrondissement municipal*）等がある。

課税型EPCIは公施設法人の1つであり、原則、全てのコミューン³⁷はいずれかの課税型EPCIに加入しており、県及びコミューンの間に位置する「第4の地方自治体」とも言われている。議会議長が代表を務める。

一方、区は、パリ、マルセイユ及びリヨンの三大都市に設置されており、区ごとに区議会（*conseil d'arrondissement municipal*）及び区長（*maire d'arrondissement*）が置かれている³⁸。

³⁴ メールに国を代表する総合的な権限は付与されておらず、地方長官等の監督の下、特定の行政及び司法事務のみを行うことに留意されたい。

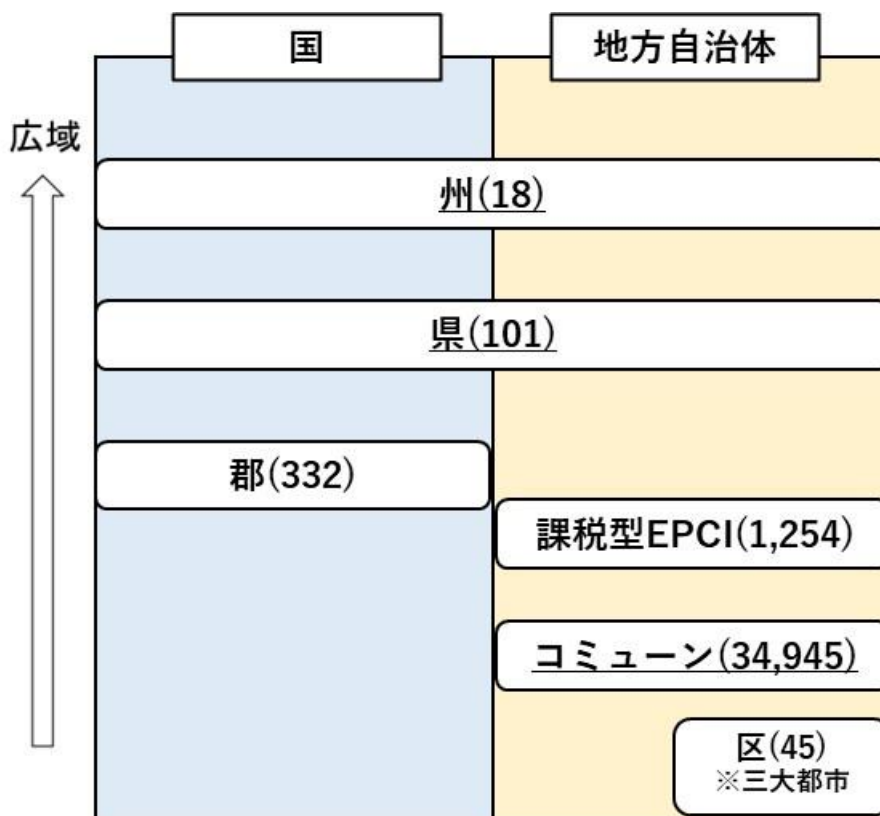
³⁵ 以前はカントン（*canton*）という行政区画があり、フランス革命の一時期、複数のコミューンを統合する基礎自治体の単位になっていたものの、ナポレオンがこれを廃止し、郡が県とコミューンの間に位置付けられる行政区画として創設されて以降、カントンは、県議会議員及び郡議会議員の選挙区として、また、憲兵隊配備、登記等に関する管轄区域としての意義を持つのみとなった。その後、カントンは2013年3月7日付法律（*Loi n° 2013-403 du 17 mai 2013 relative à l'élection des conseillers départementaux, des conseillers municipaux et des conseillers communautaires, et modifiant le calendrier électoral*）により行政区画ではなくなり、現在においては、県議会議員の選挙区としてのみ扱われている。

³⁶ 例外として、パリ及びテリトワール・ド・ベルフォールは1県1郡である。

³⁷ 2022年1月時点において、全3万4,955のコミューンの内、3万4,951のコミューンがいずれかの課税型EPCIに加入している。

³⁸ マルセイユの場合は、2つの区で1つのセクター（*secteur*）を構成し、セクターごとにセクター議会（*conseil d'arrondissement*）及びセクター長（*maire de secteur*）が置かれている。

(図表 2 - 1) 国及び地方自治体の主な行政区画とその数 (2023 年 1 月 1 日時点)



※下線は地方自治体であること、() 内の数字は行政区画数を示す

なお、フランス革命以前のアンシャン・レジーム (Ancien Régime) 時代、フランス本土は 34 の地方 (province) に区分されていた。地方の規模は大小様々であり、一部は気候条件によるものであるが、その大部分は住民、歴史、風俗等により区分されていた。フランス革命後、地方は県に置き換わったが、今日においても、観光、文化、ワイン等の産物を語る場合に、地方に基づき、その特色に言及することが広く行われている。

第 2 節 地方自治体の権限

1 地方自治体の一般権限条項

「地方自治体の改革に関する 2010 年 12 月 16 日付法律 (以下のこの章において「2010 年改革法」という。) ³⁹⁾」による改正前は、国と地方自治体間及び各地方自治体間の事務権限の配分については、CGCT において、州、県、コミューンの各階層に対する一般権限条項⁴⁰⁾が置かれていることで、地方自治体が処理する事務に関して、法で明示的に規定されない限り各階層の権限は限定されないとの原則的解釈が採られてきた。しかし、サルコジ政権下において、この一般権限条項が権限輻輳の主要因の 1 つとされたため、コミューン以外の州・県の一般権限条項が削除され、その権限が限定列挙された。

³⁹⁾ Loi n° 2010-1563 du 16 décembre 2010 de réforme des collectivités territoriales

⁴⁰⁾ 現在はコミューンだけに一般権限条項が存在するが、具体的に CGCT 第 L2129-29 条第 1 項の「コミューン議会はコミューンに関する事項について審議決定する。」という規定を指している。

オランダ政権は、当時野党であった社会党が地方自治体の自由行政の原則に抵触するとして 2010 年改革法に反対する立場を取っていたこと、地方自治体からも反対意見が出ていたことを踏まえ、「地方行政の現代化とメトロポールの確立に関する 2014 年 1 月 27 日付法律 (MAPTAM 法)⁴¹⁾」により一般権限条項を復活させた。しかし、地方自治体間の調整は困難を極め、むしろ州・県の一般権限条項を廃止し、それぞれに明確で排他的な権限を与える方が、二重行政の非効率性の低減を図るには実効性が高いと考えられるようになる。これらを背景に「フランス共和国の新たな地方行政制度に関する 2015 年 8 月 7 日付法律 (以下この章において「NOTRe 法」という。)⁴²⁾」により一般権限条項は再び廃止され、コミューンのみに一般権限条項が存在することとなった。

2 事務配分

(1) 配分のルール

前述のとおり、NOTRe 法により、州及び県の一般権限条項は廃止され、法が州議会及び県議会に付与する権限分野において、州議会及び県議会は、その議決によりそれぞれの事務を処理している。コミューン及び県、州の主な権限としては、コミューンはコミューン道、県は県道、州は州計画というように割り当てられている。一方、文化、スポーツなど、全階層の自治体に認められているものもある。また、教育行政の分野においては、教育施設の建設、管理について、コミューンが小学校、県が中学校、州が高校を所管しているものの、どの階層についても、教育内容と教員の人事や給与については国の権限であるというように、同じ行政分野であっても、中身では権限が入り組んでいる場合も多い。

(2) コミューンの仕事

コミューンの所管事務としては、都市計画、住宅、社会扶助、幼稚園と小学校の設置及び維持管理、文化等法律に定める権限のほか、一般権限条項に基づきコミューンの利益に関わるあらゆる事項について、その議会の議決により決定し、それに関する事務を行うことができる。なお、コミューンの事務の一部については、構成コミューンの総人口等に応じて形態の異なる課税型 EPCI に、その権限が移譲されている。課税型 EPCI については第 4 章第 3 節において後述する。

(3) 県の事務

1980 年代の改革以前、県の行政執行は官選知事の管理下にあったものの、1871 年 8 月 10 日付法律が県に地方自治体としての地位を付与して以来、県レベルにおける国の地方行政と地方自治行政とは区別されてきた。その後、1982 年地方分権法等により、県の権限は拡大された。2003 年分権第二幕の権限移譲においても、社会参入最低限所得 (RMI) 制度が国から県に移譲され、社会活動最低限所得 (RMA) 制度⁴³⁾が創設された。その後 NOTRe 法により、県は法律により付与された権限を有し、地域の連帯や

⁴¹⁾ Loi n° 2014-58 du 27 janvier 2014 de modernisation de l'action publique territoriale et d'affirmation des métropoles

⁴²⁾ Loi n° 2015-991 du 7 août 2015 portant nouvelle organisation territoriale de la République

⁴³⁾ 2009 年 6 月 1 日に RMA は社会活動連帯所得 (RSA) に取って代わられた。

社会格差の是正のために障害者福祉や高齢者福祉、社会扶助給付等をその事務とすることが定められた（CGCT 第 L3211-1 条）。また、そのほか県は、県道、港湾、空港、農村部の整備、障害児の通学輸送、中学校の建設及び維持管理、県消防・救急などを担う。

（４）州の事務

地方自治体としての地位を州に付与した 1982 年地方分権法では、幅広い分野において州の事務が列挙された。その後、「地方の自由及び責任に関する 2004 年 8 月 13 日付法律⁴⁴」では、一体性の理念を満たすための権限及び広い地域における実施に適した権限が国から州に移譲された。NOTRe 法により、州は法律に定める権限を有すること、また、州は経済、社会、保健衛生、文化及び学術の発展の推進、住宅の確保と住居の改善のための支援、都市政策及び都市再生の支援、教育政策の支援、地域整備と地域間格差の是正、地域のアイデンティティと地方言語の保存を担うと定められ、州の権限は拡大された。具体的には、州の主な権限として、経済開発、高校の建設及び管理運営、欧州基金の運営、職業教育、都市間交通、地域整備等が挙げられる。

以上、異なる階層の地方自治体間での事務配分を概括的にまとめると、図表 2-2 のようになる。

（図表 2-2）地方自治体間の事務配分の概略⁴⁵

区分	コミューン (課税型 EPCI を含む。)	県	州
治安	コミューン警察、交通警察、駐車違反取締まり、犯罪予防	交通警察、犯罪予防、消防・救急	
社会・福祉	コミューン社会福祉センターの運営	法定社会福祉給付、保育施設(6歳未満)の指揮監督	
雇用	地域雇用促進のための組織の創立及びそのための活動	地域雇用促進のための組織の創立及びそのための活動	地域雇用促進のための組織の創立及びそのための活動
教育	幼稚園(義務教育)及び小学校の設置・運営	中学校の設置・運営	高校の設置・運営
保育・青少年	保育施設の設置・運営・助成	保育施設(6歳未満)の許認可、児童保護	
スポーツ	スポーツ施設(プール、体育館等)の建設、スポーツクラブ・協会への補助	中学校内のスポーツ施設の建設、スポーツクラブ・協会への補助	高校内のスポーツ施設の建設、スポーツクラブ・協会への補助
文化	図書館及び美術館、博物館の設置・運営、文化遺産目録の管理	図書館及び美術館、博物館の設置・運営、文化遺産目録の管理	図書館及び美術館、博物館の設置・運営、文化遺産目録の管理
観光	観光局の設置	整備計画の策定	中期目標の設定

⁴⁴ Loi n° 2004-809 du 13 août 2004 relative aux libertés et responsabilités locales

⁴⁵ 本表はフランスの地方自治体間の事務配分を概括的に一覧で示すことを目的とするため、事務の内訳など細部を省略してある。参照に当たり、この点を十分に注意されたい。

職業訓練			国との州計画契約の策定、障害者等の職業訓練の運営
経済支援	経済開発及び技術革新、国際化に関する州計画への参加	経済開発及び技術革新、国際化に関する州計画への参加	経済開発及び技術革新、国際化に関する州計画の策定
都市政策	経済発展、都市開発、社会格差是正のための統合的な取組	経済発展、都市開発、社会格差是正のための統合的な取組	経済発展、都市開発、社会格差是正のための統合的な取組
都市計画	地域都市計画及びコミュニケーション地図の作成	都市近郊の農業区域及び自然区域の保護活用のための境界画定	
地域整備	持続可能な地域整備州計画への参加	農村施設整備支援計画の策定	持続可能な地域整備州計画の策定
住宅	財政支出、地域住居計画の策定	財政支出、住宅連帯基金の運営、県計画の策定	財政支出
環境・自然遺産	自然地域遺産目録の策定	自然地域遺産目録の策定、ハイキングルート等の県計画の策定	自然遺産目録の作成協力、生物多様性に関する地域政策の調整
廃棄物	家庭ごみの収集・処理		廃棄物抑制州計画の策定
上下水道	飲料水の供給、計画策定、汚水処理		
通信	電気通信インフラの設置・運営		電気通信インフラの設置・運営
エネルギー	電気及びガスの供給網を組織、再生可能エネルギー生産施設の設置・運営、エネルギー需要の抑制政策	再生可能エネルギー生産施設の設置・運営、エネルギー需要の抑制政策、廃棄物等処理の余熱を利用した暖房システムの整備	再生可能エネルギー生産施設の設置・運営、エネルギー需要の抑制政策、廃棄物等処理の余熱を利用した暖房システムの整備
港湾	港湾警察、レジャー用の港、県から移譲された漁港の整備・運営	漁港の整備・運営	商業港の整備・運営
空港	国内線専用空港の設置、航空会社との定期便就航の協定締結	国内線専用空港の設置、航空会社との定期便就航の協定締結	国内線専用の港の所有・整備・運営
学童輸送		障害を有する学童輸送を組織	学童輸送を組織
公共交通・道路	地域内の公共交通(シェアリングサービスを含む。)を組織、コミュニケーション道の整備・管理	県道の整備・管理	州の鉄道輸送を組織、定期サービスに関する州計画の策定、州道のインフラ交通州計画の策定

第3節 国と地方の関係

州と県、海外領土では、国の代表者である地方長官が国益、行政監督及び法の順守について任務を負う。

地方自治体は、地方分権の理念及び憲法第72条第2項で定める補完性の原則に基づき、行政権を有するとされる。

1 国と地方の関係の概観と地方長官

(1) 1980年代の地方分権改革

国と地方の関係は、1980年代の地方制度改革によって大きく変革された。従前、県レベルの行政全体の責任者であった官選県知事（*préfet*）が地方行政全般について事前に「後見監督」（*tutelle*）を行ってきたが、1982年地方分権法を中心とする一連の地方制度改革立法により、国は地方自治体の行政について、事後的な監督を、地方長官（性格が変わった現在でも「*préfet*. プレフェ」と呼ばれている。）を中心としつつ、行政裁判所や州会計検査院等の機関も関与させながら行うシステムとなった。これによって、ナポレオンの時代以来、フランス地方制度を特徴付けてきた中央集権的地方制度が抜本的に改革された。

地方分権改革以前には、官選県知事は、県行政全体の中心であった。県知事は国の行政区画を代表する者であり、かつ、地方自治体の執行機関であるという職務の二重性が存在していた。1982年地方分権法の制定により、後者の権限は県議会議長に移管され、官選知事の継承者である地方長官は前者のみを行うこととなり、職務の二重性は解消された。さらに、地方長官はコミューン行財政の後見監督の権限も奪われ、地方自治体に対する権限は往年の官選県知事と比較し大幅に縮小された。

(2) 地方長官（プレフェ）

ア 地方長官の地位と権限

憲法第72条は「地方自治体において、国の代表者は政府の全ての構成員を代表し、国益、行政監督及び法の順守に関する任務を負う。」と規定しており、条文中の国の代表者とは地方長官のことである。地方長官⁴⁶は各県に置かれている。

1982年地方分権法は、地方分権化に併せて「国の事務の地方分散」を推進し、その面においては、地方長官に対して重要な国家行政上の権限を新たに付与した。すなわち、以前は各地方出先部局の「業務の推進及び調整を行う。」とともに「そこに勤務する職員を指揮監督する。」（1964年3月14日付デクレ第64-250号⁴⁷）ことが官選知事の役割であったが、1982年地方分権法及び同年のデクレによって、地方長官は、「関係主務大臣の監督の下に、県における国の地方出先部局を統括する。」とともに「これら部局の長及び代表者に対し...直接の監督権を有する。」こととされた。

⁴⁶ 1982年地方分権法では「共和国委員」という職名が用いられたが、その後1988年に至り、従前と同じ「プレフェ」を用いるようになった。これを「県（州）知事」と訳する向きもある（逆に日本の県知事を *préfet* と訳する向きもある）が、日本の民選県知事と同種の地位という誤解を招きやすい。本書では旧版と同様に「地方長官」とし、日本とフランス相互に誤解を生まないようにしている。

⁴⁷ Décret n°64-250 du 14 mars 1964 relatif aux pouvoirs des préfets, à l'organisation des services de l'Etat dans les départements et à la déconcentration administrative

イ 地方長官庁と郡庁

地方長官を補佐する組織は、全体として「地方長官庁」(*préfecture*. 各県の中心都市に所在)及び「郡庁」(*sous-préfecture*. 副地方長官庁に相当し、各郡の中心地に所在)と呼ばれる。州庁所在地が位置する県において、県地方長官庁は州地方長官庁でもあり、県地方長官は州地方長官を兼任する。

(3) 県地方長官

ア 地位

2004年4月29日付デクレ第2004-374号⁴⁸は、県地方長官の地位を「地方長官は国の権威の受託者である。国益及び法の順守の任務を負う。首相及び各大臣を代表する。」と規定している。県地方長官は、閣議を経て決定される大統領デクレによって任命される。

イ 権限

- ① 国及びEUの政策を実施する。
- ② 県、コミューン、地方公施設法人及び複数県に及ぶ県間公施設法人(本部を当該県内に置く。)に対して行政監督を行う。
- ③ 県における国の公的機関(その活動が県域を越えないもの)の指揮監督を行う。
- ④ 公的秩序を維持し、住民の安全を確保する責任を負う。
- ⑤ 国を代表して、県、コミューン及び公施設法人と協定を締結する。
- ⑥ 県議会に対し、国を代表して意思を表明する。
- ⑦ 県内の国の出先機関に関係する行政委員会を主宰する。
- ⑧ 地域の代表として、国の行政活動と公施設法人の活動を調整する。

ウ 県地方長官庁の事務組織

オワーズ県を例にとり、県地方長官庁の事務組織について概観する。県地方長官の下に、各郡をそれぞれ担当する3名の郡長(*sous-préfet*)のほか、官房長(*directeur de cabinet*)、事務総長(*secrétaire général*)、都市政策を担当する副地方長官(*sous-préfète chargée de mission politique de la ville*)等が直属する。官房長の下には、国家代表・省庁間連絡局等、事務総長の下には、市民・外国人部、地方自治体・選挙部等が配置され、各課を統括している。

(4) 州地方長官

ア 地位

州地方長官(*préfet de région*)は、県地方長官と同様、1982年地方分権法により、従来の国の任命による州知事を継承するものとして、新たに定められた。2004年4月29日付デクレ第2004-374号において、州地方長官の地位は、県地方長官と同様に「地方長官は国の権威の受託者である。国益及び法の順守の任務を負う。首相及び各大臣を代表する。」と規定されている。州地方長官は閣議を経たデクレにより任命され、州地方長官庁所在地の県地方長官が兼任する。

⁴⁸ Décret n°2004-374 du 29 avril 2004 relatif aux pouvoirs des préfets, à l'organisation et à l'action des services de l'Etat dans les régions et départements

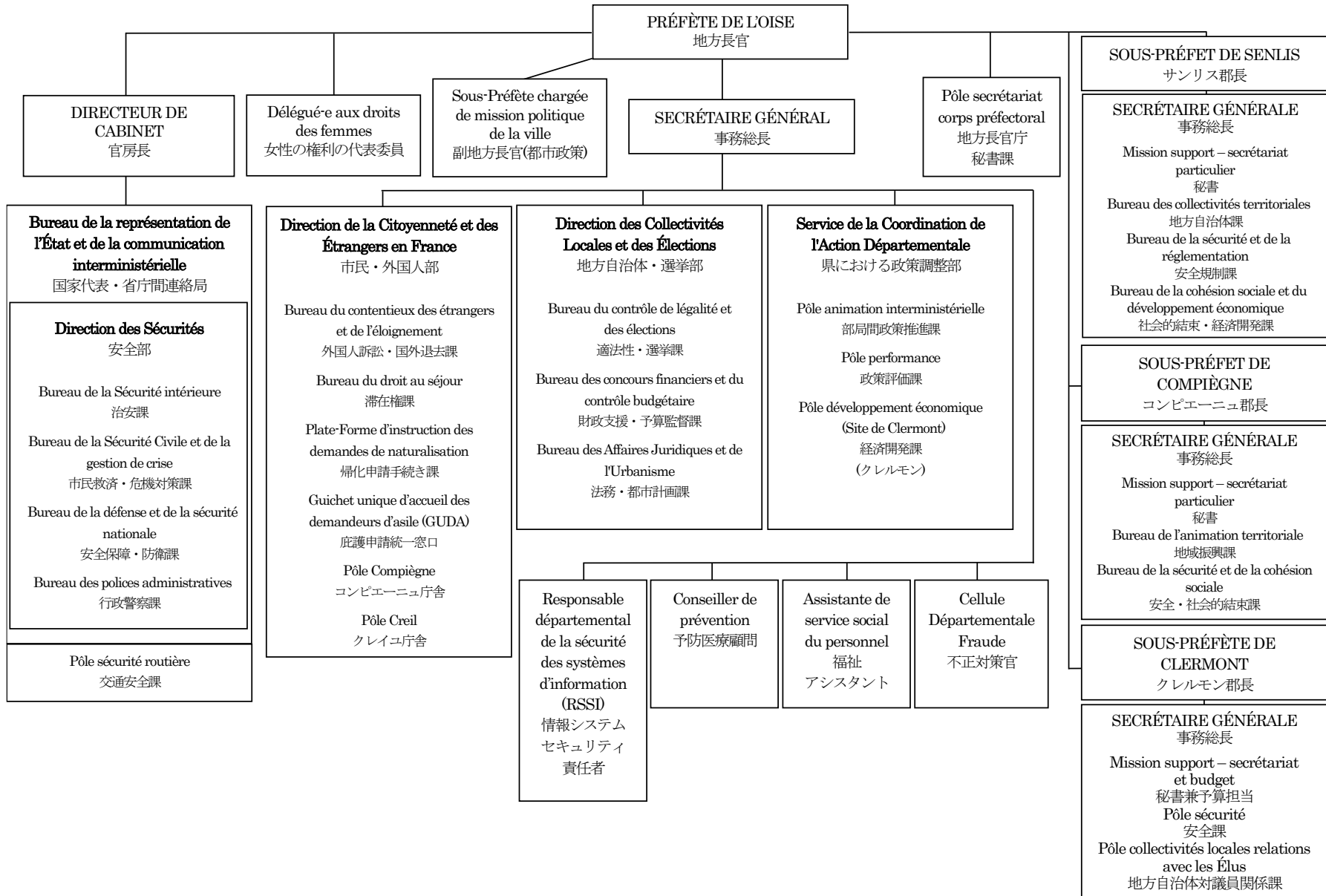
イ 権限

- ① 州内における県地方長官の活動に関する調整役を担う。
- ② 州、州立の公施設法人、複数州に及ぶ州間公施設法人（本部を当該州内に置く。）に対して行政監督を行う。
- ③ 州における国の公的機関（その活動が州域を越えないもの）の指揮監督を行う。
- ④ 県地方長官と国の出先機関に係る州行政委員会を主宰する。
- ⑤ 州議会に対して、国を代表して意思を表明する。
- ⑥ 国を代表して、州、公施設法人と協定を締結する。

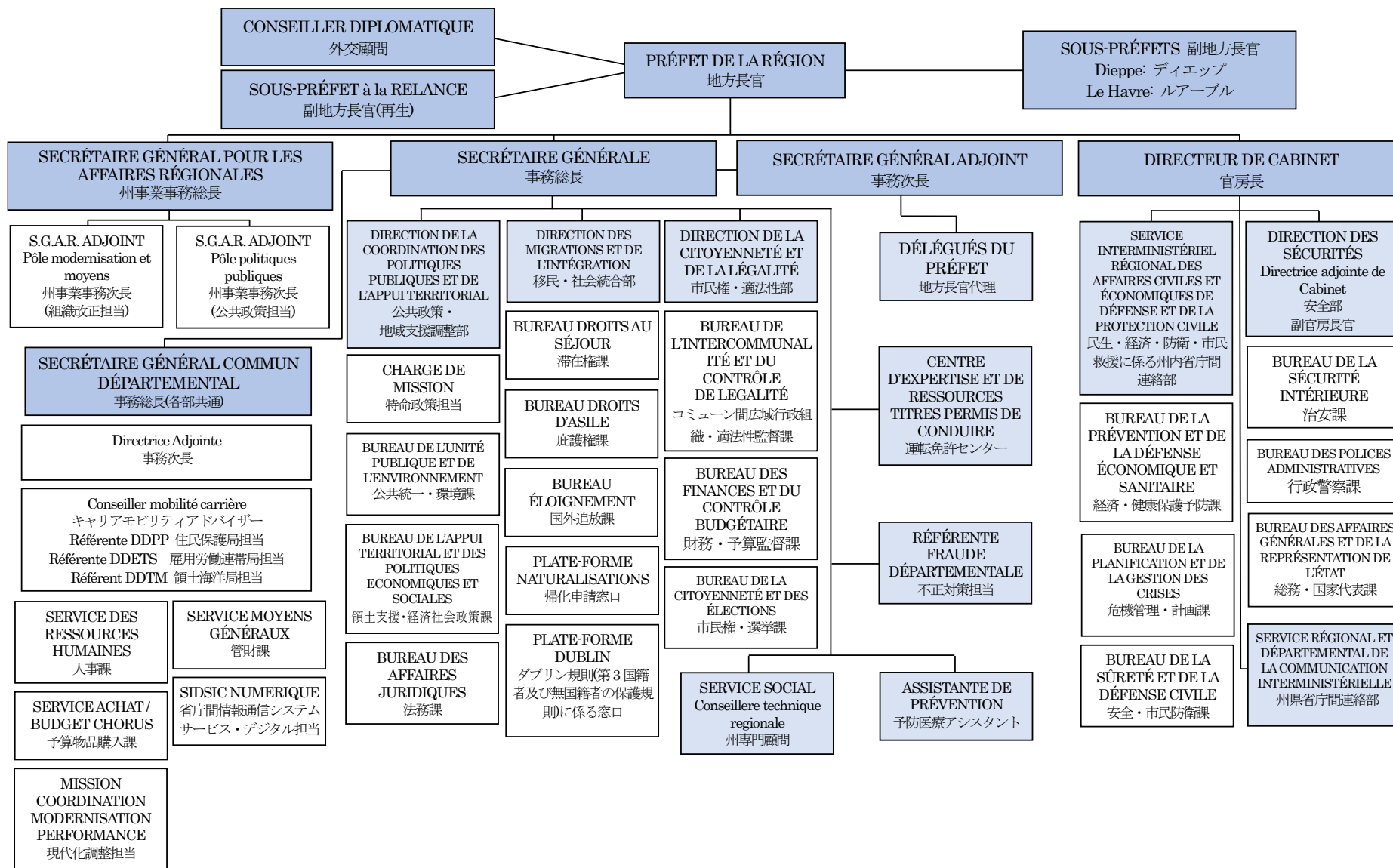
ウ 州地方長官庁の事務組織

ノルマンディー州を例にとり、州地方長官庁の事務組織を概観する。州地方長官の下に、郡長（sous-préfet）をはじめ、州事業事務総局長（secrétaire général pour les affaires régionales）、事務総長（secrétaire général）、官房長（directeur de cabinet）が直属する。州事業事務局長の下には、各分野を担当する同局次長が配置され、事務総長の下には、公共政策・地域支援調整部、移民・社会統合部、市民権・適法性部等が配置されているほか、官房長の下には、民生・経済・防衛・市民保護に係る州内省庁間連絡部、州県省庁間連絡部、安全部が配置され、各課を統括している。

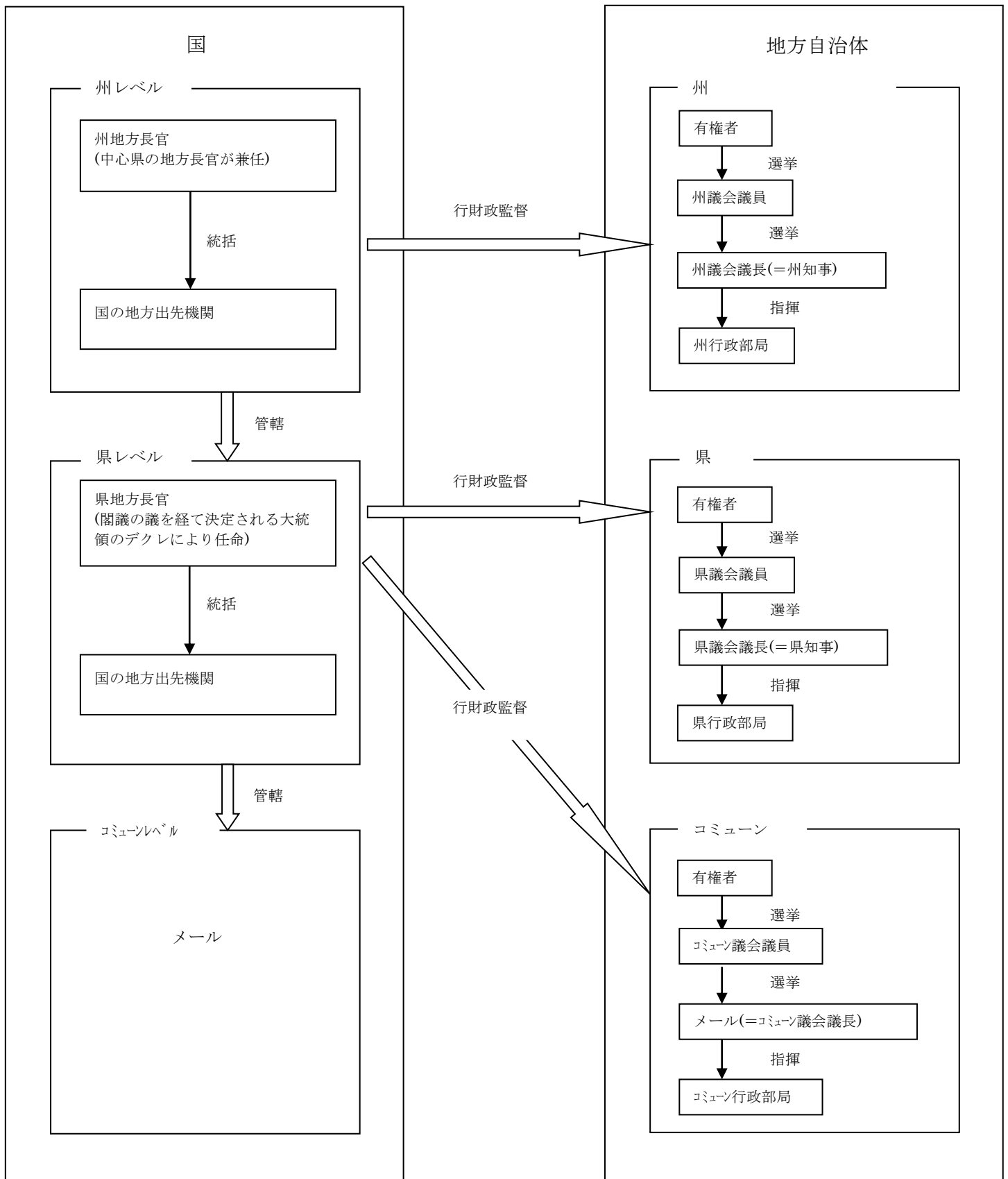
(図表 2-3) オワーズ県地方長官庁の事務組織図



(図表 2-4) ノルマンディー州地方長官庁の事務組織図



(図表 2 - 5) 地方行政に関わる主体



2 地方議会の解散と地方議員の強制辞職制度

地方議会が機能不全に陥った場合、内閣は理由を付したデクレにより地方議会を解散させることができる。コミューン議会はCGCT第L2121-6条、県議会はCGCT第L3121-5条、州議会はL4132-3条に規定されている。あくまでも地方議会が機能不全に陥った場合の最終手段として行使される⁴⁹。また、地方議員が法に定められた職務を正当な理由なく拒否した場合、コミューン議会議員又は県議会議員の場合は行政裁判所（CGCT第L2121-5条、第L3121-4条）、州議会議員の場合は国务院（CGCT第L4132-2-1条）により強制的に辞職を言い渡される制度があり、その場合、当該議員は1年間被選挙資格を喪失する。

3 国による行政的統制

（1）後見監督から事後的統制へ

1982年地方分権法は、地方自治体に対する国の行財政上の後見監督を廃止することを主要目的の1つとした。「後見監督」（tutelle）という言葉は、民法上の未成年者に対する親の保護的な監督と同じ言葉であり、1982年の改革は、これを事後的な適法性（légalité）確保のための「行政監督」（contrôle administratif）に切り替えた。今日において、地方長官は、地方自治体の決定に対して事前統制する従前の官選知事のような権限は有せず、行政裁判所を通じての事後統制のみを行う。

（2）議決等の地方長官への送付

地方議会の議決、法律により地方自治体の権限に属する事項に関する施行規則、入札・外部委託・起債等に関する契約、職員の任用・昇進・懲戒・解雇に関する決定、建築許可など都市計画に関する許認可、そのほかの重要な決定は、15日以内に地方長官又は郡長に送付される。これらは、地方長官に届け出た時点から効力が生じる。地方長官等は、これにより議会及び執行部の行動を把握し、違法がある場合には是正に必要な対応をする。

（3）行政裁判所への提訴

地方長官は議決等を違法と判断する時は、その送付を受けてから2か月以内（予算の場合は1か月以内）に、地方自治体に修正又は撤回を求める異議申し立てができる。地方自治体がこの異議申し立てに応じない場合、地方長官は地方行政裁判所に提訴できる。重大な違法がある場合は、同時に失効停止の申し立てをする。行政裁判所はその判決に基づき、提訴された議決等を取り消すことができる。自然人又は法人が地方自治体の行政行為により権利・利益を侵害された場合には、自ら直接行政裁判所に不服申立てできるが、地方長官に対して提訴等するよう求めることもできる。

⁴⁹ 近年では、コンパンヴィル市（ノルマンディー州・セーヌ＝マリティーヌ県に位置）において、18ヶ月間、議会が開催されないという事態に陥ったため、地方長官が内務省に議会の解散を提案し、2016年8月31日発令のデクレによりコンパンヴィル市議会が解散されたという事例がある。

第3章 フランス地方分権の流れ

伝統的に中央集権的であると言われていたフランスが、1982年ミッテラン政権時に地方分権改革に取りかかった。2003年には憲法改正を伴う「地方分権第二幕」が断行された。その後、サルコジ、オランド、マクロン政権下において、それぞれ地方分権改革が行われている。

国家機関がその出先機関に権限を委ねる地方分散（*déconcentration*）と区別される。

第1節 第二次世界大戦以後の地方制度

第二次世界大戦後の1946年10月27日に国民投票で可決された第四共和制憲法において、県、コミューン及び海外領土が地方自治体であると明記され、組織法においてコミューン及び県の自由な運営管理の原則や大都市の一部に対する特例措置が定められた。

1955年6月30日付デクレ第55-873号⁵⁰により、州ごとに州活動計画を策定することが規定され、1956年10月28日付アレテ⁵¹により、州活動計画の単位としての22州が誕生した。その後、1963年に試行的に2つの州に国の出先機関が設置され、1964年3月14日付デクレ第64-250号により各州に国の出先機関が設置されることとなった。また、同デクレにより、州庁所在地の県の地方長官（*préfet*）が州の地方長官を兼ねることが定められた。

ド・ゴール大統領は、1969年に①州を憲法上の地方自治体と位置付けること、②上院を地方自治体の代表に、社会・経済・文化団体の全国的代表を加えた諮問的議会とすることを一括した憲法改正案を国民投票に委ねたが、否決された。この否決の理由は、主に上院に関する改正の反対であったと言われている。ポンピドゥー大統領時代の1972年7月5日付法律により、州を一定の課税権を有する公施設法人とすることに加え、州議会及び経済社会委員会の設置、州の地方長官による州議会決定事項の執行などが定められた。

また、広域行政については、1959年1月5日付オルドナンスにより、従前からの単一目的事務組合に加え、多目的事務組合の創設が規定されるとともに、関係地域の半分以上の人口を占める3分の2以上のコミューンが賛成すれば、その地域全体について事務組合を創設できるようになり、コミューン間広域行政組織が発展することとなる。また、同日付の別のオルドナンスにより、消防及び住宅に関して義務的権限を有する広域コミューン区の創設が可能となり、その後1966年12月31日付法律⁵²により、都市交通、都市計画、道路等の12の異なる分野における義務的権限を有する大都市共同体が創設された。また、「コミューンの合併と再グループ化に関する1971年7月16日付法律（以下この章において「マルスラン法」という。）⁵³」によりコミューン合併が促進されたが、住民の歴史的・地理的経緯を踏まえた「村の鐘楼に対する愛着（*esprit de clocher*）」により成果を挙げることはできなかった。

⁵⁰ Décret n°55-873 du 30 juin 1955 relatif à l'établissement de programmes d'action régionale

⁵¹ Arrêté du 28 novembre 1956 définissant le cadre des programmes d'action régionale

⁵² Loi n° 66-1069 du 31 décembre 1966 relative aux communautés urbaines

⁵³ Loi n° 71-588 du 16 juillet 1971 sur les fusions et regroupements de communes

1970年12月31日付法律⁵⁴により、地方長官のコミューンに対する後見監督が緩和され、1975年7月29日付法律⁵⁵により地方税としての職業税の創設等が実施された。ジスカール・デスタン大統領の下、1976年10月に地方分権に関する革新的な提案が含まれるギシャール報告「ともに生きる (Vivre ensemble)」がまとめられたが、その中の広域行政組織へのコミューンの強制加入という提言にメールが反発し、1977年6月にメールの意見を踏まえて地方制度の改革の方向性を示すオベール報告がまとめられた。その後、1979年1月3日付法律⁵⁶により、経常費総合交付金 (dotation globale de fonctionnement. 略 DGF) が創設され、さらに1980年1月10日付法律⁵⁷により、地方議会において法律の範囲内で地方税の税率を自ら決定できることが定められた。

第2節 1982年地方分権改革

フランスの地方制度は、「コミューン、県及び州の権利と自由に関する1982年3月2日付法律 (以下この章において「1982年地方分権法」という。)」及びそれに続く一連の地方分権改革法令によって大きく変化した。

1982年地方分権法には次に掲げる3つの重要な点が含まれている。

- ① 国から県に置かれた官選の地方長官から、県議会議員の互選で選出される県議会議長へ県の執行権が移行された。
- ② 従来は公施設法人として位置付けられていた州が、地方自治体と位置付けられた。公選による州議会が設置され (初選挙は1986年に実施)、州議会議員の互選で選出される州議会議長が州の執行機関とされた。
- ③ 国による事前の後見監督が廃止され、地方長官等の訴えにより行政裁判所が判示する法令違反の是正等の手段を用いる事後的な行政監督となった。

この地方分権改革により、フランスの地方自治単位は、基礎レベルのコミューン、広域レベルの県、さらに広域的な州の三層構造となり、そのいずれもが直接選挙の地方議会を有し、議会内での互選により選出される議会の長が執行機関である首長にも就くというシステムとなった。

この1982年地方分権法に続き、「コミューン、県、州及び国の権限配分に関する1983年1月7日付法律⁵⁸」及び1983年7月22日付法律⁵⁹により、国から地方自治体への大幅な権限移譲が行われるとともに、事務配分の再編成が行われた。

諸々の権限を分野ごとに一括し、その性質上最も適切なレベルの地方自治体がそれを所管とするという補完性の原則により、州は、地域開発・国土整備に関する計画、高校

⁵⁴ Loi n° 70-1297 du 31 décembre 1970 sur la gestion municipale et les libertés communales

⁵⁵ Loi n° 75-678 du 29 juillet 1975 supprimant la patente et instituant une taxe professionnelle

⁵⁶ Loi n° 79-15 du 3 janvier 1979 instituant une dotation globale de fonctionnement versée par l'Etat aux collectivités locales et à certains de leurs groupements et aménageant le régime des impôts directs locaux pour 1979

⁵⁷ Loi n° 80-10 du 10 janvier 1980 portant aménagement de la fiscalité directe locale

⁵⁸ Loi n° 83-8 du 7 janvier 1983 relative à la répartition de compétences entre les communes, les départements, les régions et l'Etat

⁵⁹ Loi n° 83-663 du 22 juillet 1983 complétant la loi n° 83-8 du 7 janvier 1983 relative à la répartition de compétences entre les communes, les départements, les régions et l'Etat

(lycée) の設置・管理、職業教育・研修及び文化等、県は、社会福祉、県道の整備、都市圏外通学用輸送及び中学校 (collège) の設置・管理等、コミューンは、都市計画、小学校 (école primaire) ・幼稚園の設置・管理、都市圏内通学用輸送及び図書館等を所管することとされた。

また、権限移譲及び事務配分の見直しに伴い、自動車登録税が州に、自動車税及び不動産登録税が県に、それぞれ国から税源移譲されると共に、地方分権化一般交付金等の一般財源交付金により国からの財源移転が行われている。

地方議員の身分規定に関しては、「地方議員の職務遂行条件 (待遇) に関する 1992 年 2 月 3 日付法律⁶⁰⁾」が制定され、地方議員の報酬の基準を定める待遇改善が行われた。

(従来、地方議員の身分は名誉職的色彩が極めて強かったため格差が著しく、報酬を受けとっていない場合が多かった。)

また、「共和国の地方行政に関する 1992 年 2 月 6 日付基本指針法律⁶¹⁾」により、諮問的住民投票制度や広域行政組織の拡充強化、地方自治体の国際協力等を定めるとともに、国の地方出先機関の機能を強化する国家行政の地方分散 (déconcentration) が推進された。

第 3 節 2003 年地方分権第二幕

1 概要

地方分権改革は、2002 年 5 月の大統領選挙におけるシラク大統領及び同年 6 月の国民議会総選挙において、シラク大統領を支持する保守・中道派の選挙公約にそれぞれ盛り込まれていたものであり、7 月 3 日にラファラン首相が行った施政方針演説でも強調されていた。同年 10 月 16 日に「共和国の地方分権化」に関する 11 条から成る憲法改正案が閣議決定され、上院で修正のうえ同年 12 月 11 日に可決され、翌年 3 月に共和国の地方分権化に関する憲法改正が行われた。この憲法改正の主な特徴は次のとおりである。

- ① 共和国の基本理念を定めた憲法第 1 条に共和国の地方分権化に関する一文を追加したこと
- ② 補完性の原則を定めたこと (補完性の原則とは、あらゆる権限について、当該権限を最も適切に遂行することができる立場にある主体が当該権限を行使するという原則)
- ③ 州を憲法上の地方自治体として位置付けたこと
- ④ 地方自治体の財政自治の強化
- ⑤ 地方自治体が組織法律等の定める条件の下で試行的な取組を実施できること
- ⑥ 地方における直接民主主義の住民投票制度の導入

この憲法改正を受け、「地方住民投票に関する 2003 年 8 月 1 日付組織法律⁶²⁾」及び「政策試行に関する 2003 年 8 月 1 日付組織法律⁶³⁾」、また、「地方自治体の財政自治に関する

⁶⁰⁾ Loi n° 92-108 du 3 février 1992 relative aux conditions d'exercice des mandats locaux

⁶¹⁾ Loi d'orientation n° 92-125 du 6 février 1992 relative à l'administration territoriale de la République

⁶²⁾ Loi organique n° 2003-705 du 1er août 2003 relative au référendum local

⁶³⁾ Loi organique n° 2003-704 du 1er août 2003 relative à l'expérimentation par les collectivités territoriales

2004年7月29日付組織法律⁶⁴、「地方の自由及び責任に関する2004年8月13日付法律」が成立している。

2 憲法改正のポイント

(1) 共和国の地方分権化

共和国の地方分権化について、フランス共和国の不可分性や政教分離、法の下での平等などフランス共和国の基本理念を定めた憲法第1条に「その組織は地方分権化される。」との一文が追加された。本条は象徴的なものではあるが、憲法の冒頭に規定される共和国の不可分性や法の下での平等原則と並列させて、考え方によってはそれらと相対立するとも言われてきた多様性を認める地方分権化の原則を共存させるものである。一方、憲法上に地方分権化を規定することにより、法律によって共和国が連邦制へ移行することを否定する意味を持ち、共和国の不可分性を強化するものであるとも言われている。また、憲法上に地方分権化を明記することは、地方自治を一層強化し、憲法評議会（Conseil constitutionnel）が地方自治の原理に抵触する法令等を違憲と判断することを期待していると考えられている。

(2) 補完性の原則（第72条第2項）

憲法第72条第2項において、「地方自治体は、各々のレベルにおいて最も適切に遂行できる権限全体について、当該権限を最も適切に遂行することができる立場にある主体が当該権限を行使する。」という原則が定められた。

これは、1985年の欧州地方自治憲章（Charte européenne de l'autonomie locale）において定式化された補完性の原則をフランス憲法に取り入れたものとされている⁶⁵。同憲章第4条第3項に「公的な任務は、一般的に、市民に最も身近な行政主体に優先的に帰属すべきである。他の行政主体への権限配分は、任務の規模と性質及び効果性と経済性を考慮して行うべきである。」と規定されている。

憲法第72条第2項は、それ自体で具体的内容を規定するものではなく、段階的に具体化されていくものであると考えられている。また、憲法第72条には、地方自治体の所与の権限の再配分という側面と国・地方自治体間の権限再配分という側面がある。

(3) 州を憲法上の地方自治体として位置付け（第72条第1項）

州は複数の県を包含した広域的な行政区画であり、現在27→18州（本土22→13州、海外州5州）を数える。1950年代に国土政策上の観点等から設置された後、1964年にその行政組織が整備され、1972年に公施設法人として法人格を有することとなった。さらに、1982年の地方分権改革により地方自治体総合法典（以下この章において「CGCT」という。）上の地方自治体に位置付けられていた。

憲法上において、州を地方自治体として位置付けることは、1969年のド・ゴール大統領による憲法改正案が国民投票で否決されて以降、試みられていなかったが、2003年の憲法改正により初めて憲法上に州が地方自治体として位置付けられた。

⁶⁴ Loi organique n° 2004-758 du 29 juillet 2004 prise en application de l'article 72-2 de la Constitution relative à l'autonomie financière des collectivités territoriales

⁶⁵ フランスは2007年に欧州地方自治憲章に批准している。

(4) 財政自主権の強化（第 72 条の 2）

2003 年の憲法改正により、いくつかの点で地方自治体の財政自主権が強化された。これまで、国の政策として非建築固定資産税等の地方税が減免され、その減免に伴う税収の減少が地方税減免補償交付金により補填されてきた。結果として、地方自治体の国の交付金への依存度が高まるという状況が生じており、こうした悪循環を断ち切る必要があったものである。

憲法改正により、憲法第 72 条の 2 に①法律の定める条件の下で財源を自由に用いることができること、②あらゆる種類の租税について、その収入の全部又は一部を受け取ることができること、③税収及び固有財源が、地方自治体の歳入のうち決定的な割合を占めるべきであること、④権限移譲と財源移譲は同時に行われること、⑤法律により地方自治体間の財源の均衡化が図られることが規定されている。

ア 財源の自由な執行

憲法第 72 条の 2 第 1 項において、「地方自治体は、法律の定める条件の下、自由に用いることができる財源を付与されている。」と規定し、地方自治体が有する財源については、地方自治体が自由に執行できるという原則を定めている。

イ 租税についての権限の拡大

憲法第 72 条の 2 第 2 項において、「地方自治体は、あらゆる種類の租税について、その収入の全部又は一部を受け取ることができる。地方自治体は、法律の定める範囲内で、課税標準及び税率を決定することができる。」と規定しており、同項は、国・地方自治体間の租税の再配分及び地方自治体の財政自主権の強化につながるものである。

従来から地方自治体は、一定の枠組みの中で、地方税の税率を自ら決定することができたが、2003 年の憲法改正により課税標準についても地方自治体が決定できることになる。

ウ 歳入中での自主財源等の決定的な割合

憲法第 72 条の 2 第 3 項において、「いかなる地方自治体においても、税収及び固有財源が、当該地方自治体の全収入のうち、決定的な割合を占めなければならない。この規定の適用に関し必要な事項は、組織法律で定める。」と規定している。同項の目的は、地方自治体の自主財源等を一定割合以上確保することにより、行政運営の自由を拡充することである。

エ 権限移譲と財源移譲

憲法第 72 条の 2 第 4 項において、「国と地方自治体との間で権限が移譲される場合は、当該権限の行使のために充てられていた財源に相当する財源の付与が伴わなければならない。地方自治体の歳出増をもたらす全ての権限の創設又は拡充に当たっては、法律によりその遂行に必要な財源が措置される。」と規定している。この原則は、これまでは CGCT 第 L1111-4 条に規定されていたが、新たに憲法上に明記されたものである。

同項には、①国から地方自治体に権限が移譲される場合、②新たな権限の創設又は拡充の場合が規定されており、前者については当該権限に充てられていた財源を移譲し、後者については法律によりその財源を定めることとしている。

オ 財源の均衡化

第 72 条の 2 第 5 項は新たに「法律は、地方自治体間の財源の均衡化を図るための調整規定を設ける。」と規定している。

(5) 政策試行 (第 37 条の 1 及び第 72 条第 4 項)

憲法第 37 条の 1 において、「法律及び行政立法は、特定の目的のために期間を限定して、試行的な性格を持つ規定を定めることができる。」と規定している。

それまでも公務員法や政府機関の地方分散化において政策試行の例はあったが、この方法は憲法評議会の厳しく限定した条件（1993 年 7 月 28 日憲法評議会決定）下においてのみ認められてきたものである。

また、憲法第 72 条第 4 項において、「組織法律の定めるところにより、かつ、公の自由又は憲法で保障された権利の行使に重大な侵害を及ぼさない限りにおいて、地方自治体又はその広域行政組織は、法令によりその旨認められる場合には、試行的に、特定の目的のために期間を限定して、当該権限の行使に関する法令の規定の適用を受けないことができる。」と規定している。

(6) 地方住民投票 (第 72 条の 1)

憲法第 72 条の 1 第 2 項において、「組織法律の定めるところにより、地方自治体の権限に属する議案又は行政行為の案は、当該地方自治体において選挙権を有する者の住民投票による決定に付すことができる。」と規定し、地方住民投票に付した議案又は行政行為の案について、議会の承認を経ずとも、その結果を当該地方自治体の意思決定にできることを定めた。

(7) 海外地方自治体 (第 72 条の 3 等)

憲法第 72 条の 3 第 1 項において、共和国は「海外地方自治体の住民をフランス国民の中に包含する。」と規定している。憲法改正以降、「海外地方自治体」に関する規定が体系化され、海外地方自治体の法的地位の整備が行われた。

3 地方の自由及び責任に関する 2004 年 8 月 13 日付法律

ブロック単位による権限移譲、公務員の移譲等を定めた「地方の自由及び責任に関する 2004 年 8 月 13 日付法律」が制定された。内容は以下のとおりである。

(1) ブロック単位による権限移譲 (transfert de blocs de compétences)

国及び各地方自治体での事務の重複を避けるため、カテゴリーごとに事務をまとめて移譲先を特定している。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 例) 経済開発分野及び職業訓練分野 | -専ら州に移譲 |
| 社会福祉分野 | -専ら県に移譲 |
| 輸送分野 | -港及び空港は州に、道路は県に移譲 |

財源補償に充当する財源のうち、県分が石油製品国内消費税 (taxe intérieure de consommation sur les produits pétroliers. 略 TIPP⁶⁶) 及び保険契約特別税 (taxe spéciale sur les conventions d'assurances. 略 TSCA) により、州分が石油製品国内消費税により賄われた。

(2) 公務員の移譲

1982年に高校及び中学校に関する権限の移譲を行ったが、この地方分権改革により高等学校技術職員 (Techniciens et Ouvriers de Service. 略 TOS) を州に、中学校技術職員を県にそれぞれの権限と併せて移譲した。また、移譲される道路等に従事する国の職員も移譲対象となり、その対象となる職員数は約13万人となった。

(3) 経費評価諮問委員会 (Commission consultative sur l'évaluation des charges)

地方議会議員の代表が長を務める「経費評価諮問委員会」が地方財政委員会の内部組織として設けられ、国・地方自治体間の権限の移譲に伴って財源補償すべき金額の評価方法及び金額を決定する。個々の権限移譲に関して、経費評価諮問委員会は、国及び当該権限移譲に関連する地方自治体の同数の代表から構成される。ただし、全てのカテゴリーの地方自治体に関連する権限の移譲の場合、同委員会には地方財政委員会の委員全員が参加する(総会)。総会の構成員は国の代表11名、地方自治体の代表11名(州の代表2名、県の代表4名、コミューンの代表5名)の計22名となる。

4 地方自治体の財政自治に関する2004年7月29日付組織法律

「地方自治体の財政自治に関する2004年7月29日付組織法律」は、憲法第72条の2第3項において、「いかなる地方自治体においても、税収及び固有財源が、当該地方自治体の全収入のうち、決定的な割合を占めなければならない。この規定の適用に関し必要な事項は、組織法律で定める。」と規定されていることを受けて制定されたものである。内容は以下のとおりである。

(1) 全収入のうち、決定的な割合

「全収入のうち、決定的な割合」とは、地方自治体の行政運営の自由を保証する場合に、地方自治体の各カテゴリーの権限を考慮した上で必要となる固有財源の割合のことである。具体的には、2003年に確認された固有財源の割合(州41.7%、県58.6%、コミューン60.8%)を下回ることはできないとされた。

(2) 固有財源

固有財源は、憲法第72条の2第2項に規定されるあらゆる種類の租税等賦課金、給付役務に係る利用料、財産収入、都市計画負担金、財務収益、寄付及び遺贈に明確化された。

⁶⁶ 現在のエネルギー製品国内消費税に相当するもの。

5 地方住民投票に関する 2003 年 8 月 1 日付組織法律

1992 年 2 月 6 日付法律において、コミューンにおける諮問的な住民投票について規定されていたが、2003 年の憲法改正により憲法上に決定権を有する住民投票が盛り込まれたことを受けて、「地方住民投票に関する 2003 年 8 月 1 日付組織法律」が公布された。同法律は、CGCT に新たに地方住民投票に関する条項を加えるものであり、住民投票の実施に係る条件等を規定している。

6 政策試行に関する 2003 年 8 月 1 日付組織法律

憲法第 72 条第 4 項「地方自治体又はその広域行政組織は、法令によりその旨認められる場合には、試行的に、特定の目的のために期間を限定して、当該権限の行使に関する法令の規定の適用を受けないことができる。」との規定を受けて、「政策試行に関する 2003 年 8 月 1 日付組織法律」が公布された。同法律は、CGCT に新たに「政策試行」に関する条項を加えるものであり、「政策試行」に参加を希望する地方自治体及び広域行政組織が関係する権限行使に係る法令の適用免除を許可される条件等を定めている。

第 4 節 2003 年分権第二幕後の状況

1 概要

分権第一幕及び第二幕により地方自治体への権限移譲が進んだ一方で、地方自治体間の事務権限の輻輳とこれに伴う歳出の重複等が課題として生じ、地方自治体ごとの事務権限の明確化及び組織機構の合理化が求められるようになった。

このため、2009 年 2 月に提出されたバラデュール報告書を踏まえ、サルコジ政権及びこれに続くオランド政権において、報告書の内容を具体化する複数の法律が制定・修正されている。なお、オランド大統領は、2012 年 5 月、自らによる地方制度改革について分権の新しい幕（＝第三幕）であると言及した。

2 サルコジ政権下における地方分権に係る取組

(1) バラデュール報告

サルコジ大統領は、就任後、2007 年 7 月 30 日に内務大臣に宛てたミッションレターにおいて、「国から地方への新たな権限移譲については一旦休止すること。」と述べた。事実、2003 年の地方分権第二幕以降、フランスにおいては分権疲れとも思われる傾向が見られ、国民の中にも地方分権が行き過ぎたとの空気が生まれていた⁶⁷。

しかしながら、2008 年 9 月 25 日、サルコジ大統領はトゥーロンで演説を行い、「地方自治体の階層の数について検討する時期が来た。地方自治体の数及び錯綜した権限が非効率と余計な歳出の源である。長い間言われてきたことを、ついに決定する時が来た。」と述べ、地方自治体の改革に言及した。これを受けて、2008 年 10 月 22 日付デ

⁶⁷ 例えば、リサーチ会社 IPSOS が 2006 年 11 月末に実施した世論調査では、45%が「地方分権は行き過ぎた」、31%が「地方分権は十分なレベルまで達している」としており、「地方分権をさらに推進すべき」と考えているのは 18%に過ぎないという結果が出ている。

クレ第 2008-1078 号⁶⁸によりバラデュール元首相を委員長とし、与野党国会議員を含め多様な委員から構成される地方自治体改革委員会（以下この章において「バラデュール委員会」という。）が発足した。

バラデュール委員会は、地方自治体の構造の簡素化、国・地方自治体間及び地方自治体間同士の権限の明確化、地方財源の在り方等を検討し、2009年3月5日にバラデュール委員会は大統領へ報告書を提出した。

提言された 20 項目の内容は、州と県の数の自主的な削減、州・県兼任議員制度、グラン・パリやメトロポールの創設、課税権を有する広域行政組織への加入促進及び議員の直接選挙導入、事務組合組織の合理化、国・地方自治体間、地方自治体間同士の事務権限の明確化、職業税の廃止など画期的なものであった。

(2) 地方自治体の改革に関する 2010 年 12 月 16 日付法律

バラデュール報告書を踏まえ、サルコジ政権は 2009 年 10 月に法案を提出し、1 年以上の審議を経て、「地方自治体の改革に関する 2010 年 12 月 16 日付法律（以下この章において「2010 年改革法」という。）」が成立した。主な内容は以下のとおりである。

ア 一般権限条項の廃止

地方自治体間の事務権限の輻輳の要因となっていた一般権限条項について、基礎自治体であるコミューンには存置したままで、県及び州の条項を 2015 年 1 月に廃止することとされた。

イ 州・県兼任議員である地域議員の創設

州議会と県議会は存置したままで、1 つの選挙で州議会議員と県議会議員を兼任する地域議員（conseiller territorial）を選出する制度を創設した。第 1 回選挙は 2014 年 3 月と定められ、その選挙方法は、バラデュール報告書で示された拘束名簿式比例代表制ではなく、定数・区割りを見直した上で、従来の県議会議員選出選挙と同じ小選挙区制とされた。

ウ メトロポール制度の創設

課税権を有するコミューン間広域行政組織（以下この章において「課税型 EPCI」という。）には、人口要件別に大都市共同体、都市圏共同体及びコミューン共同体があったが、大都市圏の経済発展・地域開発を促進するため、新たに最大の課税型 EPCI として、圏域人口 50 万人以上を要件とするメトロポールを創設した。なお、メトロポールへの移行は課税型 EPCI の自主性に委ねられた。

エ コミューン共同体への人口要件の導入及びコミューンの課税型 EPCI への加入義務付け等

コミューン共同体の人口要件を創設し、5,000 人以上とした。また、県地方長官に対して、課税型 EPCI に加入していないコミューンを課税型 EPCI に加入させるための調整権限を与えた。加えて、課税型 EPCI の議員は、コミューン議会において間接選挙で選ばれていたが、人口 3,500 人以上のコミューンについては、コミューン議会議員選挙において課税型 EPCI の議員を兼任する議員を選出することとされた。

⁶⁸ Décret n° 2008-1078 du 22 octobre 2008 portant création du comité pour la réforme des collectivités locales

オ 地方自治体の合併促進

州と州内の県の合併制度を創設するとともに、マルスラン法⁶⁹に基づく合併推進制度（commune associée）に代わり、1つの課税型 EPCI を構成するコミューン全体での合併等を推進する制度（commune nouvelle）を創設した。

カ 大都市拠点圏制度の創設

課税型 EPCI 間の広域行政組織として、大都市拠点圏（pôle métropolitain）制度が創設された。

3 オランダ政権下における分権第三幕

2012年の大統領選挙で勝利したオランダ大統領は、就任間もない5月に、地方自治体への権限移譲や地方財政を含む新たな分権改革を実施することに言及し、2012年10月に上院において分権改革の方向性について発表した。

これに基づき、2013年4月に分権関連3法案を国会に提出し、「地方行政の現代化とメトロポールの確立に関する2014年1月27日付法律（以下この章において「MAPTAM法」という。）」が成立した。2014年4月8日のヴァルス首相の所信表明演説において、州の削減、県の廃止等が発表され、残る2法案を統合の上「フランス共和国の新たな地方行政制度に関する法律（以下この章において「NOTRe法」という。）」案として、州再編統合法案とともに2014年6月に国会に提出された。後者は2015年1月16日に、前者は2015年8月7日に成立した。

なお、2013年5月17日に成立した「コミューン議会議員、広域行政組織議会議員選挙及び県議会議員の選挙に関する組織法律」及び「県議会議員、コミューン議会議員及び広域行政組織議会議員選挙並びに選挙日程の変更に関する法律」により、2010年改革法で導入された州・県兼任議員制度を廃止するとともに、拘束名簿式比例代表制で実施されるコミューン議会議員選挙の人口要件を3,500人から1,000人まで引き下げた。

(1) 地方行政の現代化とメトロポールの確立に関する2014年1月27日付法律 (MAPTAM法)

基本的にバラデュール報告書を踏襲する一方で、2010年改革法で定められた内容については廃止するものと修正・強化するものに分かれている。主な内容は以下とおりである。

ア 一般権限条項の廃止を取り止め（その後、NOTRe法により改めて廃止）

2015年1月から廃止することとされていた州・県の一般権限条項について、その廃止を取り止めた。地方自治体間の事務の明確化については、事務の共同実施及び合理化を進めるため、州ごとに地域政策会議を設置するとともに、分野別事業実施協定を導入した。

イ メトロポール制度の強化

2010年改革法における創設以降、メトロポールに自主的に移行した課税型 EPCI はニース・メトロポールのみであったため、人口要件を40万人以上に引き下げるとともに、要件を満たす課税型 EPCI については2015年1月に法律上自動的にメトロポールに移行するこ

⁶⁹ 県ごとに合併推進協議会を設置するなどの手続を整備し、合併したコミューンへの特定補助金50%増等の財政的優遇措置等を定めて合併を推進した。

ととした。また、パリ、マルセイユ及びリヨンの三大都市については、個別に規定され、リヨンについては、2015年1月に、課税型 EPCI ではなく、地域内における県の役割も担う特別な地方自治体として創設することとされ、一方、パリ及びマルセイユについては、2016年1月に、前者は所管3県内のコミューンを含めたメトロポールとして、後者はエクサン・プロバンスも含めたメトロポールとして創設することとされた。

(2) 2015年1月16日付州再編統合法⁷⁰

州を経済発展・地域開発に係る権限を執行できる適切な規模とすることを目的に、オランド大統領が、2014年6月3日、本土22州について14州へ再編することを発表した。審議過程において、上院は15州、国民議会は13州への再編をそれぞれ採決し、最終的には13州への再編統合が可決された。

(3) フランス共和国の新たな地方行政制度に関する2015年8月7日付法律 (NOTRe 法)

MAPTAM 法において廃止を取り止めた州及び県の一般権限条項を改めて廃止する一方、州は経済開発、県は社会福祉と事務権限を明確化するとともに、州及び課税型 EPCI に事務権限を移譲し、かつ、2021年を目途とした県の廃止に向けて、県から県道及び中学校の施設管理等の事務を移譲することを目指した。法案は2015年8月7日に成立したが、特に県の権限縮小について、審議過程で上院の強い反対にあった結果、例えば、県から移譲された事務は通学用交通等に限られた。なお、政府は、将来の県のあり方について、存続も含めるかたちの方針転換している。

ア 州及び県の一般権限条項の廃止

州及び県の一般権限条項が廃止されるとともに、州に経済発展・地域開発に係る権限を付与し、計画策定を義務付けた。

イ 課税型 EPCI の広域化及び権限拡大

コミューン共同体の人口要件を5,000人から1万5,000人まで引き上げるとともに、コミューンの事務権限である、上下水道、ゴミ収集・処理及び一部の経済政策等に係る事務を課税型 EPCI が行うことを義務付けた。

(4) パリの地位及び大都市整備に関する2017年2月28日付法律

従来のコミューン及び県の2つの地位を有するものとしていたものに代わり、憲法第72条の「特別な地位を有する地方自治体」として、パリ市 (Ville de Paris) を創設した。

また、メトロポールの設立要件が緩和及び追加された。以下のいずれかに該当する課税型 EPCI は、構成コミューン議会の同意により任意でメトロポールに移行できる。

- ① 域内人口40万人以上の課税型 EPCI (緩和、「州都が位置」を削除)
- ② 人口40万人以上の雇用圏域⁷¹の中心が位置し、かつ、メトロポールの義務的権限を行使する課税型 EPCI

⁷⁰ Loi n° 2015-29 du 16 janvier 2015 relative à la délimitation des régions, aux élections régionales et départementales et modifiant le calendrier électoral

⁷¹ 雇用圏域 (zone d'emplois) は INSEE により定義される地理的な区分。労働力人口の大部分がその域内に居住、かつ、就労する区域であり、2017年当時は、2006年の国勢調査に基づき設定された。

- ③ 州都が位置し、かつ、人口 40 万人以上の雇用圏域の中心が位置する課税型 EPCI (追加)
- ④ 人口 50 万人以上の雇用圏域の中心が位置し、かつ、旧州都が位置又は域内人口 25 万人以上の課税型 EPCI (追加)

今回の改正により、新たに7つの課税型 EPCI (ディジョン、オルレアン、サン＝テティエンヌ、トゥーロン、トゥール、クレルモン・フェラン及びメッス) がメトロポールへの移行対象となった。

4 マクロン政権下における地方分権に係る取組

2017 年の大統領選挙に勝利したマクロン大統領は、地方分権に係る取組として、主に以下 2 つの法律を施行した。

(1) 地域生活への関与及び行政の近接性に関する 2019 年 12 月 27 日付法律⁷²

2019 年 1 月から 3 月までの間、マクロン大統領とメール等による直接の議論 (国民大討論 (Grand débat national)) を経て、①住民に近接する自治体としてコミューンの重要性が再認識されたこと、②メールの職責が正当に評価されていないこと、③行政事務が複雑化していること、④地域に関する意思決定が住民からかけ離れたところで行われていることなどが課題として顕在化した。これらを踏まえ、メールにより多くの権限を付与し、住民に近接する代表者が地域に適した政策を実施できるよう具体的な措置を定めた「地域生活への関与及び行政の近接性に関する法律」が 2019 年 7 月 17 日に閣議に提出された後、国会の両院による審議を経て、2019 年 12 月 27 日に成立した。主な内容は以下のとおりである。

ア メールの権限強化及び地域ガバナンスにおける役割の強化

職責に比して不十分であることが多かったメールの報酬が改善された。また、住民生活に支障をきたす行為 (違法建築物、公道上の樹木及び生垣、障害物、不法占拠) について、メールは行政罰を科す⁷³ことが可能となった。加えて、より厳格な手続を要する公共調達基準額を 2 万 5,000 ユーロから 4 万ユーロまで引き上げるにより、メールの行政手続に要する負担を軽減した。

広域行政組織議会において、構成コミューンのメールは必ず議席を有することとされ、コミューン間の連携を深めるためメール協議会の設置が義務付けられた。また、課税型 EPCI からメールに対し、特定事項 (道路補修、施設の維持管理等) の権限を委任することが可能とされた。

イ コミューンと課税型 EPCI 間の権限分配の柔軟化

課税型 EPCI が有する上下水道の権限をコミューンに委任できることとし、観光局 (office du tourisme) 設置に関する権限をコミューンに戻すことを可能とした。また、課税型 EPCI のコミューン間地域都市計画 (PLUi) の策定及び更新過程において、コミューンの役割が強化され、メールは同計画の変更に係るイニシアティブを取ることが可能とされた。

⁷² Loi n° 2019-1461 du 27 décembre 2019 relative à l'engagement dans la vie locale et à la proximité de l'action publique

⁷³ メール決定が違法である場合の取扱いについては、第 2 章第 3 節 3 (3) を参照。

ウ 地方政治参画の推進

コミューン議会への出席に伴い要する費用（子供の保育料等）に係る手当の充実等により、議員の職務と従来職との両立を容易にするほか、職務に必要な職業訓練の充実、議員の刑事責任のリスク低減及び権利の強化がなされた。

(2) 地方行政の差異化、分権化、分散化及び簡素化の諸措置に関する 2022 年 2 月 21 日付法律（3DS 法）⁷⁴

黄色いベスト運動への対応として実施された国民大討論（Grand débat national）を契機に、マクロン大統領主導による政府提出法案であり、主に小規模なコミューンを対象とした「地域生活への関与及び行政の近接性に関する 2019 年 12 月 27 日付法律」に続き制定された「地方行政の差異化、分権化、分散化及び簡素化の諸措置に関する法律（3DS 法）」は、その対象を全ての地方自治体に拡大したものである。2020 年以降の地方自治体等との協議を経て、同法律は 2022 年 2 月 21 日に成立した。主な内容は以下のとおりである。

ア 差異化（différenciation）

権限配分の柔軟性をより高めることにより、各地域の特性に応じた行政運営を可能にするなど、補完性の原則が強化された。課税型 EPCI とその構成コミューンの関係において、全ての構成コミューンが歩調を合わせる必要性をなくし、各コミューンが個別に任意的権限（道路等）を保持するか、又は移譲するかを決めることが可能になった。また、課税型 EPCI は、任意的権限を県又は州に委任することを可能としたほか、県及び州は、地域の要望に適合させるための法律改正の提案を国に対して公式に表明できるようになった。

イ 分権化（décentralisation）

地域のエコロジー移行の推進、社会住宅の提供促進、地域の発展及び再生の加速化、モビリティの現代化、教育及び文化、社会福祉分野における地方自治体の役割を強化するための諸措置を定めている。例えば、地域のエコロジー移行について、メールはコミューン内に風力発電のタービンを設置できることとされた。

ウ 分散化（déconcentration）

地域における国の政策の一貫性を高め、より地方自治体との密接な関係を構築するため、地方長官の国の出先機関に関する権限が強化された。これにより、国は地方自治体に適した効率的な支援の実施を目指している。

エ 簡素化（simplification）

国家機関と地方自治体の機能を簡素化するため、例えば、国及び地方自治体間におけるデータの共有を推進し、サービスの利用者が同じ情報を複数回提供しなくても良いようにするなどの諸措置が定められている。

⁷⁴ Loi n° 2022-217 du 21 février 2022 relative à la différenciation, la décentralisation, la déconcentration et portant diverses mesures de simplification de l'action publique locale

第4章 地方行政の組織構造

第1節 コミューン (commune)

1 概要

コミューンの歴史は古く、中世のコミューン都市、農村の司祭の管轄区域であった教区 (paroisse) にまで遡ることができる。一般に commune は「市町村」と訳されるが、フランスでは日本のように人口規模等による市・町・村の区別がないため、本書ではあえて「コミューン」と表記する。ただ、行政単位としての正式な性格付けではないが、「village (村)」、「ville (都市・町)」等の区別は一般にしばしばなされている。そのため、本書では制度上の説明をする場合は「コミューン」と記すが、それ以外は便宜的に「市」「町」「村」を使用する場合もあるので、注意されたい。

大革命期、3万8,000程度⁷⁵存在していたこれら多種多様な自治単位は、地方自治体として同一の法的地位を与えられ、その数は現在に至るまであまり変わっていない。コミューンの数が著しく多いこと、また、それに伴いその規模が極めて小さいことがフランスの基礎レベル自治単位の大きな特徴である。図表4-1、人口規模別コミューン数は2020年国勢調査時現在の人口規模別コミューン数 (仏本土のみ) を表したもののだが、人口5,000人未満のコミューンが9割以上を占め、10,000人以上のコミューンは全体の2.8%程度しかない。

(図表4-1) 人口規模別コミューン数 (2020年国勢調査結果)⁷⁶

人口層 (人)	コミューン数		合計人口 (人)	
		構成比(%)		構成比(%)
0～ 699	21,874	62.8	6,202,451	9.5
700～ 1,999	7,612	21.9	8,877,275	13.6
2,000～ 4,999	3,212	9.2	9,907,322	15.2
5,000～ 9,999	1,154	3.3	8,006,523	12.3
10,000～ 19,999	513	1.5	6,976,500	10.7
20,000～ 49,999	332	1.0	10,054,490	15.4
50,000～ 99,999	79	0.2	5,285,580	8.1
100,000～ 199,999	29	0.1	3,950,146	6.1
200,000 以上	11	0.0	6,008,867	9.2
合計	34,816	100.0	65,269,154	100.0
10,000 未満	33,852	97.2	32,993,571	50.6
10,000 以上	964	2.8	32,275,583	49.4

これら大多数のコミューンの行財政能力は低く、従来から何度か合併推進策が講じられたが、はかばかしい成功を見ていない。他方、その代わりとなるコミューン間広域行政組織が大いに活用され、相当の成果をあげてきている。

⁷⁵ 第1次会と行政府の設立に関する1789年12月22日付法律にて約4万4,000のコミューンが誕生した後、ナポレオンの下で制定された共和国領土の分割と行政に関する1800年2月17日付法律によって3万8,000に減らされた。フランス政府HP, [https://www.vie-publique.fr/fiches/19606-organisation-territoriale-les-apports-de-la-revolution-francaise] (最終検索日2024年2月27日)

⁷⁶ Les collectivités locales en chiffres 2023 (フランス内務省地方自治体総局)

コミューンの内部組織としては、審議・議決機関としてコミューン議会（conseil municipal）、執行機関としてメール（maire）1人が置かれている。議会の議員は1831年以降、住民により直接選挙されている。それに対し、執行権を代表する首長であるメールは、1831年以降、議員の中から国により選任されていたが、1884年からは議員の間の互選により選任される。

2 フランスにおけるコミューンの歴史

コミューン成り立ちの歴史的経緯を辿ると、まずは都市と小規模コミューンに大別できる。

(1) 都市

フランスにおける自治都市の成り立ちは、歴史的に大きく3つの種別に分類できる。主にどのような権威によりその地方が支配されていたかによる。

ア コミューン都市 (villes de commune)

カペー朝（987年成立）以降に、封建領主に対抗するかたちで自治団体を結成していった都市。領主に対して「コミューン証書」を交わして自治権を獲得していった。北フランスからイル・ド・フランス州などのフランス中央部、フランス東部に多く見られ、コミューン都市では市民の中から任期制の会員を選出して、自治組織を結成していった。また、その中から後にメールと呼ばれることになる首長役が選出され、現在のコミューンの議会と首長（メール）制度のもととなった。

イ コンシュラ都市 (villes de consulat)

古代ローマの流れを汲む都市で、コンシュル（consul、執政官）を数人置いて、都市の運営をその合議体に任せる方式をとった。代表的な都市はリヨンだが、リヨンから南フランスにかけての、ローマ文化・ローマ法の影響を早くから受けてきた地域に見られ、南仏の都市では、ほかの地域に比べ、立法的機能に限らず、安全保障、徴税、裁判に至るまで幅広い機能を含む自治都市を目指してきた。また、コミューン都市が単独のメールを代表者とする自治制度を採用してきたのに対し、コンシュラ都市は数人のコンシュルによる合議体の意思決定方式を採用したという大きな違いがある。

ウ プレヴォ都市 (villes de prévôt)

プレヴォとは、国王の「地方行政官」や領主の「代理裁判官」に付けられた名称であり、プレヴォ都市は国王、領主の代理行政官による都市管理形態と言える。地域的には北西部のノルマンディーやブルターニュ及び南西部のアキテーヌなどに見られ、イングランド支配の影響が見られる。

(2) 小規模コミューン

アンシャン・レジーム下で、住民の相談にのり、住民に対する様々なサービス活動を担っていたのは、カトリック教会の教区（paroisse）組織であり、司祭であった。

フランスの教区組織は、11世紀から12世紀にかけて、全土で司教管区－司教区－教区というピラミッド型組織に整備されていった。教会は宗教活動を通じて住民を統率していったが、同時に、教区の教会、司祭が各種の住民サービスを実施していた。住民の出生、成人、結婚、出産、死亡の届出受理、式典の挙行といった、現在でも地方自治体を実施しているサービスを執り行っていた。これらの住民の動向は教会簿冊に記録され、

これが戸籍簿の発祥となる。教区では現在で言うところの戸籍事務が実施されており、フランスにおける地方行政の萌芽は教会による戸籍管理にあったと言える。

実際に、教区における戸籍管理は 1667 年の民事王令により法的に明確に位置付けられ、フランス革命を迎えるまで、教区の事務として実施されていた。

また、諸処の王令が教会を通じて教区民に告知されていたことや、基礎的な読み、書き、計算を教える初等教育学校が教区ごとに運営されていたことも、教区が最小単位の地方行政区画と言われる所以である。

このように、コミューンの成り立ちや構造はそれぞれ異なるものの、全ての都市はフランス革命以降、統一された制度に収斂されていくこととなった。

3 コミューン議会 (conseil municipal) ⁷⁷

(1) 議員

ア 議員定数

議員定数はコミューンの人口規模に応じて地方自治体総合法典（以下この章において「CGCT」という。）によって定められている（図表 4-2、コミューン人口と議席数の関係）。

イ 任期・身分

コミューン議会議員の任期は 6 年であり、全員が一斉に改選される。全国的な統一選挙が行われ、直近の選挙は 2020 年 3 月及び 6 月⁷⁸であった。免職は、正当な理由なく CGCT で定められた任務を行うことを拒否した場合、選挙後に被選挙資格制限又は兼職の禁止に該当する事態が生じた場合に宣言される。コミューン議会議員は、職務を実際に執行した場合に手当を受け取ることができる。また、コミューン議会が認める職務を執行する場合、一定の上限のもと、必要経費について費用弁償される。

⁷⁷ フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/infographie/270295-infographie-quel-est-le-role-du-conseil-municipal>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)

⁷⁸ 通常、2 回行われる投票はいずれも 3 月に実施されるが、新型コロナウイルス感染症の影響により 2 回目の投票が 6 月に実施された。

(図表 4-2) 人口と議席数の関係⁷⁹

人口	議席数
100 人未満	7
100 人以上 500 人未満	11
500 人以上 1,500 人未満	15
1,500 人以上 2,500 人未満	19
2,500 人以上 3,500 人未満	23
3,500 人以上 5,000 人未満	27
5,000 人以上 10,000 人未満	29
10,000 人以上 20,000 人未満	33
20,000 人以上 30,000 人未満	35
30,000 人以上 40,000 人未満	39
40,000 人以上 50,000 人未満	43
50,000 人以上 60,000 人未満	45
60,000 人以上 80,000 人未満	49
80,000 人以上 100,000 人未満	53
100,000 人以上 150,000 人未満	55
150,000 人以上 200,000 人未満	59
200,000 人以上 250,000 人未満	61
250,000 人以上 300,000 人未満	65
300,000 人以上	69

(2) 運営

コミューン議会運営の一般的なルールとしては次のとおりであるが、各コミューンはそれを補う内部規則を設けることができる。

ア 会期

定例会議は、少なくとも 4 半期に 1 度開催されなければならない。また、メールは、必要と認めた場合に臨時会議を開くことができる。

イ 会議の運営

原則として、コミューン議会の議長はメールが務めるが、メールの選出の際には最年長議員が、決算の議事の際は議会で選出された者が、議長を務める。

ウ 委員会

委員会の設置は議会が決定する。委員会は審議内容に関係する資料の調査や審議の準備を行うが、決定権限を持たない。委員会委員長を務めるのはメールであるが、メールが不在又は欠席の場合は、各委員会が指名する副委員長が委員長を務める。各委員会が扱う分野は財政、人事、都市計画、祭儀、公共工事等様々である。また、特定の土地の地域整備（例：学校施設の建設）等のために臨時的に委員会が設置されることもある。委員会の作業の結果は執行理事会（bureau）へ、次いで議決を行うために本会議へ提出される。

エ 解散

コミューン議会は、閣議を経て官報に掲載された、理由の付されたデクレ⁸⁰によって解散される。

⁷⁹ CGCT 第 L2121-2 条。なお、パリ市等の大都市は特例がある。

(3) 権限

コミューン議会は、コミューンに関する事項について審議・決定する。主な権限は以下のとおり⁸¹。

- ① コミューン議会議員の中からメールを選出
- ② コミューンに与えられた事務権限の範囲内に関する議決の執行
- ③ コミューンのあらゆる物事に関する決議
- ④ 予算の審議・採択及び決算の承認
- ⑤ 公立小学校及び幼稚園の設立・維持管理など、コミューンの提供する公共サービスの決定
- ⑥ 地域都市計画プラン（PLU）の策定・更新
- ⑦ コミューン社会福祉センター（CCAS）における理事会メンバーを選出

4 メール（maire. 首長）及び副メール⁸²（adjoints au maire）

メールはコミューン議会・執行部の長であると同時に、コミューンにおける国の代表である。メール及び副メールが執行理事会（bureau municipal. コミューンの執行部）を構成する。

(1) 選出

ア メール

メールは、コミューン議会議員の選挙が行われた後、最初の会議（議長は最年長者が務める。）の際、議会によってその内部から選出される。投票は秘密投票で行われ、所定の必要票数を獲得する者が現れるまで複数回の投票が行われ、選出されるためには、最初の2回までは絶対多数が必要であるが、3回目は相対多数で足りる。

イ 副メール

副メールの選出（1名以上で法定議席数の30%を超えない数、副メールの数はメールを選出する際に決定する⁸³。）は選挙後最初の会議で、メールの選出に続いて行われる。投票方法はメールの場合とほぼ同様であり、秘密投票で、3回まで行うことができる。議会は第1副メール、第2副メール...という順で副メールを選出する。副メールの序列は選出する順番に相応する。メールが新しく選出された場合、副メールも改めて選出されなければならない。

(2) 地位

ア 被選挙資格制限及び兼職禁止

コミューン議会議員は、メール又は副メールの被選挙資格を持つが、ほかに以下のような規定がある。

- ① 罷免されたメール及び副メールは、罷免後1年間⁸⁴は被選挙資格が停止

⁸⁰ 第1章第3節2（3）参照。

⁸¹ コミューン議会は、その権限の一部をメールに委任することができる。

⁸² 本書の旧版では「助役」と訳。今回の本書編纂に際して、より理解しやすい表現に改めている。

⁸³ 8万以上の人口を有するコミューンは、さらに地区を管轄する副メールを法定議席数の10%を超えない数で置くことができる。

⁸⁴ その間に議会の一般選挙があった場合は除く。

- ② メール及び副メールは国会議員及び国の財政部局の職員等との兼職、副メールはメールが個人的に雇用する者との兼職がそれぞれ禁止
- ③ メールは、欧州議会議員、州議会議員、県議会議員、欧州委員会委員、欧州中央銀行執行役員会役員又はフランス銀行通貨政策委員会委員との兼職は禁止

イ 身分

メール及び副メールは、行政執行に伴って生じた事故についての民事上・刑事上の責任を免れる。メール及び副メールの職務は原則的に無償で行われるが、その職務を果たすことから生じる経費や所得の損失を補償するために、その職務に対し手当

(*indemnité*) が支給される。また、交際費の支給及び出張旅費その他の実費弁償がなされる。

ウ 任期

死亡、自発的退職又は強制的退職の場合を除き、メール及び副メールの任期は、ほかの議員の任期と同じく6年である。国は、上級機関として、また、行政監督の一環として、メール及び副メールがその職務を怠った場合に一連の制裁を行う権限を有している。制裁の方法としては、内務大臣のアレテ⁸⁵による1か月間の職務停止及び首相のデクレによる罷免の2つがある。

(3) 権限

メールは、多くの重要な権限を有しているが、副メールはメールから委任された権限のみを執行する。

ア メールの権限⁸⁶

メールは、コミューンの執行機関としての権限、議会がメールに委任する権限及びコミューンにおける国の代表としての権限を持つ。

(ア) 執行機関としての権限

メールはコミューンの執行機関の長として、その自治行政について唯一責任を持つ。しかし、メールはその監視と責任のもと、アレテによって、権限の一部を副メールに委任できる。また、メールは、アレテによって事務総長、各専門部局の長等に専決権を与えることができる。具体的な権限の例は以下のとおり。

- ① あらゆる法的行為においてコミューンを代表
 - ・コミューン議会が承認したあらゆる契約を締結
 - ・コミューン議会が決定した工事とその他の公共事業を執行
 - ・コミューン議会が議決した予算の支出命令権者
 - ・コミューン議会の議決に基づき提訴する際のコミューンの代表
- ② コミューン議会が決定した公共サービスの執行管理
 - ・公共サービスの円滑な運営に対して責任を負う
- ③ コミューン組織の運営管理
 - ・コミューン議会が創設した職に、適当と判断した人物を任命
 - ・コミューン職員の昇進、昇格、研修、懲戒などの人事管理

⁸⁵ 第1章第3節2(3)参照。

⁸⁶ フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/19617-les-fonctions-les-pouvoirs-dun-maire>] (最終検索日 2024年2月27日)

(イ) 議会がメールに委任することができる権限

メールは議会から権限の委任を受けることができる。具体的な権限の例は以下のとおり。

- ① コミューンによる公共サービスの実施に必要なコムニオン財産の指定と変更
- ② 公有地占用料や路上駐車料金など、コムニオンの公共財を使用する際に課される料金の決定
- ③ コミューンの借入れに関する交渉と契約の締結
- ④ 特定の公共契約の締結
- ⑤ 保険契約の締結
- ⑥ 都市計画法典が定める先買権の行使
- ⑦ コミューンの提訴、応訴への対応

(ウ) 国の代表 (*représentant de l'Etat*) としての権限

コムニオンは地方自治体であるだけでなく国の行政区画でもあり、メールはコムニオンにおける国の代表の役割も果たす。具体的な権限の例は以下のとおり。

- ① 地方長官の権限のもと、司法警察官吏としての職務（刑法違反の証明、証拠の収集、告訴・告発の受理等⁸⁷⁾）の執行
- ② 共和国検事⁸⁸⁾の権限のもと、当該検事に対して決定を仰ぎながらの現行犯等に対する予備審査
- ③ 戸籍官吏としての職務（行政結婚式 (*mariage civil*) の執行、出生届、結婚届、死亡届の受理及びそれら証書の交付、戸籍簿の管理等）の執行
- ④ 地方長官の監督のもと、法令・規則の公布・執行

イ 副メールの権限

副メールは、メールの監視と責任のもと、メールから委任された特定の行政分野（教育、上下水道など）における権限を執行し、その職務の範囲内でメールを補佐する。また、メールが欠けた場合、1人の副メールが序列（選任順序）に従ってその職の全てを代行する。

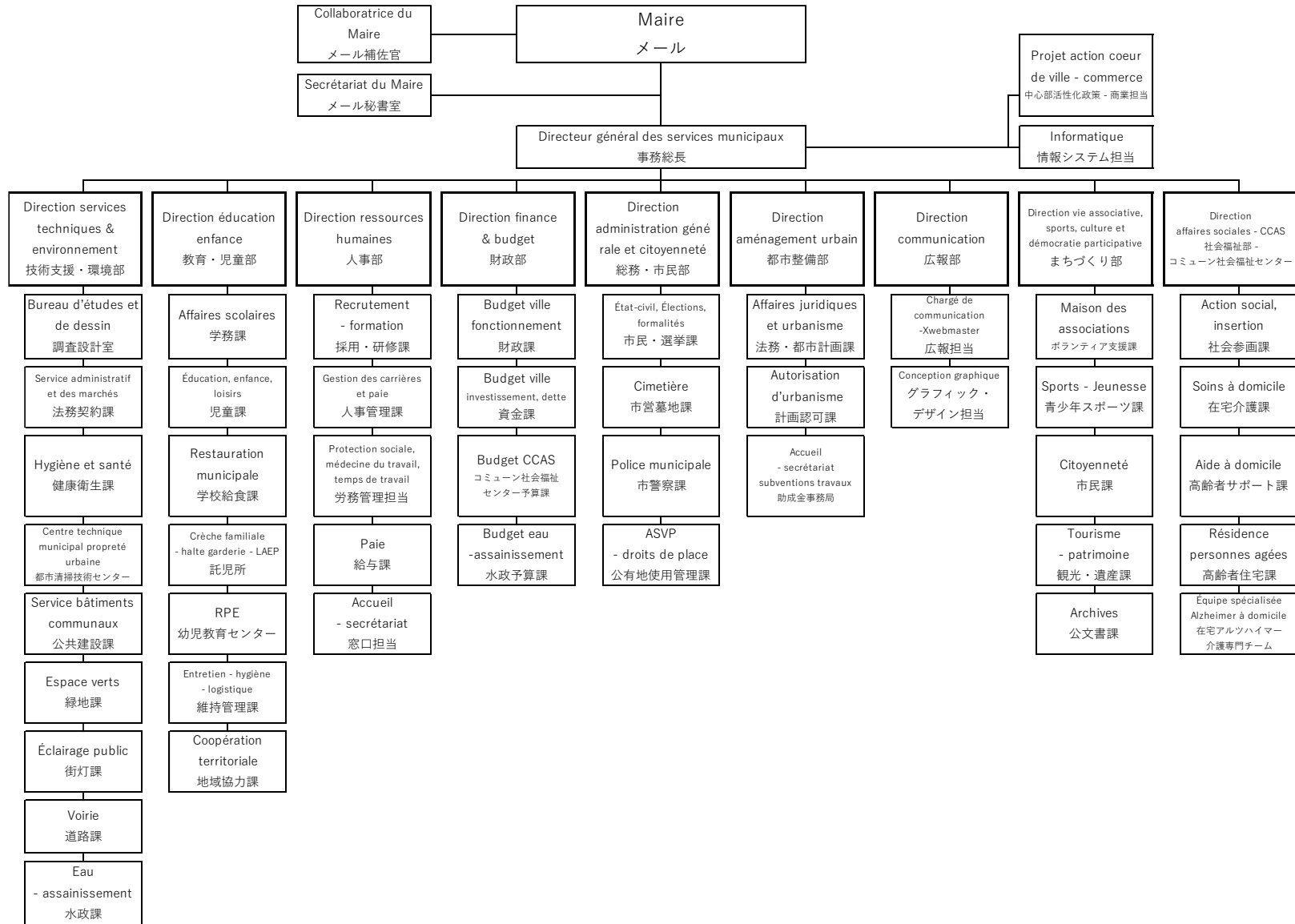
5 コミューンの行政組織

フジェル市（ブルターニュ州、イル・エ・ヴィレーヌ県、人口約2万1,000人）を例にとり、コムニオンの行政組織を概観する（図表4-3、コムニオンの自治行政組織）。

⁸⁷⁾ パリ市には国任命のパリ警視総監が置かれており、司法警察官吏の職務はパリ警視総監の職務である。

⁸⁸⁾ 大審裁判所の検察の長たる地位にある司法官。

(図表4-3) コミュニの自治行政組織図 (例: フジェール市)



第2節 新コミューン (commune nouvelle) ⁸⁹

1 コミューンの合併 (fusion de communes)

前述のとおり、フランスのコミューンは、その数が極端に多く、大多数は規模が極めて小さい。そのため、ほとんどの場合、その行財政基盤は脆弱で、行政課題に十分な対処が困難となる。このため、事務の効率的処理を目的としたコミューンの合併が、従前から政府によって推進されてきた。1959年7月22日のデクレによって、350件の合併が行われ、746コミューンが統合された。また、コミューンの合併と再グループ化に関する1971年7月16日付法律⁹⁰ (通称「マルスラン法 (loi Marcellin)」、以下この章において「マルスラン法」という。)は、県ごとに合併推進協議会を設置するなどの手続を整備し、合併したコミューンへの特定補助金50%増等の財政的優遇措置等を定めて合併を推進した。その結果、1971年から1978年にかけての合併件数は838件、合併コミューン数は2,045団体に上った。これらにより、コミューン総数は約3万8,500団体から約3万6,500団体に減少した。その後も漸次合併は行われたものの、いったん合併したコミューンが政治的対立等から分離してしまう等もあり、はかばかしい成果を上げることができなかった。

2 新コミューン (commune nouvelle)

(1) 動向

マルスラン法で規定された従来の合併制度に代わり、地方自治体の改革に関する2010年12月16日付法律⁹¹ (以下この章において「2010年地方自治体改革法」という。)では、複数のコミューンが新コミューンを設立するという新たな制度が導入された。しかし、この制度は事実上、これまでの合併制度と変わらなかったほか、特出したインセンティブもなかったため、新コミューンの設立は進まなかった。これを受け、新コミューン体制の改善に関する2015年3月16日付法律⁹²では、新コミューンを設立した場合、経常費総合交付金 (DGF) の減額措置を行わないなどのインセンティブが設けられたため、2016年から2019年にかけて新コミューンの設立数が急増した。

その後、2019年に成立した新コミューンの組織を地域の多様性に適合させるための2019年8月1日付法律⁹³では、新コミューンを設立した場合における議員定数に関する新たな例外措置などが規定され、制度の更なる活用が促された。しかし、同法の成立が翌年実施するコミューン議員選挙の直前であったことや、2020年初頭に発生した新型コロナウイルスなどが影響した結果、新コミューンの設立数の大きな増加にはつながっていない (図表4-4、新コミューンの設立件数の年別推移)。

⁸⁹ フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/20184-quest-ce-quune-commune-nouvelle#:~:text=La%20commune%20nouvelle%20cr%C3%A9e%20a,maire%20de%20la%20commune%20nouvelle.>] (最終検索日 2024年2月27日)

⁹⁰ Loi n°71-588 du 16 juillet 1971 sur les fusions et regroupements de communes

⁹¹ Loi n°2010-1563 du 16 décembre 2010 de réforme des collectivités territoriales

⁹² Loi n°2015-292 du 16 mars 2015 relative à l'amélioration du régime de la commune nouvelle

⁹³ Loi n°2019-809 du 1er août 2019 visant à adapter l'organisation des communes nouvelles à la diversité des territoires

(図表 4-4) 新コミューンの設立件数の年別推移⁹⁴

年	新コミューンの設立件数 ⁹⁵
2011	0
2012	0
2013	7
2014	1
2015	12
2016	289
2017	187
2018	38
2019	242
2020	0
2021	2
2022	9
計	787

(2) 設立の手續

新コミューンの設立手續は以下①から④までの4通りあり、最終的に地方長官のアレテにより成立する⁹⁶。

- ① 新コミューンの設立を希望する全コミューン議会の要求
- ② 同じ連合型コミューン間広域行政組織⁹⁷に加盟するコミューン議会の3分の2以上の要求⁹⁸
- ③ 連合型コミューン間広域行政組織議会の要求
- ④ 県地方長官の発意

(3) 特徴及び権限

新コミューンを構成する旧コミューンには、メール代理 (maire délégué) 及び戸籍事務を実施する新コミューンの出張所が置かれる。メール代理は、戸籍官吏及び司法警察官吏としての権限を有するほか、新コミューンのメールからほかの権限の委任を受けることができる。

また、新コミューン議会は、議決により旧コミューンの廃止を決定することができる。

⁹⁴ Bruno Acar ; Patrick Reix ; Virginie Giudici (2022). Les communes nouvelles un bilan décevant, des perspectives incertaines

⁹⁵ 新コミューンの設立件数は、毎年1月1日現在(前年の1月2日から翌年の1月1日までの1年間)の数。

⁹⁶ 全構成コミューン議会の要求ではない場合(②から④までの場合)は、住民投票が行われ、全体での有効投票の過半数と、各構成コミューンでの有効投票の過半数、かつ、登録有権者の4分の1以上の賛成が必要となる。

⁹⁷ 本章第3節3を参照。

⁹⁸ 圏域全体における人口の3分の2以上に相当するコミューンの要求が必要である。以上、③及び④も同じ。

第3節 コミューン間広域行政組織⁹⁹

1 連合型と組合理

フランスでは、コミューンの合併推進策がなかなか進展しない反面、広域行政組織の方式が広く利用され発展してきた。コミューン間広域行政組織（*établissement public de coopération intercommunale*. 略 EPCI）¹⁰⁰は構成人口、目的等の要件により様々な形態をとってきている。組織形態は、「連合型」（*coopération fédérative*）と「組合理」（*coopération associative*[又は *syndicale*]) の2形態に大別される。

(1) 連合型

メトロポール、大都市共同体、都市圏共同体及びコミューン共同体がある。広域行政組織自体が独自の税源を持ち、法律によって規定された一定の義務的権限を与えられる。課税権を有する公施設法人（*EPCI à fiscalité propre*）とされる。

(2) 組合理

単一目的事務組合、多目的事務組合などがある。日本の一部事務組合と同様の制度である。主な財源を構成コミューンからの分担金等で賄う。技術的権限（上下水道、廃棄物処理、児童の通学輸送、道路等）の執行を主な目的とするケースが多い。課税権を有しない公施設法人とされる。

2 広域行政組織制度の進展

フランス共和国の地方行政に関する1992年2月6日基本指針法¹⁰¹（以下この章において「1992年2月6日法」という。）は、多様な形態でのコミューン間広域行政を奨励し、コミューン共同体（*communauté de communes*. 略 CC）及び広域都市共同体（*communauté de villes*. 略 CV）の設定、コミューン間広域行政県委員会（*commission départementale de coopération intercommunale*. 略 CDCI）の設置を定めた。これにより1,500近いコミューン共同体が設立された。その後、地域によって広域行政の事情が様々な異なる状況を鑑みて、国土の整備及び開発の方向性に関する1995年2月4日付法律¹⁰²（以下この章において「1995年2月4日法」という。）が制定された。また、制度的整備の一方、国はとりわけ財政面で広域行政組織の発展を奨励した。

コミューン間の相互協力の促進と簡素化に関する1999年7月12日付法律¹⁰³（以下この章において「1999年7月12日法」という。）は、特に「連合型」広域行政制度を大きく変えた（図表4-5参照）。

⁹⁹ フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/20118-la-cooperation-intercommunale-et-les-epci>]（最終検索日2024年2月27日）

¹⁰⁰ コミューン間広域行政組織は、通常、公法上の「公施設法人」（*établissement public de coopération intercommunale*. 略 EPCI）として性格付けられる。

¹⁰¹ Loi n° 92-125 du 6 février 1992 relative à l'administration territoriale de la République

¹⁰² Loi n° 95-115 du 4 février 1995 d'orientation pour l'aménagement et le développement du territoire

¹⁰³ Loi n° 99-586 du 12 juillet 1999 relative au renforcement et à la simplification de la coopération

- ① 2002年1月1日までに従前の「広域コミューン区」(district)と「広域都市共同体」(communauté de villes)を改変することを規定
- ② 都市地域における新たなコミューン間広域行政組織の形態「都市圏共同体」(communauté d'agglomération. 略CA)を創設
- ③ コミューン間の統合の度合いに応じて、広域行政組織の構成コミューンが当該組織に移譲する権限及び税源が増減

さらに、2010年地方自治体改革法により、大都市共同体(communauté urbaine. 略CU)を強化したメトロポール(métropole)が創設されたほか、原則全てのコミューンが連合型コミューン広域行政組織に加入することとされ、CCの人口要件が引き上げられた。この結果、CCの合併が進展し、連合型コミューン間広域行政組織はほぼ100%のコミューンをカバーした。

また、フランス共和国の新たな地方自治組織に関する2015年8月7日付法律¹⁰⁴(通称「NOTRe法」、以下この章において「NOTRe法」という。)の制定により、1980年代にニュータウンを組織するために設立された新都市組合(SAN)は廃止された。

(図表4-5) 広域行政組織の再編
(1999年7月12日法・2010年地方自治体改革法・NOTRe法)

前	型	現在
広域コミューン区(district)	連合型	廃止
都市共同体(CU)		メトロポール
		大都市共同体(新CU)
広域都市共同体(CV)		都市圏共同体(CA)
コミューン共同体(CC)		コミューン共同体(CC)
新都市組合(SAN)		廃止
単一目的事務組合(SIVU)	組成型	単一目的事務組合(SIVU)
多目的事務組合(SIVOM)		多目的事務組合(SIVOM)
混成事務組合(syndicat mixte)		混成事務組合(syndicat mixte)

3 連合型コミューン間広域行政組織

(1) 連合型コミューン間広域行政組織の設立

連合型コミューン間広域行政組織は、構成コミューン議会の一致した議決の後、以下の2段階の手続により設立される。

ア 第1段階

地方長官が当該広域行政組織の構成コミューンを決定する。これは、1又は複数のコミューン議会の発意があった後、2か月以内に行われる場合と、地方長官の発意に基づき、コミューン間広域行政委員会(CDCI)の答申を経て、2か月以内に行われる場合の2通りがある。

¹⁰⁴ Loi n° 2015-991 du 7 août 2015 portant nouvelle organisation territoriale de la République

イ 第2段階

第1段階のアレテが成立した日から3か月以内に各構成コミューン議会の同意を得た後、地方長官のアレテによって決定される。この場合の同意は、圏域全体における人口の半数を占めることとなるコミューン議会の少なくとも3分の2の同意、又は圏域全体における人口の3分の2を占めることとなるコミューン議会の少なくとも2分の1の同意を必要とする。この多数決は、コミューン共同体の場合は圏域全体における人口の4分の1以上を占めるコミューン又は都市圏共同体若しくは大都市共同体の場合は構成する最大の人口を有するコミューン議会の同意が必要となる。

なお、例外的に法律により連合型コミューン間広域行政組織が設立されることもある¹⁰⁵。

(2) 連合型コミューン広域行政組織の種類

ア コミューン共同体 (communauté de communes. 略 CC)¹⁰⁶

コミューン共同体は、農村地域及び準都市地域における広域行政組織として、1992年2月6日法によって創設された。飛び地を含まない一塊のコミューンの集まりで、人口要件は、人口要件無し→原則5,000以上(2010年地方自治体改革法)→原則15,000以上(NOTRe法)と変遷している。CCは、コミューン間広域行政組織の中で最も多くのコミューンをカバーしており、2023年1月現在で992団体のCCが設立されている。

(ア) 管理運営

CCは、構成コミューン議会の直接選挙と同時に行われる選挙で選ばれた議員で構成されるコミューン共同体議会 (conseil de la communauté de communes) によって管理運営される。コミューン共同体議会の議席の数及び配分は、以下の2通りにより決定される。

- ① 圏域全体における人口の2分の1以上を占める構成コミューン議会の3分の2以上の同意
- ② 圏域全体における人口の3分の2以上を占める構成コミューン議会の2分の1以上の同意

なお、いずれの場合においても、各構成コミューンは少なくとも1議席を持ち、1コミューンが議席の半数超を占めることはできない。

(イ) 権限

CGCTは、まず、①地域整備、②経済開発、③流域管理及び洪水の防止、④住居不特定者の受け入れ環境の整備、⑤家庭廃棄物の収集・処理、⑥汚水処理、⑦上水道の7分野の義務的権限を規定している。また、①環境保護・開発、②住宅・生活環境政策、③都市政策、④道路建設・維持管理、⑤文化・スポーツ・教育(小学校、幼稚園)施設の建設・

¹⁰⁵ 大都市共同体に関する1966年12月31日付法律により、4つの大都市共同体が設立された。また、地方行政の現代化とメトロポールの確立に関する2014年1月27日付法律により、グランパリ・メトロポールとエクス・マルセイユ・プロヴァンス・メトロポールが設立された。

¹⁰⁶ フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/20125-quest-ce-quune-communaute-de-communes>] (最終検索日 2024年2月27日)

維持管理、⑥社会福祉、⑦フランスサービス¹⁰⁷への参加の7分野から選択的権限を行使することもできる^{108 109}。

(ウ) 財源

CCは、構成コミューンに代わって企業不動産税、企業付加価値税、ネットワーク型企业定額税を課す単一経済税制方式 (*fiscalité professionnelle unique*) か、既建築固定資産税、非建築固定資産税、住居税に対し付加税を課す付加税制方式 (*fiscalité additionnelle*) を選択することができる。また、双方を組み合わせた混合税制も可能なほか、行政サービスに関連する税や料金 (家庭廃棄物収集税等) も固有の財源とされる。また、経常費総合交付金 (DGF) も交付される。

イ 都市圏共同体 (*communauté d'agglomération*. 略 CA) ¹¹⁰

CAは、都市地域におけるコミューン間相互の協力体制を強化するために1999年7月12日法によって創設された。人口1万5,000超の1又は複数の中心コミューンを有し、かつ、飛び地を含まない一塊のコミューンの集まりで、圏域全体の人口が5万超であることを要件とする¹¹¹。2023年1月現在で227団体のCAが設立されている。

(ア) 管理運営

CAは、CCと同様に構成コミューン議会の直接選挙と同時に行われる選挙で選ばれる都市圏共同体議会 (*conseil de la communauté d'agglomération*) によって管理運営される。議会の議席数及び配分の決定方法は、CCの場合と同じである。

(イ) 権限

CGCTは、まず、①経済開発、②地域整備、③居住環境の社会的均衡、④都市政策、⑤流域管理及び洪水の防止、⑥住居不特定者の受け入れ環境の整備、⑦家庭廃棄物の収集・処理、⑧上水道、⑨汚水処理、⑩雨水管理の10分野の義務的権限を規定している。さらに、CAは、①道路建設・維持管理、②生活環境政策、③文化及びスポーツ施設の建設・維持管理、④社会福祉、⑤フランスサービスへの参加の5分野から選択的権限を行使することもできる。

(ウ) 財源

CAには、構成コミューンから企業不動産税、企業付加価値税、ネットワーク型企业定額税の課税権限が移譲されるほか、CCと同様に、既建築固定資産税、非建築固定資産税

¹⁰⁷ 国民がどこに住んでいるかに関係なく、様々な公共サービスをワンストップで受けることができる窓口。2022年11月時点で全国に2,538か所の窓口が存在している。

¹⁰⁸ これらに加え、連合型コミューン間広域行政組織からの要請により、住宅政策等の分野で協定を締結して国や州、県の権限を代わりに行使することができる。以上、ほかの連合型コミューン広域行政組織も同じである。

¹⁰⁹ CGCTは各権限の内容を具体的に細かくは規定していない。構成コミューンから移譲された権限の詳細な定義は、当該広域行政組織議会の議決で決定される。また、行使する権限の一部は当該広域行政組織の利益 (*intérêt communautaire*) であることが条件とされており、これに該当するか否かは当該広域行政組織議会の3分の2以上の議決で決定される。以上、ほかの連合型コミューン広域行政組織も同じである。

¹¹⁰ フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/20126-quest-ce-quune-communaute-dagglomeration>] (最終検索日 2024年2月27日)

¹¹¹ 県庁が所在するコミューン又は県内最大の人口を有するコミューンが含まれる場合、人口3万以上でもよい。

及び住居税の付加税並びに行政サービスに関連する税や料金（家庭廃棄物収集税等）を財源とすることができる。

また、経常費総合交付金（DGF）も交付される。

ウ 大都市共同体（communauté urbaine. 略 CU）¹¹²

CUは、都市区（district urbain）制度の失敗の後、大都市共同体に関する1966年12月31日付法律で都市圏（人口5万超）を対象に初めて整備された。当該法律によって、リール、ボルドー、ストラスブール及びリヨンの4つのCUが設立された。その後1969年から1971年にかけて、ダンケルク、ル・クルゾ・モンソー・レ・ミーヌ、シェルブール、ル・マン及びブレストの5つが設立された。

1992年2月6日法はCU設立要件を人口2万に下げ、続く1995年12月30日法は設立手続を簡素化し、CUの新規設立を図った。そして1999年7月12日法においては、都市化したコミューン全体を対象とする共通の広域行政組織の形態として、CUを制度化した。当該法律によってCUは複数のコミューンから構成され、設立時において飛び地を含まない管轄区域内に50万を超える人口を有することを要件付けられた¹¹³。

その後、2010年地方自治体改革法により創設された一般型メトロポール（圏域全体人口40万以上）との兼ね合いもあり、人口要件は圏域全体の人口が25万以上に緩和されている。2014年の法改正によりメトロポール設立が義務付けられたこともあり、CUからメトロポールへ移行が進み、2023年1月現在で14団体のCUが設立されている。

（ア）管理運営

大都市共同体議会（conseil de la communauté urbaine）は、構成コミューンの代表によって管理運営される。議席の数は圏域全体の人口規模に応じて決定され、配分は構成コミューンの人口規模に応じて比例配分される。いずれの場合においても、各構成コミューンは少なくとも1議席を持ち、1コミューンが議席の半数超を占めることはできない。

（イ）権限

CGCTは、①経済・社会・文化政策、②空間・インフラ整備、③居住環境の社会的均衡、④都市政策、⑤集合的サービス（上下水道、消防、救急等）、⑥生活環境政策、⑦住居不特定者の受け入れ環境の整備の7分野の義務的権限を規定している。CUはCCやCAと異なり、選択的権限が無く、より詳細な義務的権限が与えられている。

（ウ）財源

原則として、単一経済税制方式を採らなければならない¹¹⁴。また、権限に対応したごみ処理手数料及び清掃税を賦課できる。さらに、CUは構成コミューンに対し、財源の平衡化を図るため連帯交付金制度を設けなければならない。

また、経常費総合交付金（DGF）も交付される。

¹¹² フランス政府 HP, [https://www.vie-publique.fr/fiches/20122-quest-ce-qu'une-communaute-urbaine]（最終検索日 2024年2月27日）

¹¹³ 既存のCUには上記要件は適用されない。

¹¹⁴ 単一経済税制方式と地方直接3税の付加税方式の併用も可能である。

エ メトロポール (métropole) ¹¹⁵

2010年地方自治体改革法は、国土の均衡ある発展や欧州諸国における大都市との競争に伍する観点から、広域共同体の一つとしてメトロポールの制度を創設した。メトロポールの人口要件は50万以上とされ、権限上は基本的には大都市共同体の権限を基礎とし、例外的に県及び州の権限の一部（海外へのプロモーションに関するもの等）が付与された。この制度により、ニースを中心とするメトロポール・ニース・コート・ダジュールが2011年に設立された。

メトロポール制度は、地方行政の現代化とメトロポールの確立に関する2014年1月27日付法律¹¹⁶（通称「MAPTAM法」、以下この章において「MAPTAM法」という。）により、2015年1月1日時点で人口65万以上の都市圏域（aire urbaine）及び圏域全体の人口が40万以上の連合型コミューン間広域行政組織は、強制的に一般型メトロポールとなった。その後、2017年2月28日法により修正・強化され、以下①から④までのいずれかに該当するコミューン間広域行政組織は、構成コミューン議会の同意により任意で一般型メトロポールに移行できることとされた。

- ① 人口40万以上を有する連合型コミューン間広域行政組織
- ② 人口40万以上の雇用圏域（zone d'emploi¹¹⁷）の中心にあり、かつ、MAPTAM法成立時にメトロポールと同じ義務的権限を行使する連合型コミューン間広域行政組織
- ③ 人口40万以上の雇用圏域の中心にあり、かつ、その域内に州都を含む連合型コミューン間広域行政組織
- ④ 人口50万以上の雇用圏域の中心にあり、かつ、人口25万以上を有する又は州都を含む連合型コミューン広域行政組織

また、MAPTAM法は、メトロポールを、一般的な権限を持つ一般型メトロポール、パリ及びマルセイユの大都市圏における特別型メトロポール、メトロポールと県の権限を併せ持つリヨン・メトロポールの3種類に区分している。なお、リヨン・メトロポールは、「メトロポール」という名称であるものの、コミューン間広域行政組織ではなく、憲法第72条の特別な地位を有する地方自治体¹¹⁸であるため、ほかのメトロポールとは性質が完全に異なる。

2023年1月現在で21団体¹¹⁹のメトロポールが設立されている。

(ア) 管理運営

メトロポール議会（conseil de métropole）は、構成コミューンの代表によって管理運営される。議会の議席数及び配分の決定方法はCUの場合と同じである。

¹¹⁵ フランス政府 HP, [https://www.vie-publique.fr/fiches/20129-quest-ce-qu'une-metropole]（最終検索日 2024年2月27日）

¹¹⁶ Loi n° 2014-58 du 27 janvier 2014 de modernisation de l'action publique territoriale et d'affirmation des métropoles

¹¹⁷ フランス国立統計経済研究所（INSEE）の定義による。

¹¹⁸ 詳細は本章第6節を参照。

¹¹⁹ リヨン・メトロポールは含まない。

(イ) 権限

CGCTは、①空間・インフラ整備、②地域の住宅政策、③まちづくり政策、④経済・社会・文化政策、⑤住環境政策、⑥集合的サービス（上下水道、消防、救急等）の6分野の義務的権限を規定している。

(ウ) 財源

原則として、地方直接三税（既建築固定資産税、非建築固定資産税及び住居税）の付加税、企業不動産税、企業付加価値税、ネットワーク型企业定額税、行政サービスに関連する税（家庭廃棄物収集税等）、経常費総合交付金（DGF）等を財源とする。国・州・県からの事務権限移譲に伴う必要財源は移譲される。

(図表4-6) メトロポールの区分

	設立要件/構成団体	事務権限	議員配分	財源
一般型メトロポール	<p>【既存】ニース</p> <p>【強制設立】</p> <p>人口 65 万以上の都市圏域及び圏域全体の人口が 40 万以上の連合型コミュニティ間広域行政組織</p> <p>リール、ボルドー、トゥールーズ、ナント、ルーアン、ストラズブル、レンヌ、グルノーブル</p> <p>【任意設立】</p> <p>モンペリエ、プレスト、ナンシー、ディジョン、オルレアン、サン＝テティエンヌ、トゥーロン、トゥール、クレルモン・フェラン、メッス</p>	<p>○義務的権限</p> <p>①空間・インフラ整備</p> <p>②地域の住宅政策</p> <p>③まちづくり政策</p> <p>④経済・社会・文化政策</p> <p>⑤住環境政策</p> <p>⑥集合的サービス（上下水道、消防、救急等）</p> <p>○国・州・県との協定により、住宅政策等の一定の事務実施可</p>	<p>構成コミュニティの人口に基づき比例配分。ただし、計算上配分が 1 未満のコミュニティには 1 議席配分。</p>	<p>○地方直接三税等</p> <p>・地方直接三税（既建築固定資産税、非建築固定資産税及び住居税）の付加税</p> <p>・企業不動産税、企業付加価値税、ネットワーク型企業定額税</p> <p>・行政サービスに関連する税（家庭廃棄物収集税等）</p> <p>○経常費総合交付金（DGF）</p> <p>○国・州・県からの事務権限移譲に伴う必要財源は移譲</p>
特別型メトロポール	<p>グランパリ・メトロポール</p> <p>・パリ市</p> <p>・パリ市周囲 3 県の全コミュニティ</p> <p>・同 3 県に隣接するコミュニティ</p>	<p>○義務的権限</p> <p>①空間・インフラ整備</p> <p>②地域の住宅政策</p> <p>③まちづくり政策</p> <p>④経済・社会・文化政策</p> <p>⑤住環境政策</p> <p>○国との協定により、住宅政策等の一定の事務実施可</p>	<p>①各構成コミュニティより 1 名</p> <p>②人口 2.5 万ごとに 1 名追加</p>	<p>○メトロポールと構成コミュニティ間で決定</p> <p>○経常費総合交付金（DGF）</p>
	<p>エクス・マルセイユ・プロヴァンス・メトロポール</p> <p>マルセイユ・プロヴァンス・メトロポール大都市共同体等 6 つの連合型コミュニティ間広域行政組織の再編により設立</p>	<p>構成コミュニティから旧 6 連合型コミュニティ間広域行政組織に移譲されていた権限</p>	<p>一般型メトロポールと同じ（ただし、追加議員の特例あり）</p>	<p>○地方直接三税等（一般型と同じ）</p> <p>○経常費総合交付金（DGF）</p>
リヨン・メトロポール	<p>・憲法第 72 条の「特別な地位を有する自治体」</p>	<p>○義務的権限</p> <p>①空間・インフラ整備</p> <p>②地域の住宅政策</p> <p>③まちづくり政策</p> <p>④経済・社会・文化政策</p> <p>⑤住環境政策</p> <p>⑥集合的サービス（上下水道、消防、救急等）</p> <p>○県の事務権限</p> <p>○国・州・県との協定により、住宅政策等の一定の事務実施可</p>	<p>前身のリヨン大都市共同体の議会議員</p>	<p>○地方直接三税等（一般形と同じ）</p> <p>○県の収入の一部</p> <p>・滞在税県付加税</p> <p>・県電気税</p> <p>・送配電・ガス輸送流通税等</p> <p>○経常費総合交付金（DGF）、建設整備総合交付金、警察罰則金収入</p> <p>○国、州、県からの事務権限移譲に伴う必要財源は移譲</p>

4 組合型コミューン間広域行政組織

(1) 事務組合 (syndicat de communes) ¹²⁰

コミューン事務組合には、単一目的事務組合 (syndicat intercommunal à vocation unique. 略 SIVU)、多目的事務組合 (syndicat intercommunal à vocation multiple. 略 SIVOM) ¹²¹及び複数の目的のうち一部を選択して加入できる選択式事務組合 (syndicat à la carte) がある。特に単一目的事務組合は最も古い形態であり、1837年から制度化された。しかし、当時はまだ法人格が与えられておらず、制度的に整えられたのは地方自治体事務組合に関する1890年3月22日付法律¹²²による。2023年1月現在で事務組合の数は、単一目的事務組合が4,637、多目的事務組合が1,207である。それぞれの事務組合に適用される法的・財政的ルールは同一である。

ア 設立

事務組合の設立方法は次の2通りがある。

(ア) 構成コミューン議会全ての一致した議決による設立

(イ) 1又は複数のコミューン議会の発意に基づき、県議会の答申を経て、当該事務組合を構成するコミューンのリスト (関係県の地方長官によって決定) を作成することによる設立

イ 運営管理

代表権については、事務組合の設立決定時に構成コミューンによって決められる。コミューン間で同意が得られない場合、各構成コミューン議会から選出された各代表2名によって構成する委員会 (comité) 及び執行理事会 (bureau : 委員長 [président] 及び副委員長 [vice-président] から成る) によって運営管理される。

ウ 構成団体の変更

新たなコミューンの加入は、委員会の同意を得、構成コミューンへの諮問 (構成コミューンの3分の1による拒否もあり得る) の後、決定される。脱退には、加入の場合と同様の手続をとるケースと、組合に参加する目的がなくなった場合に県地方長官の同意を得るケースがある。また、選択式事務組合の場合、コミューンが多目的事務組合の有する複数の権限の一部を選択・移譲して、当該組合に加入することや、構成コミューンが既に移譲した権限を取り戻すことができる。

エ 解散

解散は以下のような場合に行われる。

(ア) 設立決定時に規定された組合の存続期間の満了又は組合と同一の権限を有するほかの広域行政組織への統合

¹²⁰ フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/20123-quest-ce-quun-syndicat-de-communes>] (最終検索日 2024年2月27日)

¹²¹ 1970年12月31日法によって単一目的事務組合と多目的事務組合の区別が撤廃されたが、一般には現在もこの区分が広く用いられている。

¹²² Loi du 22 mars 1890 sur les syndicats de communes

(イ) 構成コミューン議会の過半数以上の要求及び当該要求に対する関係県議会の答申を経た後の解散

(ウ) 組合の運営に重大な問題が生じた場合における、国務院の決定による解散

オ 権限

事務組合の権限は規約 (statut) によって自由に決めることができ、規約の制定後、権限を拡大又は縮小することも可能である。権限の例として下水道、上水道、地域開発、ごみの収集・処理等が挙げられる。

カ 財源

事務組合の財源としては、構成コミューンの分担金、財産収入、税収入 (家庭廃棄物収集税等) 及び使用料、地方債、助成金収入 (建設整備費総合交付金[DGE]等) 等がある。

(2) 混成事務組合 (syndicat mixte) ¹²³

コミューンが構成員となりうる公的な広域的組織に混成事務組合がある。混成事務組合は、異なるレベルの地方自治体 (コミューン、県、州) 及びほかの公施設法人 (コミューン事務組合等の広域行政組織、商工会議所、農業会議所等) の間で構成される公施設法人である。構成員の中に、地方自治体又はその広域行政組織が少なくとも1つは含まれていなければならない。2023年1月現在で混成事務組合の数は2,771である。

ア 設立

混成事務組合は、構成員となる団体全ての議決機関の同意が得られた後、県地方長官のアレテによってその設立が承認される。

イ 解散

混成事務組合は、主に以下のような場合に解散する。

(ア) 存続期間の満了又は設立目的の終了

(イ) 構成団体の要求等に基づき、国務院の議を得て発布されるデクレによる解散

ただし、構成団体の総意によって解散が要求され、かつ、当該解散が組合の清算条件を第三者の権利を侵害しない範囲で定める場合、解散は県地方長官のアレテによって宣言される。

ウ 管理運営

混成事務組合は、組合理事会によって管理運営される。組合の構成団体である各地方自治体又は公施設法人が組合理事会で保持する理事割当数は、各団体の出資金に比例する。ただし、いかなる地方自治体及び公施設法人も単独で総理事数の2分の1を超えることはできない。

エ 権限

コミューン事務組合と同様に、義務的な権限はない。主な公共サービスとして河川の管理、地方公務員医療サービス、行政法律情報サービス等を受け持つ。

¹²³ フランス政府 HP, [https://www.vie-publique.fr/fiches/20121-cooperation-locale-quest-ce-quun-syndicat-mixte] (最終検索日 2024年2月27日)

オ 財源

混成事務組合の財源としては、構成団体の負担金、事業収入等がある。

5 コミューン間広域行政県委員会¹²⁴

コミューン間広域行政県委員会 (commission départementale de la coopération intercommunale. 略 CDCI) は 1992 年 2 月 6 日法によって設置された。この委員会は各県に設置され、地方長官が委員長となる。メンバーは地方自治体の代表から成り、内訳は、50%がコミューン議会議員、30%が連合型コミューン間広域行政組織の代表、5%が組合型コミューン間広域行政組織の代表、10%が県議会議員、5%が州議会議員である。

委員会の権限は、まず各県におけるコミューン間広域行政に関する報告書を作成・改訂すること、そして広域行政の促進を図る提言を行うことである。また、広域行政の進展はコミューンの自発的な意思によるという原則を尊重しながら、委員会は、各県単位でコミューン間広域行政計画を作成することが 1992 年 2 月 6 日法で定められた。

その後、1999 年 7 月 12 日法によって、地方長官の発意に基づき広域行政組織を設立する場合、委員会に事前に答申を求めなければならない等の新たな権限が付与され、2010 年地方自治体改革法では、地方長官の発意に基づくコミューン間広域行政県計画 (schéma départemental de coopération intercommunale. 略 SDCI) を 2011 年末までに作成しなければならないなどとされた。この SDCI に基づき、各県における連合型コミューン広域行政組織の活用が一層推進されていくこととなった。

第 4 節 パリ及び大都市制度

1 三大都市の特例

首都パリは、その政治的重要性ゆえに常に特別な法制下に置かれ、その行政に対し国関係機関による密接なコントロールが行われてきた。パリを特別扱いする一方で、パリ以外の都市については何ら例外を設けず、大都市にも人口数百人のコミューンにも同じ制度を適用することが、フランス地方制度の伝統となっていた。しかし、第五共和制に入ると、パリの自律性を拡大し、その特別法制を地方自治制度に近づける方向で制度改革が繰り返された。一方で 1982 年には、初めてパリ、マルセイユ及びリヨンの 3 市をともに扱った大都市についての特例法 (パリ、マルセイユ及びリヨン並びにコミューン共同公施法人の行政組織に関する 1982 年 12 月 31 日付法律¹²⁵。通称「PLM 法」、以下この章において「PLM 法」という。) が制定された。この結果、リヨンとマルセイユには、同法律によって分区制度が設けられ、それ以外は、

¹²⁴ フランス政府 HP, [https://www.vie-publique.fr/fiches/20118-la-cooperation-intercommunale-et-les-epci] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)

¹²⁵ Loi n° 82-1169 du 31 décembre 1982 relative à l'organisation administrative de Paris, Marseille, Lyon et des établissements publics de coopération intercommunale

一般のコミューンと同様の制度が適用されるのに対して、パリについては、現在も多くの独自の特例が存在する形となっている。

以下では、まずパリのみに関する特殊な組織構造を扱い、次に3大都市共通の分区制度について叙述する。なお、この節では、3大都市をほかのコミューンと区別するため、conseil municipal、maireをそれぞれ「コム્યーン議会」「メール」と訳さずに、あえて「市議会」、「市長」と訳す。

2 パリ

(1) 沿革

パリとその周辺の地方行政区画は、1964年に現在の形に再構成された。パリを含む旧来の3県はパリ及び7つの県に細分化され、パリはコム્યーンであると同時に県の地位を持ち、単一のパリ議会が、基礎・広域両レベルの自治単位を兼ねた議会の機能を果たすこととなった。さらに、この7県1市をまとめた「パリ州」（1976年には「イル・ド・フランス州」として再編）に関する特別な法制も整備された。

パリの現行制度の骨格は、パリ市の行政体制を改革する1975年12月31日付法律¹²⁶（以下この章において「1975年12月31日法」という。）によって整えられた。この改革は、パリ及び周辺地域に関するシステムをできるだけ一般の地方制度に近付けることを目的として実施された。従来の執行機関であった政府代表の「プレフェ」のほかに「パリ市長」が置かれ、「区長」の政府任命が廃止されて、「区委員会」が設置された。また、議決機関であるパリ議会の権限が拡大された。この1975年の制度は、その後1982年の地方分権改革やPLM法等による修正を受けて、今日に至っている。

(2) 市制と県制の併存

1975年12月31日法はパリの特例を解消する目的で制定されたが、1964年に定められたパリにおけるコム્યーン制と県制の併存体制には何ら変更を加えなかった。むしろ、全く同一の区域について、パリ市とパリ県という二重の存在を維持し、その各々に一般的なコム્યーン制と県制を可能な限り適用するというのが、この改革の方向であった。

これ以降、パリ市には一般的なコム્યーン法が適用され、それまで官選県知事でもある「プレフェ」の後見のもとに権限を限定されていたパリ議会は、自ら選出する議長（メール）の下で、一般のコミューン議会としての権限を持つことになった¹²⁷。

また、パリは県でもあることから、1975年以来、県の一般制度が適用され、パリ議会は県議会としての権限も与えられた。さらに、1982年の改革はパリ県にも適用されたので、県の自治行政の執行権は従来の官選プレフェからパリ県議会議長（パリ市長。以下この章において「パリ市長」という。）に移管された。国の機関としては、官選プレフェよりはるか

¹²⁶ Loi n° 75-1331 du 31 décembre 1975 portant réforme du régime administratif de la ville de Paris

¹²⁷ 唯一の重大な例外として、ナポレオン時代に設けられたパリ警視總監のポストはそのまま存続し、行政警察及び司法警察の権限を保持することとなったため、一般コム્યーンではメールに帰属する行政警察及び司法警察の権限は、パリ市長に限り、今日も認められていない。

に権限の小さいパリ地方長官が置かれた。なお、パリ地方長官は、1982年のデクレにより、イル・ド・フランス州地方長官を兼務する。

パリ市の地位と大都市整備に関する2017年2月28日付法律¹²⁸（以下この章において「2017年2月28日法」という。）において、コミューン及び県の権限を有する、パリ市（Ville de Paris）という憲法第72条の特別な地位を有する地方自治体¹²⁹として位置付けられることとなった。当該法律により、長らく続いたパリにおける市制と県制の併存が解消されることになった。

（3）行政組織

ア パリ議会

パリ議会（Conseil de Paris）は、パリ市長を議長とする163名の全く同一の議員構成によって、コミューン議会と県議会の役割を兼ねており、一般の地方自治体関係法の定める両議会と同様の権限を有する。議席は1区から4区までの統一された区議会（conseil d'arrondissement）と、5区から20区までの各区議会、計17の区議会に各区単位で分割されている。議員の選出方法及び任期は人口3,500人以上のコミューンの制度に従う。パリ市が作成する追加選挙人名簿（liste électorale complémentaire）に登録すると、欧州連合加盟国出身者は、フランス人有権者と同じ条件で、パリ議会選挙に参加することができる。パリ議会の解散に関しては一般の県議会法の制度が適用されるが、その際にはPLM法の規定により、区議会も同時に解散される。

イ パリ市長及び副メール

パリ市長（maire de Paris）は、一般コミューンと同じ方法で、パリ議会の中で互選され任期は6年である。パリ市長の権限は原則として、ほかのメールのものと同じであり、これにパリ県議会議長として県議会制度に定められた権限が加わる。しかし、前述のように、パリの行政警察及び司法警察の権限は、依然として国任命のパリ警視総監（préfet de Paris）に属している。パリ市長は、一般メールと同様に、市における国の代表者（représentant de l'Etat）を兼ねる。

メールの補佐職に関してはコミューン制が取られており、多数（2023年5月現在で34人）の副メール（adjoints au maire de Paris）が選任されている。ただし、PLM法によって区制度が導入されて以来、パリの副メールは、財政、衛生、雇用等の特定分野担当の副メールと各区の区長（maire d'arrondissement）職にある副メールの2つのカテゴリーに区分される。

ウ パリ警視総監

パリの行政警察及び司法警察の権限を掌握するパリ警視総監（préfet de Paris）は、その権限事項について、県地方長官と同様に国の代表としての資格を有するほか、関係行政分野についてはパリ議会の執行機関としての役割も果たす。したがって、議事はその権限に関わる場合には議会に出席し発言するほか、市長に議会の召集を要請する権利を持つ。

¹²⁸ Loi n° 2017-257 du 28 février 2017 relative au statut de Paris et à l'aménagement métropolitain

¹²⁹ 詳細は本章第6節第1項を参照。

3 大都市制度

PLM 法は、巨大化した市政を市民に近付けるために、「区」制度を導入した。区に関わる部分以外では、リヨン及びマルセイユには一般のコミューン制度が適用され、パリに関しては前述のようにコムミュン制と県制の合体等いくつかの特例が設けられている。

(1) 区の設置及び構成

パリ、マルセイユ及びリヨンの3市は、それぞれ20、16、9の区(arrondissement)に分割されている。パリでは、17の区議会と区長(maire d'arrondissement)が置かれている。リヨンでは、各区ごとに区議会と区長が置かれている。マルセイユでは、16の区が2区ずつまとめられて8連合区(secteur)を構成し、連合区ごとに区議会と区長が置かれている。

(2) 区議会

ア 構成

パリ、マルセイユ及びリヨンの区や連合区は、そのまま市議会議員及び区議会議員の選挙区となり、両者の選挙は同一の名簿によって同時に行われる。原則として、各区議会に当選した各党派の議員のうち、各党派・各区ごとの名簿における上位3分の1が同区選出の市議会議員を兼ねることになる。区議会議員の選挙制度、兼職の禁止等の規定はコムミュン議会と同じである。

イ 権限及び運営

区議会の主な権限は次の3つにまとめることができる。第1に、市議会と市民の間の媒介役として、区内のあらゆる問題に関して書面又は口頭で質問し、これに対する市議会の討議結果を知ることができる。第2に、市議会の諮問機関として、区内で行われる事業、区内で活動する団体への助成、市の管轄の公共施設(保育所、幼稚園、高齢者住宅等)運営の一般条件等について事前に意見を述べることができる。第3に、地区の公共施設の管理機関として、その立地計画を決定することができる¹³⁰。

区議会は区長によって主宰される。市長は区議会の召集を要求し、そこで発言することができる。区議会の議決は、通常は市長から県地方長官に送付される。

(3) 区長及び副区長

区長(maire d'arrondissement)及び副区長(adjoints au maire d'arrondissement)は、市議会における市長と副メールの選挙と同じ方法で、区議会の中で互選される。区長は、区議会内の市議会議員の中から選出され、副メールの少なくとも1人は市議会議員でなければならない。副区長の人数等の規定はコムミュン議会の場合と同じである。市長は区長の職を兼任できない。

¹³⁰ 公共施設の一部は市の管轄であり、費用支出の最終決定権は市議会が有する。

区長は、区の代表と国の行政機関という二重の役割を持つ。国の機関として区長は、戸籍、選挙、義務教育、国民役務に関して市長の所轄する事務を行う。区の代表者としては、区の土地利用、開発、公共施設整備等の事業に関して発言権を持ち、区内の公共住宅の半数の入居割当などの事務権限を市長から委任される。

(4) 区の財政

市の予算との一体性と市議会の伝統的な権限を損なわないよう配慮しながら、区にはある程度の財政的自律が認められている。投資予算の議決権は市議会が有するが、採決前に市長と各区長により構成される公共施設計画会議への諮問が義務付けられている。経常部門については、各区議会は、毎年、当該議会の経常収支の内訳を明らかにする区財政特別報告書を採択し、市の予算の付属文書として市議会に提出される。経常収入の大半を占めるのは市からの総合交付金である。各区に対する交付金の全体額は市議会によって決定される。配分の際に区の合意が得られない場合には、総額の80%以上を直近3年間の実績をもとに決定し、残りは主として各区の社会的職業的人口構成を考慮して配分する。経常支出は区の一般管理費及び公共施設の運営費等に充てられる。

(5) 区の職員

市長は区長の意見を聞いたうえで、一定数の市職員を区に配置する。市長及び各区長の意見が対立した場合には、市議会が職員数又はその職種ごとの配分を決定する。また、市長は、各区に事務総長を、人口4万5,000人以上の区に若干名の事務次長を置き、市職員の中から区長の提案に基づき任命する。区に配属される職員にはコミュニケーション職員の身分規定が適用される。

第5節 県 (département)

1 概要

「県」は、大革命以降に設けられた人為的区画で、その数は101（本土96、海外県5。図表4-7及び図表4-8参照）¹³¹である。

仏本土における各県の面積は、およそ5,700 km²（愛媛県のアメリア島の面積とほぼ同じ）程度を標準としている¹³²。これは、当時の役人が県庁所在地から県内各地に馬車に乗って1日で出向き、2日間のうちに往復することができる範囲になるよう人為的に区切られたためと言われている。したがって、県ごとの人口には大きな格差がある。本土における1県当たりの平均人口は約69万であるが、最大はノール県の261万、最小はロゼール県の8万である。

県制度の創設時に、県行政の要としてナポレオンが創設したのが「プレフェ」(préfet=官選県知事)であり、国から任命されたプレフェには強大な権限が与えられた。その後、県議会議員の公選制度（ただし制限選挙）の創設（1833年）、県議会の議決に対する執行権の付与（1838年）、さらには1871年8月10日法制定によって県議会制度が確立するなど、県の地方自治団体化が進んだが、執行権はプレフェに留保されたままであった。県が完全な自治体として確立されるのは、コミューン、県及び州の権利と自由に関する1982年3月2日付法律¹³³（以下この章において「1982年地方分権法」という。）の制定によって、執行権がプレフェから公選の県議会議長 (président. 「プレジダン」すなわち「公選県知事」) に移管されてからである。

県の区域は同時に国の行政区画でもあり、国の各種地方出先機関の管轄区域ともなっている。これら国の機関の統制は、プレフェに委ねられている。

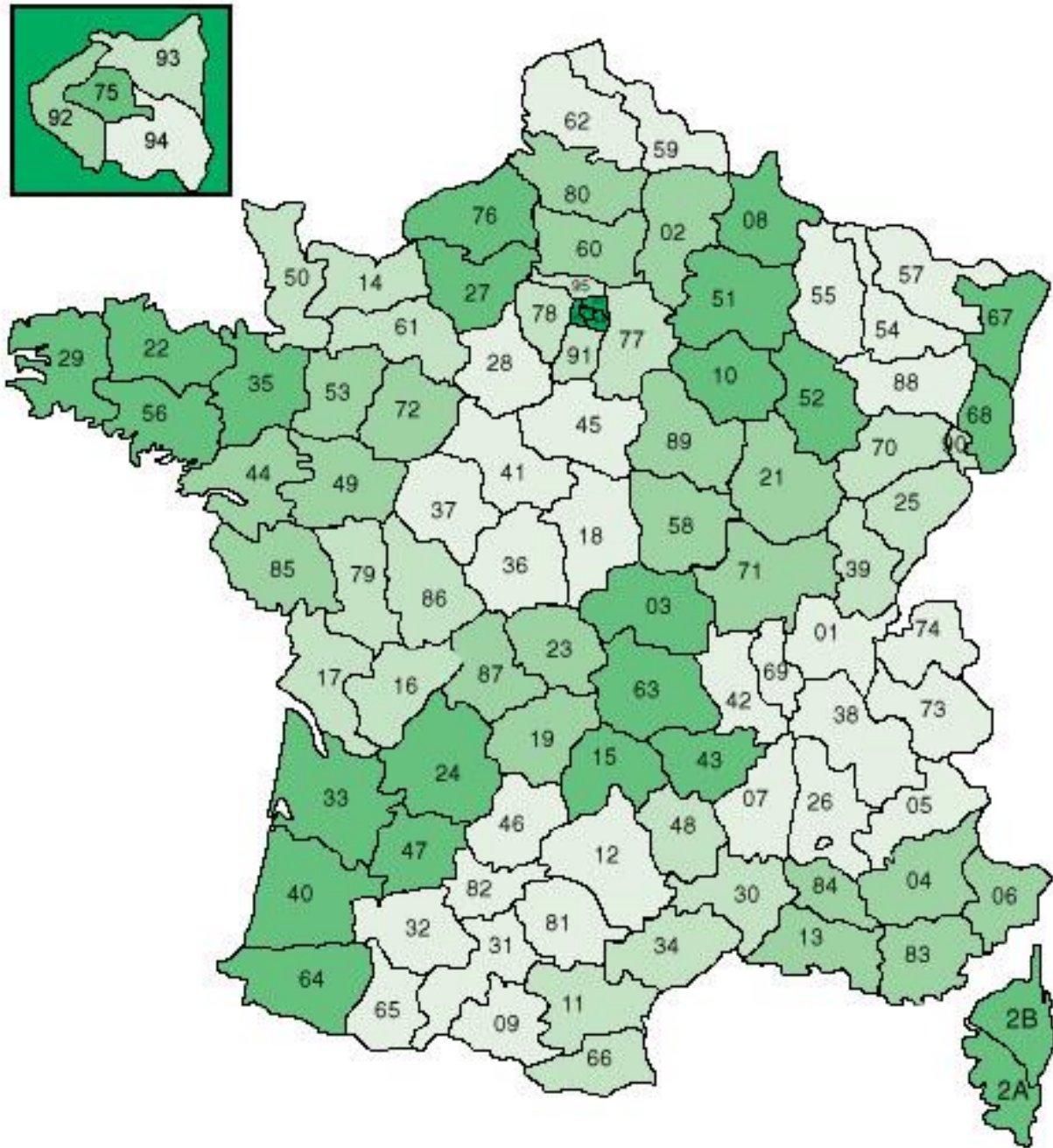
地方自治体としての県の内部組織としては、審議・議決機関である県議会 (conseil départemental)、県議会から委任を受けた一般的な事項について決定を行う常務委員会 (commission permanente)、執行部の長、かつ、議会の長である県議会議長、議長とともに執行部を構成する執行理事会 (bureau) が置かれている。

¹³¹ Les collectivités locales en chiffres 2023（フランス内務省地方自治体総局）

¹³² 最小がパリ県の105 km²、最大がジロンド県の1万 km²というような例外もある。

¹³³ Loi n° 82-213 du 2 mars 1982 relative aux droits et libertés des communes, des départements et des régions

(図表4-7) 県区分 (フランス本土)



(図表 4-8) 県及び各県議会の議席数¹³⁴

県番号	県名	議席数	県番号	県名	議席数
01	アイン (Ain)	46	51	マルヌ (Marne)	46
02	エーヌ (Aisne)	42	52	オート・マルヌ (Haute-Marne)	34
03	アリエ (Allier)	38	53	マイエヌ (Mayenne)	34
04	アルプ・ド・オート・プロヴァンス (Alpes-de-Haute-Provence)	30	54	ムルテ・モーゼル (Meurthe-et-Moselle)	46
05	オート・サルプ (Hautes-Alpes)	30	55	ムーズ (Meuse)	34
06	アルプ・マリタイム (Alpes-Maritimes)	54	56	モルビアン (Morbihan)	42
07	アルデッシュ (Ardèche)	34	57	モーゼル (Moselle)	54
08	アルデンス (Ardennes)	38	58	ニエヴル (Nièvre)	34
09	アリエージュ (Ariège)	26	59	ノール (Nord)	82
10	オーブ (Aube)	34	60	オワーズ (Oise)	42
11	オート (Aude)	38	61	オルヌ (Orne)	42
12	アヴェロン (Aveyron)	46	62	パ・ド・カレ (Pas-de-Calais)	78
13	ブッシュ・デュ・ローヌ (Bouches-du-Rhône)	58	63	ピュイ・ド・ドーム (Puy-de-Dôme)	62
14	カルヴァドス (Calvados)	50	64	ピレネー・アトランティック (Pyrénées-Atlantiques)	54
15	カンタル (Cantal)	30	65	オート・ピレネー (Hautes-Pyrénées)	34
16	シャラント (Charente)	38	66	ピレネー・オリアantal (Pyrénées-Orientales)	34
17	シャラント・マリタイム (Charente-Maritime)	54	67	バ・ラン (Bas-Rhin)	80 ¹³⁵
18	シェル (Cher)	38	68	オー・ラン (Haut-Rhin)	
19	コレーズ (Corrèze)	38	69	ローヌ (Rhône)	26
2A	コルス・デュ・シュッド (Corse-du-Sud)	63 ¹³⁶	70	オート・ソーヌ (Haute-Saône)	34
2B	オート・コルス (Haute-Corse)		71	ソーヌ・エ・ロワール (Saône-et-Loire)	58
21	コート・ドール (Côte-d'Or)	46	72	サルト (Sarthe)	42
22	コート・ダルモール (Côte-d'Armor)	54	73	サヴォア (Savoie)	38
23	クルーズ (Creuse)	30	74	オート・サヴォア (Haute-Savoie)	34
24	ドートーニュ (Dordogne)	50	75	パリ (Paris)	163

¹³⁴ 原則として、1つのカントン（小群）から2人の議員が選出される（選挙法典第 L191 条）ため、各県議会の議席数は県下におけるカントン数の2倍となる。

¹³⁵ アルザスの2県（バ・ラン及びオー・ラン）の県議会は、2021年1月1日にアルザスヨーロッパ共同体（Collectivité européenne d'Alsace）へ統合された。ただし、国の行政区画としての2県は維持されている。

¹³⁶ コルスの2県（コルス・デュ・シュッド及びオート・コルス）は、2018年1月1日に県と州が融合した特別な地方自治体であるコルス公共団体（Collectivité de Corse、詳細は本章第7節を参照）へ移行した。ただし、国の行政区画としての2県は維持されている。

25	ドゥーブ (Doubs)	38	76	セーヌ・マリタイム (Seine-Maritime)	70
26	ドローーム (Drôme)	38	77	セーヌ・エ・マルヌ (Seine-et-Marne)	46
27	ユー (Eure)	46	78	イヴリーヌ (Yvelines)	42
28	ユー・エ・ロワール (Eure-et-Loir)	30	79	ドゥーブ・セーヴル (Deux-Sèvres)	34
29	フィニステール (Finistère)	54	80	ソム (Somme)	46
30	ガード (Gard)	46	81	タルヌ (Tarn)	46
31	オート・ガロンヌ (Haute-Garonne)	54	82	タルヌ・エ・ガロンヌ (Tarn-et-Garonne)	30
32	ジゼル (Gers)	34	83	ヴァール (Var)	46
33	ジロント (Gironde)	66	84	ヴァークリューズ (Vaucluse)	34
34	エロー (Hérault)	50	85	ヴァンデ (Vendée)	34
35	イル・エ・ヴィレヌ (Ille-et-Vilaine)	54	86	ヴィエンヌ (Vienne)	38
36	アンドール (Indre)	26	87	オート・ヴィエンヌ (Haute-Vienne)	42
37	アンドール・エ・ロワール (Indre-et-Loire)	38	88	ヴォージュ (Vosges)	34
38	イゼール (Isère)	58	89	ヨンヌ (Yonne)	42
39	ジュラ (Jura)	34	90	テリトワール・ド・ベルフォール (Territoire-de-Belfort)	18
40	ランド (Landes)	30	91	エソンヌ (Essonne)	42
41	ロワール・エ・シェール (Loire-et-Cher)	30	92	オー・ド・セーヌ (Hauts-de-Seine)	46
42	ロワール (Loire)	42	93	セーヌ・サン・ドゥニ (Seine-Saint-Denis)	42
43	オート・ロワール (Haute-Loire)	38	94	ヴァル・ド・マルヌ (Val-de-Marne)	50
44	ロワール・アトランティック (Loire-Atlantique)	62	95	ヴァル・ド・ワーズ (Val-d'Oise)	42
45	ロワレ (Loiret)	42	971	グアドループ (Guadeloupe)	42
46	ロット (Lot)	34	972	マルティニーク (Martinique)	51
47	ロット・エ・ガロンヌ (Lot-et-Garonne)	42	973	仏領ギアナ (Guyane)	51
48	ロゼール (Lozère)	26	974	レユニオン (Réunion)	50
49	メーヌ・エ・ロワール (Maine-et-Loire)	42	976	マイヨット (Mayotte)	26
50	マンシュ (Manche)	54			

2 県議会 (conseil départemental) ¹³⁷

(1) 議員

県議会の議員定数及び議員の任期は、選挙法典 (Code électoral) に規定されている (図表 4-8、県及び各県議会の議席数)。任期は6年で、全員が一斉に改選される。任期満了前の終了事由としては、議会の解散、自発的退職等がある。県議会議員には、その職務に対して手当 (indemnité) が支給される。

(2) 運営

ア 会期

議会は、議長の発意に基づき少なくとも4半期に1度は開催されなければならない。また、議会は常務委員会又は議員の3分の1以上の要求、さらに、特別な場合はデクレによって開催される。

イ 会議の運営

議長が会議議事の進行をつかさどる。定足数は通常、議席の過半数であるが、議長を選出する際は3分の2となる。会議が定足数に満たない場合、3日後にもう1度会議が開かれ、この際の定足数要件はない。議員の発意は、執行部の提案に対する修正又は請願という形で現れる。議長票は、可否同数の場合のキャスティング・ボートとしての採決権を持つ。5人の議員又は議長の要求に基づき、議会が討議なしに出席議員又は欠席議員の代理人の絶対多数で議決したときは、議会を秘密会として非公開にすることができる。議会はその可否を、討議なしに、出席議員の絶対多数で決定する。

ウ 内部規則

県議会は、議会の改選後3か月以内に内部規則 (règlement intérieur) を策定する。

内部規則では、議会の内部運営に関する条項のみ定めることができ、複数の場所でオンライン会議を行う場合の具体的な取り決めについては必ず定めなければならないとされている。

エ 解散

県議会の運営が不可能なことが明らかであるときは、政府は、閣議を経て、理由を付したデクレによって当該議会の解散を宣言することができる。政府は、直ちに国会に報告しなければならない。

(3) 権限

県議会は、県に関する事項について審議・決定する。主な権限は以下のとおり。

- ① 予算の審議・採択、税率の決定、地方債の枠組み・方式等の決定
- ② 財産の取得・賃貸・譲渡、用途変更等に関する契約締結の決定
- ③ 公役務 (保健福祉活動、県道に関する業務等) の創設・廃止、事業を行う組織の決定
- ④ 公共工事の計画及び見積を決定し、所管部局を指定

¹³⁷ フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/19623-quest-ce-quun-conseil-departemental>] (最終検索日 2024年2月27日)

- ⑤ 社会的事業への関与の決定
- ⑥ 県の名において行われる訴訟についての承認

(4) 常務委員会

常務委員会 (commission permanente) は、県議会が閉会中であっても県の活動の継続性を確保するために恒常的に開かれる。議長、4人ないし15人の副議長¹³⁸ (vice-président)、必要な場合はその他に1人又は複数の議員を加えて構成される。議長以外の委員は県議会議員の中から比例代表投票で選出される。県議会は、常務委員会に対して、予算の採択及び決算の承認等を除いて権限の一部を委任できる。つまり、常務委員会は限定された権限を持つ審議・議決機関である。

(5) 専門委員会

県議会は、専門委員会 (commission spécialisée) を設置できる。その運営は県議会の内部規則により、異なる政治的傾向を持った議員で構成されるように配慮される。専門委員会は、所管の課題について報告をとりまとめ、議会に提出する。つまり諮問機関であり、議決権はない。例えばローヌ県では、専門委員会として、「財務・資源・持続可能な開発」、「地域政策」、「連帯」及び「教育・地域の魅力」の4つの専門委員会が設置されている。

3 県議会議長及び執行理事会

県議会議長 (président du conseil départemental) 及び執行理事会 (bureau) が、県の執行部を構成する。(図表4-9、県執行機関と議会との関係)

(1) 県議会議長の選出

県の執行機関である議長は、県議会議員の互選によって選出される。選出は、6年ごとの選挙に引き続いて開催される法定会議 (最年長議員が議長を務める) において行われる。この場合、議員の3分の2以上の出席が必要であり、もし定数に達しない場合には、3日後に再度会議が召集される。この場合は定足数の要件はない。議長選出のためには、所定の必要票数を獲得する者が現れるまで複数回の投票が行われることとされ、最初の2回までは絶対多数が必要であるが、3回目は相対多数で足りる。同数の場合は、年長者が選出される。

(2) 議長の地位

ア 被選挙資格と兼職禁止

県議会議員の中から間接選挙で選ばれる。ただし、県議会議長は、欧州議会議員、国会議員、州議会議長又はメールの職を兼任できない。また、欧州委員会委員、欧州中央銀行執行役員会役員又はフランス銀行通貨政策委員会委員との兼職は禁止されている。

¹³⁸ 議員定数の30%以内である必要がある。

イ 身分

県議会議長は、原則として、行政執行に伴って生じた事故についての民事上・刑事上の責任を免れる。ただし、職務に付随する当然の義務を怠った場合など、一定の場合には責任を問われることがある。また、その職務に対し手当が支給される。

ウ 任期

県議会議長の任期は6年である。

(3) 議長の権限

議長の主な権限は以下のとおり。

- ① 県議会における議案の準備及び議決の執行
- ② 県の支出及び収入の執行を命令¹³⁹
- ③ 県有財産の管理
- ④ 議会の承認や同意に基づいた提訴、応訴への対応

なお、議長は、そのアレテによって、その監督と責任の下に、権限の一部を副議長(vice-président.各県とも数人ずつ)又はその他の議員(副議長が不在の場合)に委任することができる。

(4) 執行理事会

県議会議長及び常務委員会委員で、議長から一部権限の委任を受けた者は、執行理事会(bureau)を構成する。執行理事会は、議長を補佐する執行機関である。

4 県の自治行政組織

セーヌ・エ・マルヌ県(イル・ド・フランス州、人口約143万)を例にとり、地方自治体としての県の行政組織について概観する(図表4-10、県の自治行政組織)。まず、執行部の長である県議会議長の下に議長室(cabinet du président)が置かれている。一般行政事務部門のトップは事務総長(directeur général des services)であり、社会福祉、教育・地域の魅力・戦略、環境・交通・地域計画、経営資源の各行政分野を所管するほか、直轄で経営管理・監査・公共政策評価と欧州ミッション担当、財務、議会事務局が置かれている。

5 県間広域行政

県間広域行政組織には、県の一定の事務を共同処理する公施設法人である「県際機構」(institution interdépartementale)がある。

同機構は、関係県議会の一致した議決によって設立される。その議決の中で、同機構の目的、所在地、存続期間、経費の負担割合、理事会(conseil d'administration)に関する規定等が定められる。理事会は、各構成県議会により議員の中から選ばれたメンバーによって構成される議決機関で、理事長(président)、1人ないし数人の副理事長及び理事から成る執行理事会

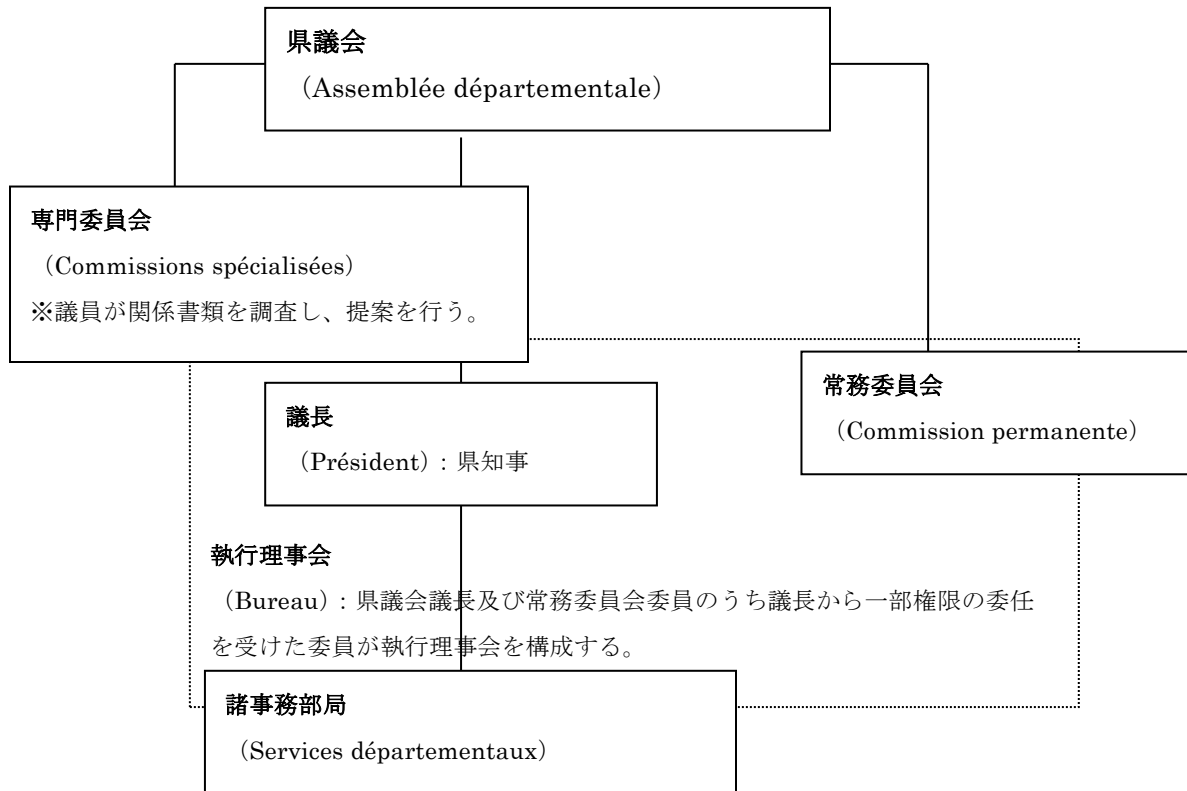
¹³⁹ 租税法典に特別の定めがある場合を除く。

(bureau) を選出し、内部規則を制定し、共同処理する事務に関する重要事項を議決する。理事会、理事長及び執行理事会の関係は、県議会、県知事及び執行理事会のそれと同じである。

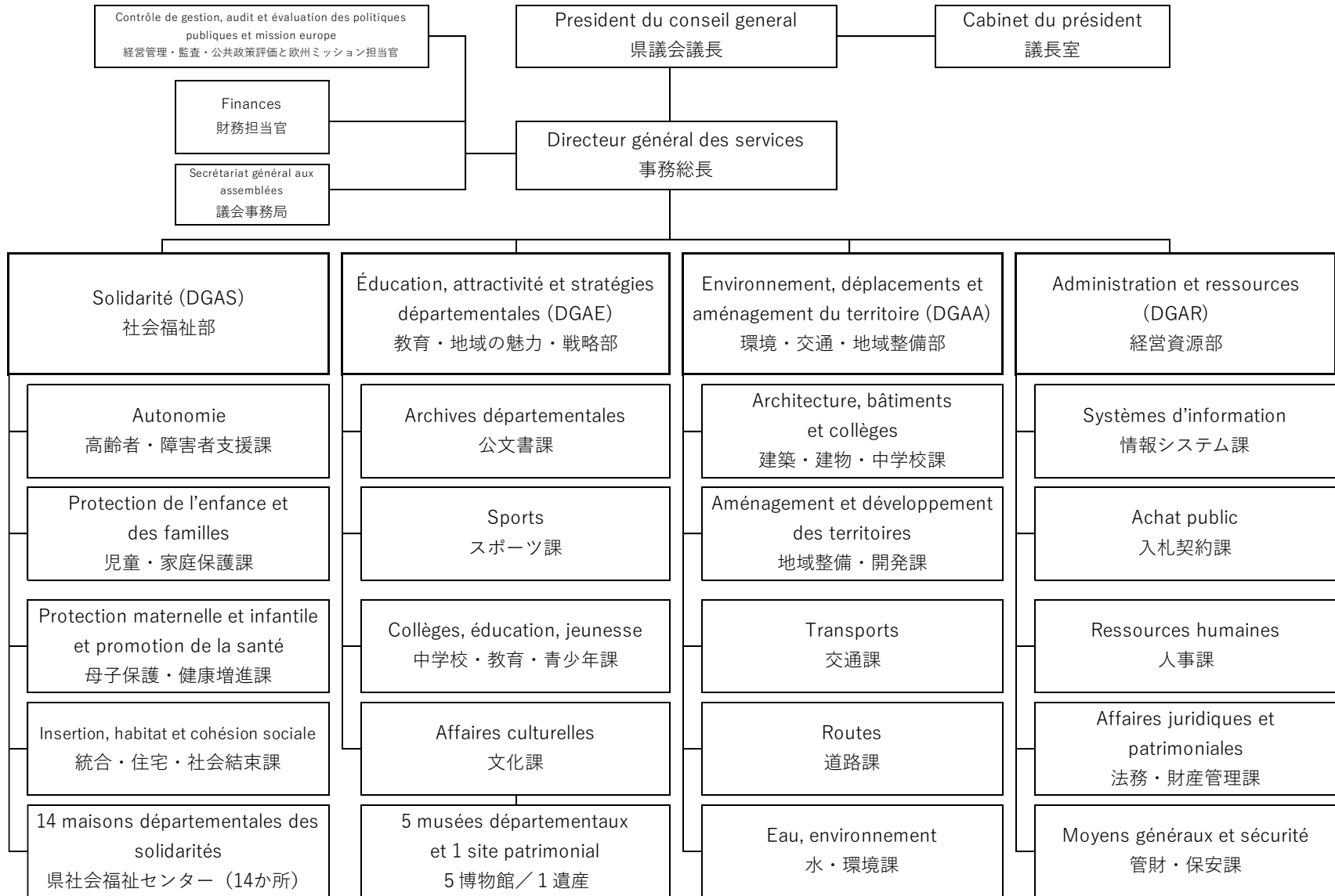
解散には、自発的な場合と、1ないし複数の関係県議会の要求による場合とがあり、国務院の議を経たデクレによって行われる。

財源としては、構成員の分担金、事業収入、補助金、借入金等がある。

(図表 4 - 9) 県執行機関と議会の関係 (例: コート・ドール県議会)



(図表4-10) 県の自治行政組織 (セーヌ・エ・マルヌ県)



第6節 州 (région)

1 概要

「州」(région)は、県を数県包括した広域的な行政区画であり、その数は現在18(本土13、海外州5)を数える¹⁴⁰。フランスには、中世以来の歴史的な「地方」(又は「領邦」)

(province)という地域区分があり、今日でも、様々な分野で影響を持っているが、それが現在の州の区分と重なる部分も多い。仏本土における州の人口規模は、最大がイル・ド・フランス州の1,227万で、8州が300万から600万程度の人口規模となっている。

州が、コミューンや県と同じように、公選の議会と首長を持つ完全な形の地方自治体となったのは、1982年地方分権法によってであり、それによりフランスにはコミューン、県、州という3階層の地方自治単位編成が成立した。

その後、2003年3月に実施された共和国の地方分権化に関する憲法改正で、州は憲法第72条において地方自治体として明確に位置付けられた。州の再編・統合、州・県議会の選挙及び選挙期日の変更に関する2015年1月16日付法律¹⁴¹に基づき、2016年1月1日に本土22州が13州に再編された。

地方自治体としての州の内部組織は、審議・議決機関である州議会 (conseil régional)、執行機関である州議会議長 (président du conseil régional) 及び諮問機関である州経済社会環境評議会 (conseil économique, social et environnemental régional) で構成される。

なお、州の区域は同時に国の行政区画でもあり、国の事務の受任者として首相と各大臣を直接に代表する「州地方長官」(préfet de région、州庁所在県の地方長官)が各州に配置されている。

(図表4-11) 州の改革について



¹⁴⁰ Les collectivités locales en chiffres 2023 (フランス内務省地方自治体総局)

¹⁴¹ Loi n° 2015-29 du 16 janvier 2015 relative à la délimitation des régions, aux élections régionales et départementales et modifiant le calendrier électoral

(図表4-12) 州再編統合による州の人口¹⁴²

【統合前】州の名称	人口(万人)	【統合後】州の名称	人口(万人)
オート・ノルマンディー州	184	ノルマンディー州	332
バス・ノルマンディー州	148		
イル・ド・フランス州	1,185	イル・ド・フランス州	1,185
ブルターニュ州	322	ブルターニュ州	322
ペイ・ド・ラ・ノワール州	360	ペイ・ド・ラ・ノワール州	360
サントル州	256	サントル＝ヴァル・ド・ロワール州	256
アキテーヌ州	325	ヌーベル＝アキテーヌ州	577
リムーザン州	74		
ポワトゥー＝シャラント州	178		
ラングドック＝ルシヨン州	267	オクシタニー州	557
ミディ＝ピレネー州	290		
ノール＝パ＝ド＝カレー州	404	オー＝ド＝フランス州	596
ピカルディ州	192		
アルザス州	185	グラン・エスト州	554
シャンパーニュ＝アルデンヌ州	134		
ロレーヌ州	235		
ブルゴーニュ州	164	ブルゴーニュ＝フランシュ＝コンテ州	281
フランシュ＝コンテ州	117		
オーヴェルニュ州	135	オーベルニュ＝ローヌ＝アルプ州	763
ローヌ＝アルプ州	628		
プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール州	492	プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール州	492
コルス州	31	コルス州	31
1州当たり平均	287	1州当たり平均	485

(図表4-13) 州及び各州議会の議席数¹⁴³

州名	議席数
イル・ド・フランス (Île-de-France)	209
サントル・ヴァル・ド・ロワール (Centre-Val de Loire)	77
ブルゴーニュ・フランシュ・コンテ (Bourgogne-Franche-Comté)	100
ノルマンディー (Normandie)	102
オー・ド・フランス (Hauts-de-France)	170
グラン・テスト (Grand Est)	169
ペイ・ド・ラ・ロワール (Pays de la Loire)	93
ブルターニュ (Bretagne)	83
ヌーベル・アキテーヌ (Nouvelle-Aquitaine)	183
オクシタニー (Occitanie)	158
オーベルニュ・ローヌ・アルプ (Auvergne-Rhône-Alpes)	204
プロヴァンス・アルプ・コート・ダジュール (Provence-Alpes-Côte d'Azur)	123
コルス (Corse)	63
グアドループ (Guadeloupe)	41
レユニオン (Réunion)	45
マイヨット (Mayotte)	19
マルティニーク (Martinique)	51
仏領ギアナ (Guyane)	51

¹⁴² Les collectivités locales en chiffres 2014 (フランス内務省地方自治体総局)¹⁴³ 選挙法典 (Code électoral) 別表第7

2 沿革

県域を超えた広域に及ぶ総合的な行政単位¹⁴⁴として今日みる形の州の起源は、第二次大戦中にヴィシー政権が、戦時下における治安の維持と経済体制の強化のために 18 の州を創設し、州長官を任命したことに遡ることができる。

その後の広域行政の試みとしては、ド・ゴール臨時政府における「州総監」の設置、行政と軍事に渡る広域的な権限を持つ「行政監督特命官」の設置（1948年）、「州活動計画」策定（1955年）、複数県の行政を統合し国の経済計画を実現するための「州活動管区」設定（1959年）と 21 の州活動管区の線引き（1960年）などが挙げられる。

その後、1964年3月14日のデクレによって、州活動管区が「州」（*région*）と改められ、「州地方長官」、「州経済発展委員会」などの行政機構が整備されて、州制度が創設された。この制度においては、州は地方自治体というよりも、「国家の経済政策の地方的側面において固有の権限と手段を与えられ、その限りで自治と責任を持つ」経済的団体として構想されている。1969年4月27日、ド・ゴール政権は、上院の改革と併せて、完全な地方自治体として州に大幅な権限と自治的な行政組織を付与しようという改革案を国民投票に付したが、否決された。

続くポンピドゥー政権は、より漸進的な州制度の改革を目指し、1972年7月5日法を成立させた。この法は、州を「公施設法人」と位置付け、直接公選によらないが議決機関としての州評議会、諮問機関としての「経済社会評議会」、執行機関としての政府任命による州長官を設置し、州の財政的な自主性も認めている。しかし、その権限は経済と社会の発展に関わる特定の分野に限られていた。

1982年地方分権法により、州は公選の「州議会議員」（*conseiller régional*）と「州議会議長」を備えたとされた。1986年3月に第1回の州議会議員選挙が行われ、ここで本来の意味での地方自治体となった。

そして前述のとおり、2003年3月に実施された共和国の地方分権化に関する憲法改正で、州は憲法上の地方自治体として明確に位置付けられ、その後、2016年1月1日に本土 22 州が 13 州に再編され現在に至っている。

3 特別な州

現在 18 ある州のうち、海外県・州（*DROM*）、統一地方自治体（*CTU*）、コルス公共団体及びイル・ド・フランス州には、それぞれ特別の地位と権限が与えられている。

イル・ド・フランス州は、1976年5月6日法によりパリ州から改名し、首都パリを含む圏域としての広域行政を推進しなければならないという事情が考慮され、既建築固定資産税（*taxe foncière sur les propriétés bâties*）等の税額を上乘せして課することができるなど、特別の財源措置が講じられている。

イル・ド・フランス州以外については、本章第7節にて後述する。

¹⁴⁴ 特定の行政分野においては、県域を超えた広域的な行政区域が従来から設定されている。例えば、「軍管区」（*région militaire*）、「学区」（*académie*）、「司法区」（控訴院管轄区）（*région judiciaire*）等である。

4 州議会 (conseil régional) ¹⁴⁵

(1) 議員

ア 議員定数

州議会の議員定数及び議員の任期は、選挙法典 (Code électoral) に規定されている。

(図表 4-13、州及び各州議会の議席数)

イ 任期・身分

州議会議員の任期は6年である。任期満了前の終了事由としては、議会の解散、自発的退職等がある。州議会議員は、その職務に対して手当が支給される。

(2) 運営

州議会の運営は、県議会のそれとほぼ同じである。

ア 会期

議会は、議長が発意に基づき少なくとも4半期に1度開催されなくてはならない。また、常務委員会又は議員の3分の1以上の要求、さらに、特別な場合にはデクレによって開催される。

イ 会議の運営

州議会の審議は、原則として公開される。ただし、議長又は5人以上の議員から要求があり、出席者の過半数が認めた場合、秘密会議にできる。州地方長官は、州議会議長との合意又は首相の要請に基づき、会議に出席し意見を述べることができる。

ウ 内部規則

州議会は、議会の改選後3か月以内に内部規則 (règlement intérieur) を策定する。

内部規則では、議会の内部運営に関する条項のみ定めることができ、複数の場所でオンライン会議を行う場合の具体的な取り決めについて必ず定めなければならないとされているのは、県議会の場合と同じである。ただし、州議会の場合には、地方議会の機能に関する法令の規定を補う条項を含むことができる。

エ 解散

州議会の運営が不可能なことが明らかとなるときは、政府は閣議を経て、理由を付したデクレによって、当該議会の解散を宣言することができる。政府は、遅滞なく国会に報告しなければならない。

(3) 権限

州議会は、州に関する事項について審議、決定する。また、州内に所在する公共団体の活動を補完する。主な権限は以下のとおり。

- ① 予算の審議・採択、決算の承認、州税率、地方債の枠組み等を決定
- ② 州への諮問を義務付けられている事項についての審議及び意見

¹⁴⁵ フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/19627-quest-ce-quun-conseil-regional>] (最終検索日 2024年2月27日)

- ③ 国家計画の策定と遂行への協力及び州計画の策定・承認
- ④ 州の不動産の取得、譲渡等に関する議決の執行

(4) 常務委員会

常務委員会 (commission permanente) の役割やメンバーの選出方法は、県議会と同じである。

(5) 専門委員会

専門委員会 (commission spécialisée) の役割やメンバーの選出方法は、県議会と同じである。

5 州議会議長及び執行理事会

(1) 州議会議長の選出

州議会議長 (président du conseil régional) の選出方法は、県議会議長と同じである。

(2) 議長の地位

ア 被選挙資格制限及び兼職禁止

原則として、現職の州議会議員は誰でも当該州議会の議長になる資格がある。ただし、州議会議長は、欧州議会議員、国会議員、県議会議長又はメールの職を兼任できない。また、欧州委員会委員、欧州中央銀行執行役員会役員又はフランス銀行通貨政策委員会委員との兼職は禁止されている。

イ 身分

州議会議長は原則として、行政執行に伴って生じた事故についての民事上・刑事上の責任を免れる。ただし、職務に付随する当然の義務を怠った場合など、一定の場合には責任を問われることがある。また、その職務に対して手当が支給される。

ウ 任期

州議会議長の任期は、県議会議員と同じである。

(3) 議長の権限

州議会議長の主な権限は、県議会議長と同じである。

(4) 執行理事会

執行理事会 (bureau) は、州議会議長及び副議長、場合によっては、議長から権限の一部委任を受けた常務委員会委員によって構成される。執行理事会は、州の執行部の役割を担う。

6 州経済社会環境評議会¹⁴⁶

州経済社会環境評議会 (conseil économique, social et environnemental régional. 略 CESER) は、州議会及び州議会議長に対する諮問機関であり、州経済等に関して会議を行い、州議会の審議の前に意見を述べる。

(1) 評議員

評議員の定数はデクレで定められ、州により異なる。本土では、サントル・ヴァル・ド・ロワール州が 100 名で一番少なく、逆に一番多いのがオーベルニュ・ローヌ・アルプ州の 190 名となっている。評議員の任期は 6 年である。構成は、経営者代表と労働者代表が同数で、その他に「州の公益的な活動に参加している機関の代表」と「その地位あるいは活動により州の発展に貢献している人物」が含まれる。

(2) 議長及び執行理事会

州経済社会環境評議員の任命がなされた後、初めて開かれる会議で議長 (président) 及び執行理事が選出される。議長の任期は評議員の任期の半分である。議長の権限には、評議会の召集、評議会の管理統制等がある。

執行理事会 (bureau) は議長とほかの評議員 (構成人数は内規で定められる) から成る。ただし、経営者代表と労働者代表は同数含まなければならない。議長は限定された問題についてのみ意見を述べる。

(3) 運営

州経済社会環境評議会は、評議員の中から議長及び執行理事会メンバーを選出し、内部規則を定める。評議会の運営に必要な予算は州議会によって賄われ、州予算に計上される。会議は州議会によって正式に答申を求められたとき開かれる場合と、評議会が州の権限内の問題について答申を出すために自発的に開かれる場合がある。評議会が自発的に会議を開くことができるのは 4 半期に 1 度だけであり、会議は 2 日を超えて行うことはできない。

(4) 主な権限

州経済社会環境評議会の主な権限は、州予算の全般的な方針について意見を述べること、州が審議する必要のある分野の一般指針について意見を述べること、州における環境問題への取組について意見を述べることである。

サントル・ヴァル・ド・ロワール州の州経済社会環境評議会¹⁴⁷を事例として見ると、評議会は 100 名の構成員から成り、その内訳は、第 1 : 経営者代表 (32 名)、第 2 : 労働者代表 (32 名)、第 3 : 公益的活動に参加している機関の代表 (32 名)、及び第 4 : 州地方長官によって任命された者 (4 名) の 4 選挙人団 (collège) となっている。評議会は、州予算、

¹⁴⁶ フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/19629-quel-est-le-role-du-conseil-economique-social-et-environnemental-ceser>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)

¹⁴⁷ サントル・ヴァル・ド・ロワール州州経済社会環境評議会 HP, [<https://ceser.centre-valdeloire.fr/>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)

州計画の準備・執行、州の整備基本計画、教育、通信等について答申を出す。また、州議会議長の提案で、経済的、社会的及び文化的性格を有するものについて、その原案を付託される。評議会は自ら調査することもでき、例えば、サントル・ヴァル・ド・ロワール州における水資源の保全や、地域社会の活性化等について報告書を作成している。

7 州の行政組織

オー・ド・フランス州（人口約 600 万）を例にとり、地方自治体としての州の行政組織について概観する（図表 4-14、州の自治行政組織）。まず、執行部の長である州議会議長の下に議長公室（Cabinet）が置かれ、その直轄組織として広報部（Direction de la communication et des relations publiques）と組織連携部（Direction des relations institutionnelles）が置かれている。また、行政事務組織のトップには事務総長（Direction générale des services）が置かれており、地域整備局（Territoires et transitions）や経済開発局（Stratégie régionale）など、9つの局を所管している。

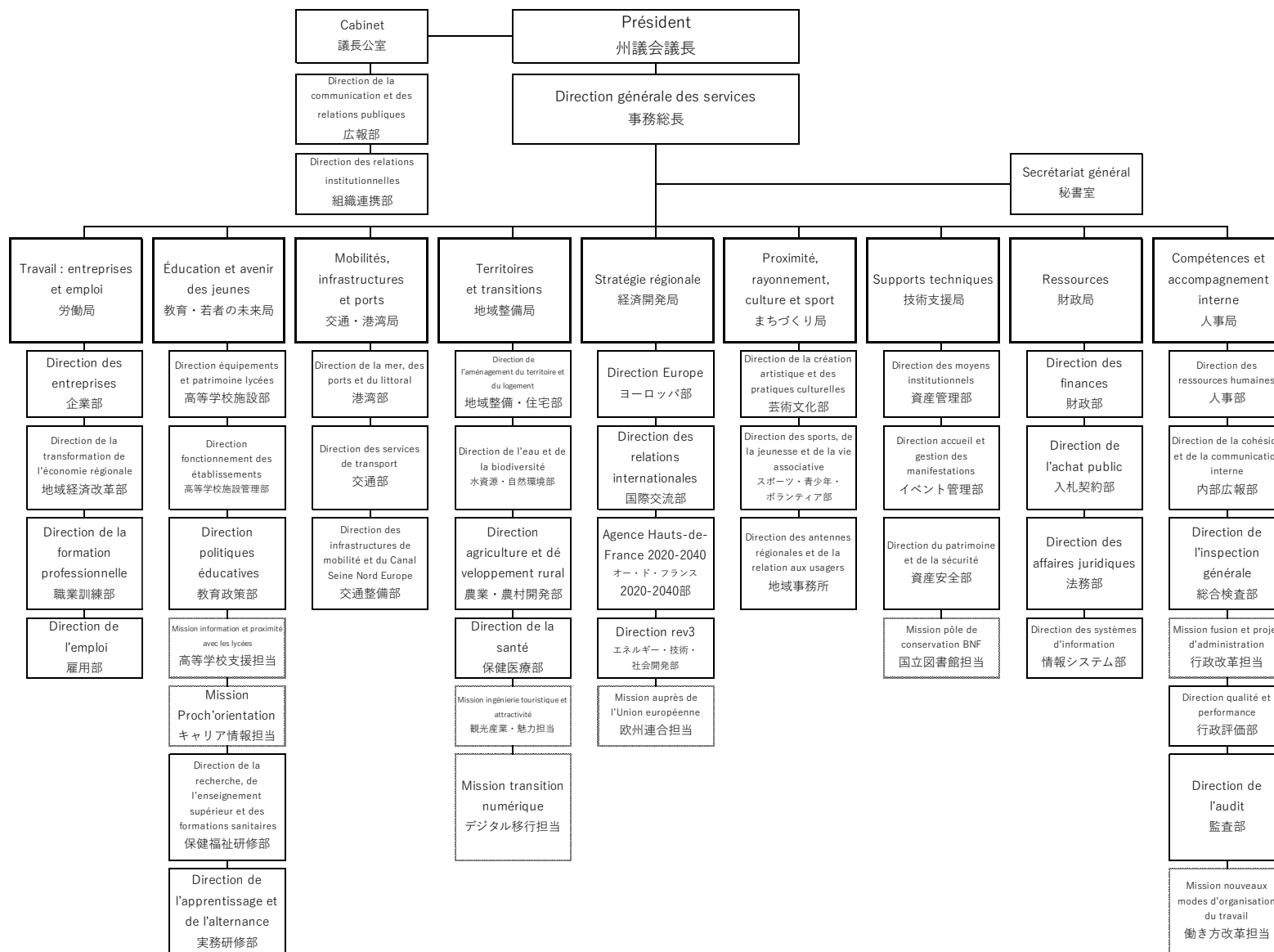
8 州間広域行政

州間広域行政組織としては、1972年7月5日法によって創設された「共益機構」（institution d'utilité commune）と、1992年2月6日法によって新たに設けられた「州間協議会」（entente interrégionale）がある。

共益機構は、複数の州間における事務の共同処理を目的として、関係州議会の一致した議決により設立される。義務的な権限を有さず、関係州議会で定めた権限を行使する。財源は、構成団体からの分担金、事業収入、補助金があるが、借入金は認められていない。

州間協議会は、隣接する2ないし4州におけるより緊密な長期的協力関係の構築を目的として、関係州議会の一致した議決及び各州の経済社会評議会の意見を徴した後、国務院の議を経たデクレによって設立される。ただし、1つの州は同時に複数の協議会に加わることはできない。州間協議会は、設立の際に決定された権限を行使する。また、州間の計画の整合性を確保するため、協議会に委任された権限の範囲内において、国と計画契約を締結することができる。財源は、構成団体からの負担金、事業収入、補助金、借入金等がある。

(図表4-14) 州の自治行政組織 (オー・ド・フランス州)



第7節 特別な地位を有する地方自治体及び海外領土

1 憲法第72条で定められる特別な地位を有する地方自治体

憲法第72条の「特別な地位を有する地方自治体」に該当するのは、パリ市、コルス¹⁴⁸及びリヨン・メトロポールである。なお、パリ市については、本章第4節で述べたとおりであり、ここでの説明は割愛する。

(1) コルス (コルシカ) ¹⁴⁹

コルスは大陸部と異なった固有の文化、歴史を持つことから、異なる制度が採用されている。NOTRe法により、2018年1月1日から、コルスを構成するオート・コルス県及びコルス・デュ・シュッドの2県と、州に当たるコルス地方自治体 (Collectivité territoriale de Corse、以下この章において「CTC」という。) が統合され、コルス公共団体

(Collectivité de Corse) という一つの地方自治体に移行した。コルス公共団体は県と州の権限を行使するとともに、CTCが有する権限を引き継いでいる。

CTCの制度を引き継ぎ、審議・議決機関としてコルス議会 (Assemblée de Corse)、執行機関として、議会の中から選出された執行委員で構成されるコルス執行評議会 (Conseil exécutif de Corse) が置かれている。諮問機関としては、他州の経済社会評議会に相当するコルス経済社会文化評議会 (Conseil économique, social et culturel de Corse) が設けられている。また、教育や経済開発、社会経済、観光、環境といった分野において、特別な権限を有しているほか、コルス議会はコルスに関する法律又はデクレの適用について、首相に対し意見を述べることができる。

(2) リヨン・メトロポール¹⁵⁰

MAPTAM法により、2015年1月1日にリヨン大都市共同体に代わり、リヨン・メトロポールが創設された。59コミューンで構成され、人口約140万、面積538km²である。リヨン・メトロポールは憲法第72条の特別な地位を有する地方自治体として位置付けられ、これまでリヨン大都市共同体が属していたローヌ県から独立し、同県が実施していた県の事務権限を担うこととなった。

ア リヨン・メトロポールの事務権限

リヨン・メトロポールは、県が所管する事務を実施するほか、構成コミューンから事務権限が移譲された。CGCTは、①経済・社会・文化政策、②都市空間・インフラ整備、③地域の住宅政策、④まちづくり政策、⑤集合的サービス (上下水道等)、⑥環境・住環境政策の6分野の義務的権限を規定している。

¹⁴⁸ フランスにおける呼称にあわせ、本稿ではコルスとする。

¹⁴⁹ フランス政府 HP, [https://www.vie-publique.fr/fiches/20150-quel-est-le-statut-de-la-corse] (最終検索日 2024年2月27日)

¹⁵⁰ フランス政府 HP, [https://www.vie-publique.fr/fiches/20208-quest-ce-que-la-metropole-de-lyon-creee-en-2014] (最終検索日 2024年2月27日)

また、リヨン・メトロポールは、メトロポール又は州からの要請により州との協定に基づき、州に代わり経済開発を実施することができるほか、メトロポールの要請により国との協定に基づき、インフラの整備・管理、社会住宅の事務等の権限を国から任意に移譲若しくは委託により実施することができる。

イ リヨン・メトロポール議会

リヨン・メトロポール議会（Conseil de la Métropole de Lyon）は県議会と同様の基準が適用される。議員はコミューン議会議員選挙と同時に行われる直接選挙により選出され、直近の選挙は2020年に実施された。2023年7月現在、14の選挙区があり、定員は150人となっている。

ウ メトロポール構成市長会議

リヨン・メトロポールと構成コミューン間の調整機関として、メトロポール構成市長会議（Conférence métropolitaine des maires）がある。全ての構成コミューンの市長が参加し、メトロポールに属する事項及び構成自治体の事業の調和について協議が行われる。また、メトロポールと構成コミューン間の権限委譲に関する「メトロポール統一協定計画」（Pacte de cohérence métropolitain）が策定される。

エ 地域別市長会議

リヨン・メトロポールを9つに区分し、各区域に「地域別市長会議」（Conférences territoriales des maires）が設置される。同会議はメトロポールの政策の立案・実施に際し、メトロポールの諮問を受けて意見を述べることができる。

2 海外

(1) 分類

第二次世界大戦以降、アフリカと東南アジアの仏領の大部分が独立した。現在のフランスの海外領土は以下のとおり大きく5つのカテゴリーに分けられる。

ア 海外県・州（DROM=département et région d'outre-mer）

グアドループ及びレユニオン：憲法第73条で規定

イ 統一地方自治体（CTU=collectivité territoriale unique）

仏領ギアナ、マルティニーク及びマイヨット：憲法第73条で規定

ウ 海外準県（COM=collectivité d'outre-mer）

サン＝ピエール＝エ＝ミクロン、ワリス＝エ＝フトゥナ、仏領ポリネシア、サン＝バルテルミ及びサン＝マルタン：憲法第74条で規定

エ 特別海外公共団体（collectivité sui generis）

ニューカレドニア：憲法第13章で規定

オ 海外領土 (TOM=territoire d'outre-mer)

仏領南方・南極地域 (TAAF)) 及びクリッパートン島：仏領南方・南極地域及びクリッパートン島の地位に関する 1955 年 8 月 6 日付法律¹⁵¹、以下この章において「1955 年 8 月 6 日法」という。) で規定

(2) 憲法第 73 条で定められる海外自治体

憲法第 73 条で定められる海外自治体は、海外県・州 (DROM) 及び統一地方自治体 (CTU) であり、両者に共通する点はフランス本土の法律や行政立法が適用されることである。ただし、これらの地方自治体の特殊性に配慮するため、当該自治体の区域で適用される規則を自ら決定することができる¹⁵²。

ア 海外県・州 (DROM) ¹⁵³

海外県・州 (DROM) は県と州が併存し、一県一州で構成される。グアドループ及びレユニオンが DROM である。

イ 統一地方自治体 (CTU) ¹⁵⁴

統一地方自治体 (CTU) は県と州が融合し、県と州の権限を併せ持つ単一の地方自治体であり、仏領ギアナ、マルティニーク及びマイヨットが CTU に該当する。

2003 年 3 月 28 日の憲法改正で、住民投票により海外県・州 (DROM) から CTU に移行することが可能となった。2003 年 12 月にグアドループとマルティニークで住民投票が実施されたが、反対多数のため実現しなかった。その後、2010 年 1 月に再度マルティニークと仏領ギアナで住民投票が実施され、その結果両者は CTU へ移行することとなった。仏領ギアナとマルティニークに関する 2011 年 7 月 27 日法¹⁵⁵により、2015 年 12 月に議会選挙が実施され、2016 年 1 月 1 日から CTU に移行した。

なお、ニューカレドニアの制度の発展とマイヨットの県への移行に関する 2009 年 8 月 3 日付法律¹⁵⁶により、マイヨットは 2011 年 3 月 31 日から海外県 (DOM) となったが、県と州の権限を併せ持っているため、DROM ではなく CTU であるとみなされている¹⁵⁷。

¹⁵¹ Loi n° 55-1052 du 6 août 1955 portant statut des Terres australes et antarctiques françaises et de l'île de La Passion-Clipperton

¹⁵² レユニオンはこの規定が適用されず、レユニオン内で適用される規則を自ら決定することができない。

¹⁵³ フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/20146-quest-ce-quun-departement-ou-une-region-doutre-mer>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)

¹⁵⁴ フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/20148-quel-est-le-statut-de-la-guyane-et-de-la-martinique>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)

¹⁵⁵ Loi n° 2011-884 du 27 juillet 2011 relative aux collectivités territoriales de Guyane et de Martinique

¹⁵⁶ Loi organique n° 2009-969 du 3 août 2009 relative à l'évolution institutionnelle de la Nouvelle-Calédonie et à la départementalisation de Mayotte

¹⁵⁷ フランス憲法評議会 HP, [<https://www.conseil-constitutionnel.fr/la-constitution/les-outre-mer>] (最終検索日 2024 年 2 月 21 日)

(3) 憲法第 74 条で定められる海外自治体¹⁵⁸

憲法第 74 条で定められる海外領土は海外準県 (COM) である。COM に該当するのはサン＝ピエール＝エ＝ミクロン、ワリス＝エ＝フトゥナ、仏領ポリネシア、サン＝バルテルミ及びサン＝マルタンの 5 つである。COM は、法律によりそれぞれの地位が規定され、法律及び行政立法の適用条件が規定される。COM は非常に多様な地位と内部組織を持っており、自治の程度もそれぞれ異なる。防衛、警察、司法及び通貨については国の権限である。

(4) 憲法第 13 章で定められる特別海外公共団体¹⁵⁹

ニューカレドニアは、ほかの海外領土とは異なり、憲法第 12 章の海外自治体の項目で規定されておらず、憲法第 13 章「ニューカレドニアに関する経過規定」により定められ、「特別な (sui generis)」海外公共団体と位置付けられている。

ニューカレドニアは一定の自治権を持ち、労働法、対外貿易、教育など広範囲に渡る権限を国から委譲されている。防衛、警察、司法、通貨については国の権限である。

ニューカレドニアでは 1980 年代以降、貧富の格差に不満を抱く先住民による独立運動が激化した。1998 年に地元と政府との間で締結された「ヌメア協定」に基づき、2018 年から 2021 年に渡って独立の是非を問う住民投票が 3 度行われたが、結果はいずれも反対多数となり、独立は否決された¹⁶⁰。

(5) 1955 年 8 月 6 日法で定められる海外領土

研究者や軍関係者のみが居住又は無人である仏領南方・南極地域 (TAAF) の海外領土 (TOM) 及びクリッパートン島は、1955 年 8 月 6 日法により規定される。

TAAF はクロゼ諸島、ケルゲレン諸島、サン＝ポール島、アムステルダム島、アデリーランド及びエパルス諸島で構成され、国の代表者である高等弁務官 (administrateur supérieur) が置かれている。高等弁務官は、公共の秩序の維持及び公共の自由と人権を遵守し、当該領域において国の職務を監督する。

クリッパートン島は 1936 年 6 月 12 日のデクレにより仏領ポリネシアが管轄していたが、2007 年 2 月 21 日の 1955 年 8 月 6 日法改正以降、政府が直接管轄することとなった。

¹⁵⁸ フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/20141-quest-ce-quune-collectivite-doutre-mer>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)

¹⁵⁹ フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/eclairage/18649-nouvelle-caledonie-3e-referendum-dautodetermination-12-decembre-2021>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)

¹⁶⁰ 独立賛成派は、3 回目の住民投票が新型コロナウイルス禍での実施となったことから十分な活動ができなかったと主張しており、地元と政府との溝は埋まっていない。

第8節 フランス国内での地方自治体間の関係

1 地方自治体の全国連携組織

(1) 一般目的連携組織

フランスにおいて、複数の同一レベル地方自治体が相互に連携協力するために全国規模で設ける組織のうち、一般目的の全国規模連携組織で、日本の全国知事会や全国市長会のように地方自治の全分野に渡って活動を展開しているものとしては、コミューン・レベルで、全仏市長会（AMF）、全仏大都市市長会（France urbaine）、フランス都市会（Villes de France）のほか、フランス小都市会（Association des petites villes de France）、フランス都市・近郊地帯市長会（Association des maires Villes et Banlieue de France）及び全国農村部メール連合会（Fédération nationale des maires ruraux）がある。コミューン間広域行政組織に関するものとして、フランス共同体（Intercommunalités de France）がある。

また、県、州の全国組織としては、全仏県連合（ADF）及び全仏州連合（Régions de France）がある。これらは、日本と同様に、地方自治体間の相互協力に加え、国関係機関との意見交換や交渉などにも大きな役割を果たしている。

(2) 特定目的連携組織

特定目的のための組織には、地方議員や公務員に加え、場合によっては民間企業や研究者なども会員として、特定分野における相互の情報交換、国際交流協力、調査研究、研修など、様々な活動をするものもあり、その組織形態も多様である。事例としては、フランス都市連合、国際関係行政責任者協会などを挙げることができる。

(3) 連携組織の法的な位置付け

地方自治体の連携組織は、特別な地位を有する全仏市長会等を別とすれば、1901年結社契約法に基づき設立されているか、あるいは特には法的根拠を持たない任意の組織であるのが通例である。

2 コミューンレベルの連携組織

(1) 全仏市長会（Association des maires de France et présidents d'intercommunalité. 略 AMF）¹⁶¹

全仏市長会は、1907年に発足し、1933年に公益事業法人（établissement d'utilité publique）として特別の地位が認められた。各県には県内のコミューン同士の連携組織があり、それぞれ独立に存在しており、全仏市長会は、それらと緊密な協力関係にある。

会員は、コミューン市長（現職メール）とコミューン間広域行政組織のうち固有の税源を持つ組織の議長、会員数は約3万4,000人以上に及んでいる。協会の運営管理は、総会、評議員会（各県単位の代表者102人からなる）、執行理事会からなる。執行理事会は、会長、

¹⁶¹ 全仏市長会 HP, [<https://www.amf.asso.fr/>]（最終検索日 2024年2月27日）

筆頭副会長、幹事長、財務長を含む 35 人のメンバーから構成され、任期は 3 年である。さらに、18 の常務委員会と 16 のワーキンググループによって組織されている。

主な活動としては、①国関係機関に対して要望や提案を行うほか、政府とコミューンとの間の意見交換や交流の場としての中心的役割、②月刊『フランスのメール』や日刊『メール情報』などを通じた会員に対する情報提供、③各種テーマについての研修会・講演会・シンポジウムなどの開催、④県レベルの会を通じた会員や地方議員の支援、⑤地方議員のための任意加入方式による年金制度の設立等が挙げられる。

(2) 全仏大都市市長会 (France urbaine) ¹⁶²

全仏大都市市長会の前身である大都市市長会は、都市問題という特異な課題を抱えるという共通認識のもとに、リヨン、マルセイユをはじめ 15 都市のメールによって 1974 年に設立された。会員は 51 都市及び 57 広域行政組織の計 108 団体である。加入には人口（広域行政組織は所管区域全体の人口）が 10 万以上であることが必要である。2016 年にフランス大都市市長会 (AMGVF) と仏都市連合 (ACUF) が統合し、全仏大都市市長会 (France urbaine) となった。会員は全仏市長会にも加盟しており、コミューン全体に関する問題については、全仏市長会と連携協力して対処している。

(3) フランス都市会 (Fédération des villes de France. 略 Villes de France) ¹⁶³

フランス都市会の前身である中規模都市市長会 (Fédération des maires des villes moyennes. 略 FMVM) は、人口 2 万から 10 万までの中核都市を結集して 1988 年に組織された。この場合の中核都市とは、地域生活圏の中心であり、ほかの大都市に対して社会的・経済的に従属していない都市を意味する。その後、2011 年に FVM (Fédération des villes moyennes)、2014 年に Villes de France (Fédération des villes de France) に名称変更し、現在に至る。現在は人口 1 万から 10 万までの中規模中核都市 600 市と、広域行政組織 300 団体が加盟している。この団体も全仏市長会と連携協力して活動している。

3 コミューン間広域行政組織レベルの全国組織

コミューン間広域行政組織レベルの全国組織であるフランスコミューン間連合協会 (Intercommunalités de France) ¹⁶⁴は、1989 年に全仏コミューン共同体連合 (Assemblée des Communautés de France、略 AdCF) として創立された。当初は広域コミューン区の集まりであったが、CC や CA の発達とともに、全てのコミューン共同体を代表する組織となった。その後、2021 年に Intercommunalités de France と名称変更した。現在は約 1,000 の団体が加入しており、フランスコミューン間連合協会の協力の促進や法的、技術的サポートや調査・出版などを行うとともに、広域行政組織の議員や政府との議論を広めることなどを目的としている。

¹⁶² 全仏大都市市長会 HP, [https://franceurbaine.org/] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)

¹⁶³ フランス都市会 HP, [https://www.villesdefrance.fr/] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)

¹⁶⁴ フランスコミューン間連合協会 HP, [https://www.intercommunalites.fr/] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)

内部組織としては、フランスコミュン間連合協会の代表の中から選出された 18 人のメンバーで構成される理事会がフランスコミュン間連合協会を率いている。理事会のメンバーは国の法案や政策を監視するために設けられている 8 つの委員会委員長も務めている。

4 県レベルの全国組織

県レベルの全国組織である全仏県連合（Assemblée des départements de France. 略 ADF）¹⁶⁵は、1946 年創設のフランス県議会議長会（APCG）が、1999 年に名称変更したもので、全ての県議会議長を会員とする。県行政に関するあらゆる問題について相互に協議し、国や欧州レベルの議員や行政当局に対し、法案や政策に関して全仏の県を代表して意見表明すること、ほかの公共的な組織と連携して県レベルの公共的活動を効率化させることなどを目的としたものである。

内部組織としては、全ての県議会議長が参加し毎年開催される総会並びに副会長、事務総長、副事務総長、財務部長及び副財務部長で構成され 2 か月ごとに開催される執行理事会のほか、年に数回開催される 14 の専門分野別委員会がある。また、欧州各国の同種組織との間で広域地方自治体単位全国組織欧州ネットワーク総合事務センターを共同設置して、連携を強化している。

5 州レベルの全国組織

州レベルの全国組織である全仏州連合（Régions de France）¹⁶⁶は、従前の州議会議長会（APCR）を母体に 1998 年に発足した。ARF（Association des régions de France）として発足したが、2016 年に Régions de France と名称変更した。海外領土まで含めた全ての州を組織している。州の立場を代表し、州という地域単位についての理解を広め、地方分権の一層の拡充強化を図り、調査研究や州間の情報交換を活発にすることを目的としている。会長、会長代行、副会長 6 名及び財務幹事が置かれており、総会と理事会のほか、国際協力など専門的事項についてはテーマ別作業部会が検討を重ねる。会員からの拠出金により運営している。

¹⁶⁵ 全仏県連合 HP, [<https://departements.fr/>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)

¹⁶⁶ 全仏州連合 HP, [<https://regions-france.org/>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)

第5章 地方選挙

第1節 地方選挙制度

地方選挙制度は、憲法（第3条第3項及び第4項、第34条第2項、第88-3条）、選挙法典（Code électoral）、地方自治体総合法典（以下この章において「CGCT」という。）等により規定されている。選挙制度を所管するのは内務省である。

1 コミューン議会議員選挙制度

(1) 選挙権及び被選挙権

ア 選挙権

コミューン議会議員選挙（élection municipale）における選挙権（droit de vote）の一般的な要件の概略は、以下のとおりである。

- ① 満18歳以上であること
- ② フランス国籍を有する者か、又はEU加盟国国籍を有するフランス国内居住者であること
- ③ 公民権（droits civils et politiques）を有すること
- ④ そのコミューンに実際に6か月以上居住しているか、2期継続して直接税を納め、選挙人名簿に登録されていること

イ 被選挙権

被選挙権（droit d'éligibilité）の一般的な要件の概略は、以下のとおりである。ただし、フランス国籍を有しない居住者は、コミューン議会議員にはなれるが、メール又は副メールになることはできず、上院の選挙人指名や上院議員選出に関与することもできない。

- ① 満18歳以上であること
- ② そのコミューンの選挙権を有する者又はそのコミューンに居住・納税等している者であること
- ③ フランス国籍及び公民権を有し、被後見人など法で定める無能力者でない者であること
- ④ 選挙人に与える影響が大きいと選挙法典に記載されている職業に就いていない者であること

(2) 任期、議席数及び選挙区

コミューン議会議員の任期（durée du mandat）は6年。議席（siège）数は人口により異なり、最小は7（人口100人未満）で最大は69（人口30万人以上）である。三大都市のパリ、マルセイユ及びリヨンについては議席数が別途定められており、それぞれ163、101、73議席である。なお、人口500人以上のコミューンにおいては、選挙の時点で当該コミューンに居住していない議員の数が議席数の4分の1を超えてはならない。また、人口100人以上500人未満のコミューン（議席数11）においては、当該コミューンに居住して

いない議員の数が5名を、人口100人未満のコミュン（議席数7）においては、当該コミュニティに居住していない議員の数が4名をそれぞれ超えてはならない。

選挙区（circonscription électorale）はコミュニティ単位であるが分割することもでき、分割は県地方長官、コミュニティ議会又は当該コミュニティの選挙人の発意に基づき県地方長官により行われる。

（3）選挙方式及び投票方式

コミュニティでは、人口により選挙の方式が異なる。

ア 人口1,000人以上の場合

「拘束名簿式2回投票比例代表併用多数派プレミアム制」（scrutin proportionnel de liste à deux tours avec prime majoritaire）である。候補者名簿には、議席数と同数の候補者が記載されていなければならない。個人の立候補はできない。また、各候補者名簿に記載する候補者の男女の内訳は、その数の差が1を超えてはならず、記載の順序も両性を交互に記載しなければならない。選挙人は候補者名簿に投票することとなり、名簿上の候補者を削除、追加又は順序を変更することはできない。

第1回目の投票で有効投票数の過半数に達した名簿は、議席の半数をまず獲得する。残りの半数の議席は、有効投票数の5%以上を獲得した候補者名簿（過半数獲得名簿を含む）に配分される。配分の方法は、最大平均法による。また、候補者名簿の登載順に当選者を決定する。

第1回目で有効投票数の過半数に達する名簿がない場合は、第2回投票が行われるが、第1回目で有効投票数の10%に達しなかった名簿は第2回目に参加できない。有効得票数が10%以上の名簿については、第2回目に向けて第1回目で5%以上得票し第2回投票に参加しない候補者名簿の中から候補者を変更できる。第2回投票の結果、相対多数の名簿が議席数の半分をまず獲得し、残りの議席については、第1回目で過半数に達した名簿があった場合の方法と同じ手順で配分される。

イ 人口1,000人未満の場合

基本的には「非拘束名簿式2回投票多数代表制」（scrutin majoritaire plurinominal à deux tours）であるが、個人の立候補も認められている。候補者名簿には、議席数より少ない人数の候補者しか記載していなくてもよく、1人の候補者しか記載していないものも認められている。選挙人は、名簿上から候補者を削除したり、名簿に他党派の候補者を追加したりでき、候補者の削除等を行った複数名簿を選んで合計で議席数と同数になるように投票することも可能である。人口1,000人以上の場合とは異なり、候補者の男女の差が1を超えてもよい。

第1回目の投票で、有効投票数の過半数に達し、かつ、選挙人名簿登録者の4分の1以上の得票数を得られた候補者は当選人となる。第1回目で当選人が議席数に達しない場合は、残りの議席について同様に第2回目の投票を行い、相対多数の順に当選人とする。得票数が同数である場合は年齢が上の者が当選人となる。

2 県議会議員選挙制度

(1) 選挙権及び被選挙権

ア 選挙権

県議会議員選挙 (élection départementale) における選挙権の一般的な要件は、満年齢、フランス国籍、公民権、居住・納税等については、コミューン議会議員選挙と同様だが、コミューンの場合とは異なり、フランス国籍を有しない居住者には選挙権は付与されていない。

イ 被選挙権

被選挙権の一般的な要件も、満年齢、フランス国籍、無能力者でない等については、コミューンと同様であるが、居住・納税等の要件が、県内に居住しているか、直接税を納めている者に加えて、県内の不動産を相続している者にも被選挙権が付与されている。選挙権と同様、フランス国籍を有しない者には被選挙権は付与されていない。

(2) 任期及び選挙区

県議会議員の任期は6年。選挙区はカントン (小郡) 単位で、原則として、1つのカントンから男女ペアで立候補した2名1組から1組 (2名) の議員を選出する小選挙区制をとる。なお、選挙時に非居住の議員が議員総数の4分の1を超えてはならないことはコミューン議会議員選挙と同様である。

(3) 選挙方式及び投票方式

ペア (2名1組) 多数代表2回投票制 (scrutin binominal majoritaire à deux tours) で、各ペアは男女で構成し立候補する必要がある。第1回目で有効投票数の過半数に達し、かつ、選挙人名簿登録者の4分の1以上の得票をしているペアがあれば、そのペアが当選人となる。

第1回目で当選が確定しない場合、第2回投票を行い、相対多数のペアが当選人となる。同じ得票数の候補者が出た場合は年長者のいるペアが当選者となる。なお、第2回目には、第1回目で選挙人名簿登録者の12.5%以上に当たる得票をしたペアのみ候補者となれる。第2回目に参加できる候補のペアが1組しかいない場合、その1組に加えて、2番目に得票数の多かった1ペアにより決選投票が行われる。第2回目に参加できる候補のペアがない場合、第1回目で得票数の多かった2ペアにより決選投票が行われる。

3 州議会議員選挙制度

(1) 選挙権及び被選挙権

ア 選挙権

州議会議員選挙 (élection régionale) における選挙権の一般的な要件は、満年齢、フランス国籍、公民権、居住・納税等、いずれも県の場合と同様である。よってフランス国籍を有しない居住者には選挙権は付与されない。

イ 被選挙権

被選挙権の一般的な要件は、満年齢、選挙人登録、居住・納税者名簿登録などは、県と同様であるが、県の場合に認められる「不動産相続」という要件は盛り込まれていない。

(2) 任期及び選挙区

任期は6年、選挙区は州単位（名簿・投票は県単位）である。

(3) 選挙方式及び投票方式

人口1,000人以上のコミュン議会議員選挙と同様に、「拘束名簿式2回投票比例代表併用多数派プレミアム制」(scrutin proportionnel de liste à deux tours avec prime majoritaire)である。候補者名簿は県単位¹⁶⁷で構成され、各候補者名簿には選挙法典に記載されている各県の候補者数（議席数は各県の候補者数の総数から各県の数×2を差し引いた数となる。）と同数の候補者を記載しなければならず、名簿に追加、削除等の変更を行うことは一切認められない。また、両性を交互に記載した名簿としなければならない。

第1回投票において、州全体の有効投票数の過半数を獲得した候補者名簿は、即座に議席数の4分の1（小数点以下は切り上げ）を獲得（コムミュン議会議員選挙の場合は半数）。残りの議席については、有効投票数の5%以上を獲得した名簿の間で議席の配分を行う。配分の方法は最大平均法による。

第1回目で有効投票数の過半数に達する名簿がない場合は、第2回投票が行われるが、第1回目で有効投票数の10%に達しなかった名簿は第2回目には参加できない。第2回目に参加する候補者名簿は、有効得票数が5%以上の名簿からの候補者の変更ができる。第2回投票の結果、相対多数の名簿が議席数の4分の1（小数点以下は切り上げ）をまず獲得する。複数の名簿が同数の最多得票数である場合は、名簿の候補者の平均年齢が最も高いものが優先される。残りの議席については、第1回目で有効投票数の過半数を獲得した名簿があった場合と同様の方法で確定する。

州単位での得票数に応じて各名簿に割り当てられた議席数は、各名簿の県での得票数に応じて獲得議席数を県別に配分し、その県区分内での名簿登載順に当選者を決定することになる。

4 コミュン間広域行政組織議会議員選挙制度

(1) 選挙権及び被選挙権

ア 選挙権

コムミュン間広域行政組織議会（以下この章において「広域行政組織議会」という。）議員選挙（*élection communautaire*）における選挙権の一般的な要件は、コムミュン議会議員選挙と同様である。

イ 被選挙権

被選挙権の一般的な要件は、コムミュン議会議員選挙と同様である。

(2) 任期、議席数及び選挙区

広域行政組織議会議員の任期は6年。選挙区はコムミュン単位である。

¹⁶⁷ リヨン・メトロポールは1単位として構成される。

(3) 選挙方式及び投票方式

広域行政組織議会議員は各構成コミューンから選出される。直接選挙が導入されているのは課税権を有する広域行政組織議会であり、構成コミューンの人口により選挙の方式が異なる。

ア 人口 1,000 人以上の構成コミューンの場合

コミューン議会選挙との共同選挙方式であり、選挙方法は「拘束名簿式 2 回投票比例代表併用多数派プレミアム制」(scrutin proportionnel de liste à deux tours avec prime majoritaire) である。共同選挙のため、1 つの投票用紙にコミューン議会議員選挙の名簿と広域行政組織議会議員選挙の名簿が 2 つ並列されることになる。広域行政組織議会の候補者名簿については、次の要件を満たす必要がある。

- ① 候補者数は、事前に割り振られている各コミューンの議席数によって異なる。議席数が 5 未満の場合は議席数プラス 1 の候補者が記載されていなければならない。議席数が 5 以上の場合は議席数プラス 2 の候補者が記載されていなければならない。
- ② 広域行政組織議会選挙の名簿に記載されている候補者は、同一投票用紙に記載されているコミューン議会議員選挙の候補者でなければならない。
- ③ 上位 4 分の 1 (議席数 4 以上は切り捨て。議席数 4 未満は切り上げ) の候補者は、コミューン議会議員選挙名簿の上位と同一でなければならない。
- ④ 上位 4 分の 1 以外の候補者については、コミューン議会議員選挙名簿の上位 5 分の 3 (切り捨て) の中から選ぶ必要がある。
- ⑤ 候補者名簿の順位は、コミューン議会議員選挙名簿の順位を逆転して記載することはできない。
- ⑥ 名簿の両性交互の記載順序及び議席の配分方法については、コミューン議会議員選挙と同様である。

イ 人口 1,000 人未満の構成コミューンの場合

コミューン議会議員選挙後に作成されるリストの上位から選出される。リストは、メール、副メール、コミューン議会議員の順に記載される。副メールについては、得票数の多い名簿順に記載され、同一の名簿の場合は、名簿内のリストの上位から記載される。議員については、議員経験の長い順に記載される。同日に当選した場合は、得票数の多い順に記載され、得票数が同じ場合は、年齢が高い順に記載される。

以上、フランスにおける地方選挙を概括的にまとめると、図表 5-1 のようになる。

(図表5-1) フランスにおける地方選挙の比較

	州議会	県議会	広域行政組織議会 ¹⁶⁸	コミューン議会
任期	6年	6年	6年	
選挙制度	直接選挙	直接選挙	直接選挙	
選出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・州単位の拘束名簿式2回投票比例代表併用多数派プレミアム制 ・1回目で過半数を獲得又は2回目で最多得票の名簿が議席の25%を獲得、残議席を比例配分 	<ul style="list-style-type: none"> ・カントン単位の小選挙区2回投票制 ・男女ペア立候補方式 	<p>【人口1,000人以上】コミューン議会議員選挙と広域行政組織議会選挙を共同で実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミューン議会は、コミューン単位の拘束名簿式2回投票比例代表併用多数派プレミアム制(名簿は男女同数、かつ、交互)1回目で過半数を獲得又は2回目で最多得票の名簿が議席の過半数を獲得、残議席を比例配分 ・広域行政組織議会議員は基本的にコミューン議会議員選挙の名簿上位当選者が兼職 <p>【人口1,000人未満】コミューン議会議員選挙と広域行政組織議会選挙を別々に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミューン議会は、非拘束名簿式2回投票多数代表制。1回目で過半数を獲得又は2回目で議席数までの順位の候補者が当選 ・広域行政組織議会議員は、コミューン議会議員の中から任命(任命順は①メール②副メール③一般議員) 	
被選挙権年齢	18歳	18歳	18歳	
選挙権年齢	18歳	18歳	18歳	
直近の選挙	2021年6月	2021年6月	2020年3月、6月	

合わせて、フランスにおける広域行政組織の管理形態について、図表5-2のとおり概括する。

¹⁶⁸ 課税権を有するものに限る。

(図表 5 - 2) 広域行政組織の管理形態の比較

名称	課税権を有するもの(連合型) <広域連合体>				課税権を有しないもの(組合理)	
	メトロポール (Métropole)	大都市共同体 (Communauté Urbaine)	都市圏共同体 (Communauté d'Agglomération)	コミュン共同体 (Communauté de Communes)	事務組合 (Syndicat de Communes)	混成事務組合 (Syndicat Mixte)
管理	共同体議会 ※議員数等は法定	共同体議会 ※議員数等は法定	共同体議会 ※議員数等は、構成コミュン議会の合意により決定(ただし、議席数の上限あり)	共同体議会 ※議員数等は、構成コミュン議会の合意により決定(ただし、議席数の上限あり)	委員会 ※構成コミュン議会の代表者最低2名ずつにより構成	委員会 ※議員数等は規約により決定

第2節 公選職の兼職制度¹⁶⁹

フランスの選挙制度における特徴として、国会議員及び地方公選職の兼職に関する制度が挙げられる。この兼職制度は40年間で大きく変化しており、近年においても、公選職間の兼職制限の厳格化が進められている。

1 兼職制限立法と現行制度

(1) 背景

兼職制度の改革は、大きく分けて1985年、2000年及び2014年と3度にわたり、左派の政治家により進められてきた。1度目(1985年)は社会党のミッテラン政権時に、2度目(2000年)はコアビタシオン下において、社会党のジョスパン首相により実施された。

直近に当たる3度目の改革は、2014年に社会党のオランド政権により実施された。2012年5月の大統領選挙において、社会党のオランドが政権を右派から奪還し、同年6月の国民議会議員選挙において、過半数の議席を獲得したため、大統領選挙の公約でもあった兼職制度の規制強化が本格的に進められ、現行制度に至る。

¹⁶⁹ 本節は、地方自治令和4年5月号第894号、8月号897号、10月号第899号に掲載された、フランスにおける最近の政治・行政の課題とその比較論的な分析(二) - 国及び地方公共団体の公選職に係る兼職規制：その経緯と展開(一)から(三)までを参照し記述したものである。

(2) 兼職制限に係る立法

ア 1985年の兼職制限に係る2法案

1985年12月30日、兼職制限に係る2法案¹⁷⁰が可決された。これらの法案により、国会議員は以下の職責との兼職が禁止された。

- ・欧州共同体議員、州議会議員、県議会議員、パリ市議会議員、人口2万人以上のコミューンのメール（パリ市を除く。）及び人口10万人以上のコミューンの副メール（パリ市を除く。）のうち2つ以上

イ 2000年の兼職制限の規制強化に係る改正2法案

2000年4月5日、兼職規制に係る2つの改正法案¹⁷¹が可決された。これらの法案により、国会議員は以下の職責との兼職が禁止された。

- ① 欧州議会議員
- ② 州議会議員、コルス議会議員、県議会議員、パリ市議会議員及び人口3,500人以上のコミューン議会議員のうち2つ以上

ウ 2014年の兼職制限の規制強化に係る法案

2014年2月14日、「国会議員と地方執行部職の兼職禁止に関する2014年2月14日付組織法律¹⁷²（以下この章において「兼職禁止法」という。）」が公布された。2014年以前の法案の禁止事項に加えて、国会議員は以下の職責との兼職が禁止された。

- ① メール及び副メール（区長及び副区長を含む。）
 - ② 広域行政組織議会議長及び副議長
 - ③ 混成事務組合委員長及び委員長
 - ④ 県議会議長及び副議長
 - ⑤ 州議会議長及び副議長
 - ⑥ コルス執行評議会議長、評議員及びコルス議会議長
 - ⑦ 海外領土の地方執行部職、海外領土の議会議長及び副議長
 - ⑧ 法により創設された他の全ての地方自治体の議会議長及び副議長（特にメトロポール）
 - ⑨ 海外フランス人国民議会（l'Assemblée des Français de l'étranger）の議長、海外フランス人国民議会の議会事務局構成員及び領事評議会（conseil consulaire）の副議長
- また、地方公選職の執行部職ではないものの、国会議員は以下の職責との兼職も禁止された。
- ⑩ 憲法評議会、経済社会環境評議会、海外の地方自治体の政府系審議会の構成員、司法官、公務員（高等教育者を除く。）

¹⁷⁰ Loi organique n° 85-1405 du 30 décembre 1985 tendant à la limitation du cumul des mandats électoraux et des fonctions électives par les parlementaires 及び Loi n° 85-1406 du 30 décembre 1985 tendant à la limitation du cumul des mandats électoraux et des fonctions électives

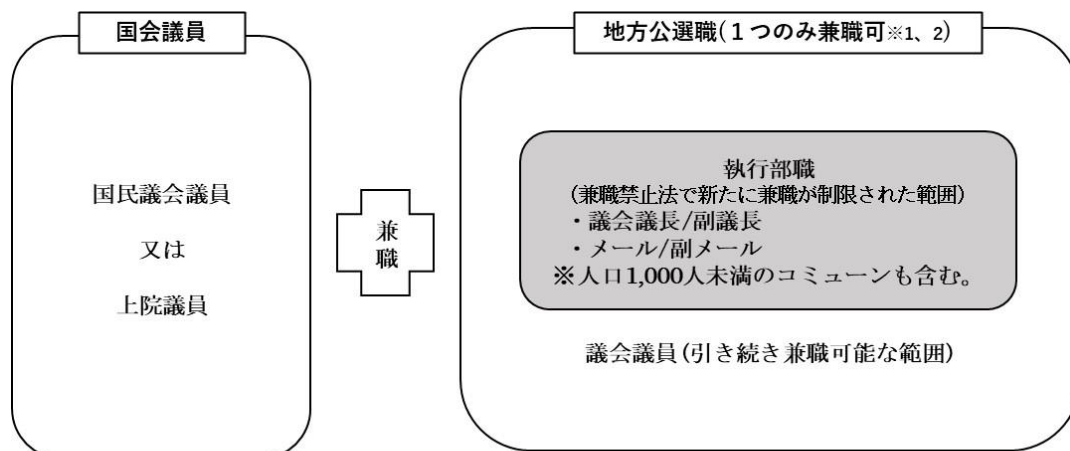
¹⁷¹ Loi n° 2000-295 du 5 avril relative à la limitation du cumul des mandats électoraux et des fonctions électives et à leur condition d'exercice 及び Loi organique n° 2000-294 du 5 avril relative à l'incompatibilité entre mandats électoraux

¹⁷² Loi organique n° 2014-125 du 14 février 2014 interdisant le cumul de fonctions exécutives locales avec le mandat de député ou de sénateur

- ⑪ 利益相反を生む可能性のある者（国営企業、国立の公共施設、国又は公共団体と業務を協働する企業の経営者及び役員、国又は公権力の弁護を行う弁護士）との兼職も禁止された。

兼職禁止法の施行により、地方公選職の執行部職を兼務していた国会議員は、兼職が禁止される職務のうち、いずれかを選択することとなった。兼職禁止法の施行前まで最も多い兼職のパターンであった国民議会議員とメールの兼職については、それまで183名¹⁷³存在していたところ、2017年の選挙後、メールを選択した者が115名、国民議会議員を選択した者が58名と、国民議会議員よりもメールを選択する議員が多かった。他方、上院議員と地方公選職の兼職については、兼職禁止法に抵触する138名のうち、93名が上院議員を選択し、41名が地方公選職の執行部職を選択している。国民議会議員が国政を選択した場合、制度上、地方との繋がりが薄れる一方、上院議員はその大多数が地方公選職である選挙人団からの間接選挙により選出される職であるほか、法案審議についても地方自治体関連の案件が先議に付されること、また、2009年に「地方自治体及び地方分権に関する上院議員代表団」(Délégation sénatoriale aux collectivités territoriales et à la décentralisation)を院内に設置するなど、地方の代表者であるということが制度上、実質上ともに明確である。これらの要因が両院間の傾向の違いを生んでいると考えられる。

(図表5-3) 兼職禁止法による国会議員と地方公選職の兼職規制の強化¹⁷⁴



※1 人口1,000人未満のコミューン議会議員は制限の対象外
 ※2 広域行政組織議会議員(制度上、コミューン議会議員が兼任することとされている。)も制限の対象外

¹⁷³ この数字には2014年の段階でメールを辞任し、国民議会議員を選択した者も含まれている。そのため、後述したメールを選択した者(115名)と国民議会議員を選択した者(58名)を足した数字と一致しない。

¹⁷⁴ 地方自治令和4年10月号第899号、フランスにおける最近の政治・行政の課題とその比較論的分析(二) - 国及び地方公共団体の公選職に係る兼職規制: その経緯と展開(三)中の図表を抜粋。(一部語句表記等を本誌の記述方法に合わせている。)

(3) 現行制度

ア 閣僚と国・地方公選職との兼職

閣僚と国会議員との兼職については、憲法第 23 条により禁止されている。

また、閣僚と地方公選職との兼職については、1997 年にジョスパン首相（当時）が閣僚に対して控えるよう求めて以降、右派サルコジ政権時を除いて、現在の第 2 次マクロン政権に至るまで、歴代の政権が同様に規制¹⁷⁵している。ただし、法的な義務がないため、いくつかの例外¹⁷⁶がある。

イ 国会議員と地方公選職との兼職

国会議員と地方公選職の兼職については、地方公選職のうち 1 つのみ認められている（選挙法典第 141 条及び第 297 条）。ただし、兼職禁止法において、国会議員と地方公選職の執行部職は兼職できないことが定められた（選挙法典第 141-1 条及び第 297 条）¹⁷⁷。

ウ 地方公選職間の兼職

地方公選職間については、1 つまで兼職が認められている。（選挙法典第 46-1 条）。ただし、地方公選職の執行部職（議長及びメーブルのみ）同士の兼職は禁止されている¹⁷⁸（CGCT 第 L2122-4 条ほか）。

以上、現行の兼職制度を概括的にまとめると、図表 5-4 のようになる。

¹⁷⁵ オランダ政権においては、閣僚政治倫理憲章（Charte de déontologie des membres du Gouvernement）を策定し、閣僚と地方公選職の執行部職との兼職禁止を明文化している。

¹⁷⁶ 例えば、マクロン政権においては、ダルマナン内務・海外領土大臣が行動・公会計相時の 2017 年 5 月から 9 月までトゥルコワン市長を兼務したほか、ルコルニュ軍事相が 2021 年 7 月から 12 月までウール県議会議長を兼務した。

¹⁷⁷ 国会議員は広域行政組織議会議員との兼職も可能であるが、これを 1 つとして数えない。つまり、例えば国民議会議員とコミューン議会議員に加えて、広域行政組織議会議員を兼ねることが可能である。しかし、国会議員と広域行政組織議会の議長又は副議長との兼職は認められていない。

¹⁷⁸ 制度上の必然として、コミューン議会議員の一部は広域行政組織議会議員を兼ねることとなるが、これを 1 つの兼職として数えない。つまり、例えば県議会議員とコミューン議会議員に加えて、さらに広域行政組織議会議員を兼ねることが可能である。また、地方公選職の執行部職（議長及びメーブルのみ）同士の兼職は禁止されているものの、広域行政組織議会の議長との兼職は認められている。つまり、例えばメーブルは広域行政組織議会の議長を兼ねることができる。

(図表 5 - 4) 公選職の兼務の可否¹⁷⁹

公選職の種類	兼職の可否
①国会議員 (国民議会議員、上院議員)	<ul style="list-style-type: none"> ・閣僚：×(憲法23条、選挙法典176条、297条) ・欧州議会議員：×(選挙法典137-1条、297条) ・他院の国会議員：×(選挙法典137条、297条) ・地方公選職の執行部職：×(選挙法典141-1条、297条) ・地方公選職のうち執行部職以外の1つのみ：○(C4選挙法典141条、297条) ※ただし、人口1,000人未満のコミューン議会議員は兼職規制の対象外
②地方公選職のうち執行部職 (州議会議長・副議長、県議会議長・副議長、 メール・副メール、広域行政組織議会議長・ 副議長等)	<ul style="list-style-type: none"> ・閣僚：△(法令上は可。ただし、運用上は避けることとされている。) ・欧州議会議員：×(欧州議会議員選挙に関する1977年7月7日法6-3条II項) ・国会議員：×(選挙法典141-1条、297条) ・他の地方公選職の執行部職：△(CGCT第2122-4-1条等) ※州議会議長・県議会議長・メールのうち2つを兼職することは×だが、それ以外の組み合わせは○ ・地方公選職のうち執行部職以外の1つのみ：○(選挙法典46-1条)
③地方公選職のうち執行部職以外 (州議会議員、県議会議員、コミューン議会議 員等)	<ul style="list-style-type: none"> ・閣僚：○(法令上は可。運用上も禁止されていない。) ・欧州議会議員：○(欧州議会議員選挙に関する1977年7月7日法6-3条I項) ・国会議員：○(選挙法典141条、297条) ・地方公選職の執行部職の1つのみ：○(選挙法典46-1条) ・他の地方公選職のうち執行部職以外の1つのみ：○(選挙法典46-1条)

※広域行政組織議会議員(制度上、コミューン議会議員が兼任することとされている。)については、執行部職としての広域行政組織議会議長・副議長(図表における公選職の種類②)を除き、兼職規制の対象外とされている。

(4) 兼職制限の規制強化に対する懸念

ここまで述べたとおり、フランスでは兼職制度の規制強化に取り組んできた。他方、兼職制限の強化に対して以下のような懸念も指摘されている。

- ① 地方公選職の執行部職と国会議員の兼職制限により、地方の事情を国政に反映させることが容易ではなくなったこと
- ② 国会議員が選挙区内の県地方長官と地方公選職との間における地位の確立に苦勞していること
- ③ 国会議員を辞して地方公選職の執行部職を選択するケースが見られ、国会議員の魅力が低下していること

近年では、2021年に、人口1万人未満のコミューンに限り、国会議員と地方公選職の執行部職との兼職を解禁する内容の議員立法案が提出されている。なお、同法案は上院審議を一部修正のうえ通過したものの、国民議会において否決された。兼職制限の規制強化というこれまでの議論の流れに逆行していること、執行部職は不在であるものの地方議会の一般議員と兼職している国会議員は引き続き多く、地方の事情を踏まえた国会審議は可能であること、兼職規制が議員の若返りと女性比率増加に貢献していることなどが理由とされる。

¹⁷⁹ 地方自治令和4年10月号第899号、フランスにおける最近の政治・行政の課題とその比較論的な分析(二) - 国及び地方公共団体の公選職に係る兼職規制：その経緯と展開(三)中の図表を抜粋。(一部語句表記等を本誌の記述方法に合わせている。)

2 近年の選挙における兼職規制の影響

近年に実施された国政選挙及び地方選挙について、兼職制度の規制強化との関連性の観点から記述する。

(1) 2020年のコミューン議会議員選挙

全国の候補者数は前回選挙（2014年）の92万6,068名から90万2,465名に減少した。ただし、この候補者数の減少は、コミューンの合併によりコミューンの数がそもそも減少¹⁸⁰しているためであり、兼職規制の影響は限定的であると考えられる。他方、候補者不在のコミューン数は前回の61（うち人口1,000人未満は60）に対して今回は106（うち人口1,000人未満は102）と、地方公選職の人材不足は深刻である。

なお、当選したメールのうち全体の3割が県議会議員や州議会議員等の公選職と兼職しており¹⁸¹、この傾向は新人よりも再選されたメールに多く見られる。さらに、コミューンの規模においても傾向は異なり、人口9,000人以上のコミューンでは再選したメールの63%（新人メールは41%）、人口1,000人未満のコミューンでは再選したメールの33%（新人メールは19%）が兼職しており、規模の大きいコミューンほど兼職者数が多くなる。

(2) 2020年及び2021年の上院議員選挙

全国の候補者数は前々回選挙（2014年）の1,733名、前回選挙（2017年）の1,971名から1,449名に減少した。上院議員348名のうち、地方公選職と兼務しているのは223名（64%）となり、改選前（259名（74%））から1割低下した。

議員の女性比率について、2014年は25.0%であったものの、2017年に31.8%、2020年に34.8%、2021年に35.3%と、兼職禁止法施行前後の2014年から2017年までの間に大きく上昇している。

また、議員の平均年齢について、2014年は66歳であったものの、2017年は61歳、2020年に60.2歳と、兼職禁止法施行前後の2014年から2017年までの間に大きく下がっている。

(3) 2021年の州議会議員選挙

全国の候補者数は前回選挙（2015年）の2万1,456名から1万9,084名に減少した。また、この州議会議員選挙に立候補した現職の国民議会議員は104名、上院議員は63名であり、これらの数字は前々回選挙（2010年）、前回選挙（2015年）から徐々に増加している。全体の立候補者数は減少しているものの、近年の州の権限強化により、国会議員と兼職する職責として、州議会議員の魅力は増している可能性が伺える。

¹⁸⁰ 2010年から2019年までの間、2,508のコミューンが774の新たなコミューンとしてまとまった。

¹⁸¹ パリ政治学院政治研究所 (CEVIPOF) と全仏市長会 (AMF) が共同で実施した2020年コミューン議会議員選挙に関するメールへのアンケート調査に拠る。

(4) 2021年の県議会議員選挙

全国の候補者数は前回選挙（2015年）の1万8,194名から1万5,784名に減少した。また、この県議会議員選挙に立候補した現職の国民議会議員は85名、上院議員は71名であった。

(5) 2022年の国民議会議員選挙

全国の候補者数は前回選挙（2017年）の7,882名から6,293名に減少した。このうち、1,734名（28%）が立候補段階で地方公選職と兼務しており、さらにそのうち680名が執行部職に既に就いていた。当選者577名のうち地方公選職の執行部職との選択を迫られているのは127名であり、このうち大多数が国民議会議員を選択しているが、選挙の時系列を踏まえると当然の結果である。

議員の女性比率について、2012年は26.9%であったものの、2017年に38.8%、2022年に37.3%と、上院議員選挙と同様、兼職禁止法施行前の2012年から2017年までの間に大きく上昇している。

また、議員の平均年齢について、2012年は54.8歳であったものの、2017年に48.8歳、2022年に48.5歳と、こちらも上院議員選挙と同様、兼職禁止法施行前の2012年から2017年までの間に大きく下がり、若返りの効果が見られた。

兼職規制の強化により国会議員の女性比率増及び若返りが進んだことが明白であるが、これが兼職禁止法を一部緩和する議員立法案が否決された理由の1つとなったことは既に記述したとおりである。

第6章 地方公務員

第1節 フランスの地方公務及び地方自治体における基礎的な仕組み・制度

1 地方公務員の分類

(1) 公務員の内訳（国家・病院・地方）

フランスには3種類の公務員制度がある。国家公務員制度 (fonction publique d'Etat)、病院公務員制度 (fonction publique hospitalière)、そして地方公務員制度 (fonction publique territoriale) である。公務員の身分については、これら3つの制度に共通の身分規定が公務員の権利と義務に関する1983年7月13日法第83-634号により定められているほか、各公務員制度について個別かつ全国的に職員の身分を定める法律が存在する。地方公務員の身分規定に関しては1984年1月26日法第84-53号がこれを定めている。2020年時点では、国、地方自治体、公共の医療機関や医療福祉施設で働く職員（公務員及び契約職員）のうち5分の1の約560万人が公務員であり、そのうち約250万人（45%）が国家公務員、約190万人（34%）が地方公務員、約120万人（21%）が病院公務員であった¹⁸²。なお、地方公務員には、地方自治体（コミューン、県、州）、コミューン間広域行政組織（都市圏共同体 (communautés d'agglomérations)、コミューン共同体 (communautés de communes) など）、全国地方公務員センター (Centre National de la Fonction Publique Territoriale, 以下 CNFPT と記載) や地方公務員管理センター (Centres de gestion de la fonction publique territoriale, 以下 CDG と記載) のような行政的性格を有する公施設法人 (établissements public)、公営住宅 (Habitation à loyer modéré, 略 HLM) の事務所職員が含まれる¹⁸³¹⁸⁴¹⁸⁵¹⁸⁶。

(2) カテゴリー・職群

地方公務員の職務は、行政職や技術職、警察職といった10の職種 (filières) で区別された53の職群 (cadre d'emploi) で構成され、職群は職員採用時の学歴上の資格免状 (diplôme) 等に応じた3つの階層的カテゴリー (catégories hiérarchiques) で分類されている。新たに地方公務員となる職員の採用の仕組みについては、第2章第1節2にて後述するが、フランスの地方公務員志望者が地方自治体や公施設法人等に勤務するまでには、まず外部競争試験に合格して地方公務員としての資格を手に入れ、そのあと地方自治体や公施設法人の空きポストの面接試験を受ける、

¹⁸² Le portail de la Fonction publique Website, “État, territoriale, hospitalière : une fonction publique plurielle”
[https://www.fonction-publique.gouv.fr/devenir-agent-public/choisir-le-service-public/etat-territoriale-hospitaliere-une-fonction-publique-plurielle#:~:text=La%20fonction%20publique%20de%20l'%C3%89tat%20compte%202%2C5%20millions,%2C2%20million%20\(21%20%25\)](https://www.fonction-publique.gouv.fr/devenir-agent-public/choisir-le-service-public/etat-territoriale-hospitaliere-une-fonction-publique-plurielle#:~:text=La%20fonction%20publique%20de%20l'%C3%89tat%20compte%202%2C5%20millions,%2C2%20million%20(21%20%25).). (最終検索日：2023年3月15日)

¹⁸³ 同上。

¹⁸⁴ コミューンはフランスの基礎自治体のこと。コミューン間広域行政組織は独自の財源を有するが、法的には自治体ではない。

¹⁸⁵ CNFPT と CDG の詳細については、第2章第2節1、2に記載する。

¹⁸⁶ 公施設法人 (établissement public) とは、公法上の法人格と財政上の自治権を有する法人のこと。

という二段階のステップを踏まなければならない。

ア カテゴリーA

採用試験（外部競争試験）の受験資格として、高校卒業後最低3年間の大学教育を経たレベルが必要。これは日本だと学士号取得レベルに相当する。職群としては施策の企画や指揮管理の任務を遂行する業務が主。また、カテゴリーAの中から全国地方行政研修所

（Institut national des études territoriales, 略 INET）の競争試験、研修を経て、人口4万人以上のコミューンや県、州の事務総長、事務次長等のポストを務める人材を便宜的にカテゴリーA+と呼んでいる¹⁸⁷。

イ カテゴリーB

採用試験の受験資格として、バカロレア（高等学校までの教育修了を認定するためのフランスの国家試験）など高校卒業資格のレベルが必要。施策の決定や実施をサポートするような職群が主で、キャリアアップ等に応じて各部門において管理、統制、監督業務を行うこともある¹⁸⁸。日本の組織に置き換えると、現場で働く職員の指導やリスク管理等を行うような中間管理職に近い存在である。

ウ カテゴリーC

採用試験の受験資格として、職業教育免状（brevet d'études professionnelles）取得のレベルが必要¹⁸⁹。施策の「実施」の任務を遂行する、いわば「事務補助的・技能的」な職群が主。

（図表6）地方公務員の職種と職群¹⁹⁰

職種	カテゴリー	職群
行政系 (ADMINISTRATIVE)	A	上級行政職 ¹⁹¹ (Administrateurs territoriaux)
	A	行政職 ¹⁹² (Attachés territoriaux)
	A	役場事務長 ¹⁹³ (Secrétaires de mairie)

¹⁸⁷ 全国地方行政研修所（INET）とは、CNFPTの一機関で、カテゴリーA+である上級行政職、自治体主任エンジニア、公立図書館長、地域遺産学芸員の職に就くための競争試験の合格者を対象とした初期トレーニングや、地方自治体における全ての業務分野の上級管理職のためのトレーニング等を行う。

¹⁸⁸ Le portail de la Fonction publique Website, “La catégorie B”
<https://www.fonction-publique.gouv.fr/etre-agent-public/ma-remuneration/la-categorie-b>（最終検索日：2023年3月15日）

¹⁸⁹ 職業教育免状（brevet d'études professionnelles）とは、中学校卒業後に、職業高校（日本の高等専門学校に相当）において職業バカロレアの受験に先立ち、2年生の過程で取得できる免状である。同免状は技能の習得を証明するものである。かつては職業バカロレアの受験にあたり同免状の取得が必要とされたが、後にその取得義務はなくなった。なお職業教育免状は2021年をもって廃止されている。

¹⁹⁰ RÉPUBLIQUE FRANÇAISE Website, “FILIÈRES ET CADRES D'EMPLOIS”
<https://www.collectivites-locales.gouv.fr/fonction-publique-territoriale/filieres-et-cadres-demplois>（最終検索日：2023年2月23日）

¹⁹¹ 人口4万人以上の大規模自治体のトップ等のポストになり得る。

¹⁹² 事務総長補佐、役場事務長、部門責任者等のポストになり得る。

	B	一般事務職 ¹⁹⁴ (Rédacteurs territoriaux)
	C	事務補佐 (Adjoints administratifs territoriaux)
指導員 (ANIMATION)	B	地域社会活動推進員 ¹⁹⁵ (Animateurs territoriaux)
	C	地域社会活動推進員補佐 (Adjoints d'animation territoriaux)
文化 (CULTURELLE)	—	—
芸術教育 (Enseignement artistique)	A	地域芸術学校管理者 (Directeurs d'établissements territoriaux d'enseignement artistique)
	A	地域芸術学校教員 (Professeurs territoriaux d'enseignement artistique)
	B	地域芸術学校教員補佐 (Assistants territoriaux d'enseignement artistique)
遺産・図書館 (Patrimoine et Bibliothèques)	A	地域遺産学芸員 (Conservateurs territoriaux du patrimoine)
	A	公立図書館長 (Conservateurs territoriaux de bibliothèques)
	A	遺産保全担当者 (Attachés de conservation du patrimoine)
	A	公立図書館司書 (Bibliothécaires territoriaux)
	B	地域遺産保全及び図書館アシスタント (Assistants territoriaux de conservation du patrimoine et des bibliothèques)
	C	地域遺産補佐 ¹⁹⁶ (Adjoints territoriaux du patrimoine)
社会医療 (MEDICO-SOCIALE)	A	自治体医師 ¹⁹⁷ (Médecins territoriaux)
	A	自治体の幹部看護師及び幹部医療技術者 (Cadres territoriaux de santé infirmiers et techniciens paramédicaux)
	A	自治体助産師 (Sages femmes territoriaux)
	A	幹部保育士 (Puéricultrices cadres de santé)
	A	自治体心理カウンセラー (Psychologues territoriaux)
	A	保育士 (Puéricultrices)

¹⁹³ フランスでは、自治体における事務部門のトップは事務総長 (directeur général des services) と呼ばれる役職の人物が担っているが、人口 3,500 人未満の自治体においては、役場事務長が実質的に事務総長のような役割を果たす。

¹⁹⁴ 会計管理、法的文書の起草等を担当

¹⁹⁵ 地域の社会活動や農村開発等の指導を担当

¹⁹⁶ 図書館、文書館、博物館の倉庫番や公園、庭園の管理等を担当

¹⁹⁷ 公衆衛生局長、保健局長、公衆衛生部長、産業医、環境衛生責任者等のポストになり得る。

	A	総合医療の自治体看護師 (Infirmiers territoriaux en soins généraux)
	B	自治体看護師 (Infirmiers territoriaux)
	C	自治体保育士助手 (Auxiliaires territoriaux de puériculture)
	C	自治体看護助手 (Auxiliaires territoriaux de soins)
医療技術者 (MEDICO-TECHNIQUE)	A	自治体の臨床微生物検査技師、獣医師、 薬剤師 (Biologistes, vétérinaires et pharmaciens territoriaux)
	B	自治体医療技術者 (Techniciens paramédicaux territoriaux)
社会福祉 (SOCIALE)	A	自治体社会教育アドバイザー (Conseillers territoriaux socio-éducatifs)
	A	自治体社会教育アシスタント (Assistants territoriaux socio-éducatifs)
	A	自治体幼児教育士 (Éducateurs territoriaux de jeunes enfants)
	B	自治体社会教育・家庭支援員 (Moniteurs éducateurs territoriaux et intervenants familiaux)
	C	幼稚園教諭助手 (Agents territoriaux spécialisés des écoles maternelles)
	C	家庭生活支援員 (Agents sociaux territoriaux)
コミューン警察 (POLICE MUNICIPALE)	A	コミューン警察署長 (Directeurs de police municipale)
	B	コミューン警察課長 (Chefs de service de police municipale)
	C	コミューン警察官 (Agents de police municipale)
	C	農村地自然環境監視員 (Gardes champêtre)
消防士 (SAPEURS-POMPIERS PROFESSIONNELS)	A	消防隊の長、司令官、中佐、大佐 (Capitaines, commandants, lieutenants- colonels et colonels de SPP)
	A	消防隊の医師及び薬剤師 (Médecins et pharmaciens de SPP)
	A	消防隊の幹部看護師 (Infirmiers d'encadrement de SPP)
	B	消防隊の中尉 (Lieutenants de SPP)
	B	消防隊の看護師 (Infirmiers de SPP)
	C	消防隊の下士官 (Sous-officiers de SPP)
	C	消防隊の工兵及び伍長 (Sapeurs et caporaux de SPP)

スポーツ (SPORTIVE)	A	体育・スポーツ活動地域アドバイザー (Conseillers territoriaux des activités physiques et sportives)
	B	体育・スポーツ活動地域政策推進員 (Éducateurs territoriaux des activités physiques et sportives)
	C	体育・スポーツ施設管理員 (Opérateurs territoriaux des activités physiques et sportives)
技術者 (TECHNIQUE)	A	自治体主任エンジニア (Ingénieurs territoriaux)
	B	技術者 (Techniciens territoriaux)
	C	作業監督者 ¹⁹⁸ (Agents de maîtrise territoriaux)
	C	技術補佐 (Adjoints techniques territoriaux)
	C	教育機関の技術補佐 (Adjoints techniques territoriaux des établissements d'enseignement)

(3) 等級・号

各職群は職群ごとに異なる数の複数の等級 (grade) で構成されており、一般的に最初は自らの職群の最も低い等級からキャリアを開始する。等級を上げて昇格するためには、職群別の身分規程 (statut particulier) に定められている条件を満たし、雇用主によって選抜されることが必要である。等級が上がれば、新たな役職とより高い給与を得ることができる。

さらに、各等級は複数の号 (échelon) で構成されている。1つの号にとどまる期間は1年以上の勤務年数で確定されており、号が上がることは公務員の権利である。号が上がるほど報酬は高くなる、職務の内容は変わらない。なお、各等級に含まれる号の数は、職群別の身分規程に関する政令により定められている。

2 地方自治体における福利厚生制度

(1) 地方公務員の昇進・昇格・昇給及び手当の仕組み

地方公務員は、主に下記の方法によって、号の上昇や昇進、及び昇格をする¹⁹⁹。また、基本的に俸給表に従ってカテゴリーや等級、勤続年数等に応じて金額が決定される給与と、賞与及び各種手当等の支給を受けることができる。

¹⁹⁸ 公共機関、道路、環境、緑地等の監督を担当

¹⁹⁹ 本書では、同じ職種内で上位の職群に上がることを「昇進」、同じ職群内で等級が上がることを「昇格」、同じ等級内で号が上がることを「昇給」と記載する。

ア 昇進及び昇格、昇給の方法

地方公務員の号の上昇、昇進、昇格及びそれに付随する昇給には、大きく分けて下記の3つの方法がある。

① 勤続年数に応じた号の上昇 (*avancement d'échelon*)

上述したように、年功序列による号の上昇については、地方公務員の権利である。なお、一部の職員は、仕事の専門性に応じて特別に昇格する場合もある。

② 同じ職群における昇格 (*avancement de grade*)

昇格は、雇用者の選抜による場合、又は、職員が専門試験 (*examen professionnel*) に合格した場合のどちらかで認められる。専門試験とはある職群の上の等級に昇格するための試験で、等級と勤続年数に関する一定の条件を満たす公務員のみが受けることができる。CNFPTにより主催されるカテゴリーA+の自治体主任エンジニアになるための専門試験以外は全てCDGにより主催され、試験結果は無期限で有効であり、合格者数の制限はなく平均点数又は最低点数に基づいて合否の決定が行われる²⁰⁰。昇格の要件（昇格するための方法（雇用主による選抜か、専門試験の合格か）、上の等級にアクセスするための資格要件）については、職群別の身分規程により定められる。

まず、雇用者側の選抜による昇格では、雇用者側が、キャリアの多様性、過去に参加した研修、業務での実績、過去の職業（組合での活動、他の行政や民間企業での業務も含む）を基準に職員を選び、成績順に年次昇格候補者表 (*un tableau annuel d'avancement*) に載せ、ポストに空席が出た場合には、この表の上位から順に当該ポストに任命する。この表は1年間有効で、ある年に年次昇格候補者表に氏名が記載された職員で、当該年に上の等級に任命されなかった者が翌年任命され得るためには、翌年の候補者表に氏名が記載されることが条件となる。

また、専門試験に合格した職員についても、職務上の能力や経験等を評価したうえで年次昇格候補者表が作成され、成績順に掲載される。専門試験による昇格及び後述する昇進の場合は、さらに内部競争試験 (*concours internes*) に合格する必要はない²⁰¹。専門試験による昇格の場合、特別な規則があれば、すぐ上の等級以外の等級への昇格もあり得る。

昇格できる職員の最大数は、昇格条件を満たした職員数に昇格率（地方自治体に設定された社会委員会 (*comité social territorial*) に諮った上で、議会で決定される）を乗じた数となる²⁰²。

²⁰⁰ CDG40 Website, “LES EXAMENS PROFESSIONNELS : UN MOYEN D'AVANCEMENT RÉSERVÉ AUX FONCTIONNAIRES TERRITORIAUX”

https://www.cdg40.fr/concours_modalites_les_examens.php（最終検索日：2023年3月20日）

²⁰¹ 内部競争試験 (*concours internes*) とは、自治体内部の試験という意味ではなく、既に地方公務員という枠組みの内部にいる人のための試験のことなので、昇進後別の自治体に移る可能性もある。職群別の身分規程により定められた勤続年数や研修の修了等の条件を満たしていることが受験要件である。

²⁰² 地方自治体に設置された社会委員会 (*comité social territorial*) とは、地方自治体の雇用主側と職員側の同数の代表者により構成され、自治体の組織、運営、人事管理に関する問題について検討する委員会のこと。公法上の契約における契約職員や、私法上の契約における契約職員（補助的な職員、後述する見習いなど）も含め全ての職員に関する問題を検討し、地方自治体の長や議会の決定に先立ち意見を述べる。

昇格した職員は、新しい等級で割り当てられる職務を受け入れなければならない、拒否した場合は年次昇格候補者表から削除される場合がある。

③ 同じ職種における職群変更による昇進 (promotion interne)

昇進が実施される年の1月1日時点で、年齢、勤続年数、過去に受講した研修のほかに、職務上の能力や経験等の条件を満たしている地方公務員が対象となる。昇進の方法は職群別の身分規程により定められ、職群によっては、昇進方法について、雇用者側の選抜による方法と専門試験による方法の両方を認めている場合もある。なお、当該自治体がCDGに加入している場合は、雇用者側の選抜はCDGが代わりを行う。

昇進方法にかかわらず、選択された、又は専門試験に合格した者は適任者のリストに登録される。適任者のリストは、地方自治体、地方自治体がCDGに加盟している場合は当該CDG、又は、専門試験を経て上級行政職あるいは自治体主任エンジニアの職種への昇進の場合はCNFPTによって作成される。

なお、地方自治体は、所属する地方公務員が昇進適任者のリストに掲載された場合も自治体内部で昇進させる義務はない。昇進適任者はリストに掲載されている間に昇進する職群に対応する全国の地方自治体の空きポストに自分で応募する必要がある。適任者は、原則的に2年間はリストに掲載されるが、その間に新たなポストに就けない場合はリストを作成した機関に文書で申請すれば3年目の再登録を受けることができ、3年目にも決まらなければ4年目の再登録も受けることができる。最大4年間で新たなポストに就けなければリストから削除される。このように、昇進適任者のリスト上の登録期間は最長で4年間であるが、育児休暇、出産休暇等の休暇を取得する場合には、当該期間はその4年間の中に含まれない。

この場合の昇進の採用枠数は、職群別の身分規程により定められており、毎年、地方自治体及びCDG、CNFPTにより再計算される。

イ 地方公務員に支給される手当

手当の支給は地方自治体の義務ではなく、手当の支給額も地方自治体により大きく異なる。また一般的に、地方自治体及び公施設法人の決定次第で、契約期間の有無を問わず公法に基づく契約をした契約職員にも支給され得る²⁰³。ただし、臨時職員 (vacataire) や、第2章第2節4で後述する「未来の雇用 (Emploi d'avenir)」、失業者の社会統合を促進するための「雇用支援契約 (contrat d'accompagnement dans l'emploi, 略 CAE)」及び第2章第2節3で紹介する「見習い契約」の一環で、私法に基づき雇用されている契約職員は手当を受け取ることができない²⁰⁴ ²⁰⁵。ただし、手当の金額は、勤続年数や業務の専門性、業務上の責任の重さなどにより一般的に個々人で異なっており、これらの点において正当化される場合に限り、地方公務員と契約職員の間で差をつけることができる。また、自治体が職員に手

²⁰³ 本書における「契約職員」とは、永続的に存在するポストに一時的に在籍させるという公法上の契約に基づいた契約職員を指す。

²⁰⁴ CDG61 Website, “Contrats aidés : CUI-CAE et emplois d'avenir”
https://www.cdg61.fr/file_manager_download.php?id=2152 (最終検索日: 2023年2月23日)

²⁰⁵ 2018年1月1日から emploi d'avenir と CAE は Parcours emploi compétences (PEC) と呼ばれる制度に統合された。

当を支給する場合、その種類は法令に定めるものでなければならず、独自の手当を支給することはできない。また手当に係る制度は国家公務員のそれに準ずるものでなければならぬとされる。

なお、地方公務員の手当には多くの種類があるが、その多くは業績に応じた対価として支払われる。中には、職務上のリスクやポストの高さに応じて支給されるものもある。

手当は、大きく下記の3つに分類される。

- ① 業務上の経費（交通費など）を補うための手当。
- ② 職業上の制約や困難に対する手当（病気、業務の危険性、体が汚れやすい業務に対する手当、時間外労働、夜間労働、休日出勤に対する定額又は時間単位の手当等）。
- ③ 職員の業務上の実績、技術、責任等に応じて増加する手当（業績手当、特定勤務手当、RIFSEEP（公務員の収入補償制度）の年次報酬補足手当、個人又は集団業績手当、勤務手当、効率的なサービスに対する手当等）。

地方自治体の雇用主は、手当として、公用車、食事、住居などを職員に現物給付することができる。しかし、手当として現物給付されたものがある場合、そのものの価格は通貨に換算され、報酬に対する社会保障分担金（cotisations sociales）の徴収の対象となる。

なお、通常の病気休暇、職務の性質による病気による休暇、業務中の事故による休暇、出産、育児、養子縁組のための休暇中は、地方自治体によって一部又は全額の手当を受け取ることができる。ただし、長期の病気休暇やその他長期休暇期間中は手当を受け取ることができない。

また、特に人事評価が高かった職員に対しては、年次追加手当（Le complément indemnitaire annuel, 略 CIA）と呼ばれる年1回又は2回の追加手当が支給されることがあるが、この年次追加手当の支給を実施するかしないかは地方自治体における雇用主が決定する²⁰⁶。たとえば、サン・リファール市の事務総長である Maïolique Paris 氏によると、サン・リファール市では、二人一組で働いている人のうち一方が病気による休暇をとりもう一方が2カ月間ほどもう一人分のカバーをしてくれたという場合、新規採用職員のメンターを務めた場合等にもこの追加手当を支給しているとのことだった²⁰⁷。

さらに、フランスでは、公務員に限らず「13か月目の特別手当（prime de 13^e mois）」と呼ばれる、労働法で規定されていない、支給が雇用者の裁量に委ねられている手当が慣例的に支給されることがあり、これを支給している地方自治体もある²⁰⁸。日本の期末手当に類似する手当である。

²⁰⁶ Le portail de la Fonction publique Website, “Le complément indemnitaire annuel (CIA)”

<https://www.fonction-publique.gouv.fr/complement-indemnitaire-annuel-cia>

（最終検索日：2023年1月19日）

²⁰⁷ 2022年11月25日にオンラインでヒアリングを実施

²⁰⁸ Midi Libre Website, “Prime de 13e mois : vérifiez si vous y avez droit et quand vous allez la percevoir”
<https://www.midilibre.fr/2021/11/16/prime-de-13e-mois-verifiez-si-vous-y-avez-droit-et-quand-vous-allez-la-percevoir-9930510.php>（最終検索日：2023年1月19日）

(2) 特徴的な休職制度

ア ディスポニビリティ (disponibilité)

「ディスポニビリティ」は自己都合による休職制度で、申請できるのは正規の公務員に限られ、契約職員や研修生には認められない²⁰⁹。この制度を活用すると最大 10 年間休職可能だが、2019 年 3 月 29 日以降、自己都合で連続 5 年間休職した場合は、その後 1 年半以上復職した場合のみ新たに休職できるようになった。

ディスポニビリティによる休職中は、所属する地方自治体から給与は支払われない。しかし、他の地方自治体の契約職員や、民間企業の一員として働くなど、他の場所で働き収入を得ることができる。なお、復職後の勤務先について、所属していた自治体以外の自治体での復職を希望することも可能である。

また、2019 年 8 月 8 日以降、ディスポニビリティにより休職中に何らかの職業に従事していた場合は、最大 5 年間、所属する自治体における昇給や昇格の権利を維持することができる。ただし、ディスポニビリティによる休職中は、年次休暇、病気休暇、出産・育児休暇等その他の休暇を取得することはできない。

イ 配置転換のための準備期間 (PPR)

地方公務員は、健康上の理由から現在の職務に適さないと認められた場合、最長で 1 年間の他の職群の職に就くための準備や資格の取得に充てることができる²¹⁰。この期間は配置転換のための準備期間 (Période de Préparation au Reclassement, 略 PPR) と呼ばれる。

この準備期間中の職員は、その全期間又は一部の期間に、所属する自治体とは別の自治体で働くことができる。また期間中は元の所属自治体及び職種において勤務し続けた場合の給与が支払われる、住居手当や家族手当も支給されるため、受け入れ先の地方自治体は当該職員の雇用にあたり費用を支払う必要がない。

この準備期間は、地方自治体又は CNFPT の会長若しくは CDG の会長が医療委員会 (conseil médical) の意見を受けた時から開始される²¹¹。自治体の他の職員の要請を受けて医療委員会に意見を求める場合もある。

たとえばサン・リファール市の場合、この準備期間に入る職員が出た場合、事務総長が独自に構築した人脈や CNFPT のネットワークに当該職員の情報を書き載せ、当該職員が希望する職種の人員を探している他の自治体とのマッチングを図る²¹²。事務総長の Maiolique Paris 氏曰く、近隣の小規模自治体と職員の配置転換のためのネットワークを作るのはとても難しいが、たとえば、履歴書の書き方を指導したり、職員の新たなモチベーションの発見

²⁰⁹ この場合の研修生とは、外部競争試験に合格したあと、地方自治体に採用され、正規任用されることを待つ初任研修生のこと。

²¹⁰ まずは、当該職員の所属団体が、団体内部で当該職員の健康状態に適すると判断される同じ等級の他の職務に配置する。

²¹¹ 医療委員会 (conseil médical) とは、地方自治体と公設法人の医療に関する諮問機関で、各県に置かれている。地方自治体と公設法人は健康上の問題を抱える職員の配置に関する特定の決定をするにあたり、同委員会に意見を求める義務を負う。

²¹² 2022 年 11 月 25 日にオンラインでヒアリングを実施

を手伝ったり、適切な職業訓練につなげるなど、職員のためのフォローにはいろいろな方法があるとのことだった。

3 職員のための研修制度

フランスでは、自治体職員のニーズや雇用者の期待に応じた研修が行われるように、研修制度については法律により定められており、原則的に、全ての地方公務員が雇用期間中を通じて研修を受ける権利がある。研修には、各職群の身分規程に定められた義務的な研修と、職員又は雇用者のイニシアチブにより実施される任意の研修がある。

(1) 義務的な研修

義務的な研修には、職員として採用辞令を受けた年に正規任用に先立って実施される、自治体職員の職務に必要な知識の取得を目的とした研修と、職への適応と職能レベルの維持のための専門研修（最初の配属の際、責任あるポストに配属された場合、そしてキャリア全体を通じて受ける研修）が含まれる。同じ職種における昇進の適任者に選ばれるためには、現在の職群における義務的な研修の受講を完了しなければならない。

義務的な研修のそれぞれの期間と頻度は、上級管理職と消防隊、コミュン警察を除く全ての職種で同一である。これらはキャリアにおける一定の時期に実施され、就任当初に5日間で実施される初任研修以外は、全て最長でも10日間で実施される。

なお、義務的な研修は全て、地方自治体からの拠出金を財源として運営されているCNFPTが実施している。

(2) 任意の研修

そのほかに、競争試験や専門試験対策の研修、専門家育成のためのより高度な研修などの追加的な研修が、地方公務員と契約職員を対象に実施されている。これらの研修は、職員が職務遂行にあたり必要であると判断される場合にその受講が認められるが、雇用主が課すこともできる。なお職員が研修の受講を希望する場合、雇用主は所轄の労使同数行政委員会に意見を求めない限り、当該職員の研修受講申請を2回続けて拒否することはできない²¹³。なお、これらの研修はCNFPTが実施していない場合、地方自治体は入札手続を経て、自治体の予算で費用を負担して実施することができる。

一方、地方自治体は雇用主として、職員の初任研修、専門的な研修、各試験対策研修などの実施について、研修実施計画を策定する義務を負う。

また、職員にはキャリアを通じて受けた研修が記載される記録簿が渡される。職員はその記載事項の提示により、義務的な研修の受講期間を短縮したり、昇進の際の職能や知識のレベルを証明したりすることができる。

なお、地方公務員には、個人研修口座（Compte personnel de formation, 略 CPF）と呼ばれる、勤務時間数に応じて年単位で獲得される、自己開発のための研修に充てられる時間

²¹³ 労使同数行政委員会は、職員350人以上の地方自治体及び公施設法人ではその内部に、職員350人未満の地方自治体及び公施設法人では所管のCDG内に設置される。

数が権利として認められている。この時間は、任意の研修への参加や、職務に関する自己開発のために自由に利用することができる²¹⁴。

第2節 フランスの地方自治体における人材確保の仕組み及び外部機関の役割

1 地方自治体における人材確保の仕組み

(1) 地方自治体における職員採用及び人材確保の原則

地方自治体には、各年度中に作成及び定期的に更新される人員表 (tableau des effectifs) 又は職業表 (tableau des emplois) と呼ばれるものが存在し、それには、A, B, C のカテゴリー、職群、等級で分類された、空きポストを含む全てのポストが記載されている。採用担当者は上記の表に基づき、空きポスト又は近いうちに空きそうなポストがどこか確認する。上記の表は誰でも無料で閲覧でき、表の内容を変更する場合は、地域社会委員会 (comité social territorial. 略 CST) に意見を求めなければならない²¹⁵。

また、上記の表の確認作業に伴い、コミューン議会 (conseil municipal)、コミューン共同体議会 (conseil communautaire)、公施設法人の理事会 (conseil d'établissement) において、ポストの創出及び変更に係る審議が採択されなければならない。議決には、ポストの等級、新たな採用の理由、実施される職務の内容、報酬のレベルが明記されなければならない。なお、これらに関する書類は全て地方長官庁の適法性監督課 (service de contrôle de légalité de la Préfecture) に提出され、特に、契約職員の雇用あるいは既に雇用されている契約職員の契約更新の妥当性や、当該地方自治体が決定した採用枠、同等の職に就いている国家公務員との平等性 (特に報酬面)、事務総長や事務次長等の職の創設にあたり満たされなければならない人口要件等全ての適法性が審査される。

地方公務員の採用は主に後述する各方法によりなされるが、地方公務員の採用が成功しなかった場合、地方自治体は契約職員の採用をすべく改めて人材募集を行うことができる。新たな職員が決定した際は、地方自治体は上記の人員表、上記の議決、ポストの空席公告を明示しつつ、辞令 (arrêté de nomination) 又は契約を作成する。その後当該職員の関連書類が作成され、地方公務員あるいは地方自治体の契約職員としての権利や義務が与えられる。

²¹⁴ RÉPUBLIQUE FRANÇAISE Website, “Compte personnel de formation (CPF) dans la fonction publique territoriale (FPT)”

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F3040> (最終検索日：2023年1月31日)

²¹⁵ 元々存在していた同数専門委員会 (comité technique paritaire. 略 CTP) が2010年の改革により、専門委員会 (comité technique. 略 CT) と名称が変わった後、2023年1月から地域社会委員会 (comité social territorial. 略 CST) に取って代わられた。各地域社会委員会は、自治体の代表者 (議員) と職員の代表で構成されており、少なくとも年2回、地方公務員管理センター (centre de gestion) や地方自治体内で実施され、地方自治体の組織と運営に係る一般的な問題について話し合う。

(2) 地方公務員志望者に対する採用試験を介した採用

フランスの地方公務員の採用は、一般的に CNFPT や CDG が実施する採用試験（外部競争試験）に合格し、地方公務員として働く者としての有資格名簿にその氏名を登録された者が、自ら地方自治体の求人情報に自分の資格に適合した職を見つけ、その地方自治体の担当者と面接をするという方式で行われている²¹⁶。有資格者名簿に登録されることで、地方自治体に欠員が出た場合又は新たに職が創設された場合にそのポストに就く資格を得ることができる。そのため、採用試験（外部競争試験）に合格しても、自動的にどこかのポストに割り当てられるわけではない。なお、合格後 4 年以内（2 年目に職が見つからない場合は 2 回に限り 1 年間の名簿登録延長が可能）にポストに就けない場合は、有資格者名簿から抹消されることになる。

(3) 地方公務員の異動

ア 地方公務員の異動 (mutation)

地方公務員は、在籍する地方自治体内又は他の地方自治体において、現在と同じ等級及び同じ職群で空きポストがあれば、異動することができる。なお、地方公務員の身分規定に関する 1984 年 1 月 26 日法律第 54 号に基づき、配偶者と職業上の理由で別居している地方公務員、民事連帯契約 (pacte civil de solidarité, Pacs : 異性又は同性のカップルにより共同生活を営むために締結される契約) で結ばれたパートナーと職業上の理由で別居している地方公務員、障害者である公務員からの異動希望は優先的に考慮されなければならない²¹⁷²¹⁸。

他の地方自治体への異動 (外部異動) は、職員の希望により実施され、受け入れ先の地方自治体が決定する。在籍する職員から外部異動の申請があった場合地方自治体はこれを拒否することはできないが、地方自治体は外部異動日の最大 3 か月前までの職員からの事前予告期限を設けることができる²¹⁹。受け入れ先の地方自治体と現在在籍している地方自治体との間に予め合意がない限り、外部異動は、受け入れ先の自治体が現在在籍している地方自治体に当該職員の転籍の決定を通知してから 3 ヶ月後に有効となる。

なお、同一自治体内での異動 (内部異動) は、ポストや部署の変更は、職員の希望によるか、在籍する地方自治体の発案により実施される。

²¹⁶ CNFPT はカテゴリー A+ の外部競争試験、CDG はカテゴリー A、B、C の外部競争試験を実施する。

²¹⁷ Légifrance Website, “Loi n° 84-53 du 26 janvier 1984 portant dispositions statutaires relatives à la fonction publique territoriale (1).”

<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000320434>

(最終検索日 : 2023 年 1 月 26 日)

²¹⁸ RÉPUBLIQUE FRANÇAISE Website, “Pacte civil de solidarité (Pacs)”

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/N144> (最終検索日 : 2023 年 1 月 26 日)

²¹⁹ CDG76 Website, “LE RECRUTEMENT PAR MOBILITÉ (MUTATION, DÉTACHEMENT OU INTÉGRATION DIRECTE)”

<https://www.cdg76.fr/recrutement/recruter-un-fonctionnaire/le-recrutement-par-mobilite-mutation-detachement-integration-directe/> (最終検索日 : 2023 年 1 月 31 日)

たとえば、フランスのコミュンの1つであるサン・リファール市では、ポストに空きが出た場合、まずは空きポストについて公表し、最初に内部、次に外部、という順番で募集をかけ、1つのポストが空いてからまた埋まるまでは最低でも4ヵ月ほどかかるようだった²²⁰。

イ 地方公務員への出向

地方公務員の出向には2種類あり、まず、職員が自ら希望して一時的に所属団体を離れ、別の職に就く出向（*détachement*）がある。出向先は、所属団体あるいは他の地方団体における別の職のほか、国家公務員又は病院公務員の職、公営企業、労働組合、公益事業を行う民間企業、国際機関、地方議員、国会議員や閣僚の職など、1986年1月13日の政令第86-68号に列挙されたものに限られる²²¹。希望する出向先での採用が決まった職員は、所属団体に対して出向の申請を行わなければならない。労働組合代表や閣僚の役職に就く場合など、政令により出向が当然に認められる場合を除いて、その申請が認められるかどうかはあくまでも所属団体の判断にかかっている。当該職員がいなくなることで部局の業務に支障が出ると判断される場合には、所属団体は客観的な理由を示してその者の出向の申請を拒否することができる。

出向中の給与は出向先から支払われる。出向の期間は短期間（最長6ヵ月）あるいは長期間（最長5年）のいずれかであるが、途中で解任される場合もある。出向期間が終了した場合、短期間の出向の場合はその更新は認められず、職員は元の団体に就いていた職に戻らなければならない。これに対し、長期間の出向の場合は5年を超えないことを条件に更新が可能である。

職員が自治体又は他の公務員制度に出向する場合、出向先で就ける職は、当該職のカテゴリーや採用要件が、職員が所属団体に就いているそれと同等のものに限られる。職員での出向先での等級は所属先のそれと同等であり、職員は出向中でも、元々在籍している自治体におけるその者の昇進、昇格及び昇給と年金に関する権利を維持する²²²。また、出向中の職員は、出向先において同等の職にある者と同じ昇進、昇格、昇給に関する権利を有し、それらの実績は出向の終了後にも考慮される。なお自治体や他の公務員制度への長期出向の場合には、受け入れ先は出向期間終了時に当該職員に転籍を提案することができる。しかし、職員は転籍を受け入れずに出向期間の延長を求めることができる。

また、上記の出向とは異なる、現在の所属機関に籍を置いたまま出向先で勤務する出向（*mise à disposition*）も可能である。この制度は、地方公務員の同意の下に、その所属団

²²⁰ 2023年11月25日にヒアリングを行った。

²²¹ 地方公務員の出向に関する条件に関しては、上述の1986年1月13日の政令第86-68号がこれを定めている。なお公務員の権利と義務に関する1983年7月13日法律第83-634号第14条は、国家公務員、地方公務員及び病院公務員にとって、自分が属する制度内での異動、また他の制度への異動は公務員のキャリアの基本的権利として保障されること、そしてある公務員制度から他の2つの公務員制度への異動は、出向あるいは転籍によるものとするを定めている、したがって国家公務員と病院公務員についても、自らの希望によりそれぞれ他の公務員制度に出向することが可能である。

²²² CDG76 Website, “LE RECRUTEMENT PAR MOBILITÉ (MUTATION, DÉTACHEMENT OU INTÉGRATION DIRECTE)”

<https://www.cdg76.fr/recrutement/recruter-un-fonctionnaire/le-recrutement-par-mobilite-mutation-detachement-integration-directe/>（最終検索日：2023年1月31日）

体が他の地方自治体、国の行政機関あるいは国、又は自治体の政策の実施に貢献する非営利団体（私法の規定が適用される団体）と協定を締結して、当該職員を出向させるものである。この場合、職員はその勤務時間の全部あるいは一部を出向先の業務に充てるが、職員の職位は在籍する地方自治体に残り続け、出向先は出向元に当該職員の給与とそれに係る社会保障費を払い戻す。

ウ 地方公務員の転籍 (intégration directe)

地方公務員は、一般的に、所属団体あるいは他の地方自治体の他の職群に、事前の出向を必要とせずに直接転籍することができる²²³。ただし転籍により新たに就く職のカテゴリーと職群の採用要件は、職員の転籍前の職のそれと同等のものでなければならない。

当該職員が希望するポストに転籍できるレベルにあるか否かは、所轄の合同行政委員会に意見を求めた上で、受け入れ側の自治体が判断する。当該職員の転籍後、受け入れ先の自治体は、地方公務員管理センターに当該職員の受入を決定するアレテを送付する必要がある²²⁴。雇用主は、当該職員が転籍することで部局の業務に支障が出ると客観的に判断される場合にしか転籍を拒否することはできないが、当該職員が実際に別の団体に移るまでに3か月の期間を求めることはできる²²⁵。

なお、転籍は自治体が新たに創設する職又は空席ポストがある場合に限られる。また、地方公務員は、国家公務員制度及び病院公務員制度における職団 (corps d'emploi) に転籍することも可能である²²⁶。

(4) 採用試験によらない地方公務員としての直接雇用

公務員資格のない者が、例外的に採用試験（外部競争試験）を経ずに地方公務員として採用される場合がある。地方自治体においては、主に下記の場合にそれが認められている。

- ① カテゴリーCで等級が1級のポストへの採用。受付及び秘書等の職務を担う事務補佐、手作業又は技術作業を担う技術補佐、車両の運転を担当する技術補佐を含む。
- ② 2006年に導入された制度である「PACTE (Parcours d'accès aux carrières de la fonction publique territoriale, hospitalière et de l'État)」での採用。この制度は、28歳以下のほとんどあるいは全く資格のない者、及び45歳以上の長期失業者で積極的連帯所得手当や成人障害者手当等特定の手当を受給している者を対象として、新規就労を促す制度である。この制度の一環で採用される者は、自治体と1年あるいは2年の期限付き雇用契約を結び、研修機関での講義と行政の場での実務研修を交互に受け、資格や免状の取得を目指す。契約期間中は、21歳未満の場合通常の地方公務員の最低給与額の55%以上、21歳以上の場合、70%以上の報酬を受け取ることができる。PACTE契約で採用された職員は、期限付き雇用契約期間の終了時に資格等を取得でき、職種適性

²²³ 医師など、職の遂行に特定の資格を有することが求められる職は除く。

²²⁴ 同上

²²⁵ CDG19 Website, "L'INTÉGRATION DIRECTE"

https://cdg19.fr/grh_mobilite_integration_directe.php (最終検索日: 2023年1月31日)

²²⁶ 職団 (corps d'emploi) は、地方公務員制度でいう職群と同義

があると判断される場合には、地方公務員の資格を持つ職員として採用されることとなる。

(5) 契約職員（地方公務員の資格を持たない職員）の活用

契約職員は採用試験（外部競争試験）を経ずに採用され、基本的には、契約内容に明示されている場合を除き、地方公務員の資格を持つ職員には変わらない。

後述する報告書「地方公務員の職の魅力（L'attractivité de la fonction publique territoriale）」によれば、現在契約職員が大変増えており、全国レベルでは地方自治体の職員の25%程度が契約職員である。契約職員の身分規程もかなりはっきりと明記されており、地方公務員と全く変わらない正当性（レジティマシー）と権利を持つようになっている。

ア 契約期間

育児休暇や病気休暇等による職員の一時的な不在の場合の契約職員は、一定期間ごとに締結され、明確な決定に基づき、職員の不在中は更新され得る。

また、法律上直ちに補充できないポストを埋める場合の契約職員は、1年以内の期間で契約締結されるが、最初の1年間で終了した時点で、公務員の採用がうまくいかなかった場合、合計2年間まで延長することができる。

また、ある職務を遂行するとされる職群が存在しない場合、カテゴリーAのポストについては部局のニーズ上あるいは業務の性格上契約職員の採用が必要な場合、人口1,000人未満のコミューンあるいはコミューン間広域行政組織において労働時間が地方公務員の資格を持つ職員のその半分以上を超えない常勤・非正規のポストを埋める場合、人口が1,000人未満のコミューンあるいはコミューン間広域行政組織において役場事務長（secrétaire de mairie）の常任ポストを埋める場合、又は人口2,000人未満のコミューン及び人口1万人未満のコミューン間広域行政組織において公共サービスの創設、範囲変更、廃止に伴い創設又は廃止される常設ポストを埋める場合の契約職員は、最長3年の有期契約で雇用され、合計6年間まで延長することができ、さらにこの6年間で終了した場合は無期限で契約更新することができる。

イ 契約職員に対する報酬・休暇制度・キャリアアップ制度

契約職員に支給される住居手当と家族手当は、同等の地位にある公務員と同じ規則に従って定められている。また、給与については、公務員の基本給、賃金及び手当に関する指標の1つに基づいて定められなければならない。さらに、無期限雇用の契約職員の報酬は、その人事評価結果に照らして、少なくとも3年ごとに見直される。

また、地方公務員の資格を持つ職員と同様に、契約職員にも有給休暇（病気休暇など）又は無給休暇（自己都合による休暇など）を取得する権利がある。

一方、契約職員は地方公務員の資格を持つ職員と同様のキャリアアップシステムは享受できない。

2 人材確保における外部機関の役割及び外部制度

(1) 全国地方公務員センター (CNFPT)

CNFPTは、地方公務員の職業研修を行う行政的性格を有する公施設法人である。各自治体からの拠出金をその財源とするほか、その理事会は同数の自治体の代表者と公務員の代表（組合代表）で構成される。

主に地方公務員に対する研修の実施を担っている。しかし、地方公務員の職や専門知識に関するモニタリング、地方公務員の職務経験の認定手続（認定されれば、外部競争試験への参加や義務的な研修受講の免除に必要な免状や資格の取得と同等と認められる）、採用後に身に着けた経験の認定（validation des acquis de l'expérience. 略 VAE）、見習い制度（apprentissage）の発展のための活動等も行っている。

また、カテゴリA+の地方公務員に対しては、各採用試験（外部競争試験）や専門試験の開催、全国的な求人情報の管理及び職の創設と空席に関する公告、一時的に職を失った者の給与補償、現在の職務に適さない地方公務員の再配置等も行っている²²⁷。

さらに、CNFPTの側から地方に赴いて研修を実施したり、後述する役場事務長（secrétaire de mairie）のために法的資料を閲覧したりそれらの資料について質問できるウェブサイトを構築するなど、遠方の小規模自治体に所属する地方公務員の移動の負担を減らしたり、小規模自治体同士のネットワークの構築をサポートするような取組も行っている²²⁸。

(2) 地方公務員管理センター (CDG)

CDGは各地域の地方自治体が共同で運営している公施設法人で、地方自治体の採用や人事異動、地方自治体の発展に参画することを目的としている。この役割は地方自治体内部の昇進等にも及ぶため、地方自治体は必ずしも内部で空いているポストに自由な裁量で職員を配置できるわけでない。2010年1月1日以降、地方公務員に関するほぼ全ての採用試験

（外部競争試験）や専門的な試験（カテゴリA+である、上級行政職、自治体主任エンジニア、地域遺産学芸員、公立図書館長の競争試験を除く）の実施を担っている。また、地方自治体の運営における多くの分野において、地方自治体にアドバイスを رفتたり、アドバイザーとして人材を派遣している。

採用面での支援として、まず、ジョブデーティング（Job dating）というイベントを実施している。これは、おもに見本市会場や市役所内などにブースを設置し、雇用主側が各候補者と基本的に1対1で面談し、仕事内容等について説明を行う機会を設けるといものである。

²²⁷ Vie publique Website, “Qu'est-ce que le Centre national de la fonction publique territoriale (CNFPT) ?” <https://www.vie-publique.fr/fiches/20190-le-centre-national-de-la-fonction-publique-territoriale-cnfpt>（最終検索日：2023年1月19日）

²²⁸ la gazette Website, “CNFPT : développer des formations de proximité au bénéfice des petites collectivités locales” <https://www.lagazettedescommunes.com/141451/cnfpt-developper-des-formations-de-proximite-au-benefice-des-petites-collectivites-locales/>（最終検索日：2023年2月3日）

また、CDG は求人・求職者情報提供機関 (bourse de l'emploi、直訳で「雇用取引所」の意) としての役割を担う。地方自治体の雇用主は、地方自治体や公共施設において新たに作られたポストや空きポストについて、そのポストを埋めるために新たな求人を必要とするか否かに関わらず、CDG に通知しなければならない。これらの情報は「emploi-territorial.fr」というサイトに全て掲載され、誰でもアクセスすることができる。このサイト上に応募者が自分のプロフィールを登録し、地方自治体の雇用主に向けてアピールすることもできる。また、CDG が自治体の代わりにインターネット上で履歴書を集め、自治体のニーズに合致した候補者と自治体の採用者をつなぐことなども行っている。

また、休職中の職員の補充や一時的に業務量が増え増員が必要になった自治体のために、CDG が自治体の代わりに、臨時職員の確保を行う。これは「短期ミッションサービス (service Mission temporaire)」と呼ばれ、CDG は、臨時職員募集から、雇用前の社会保障機関への申告、給与計算、在籍中の研修、契約終了の手續までを担う。臨時職員となり得る者は、自治体における職務経験において優れた実績がある人材、外部競争試験合格者のうち永続的に在籍できるポストが空くのを待っている人材、一時的に職に就いていない地方公務員、職業訓練中の研修生など、将来永続的に地方公務員として働く可能性のある者である。また、休職中の地方公務員もこの場合の臨時職員となり得る。

なお、地方自治体は必ずしも CDG に加盟する必要はないが、正規の地方公務員及びフルタイムで働く研修生の合計数が 350 人未満のコミューンと公施設法人は、その自治体が属する地域を管轄する CDG に加盟する必要がある^{229 230}。

²²⁹ FNCDG (Fédération Nationale des Centre de Gestion de la Fonction Publique Territoriale) Website, “Centre de Gestion”

<https://fncdg.com/centre-de-gestion/> (最終検索日：2023 年 1 月 19 日)

²³⁰ ここでいう研修生とは、採用後に正規任用前の研修を行っている者のことを指す。

第7章 地方財政

第1節 地方財政の概況

1 地方財政の重要性

2021年度²³¹決算（図表7-1、地方財政の状況）を例にとってみると、フランス地方自治体の歳出規模は約2,510億ユーロにのぼり、国の歳出規模約5,666億ユーロの44%になっている。2021年国民経済計算の地方行政部門でみると、その支出規模は国内総生産（produit intérieur brut. 略PIB）の10.03%に相当するなど、地方政府の支出は国民経済上、大きな役割を担っている。

（図表7-1）地方財政の状況（2021年度決算）²³²

（単位：10億ユーロ）

	総計	構成比 (%)	コミュニ ン	コミュニ ン間広域 行政組織 ²³³	県	州
歳出合計	251.07	100	100.38	40.41	72.74	37.54
経常部門支出	179.28	71.40	71.51	27.38	57.83	22.56
うち人件費	66.46	26.47	39.39	10.46	12.34	4.28
利子償還	3.09	1.23	1.43	0.52	0.58	0.56
移転支出	71.42	28.44	10.24	7.80	40.42	12.96
投資部門支出	57.43	22.87	22.50	10.32	11.39	13.23
うち元本償還	14.35	5.71	6.37	2.71	3.52	1.75
歳入合計	256.08	100	102.44	41.25	74.68	37.71
租税収入	149.18	58.25	56.56	18.42	51.55	22.64
非租税収入	106.9	41.75	45.88	22.83	23.13	15.07
うち交付金等	36.90	14.40	14.92	9.55	10.21	2.21
地方債	16.32	6.37	6.43	2.94	2.89	4.06
地方債残高	157.70		64.84	28.16	31.78	32.93

²³¹ フランスの予算年度は1月1日から12月31日までである。

²³² Les collectivités locales en chiffres 2022 フランス内務省地方自治体総局

²³³ コミュン間広域行政組織とはメトロポール、大都市共同体、都市圏共同体、コミューン共同体を指す。

2 地方財政の歳出・歳入規模の推移

(1) 地方歳出

地方自治体の収支は経常部門 (*section de fonctionnement*) と投資部門 (*section d'investissement*) に分かれる。これらは相互に全く独立したものではなく、経常部門収入の一部は投資部門の財源に繰り入れられる。歳出では、地方自治体の歳出 (地方歳出) の 71.40%が経常部門支出、22.87%が建設改良の投資支出、うち 5.71%が地方債の元本償還 (以下この章において後二者を合わせて「投資部門支出」という。) である。人件費は、経常部門支出の中で他の費用よりも増加率が高く、また投資部門支出は 2017 年以降特に増えている。公債費に関しては、元本償還費がここ数年増加してきている。全体的にみると地方歳出は、2021 年度は前年度比 2.9%増、2020 年度は前年度比 1.1%減で推移している。

(2) 地方歳入

地方自治体の歳入 (地方歳入) は、地方税、交付金等の移転収入、地方債、諸収入等から構成される。地方自治体の租税収入合計は、2021 年は前年と比べ、4.1%上昇した。住居税の段階的な廃止と企業付加価値負担金 (CVAE) の引下げにより、地方直接税の収入が減少したため、減少分を補填するために国から地方へ付加価値税 (TVA) の一部を移譲した。地方税の国の税収に対する比率は、約 50%程度である。地方債収入は 2018 年度以降増加傾向だったが、2021 年度は 2020 年度と比べると 11.2%減少した。

第 2 節 地方自治体の歳出 (地方歳出)

1 経常部門支出

経常部門支出 (*dépenses de fonctionnement*) は、人件費、財・サービスの購入、移転支出、負債に係る利子払いの 4 つの性質別項目に大別される。

(1) 人件費 (*frais de personnel*)

地方自治体の人件費であり、短期的に削減ができない経常経費である。人件費は 2021 年度には経常部門支出の約 4 分の 1 を占めている。

(2) 財・サービスの購入費 (*achats et charges externes*)

財・サービスの購入は、主に地方自治体が行政活動を日々行うために必要な需要品・サービスの購入であり、例えば消耗品費、印刷費、通信費等がある。

(3) 移転支出 (*dépenses d'intervention*)

様々な団体への補助金等の支出が含まれる。行政分野としては、例えば保健・社会福祉事業、教育施設の維持管理、職業教育訓練、文化・スポーツ事業、経済活動等が挙げられる。いくつかの義務的な支出も法令で定められている。2021 年度における移転支出額は 714.2

億ユーロにのぼり、経常部門支出全体の 28.44%に相当する。

(4) 利子の支払い (*charges financières*)

利子支払いは経常部門に計上され、元本償還は投資部門に計上される。2021 年度における利子支払い額は 30.9 億ユーロにのぼり、経常部門支出全体の 1.23%に相当する。

2 投資部門支出

投資部門支出は、施設設備の整備費（狭義の「投資支出」(*dépenses d'investissement*)）と、地方債に係る元本償還費 (*remboursements de dette*) の 2 つに大別される。

(1) 投資支出 (狭義)

地方自治体の狭義の投資支出は、建設設備投資の直接投資と補助金支出による間接投資という 2 つの部分に分けられる。2021 年度における直接投資支出は、574.3 億ユーロに上り、その内訳には、都市整備（道路、都市施設、上下水道等）、農村整備、一般サービス施設（行政庁舎等）、教育施設等がある。

(2) 地方債に係る元本償還費

元本の償還費は投資部門に計上される。2021 年度の地方歳出全体に占める割合は 5.71%、金額にして 143.5 億ユーロ、利払いと合わせて 174.4 億ユーロになり、歳出全体の約 6.9% に当たる。

第 3 節 地方自治体の歳入 (地方歳入)

1 地方歳入の構造

収入も支出と同様に経常部門と投資部門に分けられ、経常部門収入には、地方税収入、移転収入（経常費総合交付金等の交付金等）、諸収入（事業収入、財産収入等）があり、投資部門収入には、移転収入（農村建設整備交付金等の交付金、他の地方自治体からの補助金等）、地方債収入、経常部門からの繰入金がある。2021 年度の地方歳入を見ると、最も多いのが税収入（58.3%）で、移転収入（27.1%）がこれに続く。

(図表7-2) 地方自治体の歳入構造²³⁴
(2021年度決算)(単位:10億ユーロ、%)

区 分	金 額	構成比
税収入	149.18	58.3
移転収入	69.47	27.1
地方債	16.32	6.4
その他	21.11	8.2
合計	256.08	100

2 地方税

(1) 地方税制度の特色

フランスの地方税制度の特色は、以下の4点である。

- ① フランスでは、わが国の地方税法のように地方税について独立して総合的に定めた法律は存在せず、租税法典 (Code général des impôts) が国税とともに地方税についても規定している。
- ② 第五共和国憲法第34条の規定により、「全ての性質の租税の基礎、料率及び徴収の態様」が法律事項とされ、租税法律主義が日本より厳しく、日本の法定外普通税のような制度は存在しない。
- ③ 徴税事務は、ごく一部の例外を除いて、国税徴収機関が地方自治体に代わって行う。
- ④ 地方税は、地方自治体の議会の議決した税率に基づいて国税徴収機関が徴収するが、未収金等は国によって地方自治体に補填される。

(2) 地方税の種類及び区分

フランスで、地方税について一般的になされる分類は、次のとおりである。

- ① コミューン税 (一部、コミューン間広域行政組織が直接に賦課するものもあり)、県税、州税
- ② 直接税、間接税
- ③ 義務税、任意税…賦課徴収が義務付けられているか否かによる区分
- ④ 付加税、独立税…賦課徴収を他の税に付加して行うか否かによる区分

(3) 地方税収入の状況

ア 課税主体別税収入

2021年度において、地方自治体の全租税収入額のうち53.3%がコミューン及びコミューン間広域行政組織、30.7%が県、15.8%が州となっている。

²³⁴ Les collectivités locales en chiffres 2022 フランス内務省地方自治体総局

イ 主要直接4税

2021年の地方税全収入額に占める地方直接税の比率は約41.6%であり、そのうち主要直接4税（既建築固定資産税、非建築固定資産税、住居税及び国土経済拠出金）の比率は約34.78%である。主要直接4税の中で既建築固定資産税（62.64%）及び国土経済拠出金（30.1%）が約92.74%を占める。コミューン及びコミューン間広域行政組織の税収のうち、主要直接4税が占める割合は60.55%となっている。

2021年度時点では主要直接4税である住居税が存在していたが、自宅を対象とする住居税については2023年1月1日時点で既に廃止されており、セカンドハウスや別荘に対しての課税は継続されている。

ウ 科目別収入

2021年の税目別収入状況をみると、最も多いのが既建築固定資産税（21.79%）、次いで国土経済拠出金（10.48%）である。

地方税収の構造については図表7-3を、地方税の一覧については図表7-4を、それぞれ参照されたい。

（図表7-3）地方税収の構造（2021年、単位：100万ユーロ）

税の種類	コミューン・コミューン間広域行政組織	県	州	合計	構成比 (%)
主要直接4税	50,894	3,823	32	54,749	34.78
既建築固定資産税	34,299	-	-	34,299	21.79
非建築固定資産税	1,116	-	-	1,116	0.71
住居税	2,841	-	-	2,841	1.8
国土経済拠出金	12,638	3,823	32	16,493	10.48
その他	33,156	44,561	24,941	102,658	65.22
合計	84,050	48,384	24,973	157,407	100

(図表 7-4) フランス地方税一覧 (2021 年) ²³⁵

区 分	コミュニ ン及び広 域行政組 織	県	州
<直接税>			
既建築固定資産税 (TFPB)	○		
非建築固定資産税 (TFPNB)	○		
住居税 (TH)	○		
企業不動産負担金 (CFE)	○		
企業付加価値負担金 (CVAE)	○	○	○
ネットワーク型企业定額 (IFER)	○	○	○
商業面積税 (TASCOM)	○		
家庭廃棄物収集税 (TEOM)	○		
<その他の間接税等>			
付加価値税の税源移譲 (fraction de TVA)	○	○	○
不動産有償譲渡税 (DMTO)	○	○	○
交通負担金 (versement mobilité)	○		
地域整備税 (taxe d'aménagement)	○	○	○
保険契約税 (TSCA)	○	○	○
車両登録税 (certificats d'immatriculation)			○
電気税 (TCFE)	○	○	○
石油製品国内消費税 (TICPE)	○	○	○
滞在税 (taxe de séjour)	○	○	○
海外領土関税 (Corse et outre-mer)	○	○	○
研修・職業訓練税 (recettes liées à l'apprentissage et à la formation professionnelle)		○	○
その他税	○	○	○

²³⁵ Les collectivités locales en chiffres 2022 フランス内務省地方自治体総局 HP[<https://www.collectivites-locales.gouv.fr/finances-locales/liste-des-taxes-et-impots-directs-locaux>] (最終検索日 2023 年 12 月 19 日)

(4) 主要直接 4 税

既建築固定資産税 (taxe foncière sur les propriétés bâties. 略 TFPB)、非建築固定資産税 (taxe foncière sur les propriétés non bâties. 略 TFPNB)、住居税 (taxe d'habitation. 略 TH) の3つは主要直接 3 税と呼ばれていたが、住居税については 2018 年度の課税から 3 年計画で段階的に廃止され、2023 年 1 月 1 日から自宅を課税対象とする住居税 (taxe d'habitation sur les résidences principales. 略 THRP) が完全に廃止となった。別荘などのセカンドハウスに対する住居税 (taxe d'habitation sur les résidences secondaires. 略 THRS) は存続している。住居税の段階的廃止に伴い、企業不動産税 (cotisation foncière des entreprises. 略 CFE) 及び企業付加価値税 (cotisation sur la valeur ajoutée des entreprises. 略 CVAE) を合わせた国土経済拠出金 (contribution économique territoriale. 略 CET) を加えた 4 税が主要な直接税となった。

ア 既建築固定資産税 (taxe foncière sur les propriétés bâties. 略 TFPB) ²³⁶

(ア) 納税義務者

毎年 1 月 1 日時点の不動産の所有者又は使用者であり、課税客体が賃貸されている場合でも支払う。

(イ) 課税客体

課税客体は、建築物及びその用に供される土地であり、具体的な例としては家屋やアパート、商業用又は工業用の建物及び敷地 (格納庫、作業場、貯蔵庫など)、駐車場などが挙げられる。

(ウ) 課税標準

既建築固定資産税は、課税年度の 1 月 1 日の状況に基づいて、1 年を通じて課税される。したがって、売買等により土地や家屋の所有者が変更になっていても、1 月 1 日時点での所有者に対し、既建築固定資産税が課されることになる。既建築固定資産税の計算方法は、「既建築固定資産税の課税標準となる賃貸価格」と「地方自治体によって決定された税率」を適用している。

「既建築固定資産税の課税標準となる賃貸価格」は「地籍上の賃貸価格」を基に計算される。「地籍上の賃貸価格」は、当該不動産が賃貸された場合に発生する年間賃料の理論的な水準を示すものである。これは、既建築固定資産税をはじめ、後述する非建築固定資産税や国土経済拠出金を計算する際に使用される基準の一つである。

「地籍上の賃貸価格」は、居住面積の増加、大規模な工事、設備の増設 (車庫、プール、ベランダ等) 又は建設などにより改定されるが、非建築固定資産については 1961 年、既建築固定資産については 1970 年 (海外県については 1975 年) を最後に改定が行われていないため、現在の市場価格から大きく乖離しているケースが多い。こうした問題を是正するため、1980 年代に「地籍上の賃貸価格」の部分的な更新が行われ、1990 年 7 月 30

²³⁶ Ministère de l'économie des finances et de la souveraineté industrielle et numérique, HP[<https://www.economie.gouv.fr/particuliers/taxe-fonciere-bati-calcul-reductions#:~:text=la%20base%20d%27imposition%20de,actualisé%20et%20revalorisé%20chaque%20année.>] (最終検索日 2023 年 12 月 31 日)

日法律²³⁷において改定を試みたが、多くの問題があり、この改定は実現されなかった。一方で、「地籍上の賃貸価格」の見直しの必要性は強く認識されており、2017年1月1日に商業用施設の賃貸価格の見直しが施行された²³⁸。この見直しは住居用の建物には適用されていないため、住宅用の建物の賃貸価格の見直しについては、現在も試行錯誤が続けられている。

既建築固定資産税では、1970年に評価された「地籍上の賃貸価格」に再評価係数を乗じて算出した賃貸価格を半分にしたものが、「既建築固定資産税の課税標準となる賃貸価格」である。再評価係数は国が決めており、全国一律の割合（2021年時点7.1%）であるため、コミューン間で評価の歪みが生じ、納税者間に大きな不平等が生じている。

(エ) 減免措置

既建築固定資産税は全額又は一部免除されるケースがいくつかあり、これらの免除は所有者の年齢や収入、所有する不動産の種類によって異なる。

a 所有者に係る条件

所有者に関する条件で、以下の2つの条件のうちいずれかを満たすこと。

- 高齢者年金、障害者控除等のいずれかを受給している。
- 課税年度の1月1日時点で75歳以上である。

また、所得に関して以下の条件を満たしていること。

- 納税通知書に記載されている基準納税所得が、一般税法第1417-I条に定める額を下回っている。

b 2年間の一時的な免除

新築、改築、増築の場合、完成後2年間は既建築固定資産税が原則として免除される。免除される期間は、建物完成後の1月1日から適用される。

c 省エネルギー対策に係る固定資産税の3年間の臨時的な免除

省エネルギー対策に係る工事を行った場合、既建築固定資産税の全額又は一部を3年間免除することを地方自治体が決定する場合がある。対象となる住宅の条件は、1989年1月1日以前に完成した住宅であることに加え、支出額が下記のどちらかの条件を満たしていることである。

- 免除が適用される最初の年の前年に、1物件につき省エネルギー対策に係る工事に1万ユーロを支払った場合
- 免除が適用される年の前の3年間で1物件につき省エネルギー対策に係る工事に1万5,000ユーロ支払った場合

d 自動的な減免

所有者が、課税年度の1月1日時点で65歳以上75歳未満であり、課税所得が一般税法第1417-I条で定められた所得制限を超えない場合、自宅の既建築固定資産税が

²³⁷ loi du 30 juillet 1990

²³⁸ 一般税法 (Code général des impôts) 第1498条

100 ユーロ減額される。また、老人ホームに住んでいる所有者で居住していた自宅が空き家のままであれば、この減免措置を受けることができる。

e 所得に応じた既建築固定資産税の上限の設定

所有者の所得に応じて、自宅の既建築固定資産税に上限を設ける仕組みがある。上限の適用を受けるには、所得が一般税法第 1417-II 条で定められた所得上限を超えないことが必要である。

f 空き家に対する既建築固定資産税の減免措置

既建築固定資産税が減免される場合は他にもあり、以下のような未入居の住宅が対象とされる。

- 賃貸用の空き家
- 工場兼自宅や商店兼自宅などといった工業用又は商業用に使用され、既建築固定資産税の納税義務者が居住していた空き家

少なくとも 3 ヶ月間空き家でなければならず、減免は月ごとに計算される。

この減免措置は自動的に付与されるものではなく、不動産が所在する税務署に申請する必要がある。この申請は、3 ヶ月以上未使用であった年の翌年の 12 月 31 日までに行わなければならない。

イ 非建築固定資産税 (taxe foncière sur les propriétés non bâties. 略 TFPNB) ²³⁹

(ア) 納税義務者

毎年 1 月 1 日時点の課税客体の所有者又は使用者が支払う。

(イ) 課税客体

課税客体は未開発の土地であり、具体的には以下のものが挙げられる²⁴⁰。

- 農業用の土地及び温室
- 採石場、鉱山、泥炭地
- 池、塩田、塩湿地
- 建築物、農村の建物及び庭の外構にある土地
- 鉄道用地
- ゴルフ場（建物がない）など

(ウ) 課税標準

非建築固定資産税の課税標準は納税通知書に記載されており、「地籍上の賃貸価格」からその 20% を差し引いた額が課税標準である。地籍上の賃貸価格は、非建築固定資産については、1961 年の賃貸価格のデータに基づき算出されているため、前で述べた既建築固定資産税と同様、評価額が低く抑えられている。

非建築固定資産税では、地方農業商工会議所のために課される税金が加算される。この加算税は、非建築固定資産税と同じ納税通知書に記載される。

²³⁹ Ministère de l'économie des finances et de la souveraineté industrielle et numérique)
HP[<https://www.economie.gouv.fr/entreprises/taxe-fonciere-non-bati-calcul-reductions>] (最終検索日 2023 年 12 月 31 日)

²⁴⁰ 一般税法 (Code général des impôts) 第 1393 条

(エ) 減免措置

一部の未開発の土地に対する固定資産には、以下の免税措置が適用される。

a 恒久的な免除

主に土地、牧草地、果樹園、ブドウ園、森林、湿地帯、湖、沼地、池、庭園に分類される農業用の不動産は、課税額から最大 20%が減免される。以下の不動産も恒久的な免税の対象となる²⁴¹。

- 特定の公共財産（国道、県道、河川など）
- 国、地方自治体、公的な科学・教育・福祉施設が所有する不動産で、公共サービスのために使用され、収益を生まないもの
- 戦争退役軍人や障害者労働者の団体、協会、組織などの特定の団体に属する土地
- 公共サービスのために使用され、収益を生まない主要な港に属する不動産
- 既建築固定資産税の課税対象となる土地

b 一時的な免除²⁴²

自動的に一時的免除が適用されるのは、林地又は森林地帯（10年以上 50年以下の免除）、ナチュラ 2000²⁴³に位置する土地（5年間の免除、更新可能）、湿地帯に位置する未開発の土地（5年間、50%の免除）²⁴⁴である。

地方自治体の決定により、非建築固定資産税の全額免除を一時的に受けられるものは、以下のとおりである。

- 果樹園、ブドウの農園（8年間免除）²⁴⁵
- クルミの木が植えられている土地（8年間免除）²⁴⁶
- トリュフの木が植えられている土地（2004年以前に植えられた場合は 15年間、2004年以降に植えられた場合は 50年間）²⁴⁷
- オリーブの木が植えられている土地²⁴⁸
- 有機農業用地（5年間）

c 特定の所有者に対する免除

特定の所有者は、一定の条件下で非建築固定資産税の減免を受けることができる。これは特に以下の場合に適用される。

- 就農経験が短い農業者²⁴⁹
- 悪天候による所有地の一部消失、立木や作物の損失又は伝染病による家畜の疾病などの事態により損害を被った農業者

²⁴¹ 一般税法（Code général des impôts）第 1394 条

²⁴² 一般税法（Code général des impôts）第 1395 条

²⁴³ 欧州の生物多様性を保全するため、1992 年生息地指令に基づいて設けられた EU の自然保護区のネットワーク, HP[<https://www.natura2000.fr>]（最終検索日 2023 年 12 月 31 日）

²⁴⁴ 一般税法（Code général des impôts）第 1395 条 B bis

²⁴⁵ 一般税法（Code général des impôts）第 1395 条 A bis

²⁴⁶ 一般税法（Code général des impôts）第 1395 条 A

²⁴⁷ 一般税法（Code général des impôts）第 1395 条 B

²⁴⁸ 一般税法（Code général des impôts）第 1394 条 C

²⁴⁹ 一般税法（Code général des impôts）第 1647-00 bis

- 牧場、牧草地、放牧場、荒地に分類される土地の所有者

ウ セカンドハウスに対する住居税

(taxe d'habitation sur les résidences secondaires. 略 THRS)²⁵⁰

(ア) 納税義務者

課税年度の1月1日の状況に基づいて、セカンドハウスの居住者に対し、年間を通して課税される。

(イ) 課税客体

家具付き物件とその外構（ガレージなど）に適用される。

(ウ) 課税標準

セカンドハウスとその外構の地籍価格に基づいて、地方自治体が決定した税率を適用して計算される。地籍価格は、消費者物価指数の変動に合わせて毎年調整される。税率は、コミューン議会の議決で決定され、前年度の県内の全てのコミューンの平均税率の2.5倍又は前年度の全国平均税率の2.5倍のいずれか高いものを超えてはならない。

セカンドハウスに対する住居税の税率を高く設定することができるコミューンがデクレで定められており、①市街化区域内に位置し、人口5万人以上の規模の都市であり、住宅需給の不均衡があるコミューン、②本宅として使用されていない住宅の割合が高いコミューンである。各コミューンは議会でセカンドハウスに対する住居税の税率を議決する。また、これらのコミューンでは空き家税（taxe sur les logements vacants. 略 TLV）²⁵¹も適用される。

(エ) 減免措置

長期的なケアセンターや老人ホームなどの施設に入居するために主となる住居を離れる場合、セカンドハウスに対する住居税が免除される。また、農村活性化地域（zones de revitalisation rurales. 略 ZRR）²⁵²では、家具付き観光宿泊施設に分類される施設のセカンドハウスに対する住居税の支払いは免除される。

エ 国土経済拠出金（contribution économique territoriale. 略 CET）

企業負担の地方税として、国土経済拠出金²⁵³があり、事業所が使用する不動産の評価額を課税対象とする企業不動産負担金（cotisation foncière des entreprises. 略 CFE）と事業所が生み出す付加価値を課税対象とする企業付加価値負担金（cotisation sur la valeur ajoutée des entreprises. 略 CVAE）の2つから構成されている。

²⁵⁰ Service Public française, Taxe d'habitation sur les résidences secondaires,HP[<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F42>]（最終検索日 2024年1月24日）

²⁵¹ 空き家税とは、居住用の空き家を少なくとも1年間所有している所有者又は使用権者に課される税である。

²⁵² 1995年2月4日に制定された「地域の管理・開発のための指針」（Loi d'orientation pour l'aménagement et le développement du territoire）によって創設された社会的、経済的に弱いコミューンのグループである。企業のための公式行政情報サイト（le site officiel d'information administrative pour les entreprises）

HP[<https://entreprendre.service-public.fr/vosdroits/F31139>]（最終検索日 2023年12月31日）

²⁵³ 一般税法（Code général des impôts）第1447条、第1478条

(ア) 企業不動産負担金 (cotisation foncière des entreprises. 略 CFE)

企業不動産負担金は、自営業を営む全ての企業及び個人が納める地方税である。

企業不動産負担金には、商工会議所 (chambres de commerce et d'industrie. 略 CCI) 及び手工業会議所 (chambres de métiers et de l'artisanat. 略 CMA) の資金調達のための追加税が存在する。この追加税は、例外を除き、全ての企業不動産負担金納税者が支払う必要がある。

a 納税義務者

企業不動産負担金は、法的地位や活動、税制に関係なく、課税年度の1月1日にフランスで自営業を営む企業及び個人が支払う。

b 課税標準

課税標準は、N-2年に企業が使用した不動産の賃貸価格である。例えば、2023年の企業不動産負担金を計算するためには、2021年に使用した不動産の賃貸価格を考慮する必要がある。

企業不動産負担金の金額は、課税標準額とコミューン又はコミューン間広域行政組織が決定する税率との積で算出される。税率はコミューン議会の議決によって決まり、コミューンの前年度の全国平均税率の2倍を超えてはならないことになっている。

また、企業不動産負担金の追加税は、企業不動産負担金の課税標準に基づいて決定し、その税率は各地域の商工会議所が毎年決定する税率となっている。

c 減額

企業不動産負担金の課税標準額は、特に以下のような場合に減額される。

- 産業施設の場合、30%減額される。
- 特定の季節に営業しているレストランやカフェなどの場合、活動休止期間の長さに比例して減額する。
- 従業員3人以下の事業者の場合、従業員の数の増加に応じて減額する。
- 事業所がコルスにある場合、減額する。

また、事業者が敷地を所有していない場合又は企業が使用した不動産の賃貸価格が非常に低い場合、最低基準額が課税標準額となる。この最低基準額は、N-2年における売上高に基づいて、コミューン又はコミューン間広域行政組織が定め、毎年改定されている。最低基準額の下限は237ユーロで、企業の売上高に応じて、各売上高の区分に示された最高額まで、最低基準額を自由に引き上げることができる。最低基準額はこの範囲内で自由に設定でき、定められた範囲内の金額を超えることはできない。

(図表 7 - 5) 企業不動産負担金の最低基準額の区分²⁵⁴

N-2年における売上高	最低基準額
10,000€以下	237～565 €
10,000€超 32,600€以下	237～1,130 €
32,600€超 100,000€以下	237～2,374 €
100,000€超 250,000€以下	237～3,957 €
250,000€超 500,000€以下	237～5,652 €
500,000€超	237～7,349 €

d 免除

免除の対象となる事業があり、これらの免除には恒久的なものの一時的なものがある²⁵⁵。免除は、法律でリストアップされた組織及び個人（特定の職業及び特定の事業所）に適用される。また、特定の経済活動分野や特定の職業を優遇するために、地方自治体が決定した場合には、任意かつ一時的な免税も可能である。

また、2019年1月1日以降、売上又は収益が5,000ユーロ未満の単一事業者は免除されている。新規に設立された事業は、設立年度の開始日にかかわらず、設立年度の企業不動産負担金の対象とはならない。

(イ) 企業付加価値負担金 (cotisation sur la valeur ajoutée des entreprises. 略 CVAE)

2023年の財政法²⁵⁶では、2年かけて企業付加価値負担金を廃止することが規定されており、第一段階となる2023年には企業付加価値負担金を半減させるため、全ての企業付加価値負担金の税率が半減される。

a 納税義務者

会社又は個人事業主が以下の2つの条件を満たす場合、企業付加価値負担金を支払わなければならない。

- 事業が企業不動産負担金の課税の対象となる活動である場合。専門職及び自営業の活動がフランス国内で定期的に行われており、家具付き物件を賃貸する個人も企業不動産負担金の課税対象となる。
- 年間売上高が50万ユーロ（税抜）を超える企業は法的地位や税制に関係なく適用される。

さらに、売上高が15万2,500ユーロを超える企業は全て、最終的に企業付加価値負担金を支払う必要がない場合でも、付加価値額と従業員数の申告書を提出しなければならない。

²⁵⁴ 一般税法 (Code général des impôts) 第 1647 条 D

²⁵⁵ 一般税法 (Code général des impôts) 第 1449 条から第 1466F 条

²⁵⁶ loi de finances pour 2023

b 課税標準

企業付加価値負担金は、期間中に生産された付加価値額に基づいて算定され、この付加価値額は特に売上高に基づいて決定される。

企業付加価値負担金の算定方法は、2020年までは、理論上、付加価値額の1.5%とされていたが、2021年からの税率は売上高に関係なく0.75%となり、企業は恒久的に減税の恩恵を受けることができる。なお、売上高が5,000万ユーロを超えない企業には減税が適用される。

(図表7-6) 売上高に応じた企業付加価値負担金の税率 (2021年) ²⁵⁷

売上高 (税抜)	実効税率
50万€未満	0%
50万€以上 300万€未満	$0.25\% \times [(CA - 50 \text{万€}) / 250 \text{万€}]$
300万€以上 1,000万€未満	$0.25\% + 0.45\% \times [(CA - 300 \text{万€}) / 700 \text{万€}]$
1,000万€以上 5,000万€未満	$0.7\% + 0.05\% \times [(CA - 1,000 \text{万€}) / 4,000 \text{万€}]$
5,000万€以上	0.75%

※年間売上高 (chiffre d'affaires. 略 CA)

特別な免除がない限り、企業付加価値負担金の金額には付加税が加算される。この税金は州及び国の商工会議所に代わって徴収され、税率は2020年1.73%、2021年3.46%であり、毎年変更されている。

さらに、企業付加価値負担金の額の1%に相当する管理費と加算税も課されるため、企業が支払うべき金額は、企業付加価値負担金の支払額、管理費及び加算税の合計になる。

c 免除

企業付加価値負担金の免除は、企業不動産負担金の制度に倣っている。企業付加価値負担金は、事業買収の場合を除き、会社設立年度に納付する必要はない。

オ 主要4税の税率の変動幅

2023年1月1日から主たる住居に対する住居税が廃止されたことに伴い、税率の基準が変更された。既建築固定資産税は現在、4つの主要な直接地方税の税率に関わる中心的な位置を占めている。

企業不動産負担金とセカンドハウスに対する住居税の税率は、企業不動産負担金については2020年から、セカンドハウスに対する住居税については2023年から、既建築固定資産税の税率と連動している。

²⁵⁷ 公共サービス(service-public.fr) HP[<https://www.economie.gouv.fr/entreprises/cotisation-valeur-ajoutee-entreprise-cvae#:~:text=À%20compter%20des%20impositions%20dues,€%20bénéficient%20d%27un%20dégrèvement.>] (最終検索日 2023年12月31日)

毎年、地方自治体の議会は、既建築固定資産税及び非建築固定資産税、セカンドハウスに対する住居税、企業不動産負担金の税率を議決する。前年度に適用された4つの税の税率を同じ割合で変更することができ、その場合、以下の条件が求められる。

- 非建築固定資産税の税率の変動幅は、既建築固定資産税の税率の引き上げ時には既建築固定資産税の税率の変動幅を上回ることができず、既建築固定資産税の税率の引き下げ時には既建築固定資産税の税率の変動幅と同じか若しくはそれを上回る引き下げを行う必要がある。
- 企業不動産負担金とセカンドハウスに対する住居税の税率は、既建築固定資産税の税率又は既建築固定資産税及び非建築固定資産税の税率を加重平均した税率の引き上げ幅を上回ることはいできない。
- 企業不動産負担金とセカンドハウスに対する住居税の税率は、既建築固定資産税の税率又は既建築固定資産税及び非建築固定資産税の税率を加重平均した税率の引き下げ幅よりも少なくとも同じ割合で引き下げなければならない。

(図表7-7) 全国平均税率 (2021年) ²⁵⁸

	コミューン	コミューン間 広域行政組織
	平均税率(%)	平均税率(%)
既建築固定資産税	35.60	3.13
非建築固定資産税	42.46	11.71
住居税	16.90	8.35
国土経済拠出金	17.70	26.43

²⁵⁸ Les collectivités locales en chiffres 2022, フランス内務省地方自治体総局

(5) その他の直接税及び間接税等

ア 家庭廃棄物収集税 (taxe d'enlèvement des ordures ménagères. 略 TEOM)

家庭廃棄物の収集役務の費用を賄うために賦課できる任意税であり、既建築固定資産税を基準にして課税されており、納税義務者は既建築固定資産税が課される固定資産の所有者である。家庭廃棄物収集税の収益は、近年増加傾向にある。

イ 付加価値税の税源移譲 (fraction de TVA)

2018年1月1日以降、国は地方直接税の廃止を補うため、付加価値税の地方自治体への移譲割合を徐々に増やしている。当初の目的は、2010年1月1日の事業税 (taxe professionnelle) の廃止に伴い、地方の財源を維持することであった。

自宅を課税対象とした住居税の廃止と企業付加価値負担金の半減により、2020年から2021年にかけて地方自治体に割り当てられる付加価値税の税源移譲の割合は8.3倍増加した。

2021年度には、374億3,700万ユーロ (地方税収全体の23.78%) を地方自治体に割り当てている。このうち、コミューンには6億7,600万ユーロ、課税権を有するコミューン間広域行政組織には74億2,500万ユーロ、県には146億9,000万ユーロ、州には146億4,600万ユーロが配当されている。付加価値税は現在、地方自治体の経常部門収入の大きな割合を占めている。

ウ 不動産有償譲渡税 (droits de mutation à titre onéreux. 略 DMTO)

不動産有償譲渡税とは、不動産 (個人住宅、事業所、商業施設、宅地、会社など) の売却時に国や地方自治体が徴収する税金であり、地方自治体の重要な財源となっている。

地方自治体の不動産有償譲渡税からの税収は、2014年は98億5,600万ユーロ、2021年には199億7,500万ユーロと倍増している。不動産有償譲渡税は全てのレベルの地方自治体によって徴収されており、2021年にはコミューンは49億9,500万ユーロ、県は143億5,500万ユーロの税収があり、主にコミューンと県の税収が多い。

エ 交通負担金 (versement mobilité)

2019年のモビリティ・オリエンテーション法²⁵⁹は、「公共交通税」(versement transport. 略 VT) を「交通負担金」(versement mobilité. 略 VM) と改称した。

交通負担金の配分が明確化され、交通負担金は、交通整備局 (l'autorité organisatrice de la mobilité. 略 AOM) の権限に属するサービスや事業の投資又は運営に資金を提供できるようになった。

その課税対象は、都市交通区域内に立地する従業員数が11名以上の事業所 (地方自治体を含む) であり、従業員数が5年連続で11名の場合又は11名を超えた場合に交通負担金の納税義務者となる。また、事業所が複数の都市交通区域に跨り、それぞれにおいて総従業員数が11名を超える場合は、事業者はそれぞれの区域において交通負担金を支払わなければならない。アソシアシオン (非営利社団法人) や在外公館などは納税対象外とされている。

²⁵⁹ Loi d'orientation des mobilités

2021年度の交通負担金の総額は47億4,700万ユーロ（2020年比8.7%増）で、そのうち1,000万ユーロがコミューンに、12億7,700万ユーロが都市交通に特化したコミューン間広域行政組織に、34億6,000万ユーロが課税権を有するコミューン間広域行政組織となっている。

オ 滞在税 (taxe de séjour)

滞在税は、(1)観光自治体、(2)沿岸自治体、(3)山岳自治体、(4)観光促進活動を行う自治体及び(5)自然地域の保護・管理活動を行う自治体において、コミューン議会の決定により導入することができる任意税²⁶⁰であるとともに、県・州の付加税である。滞在税の収入は、地方自治体の観光促進を目的とした支出に充てられる²⁶¹。滞在税の税額は、宿泊施設の種類（ホテル、家具付き宿泊施設、キャンプ等）やランク（1つ星から5つ星等）ごとに、1人1泊当たりで最低料金と最高料金²⁶²が地方自治体総合法典（以下この章において「CGCT」という。）で定められており、これを基にコミューン又はコミューン間広域行政組織の議会の議決によりコミューン内の滞在税の税額が決定される。18歳未満の子供など特定の人は免除される。

県は滞在税の税額に10%の付加税²⁶³を導入することができ、州であるイル・ド・フランスでは2019年から滞在税の税額に15%²⁶⁴、プロヴァンス・アルプ・コート・ダジュールでは2023年から34%²⁶⁵、ヌーベル・アキテーヌとオクシタニーでは2024年から同様に34%²⁶⁶の付加税を設けている。

滞在税の税収は増加傾向で、2021年に地方自治体に2020年比5.4%増の4億2,300万ユーロの税収をもたらし、その内訳は、コミューンに1億5,900万ユーロ、コミューン間広域行政組織に2億3,800万ユーロ、県に1,900万ユーロであった。

(6) 地方税務における国との関係

ア 徴税事務

日本とは異なり、地方税の徴税事務は国の財務事務所が行っている。公共財政総局 (Direction générale des finances publiques. 略 DGFIP) が税の徴収及び管理を担当し、地方自治体への課税対象額や資金状況などの情報提供を行っている。国はこれらの役割を無償で行っているわけではなく、税の徴収の費用を賄うために、手数料を徴収している。その手数料は、既建築固定資産税、非建築固定資産税、セカンドハウスに対する住居税、企業不動産負担金、ネットワーク型企业定額税等の徴収税額の1%であり、地方自治体に収める税収から差し引いている。

²⁶⁰ CGCT 第 L2333-26 条

²⁶¹ CGCT 第 L2333-27 条

²⁶² CGCT 第 L2333-30 条

²⁶³ CGCT 第 L3333-1 条

²⁶⁴ CGCT 第 L2531-17 条

²⁶⁵ CGCT 第 L4332-4 条

²⁶⁶ CGCT 第 L4332-5 条

イ 減税分及び未収金に係る補償

地方議会によって議決された税収額は、納税者が失踪、死亡及び破産した場合や税の減免措置がなされた場合に徴収できなくなる。国は、こうした税の徴収が困難な場合であっても、地方自治体が議決した税収額を保証する。減税や未収金の対象となった税額は、国によりその総額が補填される。国は、これらの減税や未収金の補填にかかる事務の費用を賄うために、手数料を徴収している。その手数料は既建築固定資産税、非建築固定資産税、セカンドハウスに対する住居税、企業不動産負担金、ネットワーク型企业定額税等の徴収税額の2%であり、地方自治体に収める税収から差し引いている。

3 国支出金

フランスでは、用途が特定されている国支出金は例外的で、用途を特定しない交付金額が国支出金の大半を占めている。「コミューン、県及び州の権利と自由に関する1982年3月2日法（以下この章において「1982年地方分権法」という。）」で、事業別・各省庁別の投資補助金を交付金化する原則が設けられた。

国庫補助金（国庫支出金）とは、国の収入から差し引かれるもので、地方自治体に分配される。補助金には以下のとおり、4つの目的がある。

- ① 地方自治体の運営を支援する。
- ② 地方自治体の投資を支援する。
- ③ 地方分権化の権限移譲に伴う負担増加分を賄う。
- ④ 国が決定した地方税の減免措置を補填する。

フランスの一般財源交付の制度は、日本の地方交付税のように総合化・一本化されているのではなく、支出区分（経常支出や投資支出）、地方制度改革（1982年以降の権限移譲に伴う経費）、税制改革などの諸事情に応じて個々に交付金が設けられてきた。そのため地方への一般財源交付制度だけを相互に比較する限りでは、フランスのそれは日本よりも補助金的性格が強いとも言える。

(図表 7-8) 国から地方への財源移転の種類と額²⁶⁷ (単位: 100 万ユーロ)

	2021 年	割合(%)
1 経常部門交付金・補助金		
①経常費総合交付金 (dotation globale de fonctionnement. 略 DGF)	26,758	25.7
②教員特別交付金 (dotation spéciale instituteurs. 略 DSI)	7	0.0
③地方議員交付金 (dotation élu local)	101	0.1
④社会復帰デバルトマン動員基金 (fonds de mobilisation départementale pour l'insertion. 略 FMDI)	466	0.4
⑤コルス地方分権化一般交付金 (prélèvement sur les recettes de l'État au profit de la Corse)	63	0.1
⑥その他	628	0.6
2 投資部門交付金・補助金		
①農村建設整備費交付金 (dotation d'équipement des territoires ruraux. 略 DETR)	1,046	1.0
②地方投資継続のための交付金 (dotation de soutien à l'investissement local. 略 DSIL)	570	0.5
③県の投資継続のための交付金 (dotation de soutien à l'investissement des départements. 略 DSID)	212	0.2
④都市政策交付金 (dotation politique de la ville. 略 DPV)	150	0.1
⑤付加価値税補償基金 (fonds de compensation pour la taxe sur la valeur ajoutée. 略 FCTVA)	6,546	6.3
3 権限移譲の財源措置		
①地方分権化一般交付金 (dotation générale de décentralisation. 略 DGD)	1,550	1.5
②学校施設整備州県交付金 (dotation régionale d'équipement scolaire. 略 DRES)	661	0.6
4 法定税減免補填		
①職業税補填交付金 (雇用・投資減税分を除く) (dotation de compensation de la réforme de la taxe professionnelle. 略 DCRTP)	2,905	2.8
②住民税 (TFPB) と企業不動産負担金 (CFE) による産業施設の賃借料の 50%減額を補うための収入への賦課金	3,290	3.2
③地方税減免補填 (compensation des exonérations relatives à la fiscalité locale)	540	0.5
④その他	1,100	1.1

²⁶⁷ Les collectivités locales en chiffres 2022, フランス内務省地方自治体総局

5 様々な税制上の優遇措置		
①各種法定税減免補填 (contrepartie de divers dégrèvements législatifs)	8,970	8.6
②各省補助金 (subventions de fonctionnement et d'équipement aux collectivités des autres ministères)	4,356	4.2
③その他	643	0.6
6 税源移譲	38,142	36.6
7 その他	5,544	5.3
計	104,248	100.0

(1) 国支出金の状況

国から地方への財源移転は、2022年の財政法案によると、国支出金（527億ユーロ）、減税補償・各種財源移転（120億ユーロ）及び税源移譲（408億ユーロ）で構成され、合計で1,055億ユーロ程度の額となっている。これらは地方自治体の財源の約3分の1を占めている。2021年度当初ベースでの国から地方への財源移転の種類及び額は図表7-8のとおりである。

地方自治体の予算上は、図表7-8中の「1 経常部門交付金・補助金」及び「4 法定税減免補填」は人件費、備品購入費、サービスの提供、議員手当、生活保護や外部組織への費用参加のような経常部門に計上されるのに対し、「2 投資部門交付金・補助金」は土地の購入、耐久財の購入、建物の建築又は整備、インフラの工事のような投資部門に計上される。また、「3 権限移譲の財源措置」のうち、学校施設整備州県交付金は投資部門に計上される。

(2) 経常部門

ア 経常費総合交付金 (dotation globale de fonctionnement. 略 DGF)

経常費総合交付金は、国からの財源移転のおよそ25%を占める最も大きな交付金であり、その創設は付加価値税創設の経緯と関連がある。国税である付加価値税に、これと類似した地方税が統合されたため、その代替財源として給与税代替支給金が1968年に制度化された。経常費総合交付金制度は給与税代替支給金に替わるものであり、1979年1月3日法により創設された。その後、数次の改正を経て、「経常費総合交付金の改革並びにコミュン法典及び租税一般法典を改正する1993年12月31日法律第93-1436号」は、配分ルールの簡素化、財源の一層の安定化及び国土整備への配慮を目的とし、コミュン及び課税権を持つコミュン間広域行政組織を主な交付先とした。

(ア) コミュン及びコミュン間広域行政組織に交付される経常費総合交付金

経常費総合交付金は、国から地方自治体、特にコミュン及び課税権を有するコミュン間広域行政組織に対して交付される交付金である。

交付される経常費総合交付金は二つの部分から構成されており、一つは全ての地方自治体に均等に配分する定額部分、もう一つは地方自治体間の財源格差を是正するための均等割部分である。定額部分は、人口、面積、学校数などの基準に基づいて算出され、均等割部分は、地方自治体の税財源及び運営費に基づいて計算される。

経常費総合交付金の使途は自由に決定することができるため、地方自治体は全てを運営費に充てることができる。

(イ) 県に交付される経常費総合交付金

県に交付される経常費総合交付金は、定額交付金 (dotation forfaitaire)、補填交付金 (dotation de compensation)、都市平衡化交付金 (dotation de péréquation urbaine. 略 DPU) 及びミニマム経常交付金 (dotation de fonctionnement minimal. 略 DFM) の4つから構成される。

(3) 投資部門

1982年地方分権法により、コミューン及び県に対する投資補助金の総合化の原則が定められたことに伴い、建設整備費総合交付金 (dotation globale d'équipement. 略 DGE) が創設され、特定補助金が廃止・縮小された。特定補助金は人口等の状況に応じて交付金額が決定し、県が実施する農地整備や農村設備に関連する事業を対象としていた。

その後、2011年にコミューンに対する建設整備費総合交付金 (DGE) は、農村開発助成金と統合され、農村建設整備費交付金 (dotation d'équipement des territoires ruraux. 略 DETR) となった。2019年には、県に対する建設整備費総合交付金

(DGE) は県の投資継続のための交付金 (dotation de soutien à l'investissement des départements. 略 DSID) に置き換えられた。

ア 農村建設整備費交付金 (dotation d'équipement des territoires ruraux. 略 DETR)

農村建設整備費交付金は、様々な投資プロジェクトを実施することを希望するコミューン及びコミューン間広域行政組織を対象とした交付金で、そのリストは、地方選出の代表議員及び国会議員で構成される委員会と協議の上、毎年決定される。10万ユーロ以上の交付金については、委員会に諮った上で交付される。

イ 地方投資継続のための交付金 (dotation de soutien à l'investissement local. 略 DSIL)

地方投資継続のための交付金は2016年に導入され、コミューン又はコミューン間広域行政組織の主な優先投資課題に対して資金を提供するものである。法律では、主要テーマ別投資優先事項として、資金提供の対象となる以下の6つの事業が定められている。

- ① 地域の生態系の改善、生活の質の向上、再生可能エネルギーの開発に関する事業
- ② 公共施設の安全性の向上
- ③ 公共交通や住宅建設を支えるインフラの整備
- ④ デジタル技術と携帯電話の整備
- ⑤ 校舎の建設、改造又は改築
- ⑥ 住民数の増加により必要となる宿泊施設や公共施設の建設

上記の他に、地方投資継続のための交付金は、国とコミューン間広域行政組織との間で締結された契約に基づき、地方開発を支援することも目的としている。地方開発を目的とする活動は、特に以下のとおりである。

- ① 住民への公共サービスと医療サービスの向上
- ② 地域の魅力向上
- ③ 中規模都市の活性化
- ④ デジタル技術と携帯電話サービスの発展
- ⑤ 生態系に配慮した持続可能な地域整備

フランス首都圏及びマイヨットを含む海外県の全ての自治体及びコミューン間広域行政組織は、地方投資継続のための交付金を受領する資格を有する²⁶⁸。

ウ 県の投資継続のための交付金 (dotation de soutien à l'investissement des départements. 略 DSID)

2019年、県の投資継続のための交付金は、県に対する建設整備費総合交付金(DGE)に取って代わった。この交付金の交付対象は、フランス本土及び海外領土の全ての県、コルス、リヨンメトロポール、仏領ギアナ及びマルティニーク、サン=バルテルミ、サン=マルタン、サン=ピエール=エ=ミクロンが対象である。

県の投資継続のための交付金は、同じ県内の異なる行政区域間又は同じ州内の異なる県間の連帯を促進するためのプロジェクトに資金を提供する。申請は政府の方針に基づいて選考される。対象となる事業は以下のとおりである。

- 超高速ブロードバンドの設営
- 子育て支援施設の整備、保育施設の設置などの社会福祉分野のプロジェクト
- 校舎の改築、身体障害者が利用を目的とする建物の改築
- 地方と小さな町を支援する政策に関連したプロジェクト

州知事は、国から割り当てられた予算の配分作業を担当し、組織体制を決定する責任を負う。

エ 都市政策交付金 (dotation politique de la ville. 略 DPV)

2009年の財政法第172条により創設された都市政策交付金(DPV)は、都市機能不全に陥っているフランス国内及び海外県の特に恵まれない自治体に毎年交付される。この助成金の目的は、優先的な都市政策地区への支援を強化することで、都市連帯・社会的結束交付金(dotation de solidarité urbaine et de cohésion sociale. 略 DSU)を均等化し、補完することである。

ここ数年、都市政策交付金の恩恵を受ける自治体の数はおよそ200で推移しており、2023年度は、199の自治体(フランス本土182、海外17)が交付対象である。

オ 付加価値税補償基金 (fonds de compensation pour la TVA. 略 FCTVA)

付加価値税補償基金の目的は、コミューンやコミューン間広域行政組織、県、州及びこれらの地方自治体と事業協定を結んでいる開発機関が、投資に対して支払った付加価値税を、国が一律の税率に基づいて補償することであり、地方の公共投資を支援する重要な役割を果たしている。

²⁶⁸ CGCT 第 L2334-42 条

付加価値税補償基金の配分を計算する際には、地方自治体による前年度の資本支出（取得及び工事を主な対象とし、土地の購入及び特定の国庫補助金を除く）が考慮され、それ以外の方法で付加価値税を回収することはできない。この基金の交付先となるのは、コミューンやコミューン間広域行政組織、県、州及びこれらの地方自治体と事業協定を結び、付加価値税を支払った開発機関などである。

（４）権限移譲の財源措置

1982年地方分権法第102条は、国から地方公共団体への権限移譲の結果生じる費用の増加は、同等の財源移譲によって相殺されると規定した。1983年1月7日法では、この財源移譲の少なくとも半分は国税の移譲によって行われ、残りは地方分権化一般交付金（*dotation générale de décentralisation*、略DGD）の交付によって行われると規定された。

この交付金は4つの要素があり、①州に対する地方分権化一般交付金、②県に対する地方分権化一般交付金、③コミューンに対する地方分権化一般交付金及び④特別拠出金に分けられる。④特別拠出金は、①～③の地方分権化一般交付金の条件に含まれないような特定の事業の費用を補填するために使用される。例えば、都市計画のための特別拠出金や、公共図書館の建設又は改築などのための特別拠出金が地方自治体にとって重要な特別拠出金となっている。

4 地方債

1982年まで、地方自治体の起債は完全に国によって管理されていた。そのため、国が地方自治体の政策に経済的・財政的に介入できる仕組みになっていた。しかし、金融市場の変化及び1982年地方分権法により、地方債（*emprunt local*）に関する法制度が根本的に改正され、コミューン、県及び州は、原則的にそれぞれ自由に起債することができるようになり、その結果、借入額、金利、借入先は地方自治体が自由に選択できるようになった。地方自治体の議会の決定は公表され、国の代表者（地方長官）に届け出された時点で執行力を有する。なお、債務の返済は地方自治体の義務的経費となる²⁶⁹。

予算ベースの地方債借入額は、地方自治体の歳入の6%程度になっている。また、フランスの地方自治体による地方債残高の総額は、2021年12月末時点で1,577億ユーロとなっている。

（１）地方債制度の概要

ア 起債の決定

起債の決定は地方自治体の議会が行い、起債目的や起債条件（元本の額、利率、償還方法等の枠組み）を決定する。起債に関する議会の決定権限は、予算の承認と結びついており、予算と切り離して起債を決定することはできない。

通常、実際の起債に関する権限は、コミューン議会の場合はメールへ、県議会及び州議会の場合は常務委員会へ委任される。起債の決定は、その公表及び地方長官への届出によって執行力を有する。地方自治体の執行機関として、メール、県議会議長及び州議

²⁶⁹ CGCT 第 L2321-2 条、第 L3321-1 条、第 L4321-1 条

会議長が議会によって承認された起債契約の締結を行う。

イ 投資支出に充当

起債は、建設設備投資に関する資金調達を目的に行われる。いかなる場合においても、経常部門の欠損又は債務の償還に当たっての自主財源の不足を補填することや、投資部門の不測の支出へ充てることはできない。

ウ 起債条件

地方自治体は、原則として自由に起債することができる。

エ 償還費の計上

地方債の償還は、義務的支出である。所要額が予算計上されていない場合、地方長官、州会計検査院の関与を受け、場合によれば職権計上される。

オ 地方債の公表

「共和国の地方行政に関する 1992 年 2 月 6 日基本指針法」で、当初予算附属書類の公表が規定された。主な内容は、コミューンの財政状況に関する総合的データ（人口 3,500 人以上のコミューンにおいては住民 1 人当たりの債務残高、1 万人超においては住民 1 人当たりの債務残高及び経常部門の実収入）であり、これらのデータは地方刊行物に掲載される²⁷⁰。

カ リスクウェイト²⁷¹

一般に中央政府と同等の評価がされる場合は、リスクウェイトが 0%とされるが、フランスの地方自治体のリスクウェイトは 20%とされている²⁷²。

キ 地方債残高の推移

地方債残高の推移は図表 7-9 のとおりである。

(図表 7-9) 地方自治体の地方債残高推移 (12 月 31 日時点)

(単位: 10 億ユーロ)²⁷³

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年
コミューン	64.74	65.21	64.95	64.72	64.89	64.84
コミューン間 広域行政組織	24.05	25.07	25.37	25.94	27.26	28.16
県	33.68	33.01	32.22	31.40	32.40	31.78
州	26.01	26.83	27.81	27.99	30.50	32.93
合計	148.48	150.12	150.35	155.05	155.05	157.71

²⁷⁰ CGCT 第 L2312-1 条

²⁷¹ リスクウェイトとは、保有する債権の種類によって決まる信用リスクの大きさを示す指標であり、貸倒リスクの大きい資産ほど高いリスクウェイトとなる。

²⁷² Agence France locale, L'Agence de financement des collectivités locales, HP[<https://www.agence-france-locale.fr/faq/>] (最終検索日 2024 年 1 月 23 日)

²⁷³ Les collectivités locales en chiffres 2022, フランス内務省地方自治体総局

(2) 地方債制度の変遷

1982年地方分権法の施行以前は、民間金融機関からの借入については、地方長官の事前許可が必要であり、また発行の対象は原則として事業ごとに特定されており、借入利率についても上限規制が存在した。さらに、借入は国からの特定補助とリンクしており²⁷⁴、補助事業に係る借入については公的金融機関から低利率で借入を行うことが可能であった。

従来の地方債は、もっぱら預金供託公庫 (Caisse des dépôts et consignations. 略 CDC) (1816年4月28日法により設立)、地方自治体建設整備援助公庫 (Caisse d'aide à l'équipement des collectivités locales. 略 CAECL) (1966年5月4日付デクレにより設立)、貯蓄金庫 (Caisse d'épargne) の三者からの融資が主体であった。すなわち、政府から優先政策の指定を受けて、各省庁が地方自治体に建設整備費の特定補助金の交付を決定すると、その投資事業に対して自動的に上記の金融機関のグループから低利率 (一般市場の利率と比べ1~6%低かった) で融資を受けられた。また、金融機関は、政府から利子補給を受けていた。特定補助金の対象となっていない地方自治体の事業に対しては、預金供託公庫 (CDC) がその事業内容と自らの運営基準に照らし合わせて融資を決定し、やはり低利率で融資を行ってきた。

1982年地方分権法の改革後は、地方自治体の借入の権利は自由化され、それまでの義務は全て廃止された。一方で、借入利率の優遇が続いたため、民間の融資機関の参入が芳しくなかった。その後、1986年の制度改革によって優遇された金利が廃止され、銀行等一般の金融機関にも市場が開放された結果、フランス国内の銀行のほとんどが地方債市場に参入し、1980年代後半は銀行間の激しい競争が生じた。

地方債制度の改革後、預金供託公庫 (CDC) の後退に伴い、地方自治体建設整備援助公庫 (CAECL) が、地方自治体への融資を主に行うようになった。その後、1987年10月1日に地方自治体建設整備援助公庫 (CAECL) を前身とする株式会社のフランス地方金庫 (Crédit local de France) が設立された。1996年に、フランス地方金庫は、ベルギー市町村金庫 (Crédit communal de Belgique) と合併し、DEXIA銀行が設立された。このDEXIA銀行は、2008年には地方自治体への貸出しのシェアが3分の1を占めるほどの規模となったが、2008年末の金融危機により、破綻することとなった。

それを受け、2010年に全仏市長会、全仏大都市市長会等が地方共同資金を調達する機関の設立の検討を始め、2012年10月には、地方自治体の投資公庫の役割を果たす金融機関の設立を行うべく、政府への声明を発表した。こうした流れの中で、2013年7月26日付け法律2013-672号により、フランス地方金融公社 (Agence France locale. 略 AFL) が設立された。フランス地方金融公社 (AFL) は、コミューン、県、州、労働組合及び地方公共機関など650団体 (2023年6月時点) が参画している公社であり、同公社が市場から調達した資金を参画自治体に貸し付けている。2022年末の貸付残高は14億ユーロである²⁷⁵。

²⁷⁴ 当時は公共事業総合交付金 (DGE) 導入前であり、特定補助が中心であった。

²⁷⁵ Agence France locale, AFL Group annual results 2022: a record year, HP[<https://www.agence-france-locale.fr/app/uploads/2023/02/cp-annual-results-2022-veng.pdf>] (最終検索日 2024年1月24日)

一方、2013年2月1日に、地方自治体に対する国からの安定的な融資を保証する地方融資公社（Société de financement local. 略 Sfil）が設立した。設立当時、地方融資公社（Sfil）の株式は国が75%、預金供託公庫（CDC）が20%、バンク・ポスタル（Banque postale）²⁷⁶が5%の株式を持っていた。地方金融公社（Sfil）の2022年の地方公共部門向けの融資は41億ユーロに達し、うち35億ユーロが地方自治体などに向けた融資、6億ユーロが公立病院向けの融資である。2022年に地方融資公社（Sfil）とバンク・ポスタルは地方自治体の社会課題の対処やSDGs達成を目指す取組に対し、資金使途が限定された融資を開始した²⁷⁷。

その他、民間の地方自治体融資機関としては、貯蓄金庫（Caisse d'épargne）、農業金庫（Crédit agricole. 略 CA）、相互金庫（Crédit mutuel）が挙げられる。

第4節 予算・決算

現在のフランスの公会計制度の根拠となっているのは、2012年11月7日付け「予算管理及び公会計に関するデクレ」である。このデクレでは、国や地方自治体、その他公的団体を対象に、予算管理や公会計の仕組みを体系的に定めている。

1 予算の原則²⁷⁸

（1）単年度（annualité）の原則

予算は毎年単年度（1月1日から12月31日まで）について採択され、当該年度内に執行されなければならない。出納期間は、経常部門は1月1日から翌年1月31日まで、投資部門は1月1日から12月31日までである。

（2）単一性（unité）の原則

この原則は全ての収入と支出を単一の予算文書に記載しなければならないことを意味する。例外として別立て附属予算（budget annexe）がある。これは交通、上下水道、清掃などの行政分野について、それぞれ独自の収支や料金決定について、個別に収入と支出を明確にする特別会計である。

（3）特定支出（spécialité des dépenses）の原則

地方自治体の種類や規模によって異なるが、予算は事業を適切な名称で記し、事業の金額と性質が特定されなければならない。予算は、項（article）別に計上される。議会は章（chapitre）ごとに議決するが、項ごとに議決することもできる。

²⁷⁶ バンク・ポスタルは、フランス郵政公社（La Poste）の100%子会社として2006年に設立された。

²⁷⁷ Sfil, Rapport financier annuel 2022, HP[<https://sfil.fr/wp-content/uploads/2023/03/Sfil-Rapport-financier-annuel-2022.pdf>]（最終検索日2024年1月24日）

²⁷⁸ Budget government française, Des budgets adoptés en assemblée délibérante et transparents, HP[https://www.budget.gouv.fr/reperes/finances_publicques/articles/des-budgets-adoptes-en-assemblee-deliberante-et-transparentes]（最終検索日2024年1月24日）

(4) 包括性 (universalité) の原則

地方自治体の予算には全ての収入と支出が盛り込まれなければならない、収入の総体が支出の総体を賄わなければならない。これは2つのルールに分かれる。

- 非相殺のルール (règle de non-compensation)

支出と収入の相殺を禁止し、各事業の支出と収入が網羅的に表示される。このルールは、予算の透明性と公平性を損なうような特定の支出の隠蔽を防ぐものである。

- 非配分ルール (non-affectation)

歳入を特定の支出項目に配分してはならない。ただし、附属予算の場合にはいくつかの例外があり、資金配分における審議会の決定権を維持することを目的としている。

(5) 公正 (sincérité) の原則

公正の原則では、提供される財務情報の完全性、一貫性、正確性を遵守することを規定している。財政法に関する組織法 (loi organique relative aux lois de finances 以下、LOLF) に明記されている。

2 予算の編成

地方自治体の予算の議決は、メール、コミュニケーション間広域行政組織の議長、県議会議長、州議会議長といった地方行政機関の専権事項である。予算編成は、地方自治体の財務部門によって行われ、地方自治体の財務部門は、国の所管になっている地方税額や寄付金の額などの情報の提供を国に求める。

予算編成のスケジュールは、CGCTに定められた規則に従い、地方自治体によって決定される。原則、前年度の12月31日以前に予算は採択されなければならないが、予算編成に必要な国の情報(交付金、課税標準等)を年度初めまでに入手することが難しい場合があるため、4月15日まで予算の採択を延期することが認められている。

3 予算の構造

地方自治体の予算は、年度ごとに支出と収入の全体を記載する。予算は、一般的な会計規則により課される一定の形式にて提示される。

地方自治体の予算は、支出においても収入においても、経常部門と投資部門に大別される。一般的な構造は以下のとおり。

(1) 経常部門

- 収入の項目... 税金、移転収入 (国支出金等)、財産収入など
- 支出の項目... 人件費、経常費用、移転支出、負債の利払い、減価償却費、引当金など

(2) 投資部門

- 収入の項目... 地方債、国支出金、経常部門からの繰入金 (投資部門の財源となる) など
- 支出の項目... 施設設備の建設及び改良への支出、負債の元金償還など

予算の原則上、経常部門と投資部門はそれぞれ収支が均衡していなければならないが、投資部門では、一般的に支出が収入を超過し、その差額分を経常部門からの繰入金によって補填する。経常部門では、この差額分を投資部門への繰出金として計上し、その財源を確保することによって均衡が図られる。

4 予算の議決

コミューン、県及び州の間で、議決の方法にほとんど違いがないため、まず共通の事項を説明し、次に各レベルの地方自治体ごとに異なる事項を説明する。

(1) 共通事項²⁷⁹

予算は、各部局の協力を得て、地方自治体の執行機関が編成する。多くの小規模自治体では、予算を編成するのは市長の秘書、あるいは市の財務担当者である。予算は、議会の本会議で議決され、議会は、常務委員会など他機関にこの権限を委任することはできない。期限内に予算が議決されない場合は、国による予算監督の手続が実施される。

地方自治体の収支命令者 (*ordonnateur*) は、予算採択までの間、当該団体が機能するために一定の行為を行うことができる。その主な例としては、①議会の年次議決を必要としない収入の調定を行うこと（一部の税の賦課、財産収入）、②前年度予算により開設された予算枠の範囲内で経常支出を命じること、③負債の年次償還を命じること、④議会の許可を得て前年予算の4分の1の範囲内で投資支出を命じること、などがある。

(2) 各自治単位類型ごとのルール

ア コミューン

人口 3,500 人以上のコミューンは、予算採決前の 2 か月間に、予算審議会を開催することが義務付けられている。審議会では、地方自治体の財政状況を議会へ報告し、次年度の予算編成方針 (*orientations budgétaires*) を討議する場となっている。審議会の後、予算の採決の前に、議員は予算書と付属予算書を受け取らなければならない。「地方自治体に適用される予算及び会計に関する規則の簡素化及び適用に関するオルドナンス (2005 年 8 月 26 日)」 (*ordonnance du 26 août 2005 relative à la simplification et à l'aménagement des règles budgétaires et comptables applicables aux collectivités territoriales*) により、地方自治体の幹部が作成する書類の内容が簡素化された。

コミューンは、会計指示 M14 号²⁸⁰ (1997 年導入) で定められた方式 (企業で使用されている勘定科目に類似した会計方式) で会計書類を作成している。

イ コミューン間広域行政組織

コミューンに適用される規則に従って、コミューン間広域行政組織の管理・運営を行う理事会等の長が予算を編成し、同理事会等がこれを採択する。

²⁷⁹ Vie publique, Comment un budget local est-il voté ?, HP[<https://www.vie-publique.fr/fiches/21947-comment-un-budget-local-est-il-vote>] (最終検索日 2024 年 1 月 24 日)

²⁸⁰ Collectivités locales, L'INSTRUCTION M14 - COMPTABILITÉ DES COMMUNES, HP[<https://www.collectivites-locales.gouv.fr/finances-locales/instruction-m14-comptabilite-des-communes>] (最終検索日 2023 年 1 月 17 日)

ウ 県

翌年度予算審議の前2か月の間に、予算編成方針について議会で討議しなければならない。原案は、議長が作成し、審議の始まる12日以上前に当該原案を説明する報告書とともに議員に発表することが義務付けられている。県は会計指示 M52 号²⁸¹（2004 年導入）で定められた会計基準で書類を作成する。

エ 州

翌年度予算審議の前10週間の中に、予算編成方針について議会で討議しなければならない。原案は、議長が作成し、審議の始まる12日以上前に当該原案を説明する報告書とともに議員に発表することが義務付けられている。州は会計指示 M71 号²⁸²（2008 年導入）で定められた会計基準で書類を作成する。

5 予算の執行

予算の執行機関については、日本と同じように収入・支出に関する命令機関と出納機関は分離しているが、前者は収支命令者（ordonnateur）である地方自治体の執行機関（メール等）がこれに当たり（ただし地方税の徴収は除く）、後者すなわち会計官（comptable）は国庫を所管する会計検査院に所属する国家公務員であり、執行機関からの情報に基づき予算担当大臣が任命する。

予算の執行は、収支命令者と会計官の両方が関与する規則によって管理されている。2022 年 3 月 23 日の政令で執行された改革により、会計官の個人的・金銭的責任（responsabilité personnelle et pécuniaire des comptables. 略 RPP）は廃止され²⁸³、収支命令者と会計官に公的管理者の財務責任に関する共通の制度が創設された。それまでは、2012 年に公示された公的予算・会計管理に関する政令（gestion budgétaire et comptable publique. 略 GBCP）の第 17 条において、「会計官は、責任を負う行為と管理について個人的・金銭的責任を負う」という原則があり、つまり会計官は現金不足に対して個人的に責任を負わなければならない可能性があった。

（1）収支命令者（ordonnateur）

ア 権限

収支命令者（ordonnateur）は、収支の原因となる契約等の行為、債権・債務の確認及び額の確定という一連の手続を経た後、会計官に収入又は支出の命令書を送付する。会計官が支出の執行を拒否した場合には、理由を付して執行を命ずることができる。

²⁸¹ Collectivites locales, L'INSTRUCTION M52 - COMPTABILITÉ DES DÉPARTEMENTS, HP[<https://www.collectivites-locales.gouv.fr/finances-locales/instruction-m52-comptabilite-des-departements>]（最終検索日 2023 年 1 月 17 日）

²⁸² Collectivites locales, L'INSTRUCTION M71 - COMPTABILITÉ DES RÉGIONS, HP[<https://www.collectivites-locales.gouv.fr/finances-locales/instruction-m71-comptabilite-des-regions>]（最終検索日 2024 年 1 月 17 日）

²⁸³ Vie publique, Quelle est la responsabilité des comptables publics ?, HP[<https://www.vie-publique.fr/fiches/21853-quelle-est-la-responsabilite-des-comptables-publics#:~:text=L'ordonnance%20du%2023%20mars,les%20orisques%20entre%20les%20comptables.>]（最終検索日 2024 年 1 月 24 日）

イ 決算

収支命令者は、決算書（*compte administratif*）を作成し議会に提出する。議会は提出された決算書を翌年度の6月30日までに採決しなければならない。

(2) 会計官（*comptable*）

地方自治体における会計官（*comptable*）の主な役割として、予算の執行管理を行うこと、諮問機関としての機能を果たすことの2つがある。

なお、会計官は予算担当大臣によって任命され、収支命令者に従属せず独立性を保つ。

ア 予算の執行管理

会計官は毎年度、会計管理報告書（*compte de gestion*）を作成し、6月1日までに執行機関に提出する。また収支命令者から送付された収入・支出命令書の審査を行う。さらに国庫における地方自治体の資金管理を行う。

(ア) 支出

会計官の役割は、支出の適時性（*opportunité*）を判断することではなく、その適法性（*régularité*）を審査することに限られる。審査の結果、支出することが適法でないとは判断される場合には、支払を拒否し、理由を付して収支命令者に通知する。

(イ) 収入

会計官は、直接税及び諸収入の収納を行う。

(ウ) 資金管理

地方自治体が国庫に開設した口座に、交付金等が所定の期日までに振り込まれているか確認する。この口座は赤字になることが認められていないので、会計官は、支出命令が適正であるか確認し、予算上支出が可能な状態にあっても口座内の資金が不十分の場合にはその支払を停止しなければならない。

イ 諮問機関としての役割

会計官は、地方自治体（主に小規模のコミューン）に対して、①収入の收受及び資金管理について収支命令者に伝達、②資金管理の最適化、③地方自治体の予算原案作成など、諮問機関としての役割を果たす。

(3) 予算執行手続²⁸⁴

ア 支出の手続

支出手続には行政段階と会計段階の2段階がある。

(ア) 行政段階

行政段階は、①支出契約（地方自治体が債務を負う行為）、②確定（そのための予算枠が設けられているか、契約が履行されたか、契約どおりの価格であるか等を確認）、③支出命令（収支命令者が会計官に支出を行うよう命ずる行為）という過程を経る。実際には確定と支出命令は同時に行われる。

²⁸⁴ Vie publique, Comment un budget local est-il appliqué ?, HP[<https://www.vie-publique.fr/fiches/21950-application-dun-budget-local-ordonnateurs-et-comptables>]（最終検索日 2024年1月24日）

(イ) 会計段階

会計段階は、支出命令の審査及び狭義の支払行為からなり、この2つの行為はともに会計官によって行われる。

a 支出命令の審査

会計官は、特に証拠書類が添付されているか、十分な予算残額があるか、役務が実際に履行されたか、また収支命令者に権限があるか等を審査し、支払命令が適法である場合のみ支払を行う。適法でない場合には支払を拒否する。

b 支出

会計官の第2の行為は支出の実施である。支払は現金、あるいは当座預金への振替えにより行われる。義務的支出は、特殊な規則の下に置かれており、県地方長官はこれについて支出契約、支出命令を行うことを地方自治体に強制できる。

イ 収入の手続

収入も支出と同様に行政段階と会計段階の過程を経る。

(ア) 行政段階

収入の適法性の審査により、金額が合法的に自団体に支払われるべきものであることを検証する。次に地方自治体の執行機関により収入命令書が発行される。

(イ) 会計段階

会計段階は収納と呼ばれる。入金収入命令書に従って会計官により行われる。会計官は、外形的な適法性、債務者の特定、金額の計算の正確さを審査する。

(4) 決算関係書類（執行された予算に対する国の監督）

ア 会計管理報告書 (compte de gestion)

会計管理報告書は会計官が会計年度の翌年6月1日までに作成する。この報告書は、期首資産報告書、管理期間中に行われた貸方と借方の経理処理の全てと期末貸借対照表を収録する。会計官は、会計管理報告書を収支命令者に送付し、収支命令者は決算書との一致を証明しなければならない。

イ 決算書 (compte administratif)

収支命令者は決算書 (compte administratif) を作成する。決算書は、一会計年度中に行われた全ての経理処理を章及び項ごとに記録し、期末貸借対照表を作成。決算書は翌年遅くとも6月30日までに議会で採択されなければならない。会計管理報告書と決算書の間に不一致があり、収支命令者と会計官との間の協議によっても不一致が解消されない場合には、州会計検査院がその権限により帳簿を適正なものにする。

第5節 国関係機関と地方自治体との関係

財政的統制は、国支出金の交付等による実質的な統制の部分と、地方自治体の財政手続等に関わる行政監督の部分に分けて考えられる²⁸⁵。

²⁸⁵ Vie publique, L'État et les collectivités, HP[<https://www.vie-publique.fr/fiches/letat-et-les-collectivites>] (最終検索日 2024年1月24日)

1 国支出金を通じた財政的な統制

国支出金は国家予算から地方自治体に、以下の4つの目的のもとに分配されている。1点目は地方自治体の運営を支援すること、2点目は地方自治体の投資を援助すること、3点目は地方分権改革に伴う権限の移転に伴う経費の増加分を補うこと、4点目は法律で認められた免税や減税を補填することであり、地方自治体の減収分は国が全額補填する。

(国支出金については既述(第7章第3節—3.国支出金)を参照されたい。)

2 地方財政委員会 (Comité des finances locales)

地方財政委員会 (Comité des finances locales)²⁸⁶は、経常費総合交付金を創設した1979年1月3日法により設立された。地方自治体の財政的利益を守り、国と地方自治体間の利益を調整することを目的とした機関である。地方財政委員会は、3年ごとにメンバーが更新される。委員会のメンバーは、下院議員、上院議員、州議会議長、県議会議長、コミューン間広域行政組織の議長、市長など議会及び地方自治体から選出された代表32名と、法令によって任命された11人の州の代表者で構成されている。

地方財政委員会は上記の目的の他、3つの任務がある。1点目は国支出金(均質化を目的とした交付金及び基金)の配分に関する決定権及び監督権である。2点目は地方自治体に財政上の影響を及ぼす全ての政令案について諮問を受け、さらに地方財政に関する法案について諮問を受ける。3点目は、地方自治体に影響を与える改革(例えば、会計や自治体制度など)に関する協議の場としての役割がある。地方財政委員会は年に数回開催され、国と地方自治体間の財政制度に関する議論の場として重要な機関である。

3 地方自治体の財政手続等に関わる行政監督

(1) 予算・決算の届出

地方自治体の予算は、議決から15日以内に地方長官に提出されなければならない。決算の場合には、会計管理報告書と決算書の両方について議会の承認後、人口3,500人未満のコミューンについては国の出先機関である財務部長に²⁸⁷、その他の場合は州会計検査院に届け出る。それに基づき、州会計検査院は、①出納機関に対する会計監査、②支出命令機関の財務管理に関する所見の公表²⁸⁸、③地方長官による予算監督への関与を行う。

(2) 会計官

地方自治体の収入に関する予算執行は、メール等の収支命令者が所管するのに対し、支出に関する予算執行は、会計検査院に所属する国家公務員である会計官が担当する。会計官の役割とそれを通じる中央統制については既述(第7章第4節—5. 予算の執行)を参照されたい。

²⁸⁶ Vie publique, Qu'est-ce que le Comité des finances locales ?,HP[<https://www.vie-publique.fr/fiches/38004-quest-ce-que-le-comite-des-finances-locales-cfl>] (最終検索日 2024年1月24日)

²⁸⁷ フランス金融管轄法第L211-2条

²⁸⁸ フランス金融管轄法第L211-3条

(3) 州会計検査院 (chambre régionale des comptes. 略 CRC)

州会計検査院 (chambre régionale des comptes. 略 CRC)²⁸⁹は、地方自治体の会計監査を担当する専門行政裁判所であり、1982年地方分権法に伴い設置された国家公務員である行政裁判官で構成される司法機関であるが、その管轄権は所管地域に限られている。州会計検査院は、1982年に地方自治体の行為に対する国の事前監督が廃止されたことに伴い事後的な行政監督の手段として設立された。州会計検査院の権限は、公共財政裁判法典 (Code des juridictions financières. 略 CJF) の第 L211-1 条以降に規定されている。

設立当初は、本土の 22 の州ごとに 1 つの州会計検査院が存在したが、その後その数は減少した。2011 年 12 月 13 日付法令 2011-1062 の結果、公共財政裁判法典第 L212-1 条の新しい文言により、その数は 20 に制限された。2012 年 2 月 23 日法令 2012-255 は、本土の 15 の州会計検査院に加え、海外領土であるグアドループ、仏領ギアナ、マルティニーク、レユニオン、マイヨットの 5 つのフランス海外領土の州会計検査院を設置した。州再編統合法によって自治体区分が変更となり、本土の州会計検査院は 2016 年 1 月 1 日に 13 に削減され (2015 年 9 月 30 日政令 2015-1199)、現在は各州に 1 つ設置されている。海外領土の州会計検査院は自治体区分の変更の影響を受けず、5 つの海外領土会計検査院 (chambre territoriale des comptes. 略 CTC) がサン＝バルテルミ、サン＝マルタン、サン＝ピエール＝エ＝ミクロン、ニューカレドニア、仏領ポリネシアに設置されている。

州及び海外領土会計検査院は国の会計検査院とつながりがあるものの、独立した司法機関であることから、会計検査院から指示を受けることなく、監査活動を自由に決定することができる。

州及び海外領土会計検査院の権限には①司法的機能 (不服申立ては国の会計検査院、最終審は国務院) と、②非司法的機能がある。①には出納機関に対する会計監査が該当しており、②には自治体の財務運営に関する所見の公表及び地方長官による予算監督への関与という役割がある。

州及び海外領土会計検査院は独立した司法機関であり、会計検査院から指示を受けることなく、監査プログラムを自由に作成することができる。しかしながら、州及び海外領土会計検査院は会計検査院とつながりがあり、会計検査院の院長が州及び海外領土会計検査院の高等評議会の会長になり、州及び海外領土会計検査院の院長は会計検査院の裁判官の中から選ばれている。また、公共政策を評価する裁判所の使命 (憲法第 47 条の 2) の一環として、会計検査院と州及び海外領土会計検査院は共同研究を行っている。

(4) 予算監督：財政上の違法の是正²⁹⁰

地方自治体の予算に関して違法がある場合に、予算監督の一環として州会計検査院が介入するケースは以下の 4 つである。この介入は、地方自治体が予算に課された制約を

²⁸⁹ Vie publique, Que sont les chambres régionales et territoriales des comptes (CRTC) ?, HP[<https://www.vie-publique.fr/fiches/21955-que-sont-les-chambres-regionales-des-comptes-crtc>] (最終検索日 2024 年 1 月 24 日)

²⁹⁰ Vie publique, Quels sont les contrôles effectués par les chambres régionales des comptes ?, HP[<https://www.vie-publique.fr/fiches/21962-contrôles-effectués-par-les-crtc>] (最終検索日 2024 年 1 月 24 日)

遵守することを目指すものであり、また州会計検査院特有のものであり、会計検査院でこれに相当する役割はない。

- ① 当初予算が4月15日以降に採択された場合、地方長官はこの問題を州会計検査院へ付託し、州会計検査院は予算を確定するように1ヶ月以内に地方自治体へ提案する。
- ② 歳入が歳出に見合っていない、つまり予算が収支均衡で採択されなかった場合、30日間で地方長官が州会計検査院にこの問題を付託し、その後30日間で州会計検査院が提言をまとめ、最後に地方自治体の議会が問題を1ヶ月で改善する。
- ③ 義務的経費の記入漏れがあった場合、当該公会計責任者、国の代表者又は当該問題に利害関係を持つ者は、この問題を州会計検査院に付託することができる。州会計検査院は付託されてから1ヶ月以内に不履行を認定し、地方自治体に正式な通知を送付する。
- ④ 人口2万人未満の地方自治体の場合は収入の10%以上、人口2万人以上の地方自治体の場合は収入の5%以上の赤字となる場合、州会計検査院は国の照会を受けて1ヶ月以内に赤字の是正措置を提案する。またこの場合、州会計検査院は翌年度の予算を承認する。

4 資金管理の統制

地方自治体は、原則として、現金など流動資産の全てを無利子で国庫に預託することが義務付けられている。例外的に地方自治体による資金運用が認められているのは、①無償譲与又は資産の譲渡によって臨時的に、剰余金が生じた場合であり、国債、政府保証債などへの運用ができる。②投資財源たる地方債の発行によって資金を得たが、地方自治体外の事情により使用を延期せざるをえない場合である。また、地方自治体が預託残高の不足で支払いができない状態になることは認められていない。

第8章 地方自治体による事業運営の形態

憲法第72条第3項²⁹¹には、「法律の定める条件の下で、地方公共団体は、選挙で選ばれた議員で構成される議会によって自由に運営され、その権限行使のための規制権限を有する」と規定され、地方自治体の自由な運営が保証されている。したがって、事業を行おうとする場合、その運営形態については地方自治体に裁量があり、本章で列挙する管理方法を選ぶことができる。例外的に、消防や救急、社会・福祉医療施設のように特定の分野については、法律が管理方法を定める場合もある。1986年10月7日の国務院による答申では、民間に委託できない業務として「地方公共団体が国の名において、国のために提供する公共サービス（市民サービス、選挙、兵役義務など）や警察、保安、衛生など行政機関であることから地方自治体のみが行使できる権限に係る公共サービス業務」などが挙げられている。

第1節 自治体による直接管理

1 一般会計による直接管理（régie simple）

一般会計による直接管理とは、地方自治体が運営する最も古い公共サービスの形態であり、地方自治体職員が直接運営する管理方法である。地方自治体から独立した法人は設立されず、当該事業に係る歳入と歳出は地方自治体の一般会計に計上される。

一般会計による直接管理は、公共事業にのみ適用される管理方法となっており、1926年12月28日（地方自治体総合法典（以下この章において「CGCT」という。）第L2221-8条）以前に定められた産業及び商業公共サービスを除く事業に適用される。すなわち、民間企業によって運営可能な事業を除いた事業がその対象となる。

CGCT第L1412-2条では「その性質上又は法律上、自治体によってのみ提供されるサービス」は一般会計による直接管理で運営しなければならないと定められている。これは、地方自治体が国に代わって実施している業務、例えば市民登録や選挙運営などが該当する。

2 特別会計による直接管理（régie autonome）

特別会計による直接管理とは、地方自治体が一般会計とは別に会計を設け（特別会計）、地方自治体職員が直接運営する管理方法である。地方自治体から独立した法人は設立されない。

特別会計による直接管理は、地方自治体のメール及びその審議会の権限の下、運営審議会が設立され、メールの提案により任命された理事によって事業が運営される²⁹²。産業・商業分野の事業を直接管理の下で運営したい場合は、本管理方法で運営することが義務付けられている²⁹³。フランス国内には、上下水道・汚水処理事業や文化・スポーツの施設管理事業を、特別会計を設けて管理している自治体がある。

²⁹¹ 1958年10月4日憲法

²⁹² CGCT第L2221-14条

²⁹³ CGCT第L1412-1条

第2節 委託管理

1 自治体がリスクを負担する委託管理

(1) 運営契約 (contrat de gérance)

運営契約とは、地方自治体が契約上で合意した条件の下で公共サービスの運営を事業者に委託することである。地方自治体は運営契約で定められた定額の報酬を委託事業者に支払う。また、地方自治体は成果に応じた追加報酬を委託事業者に支払うことができる。公共サービスの利用料金は地方自治体が決定し、運営事業が赤字になった場合は地方自治体がリスクを負担する。

(2) 業務委託 (régie intéressée)

業務委託は、地方自治体から事業者へ公共サービスの運営管理が委託され、委託事業者は地方自治体から定額の報酬及び成果に応じた追加報酬を受け取る。運営事業が赤字になった場合は地方自治体がリスクを負担し、事業の運営方法や利用料金については地方自治体と委託事業者が協議の上決定する。

2 受託者がリスクを負担する委託管理 (コンセッション方式 (concession) とアフェルマージュ方式 (affermage))

コンセッション方式は、地方自治体が事業の成果に直接関与しない委託方法であり、事業が赤字になった場合は委託事業者がリスクを負担する。委託事業者は利用料金を自らの収入として収受し、地方自治体からは報酬を受け取らない。利用料金は、委託事業者が決定し、公共サービスの立ち上げに必要な初期投資は委託事業者が行う。

一方、アフェルマージュ方式はコンセッション方式と共通した管理方法であるが、異なる点としては、公共サービスの立ち上げに必要な初期投資を地方自治体が行い、またそれに伴い、料金収入の一部を委託事業者が地方自治体に払い戻すことである。

第3節 法人による運営

1 地方公施設法人 (établissement public local)

地方公施設法人とは、地方自治体又は広域行政組織の監督下 (rattachement) にある公法上の法人格を持つ団体であり、明確に定義された特定分野 (spécialité) に関する公役務を実行するために、独自の予算と一定の自律性 (autonomie) を有する。

地方公施設法人には、設立主体、業務内容や財政運営方法について法律により定められていない一般地方公施設法人と法律によってこれらが定められた特別地方公施設法人がある。

(1) 一般地方公施設法人 (régie personnalisée)

一般地方公施設法人は、CGCT 第 L2221-10 条に基づき、管理運営及び財政運営を定める地方議会の議決により設立される。地方自治体のメールが提案し、議決により任命された理事及び事務局長によって運営される。上下水道、都市暖房供給網又は公共交通等の社会インフラに関する事業を行う一般地方公施設法人が多い。また、障害者施設、

老人ホーム、保育所等の社会福祉分野において採用する例がよく見られ、この管理方法を採用することが法律で義務付けられている場合もある。

(2) 法律で定められている特別地方公施設法人 (*établissement prévu par la loi*)

法律により、その設立主体、業務内容及び管理・財政運営方法について義務付けられた特別地方公施設法人が存在する。例えば、コミューン又はコミューン間広域行政組織の社会福祉センター²⁹⁴、学校福祉法人²⁹⁵、県の消防局などのサービスがそれに該当する。また、コミューン又はコミューン間広域行政組織の観光局等²⁹⁶、業務内容及び管理・財政運営に関する規定のみが法律により義務付けられた特別地方公施設法人もある。

地方公施設法人は、事業内容によって行政的公施設法人 (*établissement public administrative*. 略 EPA) と商業的公施設法人 (*établissement public industriel et commercial*. 略 EPIC) に分けられているが、これらの区分を明確に定めた法令は存在せず、裁判の判例や地方公施設法人の実態によって区分されている。

行政的公施設法人は、行政法に基づいて、公共サービスを行う団体である。職員は主に公務員であり、官公庁会計方式に基づいて予算が運用される。例えば、老人ホームや保育所などの社会福祉分野において採用されることが多く、そのほかにコミューン間広域行政組織、家庭廃棄物の収集・処理、県の消防局などが該当する。

商業的公施設法人は、産業・商業分野の事業を実施する。企業会計が適用されるほか、職員は労働法によって雇用され、民間企業の職員とほぼ同じ条件で雇用されている。商業的公施設法人が提供するサービスは私法に準拠して契約される。例えば、上下水道の運営などが該当する。

2 地方公営企業 (*entreprise publique locale*. 略 EPL)

(1) 地方公社 (*société publique locale*. 略 SPL)

地方公社は、法人格を持ち、少なくとも2名の株主を有する株式会社であり、その資本金の全額を地方自治体又はコミューン間広域行政組織が保有している。そのため、地方自治体の管理下で事業が運営されている。地方公社は、2010年5月28日付け法律2010-559号によって設立された団体であり、2022年6月1日時点で468社存在している²⁹⁷。

CGCT 第 L1531-1 条は「地方公社は、都市計画法典第 L300-1 条に規定される開発事業、建築事業、産業・商業分野における公共サービスの運営、その他一般的な利益を目的とする活動を行う権限を有する」と規定している。

²⁹⁴ 社会・家族活動法典 (*Code de l'action sociale et des familles*) 第 L123-4 条

²⁹⁵ 教育法典 (*Code de l'éducation*) 第 L212-10 条

²⁹⁶ 観光法典 (*Code du tourisme*) 第 L133-3 条

²⁹⁷ 地方公営企業連盟 (*Fédération des élus Entreprises publiques locales*)

HP[<https://www.lesepl.fr/le-mouvement/chiffres-cles/>] (最終検索日 2023年12月31日)

(2) 地方混合経済会社 (société d'économie mixte locale. 略 SEM)

地方混合経済会社は、法人格を持ち、50%より多く、85%以下の資本金を地方自治体又はコミューン間広域行政組織が保有する必要がある、地方自治体及びコミューン間広域行政組織以外の株主は資本金の15%以上を保有しなければならない。地方混合経済会社は、1926年12月27日付けのデクレにより創設された公共サービスを提供するための公的資本と民間資本を結合させる方法であり、2022年6月1日時点で870社存在している。²⁹⁸

コミューン、県、州及びコミューン間広域行政組織は、法律によって付与された権限の範囲内で、地方混合経済会社を設立することができる。その分野は例えば、地方公社と同様、開発事業、建築事業、産業・商業分野における公共サービスの運営が該当し、その他病院や医療福祉施設の建設及び維持管理の事業も行っている。

(3) 特定事業混合経済会社 (société d'économie mixte à opération unique. 略 SEMOP)

特定事業混合経済会社は、法人格を持ち、資本金を地方自治体が34%以上85%以下、民間事業者が15%以上66%以下を保有する株式会社であり、単一の地方自治体及び1社の民間事業者を含む少なくとも2名の株主を持たなくてはならない。民間事業者の専門知識、資金、技術及び人的資本を活用しつつ、地方自治体の議員が理事長を務め、重要な決定事項に関しては法律により地方自治体にその決定権が留保される仕組みとなっている。

特定事業混合経済会社は、2014年7月1日付けの法律2014-744号に基づいて設立された運営方法であり、2022年6月1日時点で、38社が存在している²⁹⁹。

特定事業混合経済会社は、1社又は複数の民間事業者の専門知識、財務、技術、人的資源を活用することができる一方で、実質的な公的管理を維持することができる。ほとんどの特定事業混合経済会社は、上下水道及び経済開発分野の事業を行っている。

第4節 民間団体による運営

1 非営利団体 (organisation à but non lucratif)

(1) アソシアシオン (association)

アソシアシオンは、非営利活動の実施を目的に2名以上の会員によって設立される法人格を持つ団体であり、結社の自由を広く認めた1901年7月1日付けの法律によって定義されている。様々な分野に柔軟に適用ことができ、主な活動分野として社会福祉、人道的活動、教育、文化、スポーツ活動などが該当する。

フランスでは、2022年時点で約150万のアソシアシオンが活動していると推計³⁰⁰され、多くの市民がアソシアシオンを通じて、社会・文化活動に積極的に参画している。

²⁹⁸ 地方公営企業連盟 (Fédération des élus des Entreprises publiques locales)
HP[<https://www.lesepl.fr/le-mouvement/chiffres-cles/>] (最終検索日 2023年12月31日)

²⁹⁹ 地方公営企業連盟 (Fédération des élus des Entreprises publiques locales)
HP[<https://www.lesepl.fr/le-mouvement/chiffres-cles/>] (最終検索日 2023年12月31日)

アソシアシオンは、地方自治体の公共サービスを補う事業が多いため、地方自治体の役割を補完する存在であり、特に地方レベルでは重要な役割を担っている。

地方自治体は行政運営を効果的に行うために、アソシアシオンが持つ社会・文化活動への参加意欲を最大限に活用し、重要なパートナーとして認識している。地方自治体はアソシアシオンに公共施設を無償で貸与するケースが多く、運営経費の一部について財政的な支援を行っている。アソシアシオンの活動に対しては、その自主性を尊重しなければならないが、地方自治体は補助金の交付要件などを設定し、補助金の交付を受けて実施するアソシアシオンの活動について意見し、監督権を行使することができる。すなわち、地方自治体は補助金の交付を通して、間接的にアソシアシオンが行う社会・文化活動に携わっている。

(2) 利益団体 (groupement d'intérêt)

利益団体とは、法的に定められた非営利団体のことを指し、経済利益団体 (GIE) 及び公益団体 (GPI) が該当する。経済利益団体は 1967 年に創設され、公益団体は 1982 年に創設された法人格を持つ団体である。利益団体では、地方自治体が公共又は民間のパートナーと連携して、経済利益の向上のために、非営利活動を行う。設立に資本金は必要なく、利益団体に所属するメンバーが団体の目的を達成するために、それぞれの専門知識、資金、技術及び人的資本を提供し、利益団体を構成する団体間の情報交換も可能である。利益団体の主な活動内容としては、地域の市場調査や貿易事務所の設置、産業クラスターの設置などが挙げられる。

2 パートナリシップ契約 (marché de partenariat)

パートナーシップ契約とは、公共プロジェクトに民間事業者が資金を提供し、管理することを可能にする契約形態である。フランスでは一般的に官民パートナーシップ (Partenariat Public-Privé. 略 PPP) という用語は、パートナーシップ契約を指す際に使用される。

フランス公共調達法典第 L1112-1 条によると、パートナーシップ契約は、地方自治体がサービス提供者に「公共サービス又は一般的な利益のある任務の遂行に必要な工事、設備又は無形資産の建設、改修、解体のために必要な任務及びそれらの資金調達の全部又は一部」を委託することを可能にする。したがって、パートナーシップ契約の事業には「工事、設備又は無形資産の設計の全部又は一部」、「工事、設備、無形資産の開発、維持、保守、管理、運営又はこれらの組み合わせ」、「公共サービスの管理又は公共団体が責任を負う公共サービスの使命の遂行に資する役務の提供」が該当する。

パートナーシップ契約は、実績とサービスの質に関する明確な約束に基づき、民間資金を活用することで、公共プロジェクトへの投資を加速させる機会を提供するものである。地方自治体は当該プロジェクトに資金を提供することができ、サービス提供者への報酬は地方自治体から契約条件に基づいて支払われる。また、パートナーシップ契約を締結する

³⁰⁰ Associations en region, Repères et chiffres clés 2023 HP [https://injep.fr/wp-content/uploads/2023/10/IDF-2023.pdf] (最終検索日 2023 年 12 月 31 日)

際に、地方自治体は当該プロジェクトを遂行する上でパートナーシップ契約が他の方法よりも適切であることを証明しなければならない³⁰¹。

³⁰¹ フランス公共調達法典第 L2211-6 条

第9章 地方自治体の行政分野

第1節 教育・文化・スポーツ

1 教育

(1) 教育制度の概要

第5共和国憲法は、「国は、教育、職業教育及び文化の、青少年と成人による平等な享受を保障する。無償及び無宗教のあらゆる段階の公的教育の実施は国の義務である。」と定める1946年の第4共和国憲法の前文の規定を受け継いでおり、教育は国の最優先事項とされている。

フランスの教育制度は、教育法典（Code de l'Éducation）によって定められている。教育制度は、教育の自由、無償、中立性及び無宗教をその基本原則としている。教育の自由は表現の自由と結びついたものであり、したがって私学による教育の実施も認められている。しかし、私学は国による一定の監督下に置かれる。また、国と契約を結んでいる私学は、国の補助金を受けることができる一方、カリキュラムや時間割、教員の免状に関しては公立の学校に適用される規定を尊重することを義務付けられている。公的教育においては哲学上及び政治上の中立性が求められるほか、無宗教の原則が尊重されなければならない。なお、これに対し私学にはカトリック系の学校が多い。

現行の教育制度は、初等教育（enseignement du premier degré）、中等教育（enseignement du second degré）及び高等教育（enseignement supérieur）に区分される。初等教育の機関には幼稚園（école maternelle）と小学校（école élémentaire）があり、就学期間は幼稚園が3歳から3年間、小学校は6歳から5年間となっている。中等教育は、中学校（collège）及び高校（lycée）からなり、中学校へは11歳から4年間、高校へは15歳から3年間通うこととなっている。ただし、小学校から留年と飛び級があるため、全ての児童が同じ年齢で学校を卒業するわけではない。

フランスに在住する者の義務教育年齢は、その性別や国籍に関係なく6歳から16歳までと定められていた³⁰²が、地域格差や移民問題を背景とした教育格差の是正の一環として、2019年、信託がおける学校のための2019年7月26日付法律³⁰³により義務教育の開始年齢が6歳から3歳に引き下げられた。なお、義務教育とは就学の義務を意味するものではなく、一定の条件の下で、家庭において教育を受けることも可能である。

高等教育機関には、大学（université）やグランゼコール（grande école）と呼ばれる企業幹部や官僚を養成するための学校等がある。大学には、大学入学資格試験であるバカロレア（baccalauréat）に合格すれば、成績等にかかわらず一定の学区制の下で入学できるが、グランゼコールへ入学するためには、バカロレア取得後約2年間準備学級に通い、選抜試験に合格しなければならない³⁰⁴。

³⁰² Ordonnance n°59-45 du 6 janvier 1959 portant prolongation de la scolarité obligatoire

³⁰³ Loi n° 2019-791 du 26 juillet 2019 pour une école de la confiance、通称ブランケル法（loi Blanquer）。

³⁰⁴ 準備学級を経ずに直接入学できる学校や、高等教育機関で一定の過程を修了した者向けの選抜試験を実施している学校もある。

公的教育は、高等教育まで無償である³⁰⁵。ただし、高等教育機関は学生の経済的能力等を考慮した登録料を徴収することができるとされており、学生は高等教育大臣のアレテ³⁰⁶によって定められた登録料の支払いが必要である。

フランスの2021年の教育支出（国、地方自治体、企業及び世帯の支出）は1,688億ユーロで、その対国内総生産（GDP）比は6.8%であった³⁰⁷。また、教育支出全体に占める国と地方自治体の支出の割合は、それぞれ57.1%、23.0%となっている³⁰⁸。

（2）事務配分

教育の分野における国と地方自治体間の権限配分については、コミューン、県、州及び国の権限配分に関する1983年7月22日付法律³⁰⁹（以下この章において「1983年7月22日法」という。）により、コミューンが幼稚園及び小学校、県が中学校、そして州が高校に関する事務を行うと定められた。また、コミューン、県、州及び国の権限配分に関する1983年1月7日付法律³¹⁰（以下この章において「1983年1月7日法」という。）により、職業教育に関する権限が国から州に移譲された。

財政面については、コミューン、県、州の権利及び自由に関する1982年3月2日付法律³¹¹（以下この章において「1982年地方分権法」という。）第102条が、「国から地方自治体への権限の移譲に伴う財政負担の増大は財源の移管によりこれを補償する」と定めた。その後、1983年1月7日法により、国から地方自治体へ移譲された権限の行使に必要な財源は、税源の移管と交付金により補償することとされた。教育施設の運営に係る経常的経費については、地方分権化一般交付金（*dotation générale de décentralisation*）が設けられ、投資的経費については、1983年7月22日法の規定に基づき、中学校施設整備県交付金（*dotation départementale d'équipement des collèges*）と学校施設整備州交付金（*dotation régionale d'équipement scolaire*）が設けられた。なお、教育指導に係る費用及び公立幼稚園から大学までの国家公務員である教員の人件費については、国が負担する。

ア 国

教育法典には、教育は国の公役務であり、教育行政は国の事務であると定められている。国は、教育制度の制定、学習指導要領の決定、国家資格の定義及び国家免状の交付、大学の学位の授与、国家公務員である教員の採用及び人事管理、教育予算の配分及び教育行政の評価等に関して責任を負う。

³⁰⁵ 初等教育の無償化は1881年6月16日法で定められ、その後1933年5月31日法により中等教育にも拡大された。さらに、2019年10月11日第2019-809号のオルドナンスにより、教育無償の原則は高等教育にも適用されることが示された。

³⁰⁶ Arrêté du 19 avril 2019 relatif aux droits d'inscription dans les établissements publics d'enseignement supérieur relevant du ministre chargé de l'enseignement supérieur

³⁰⁷ L'ÉTAT DE L'ÉCOLE 2022 Coûts・Activités・Résultats（フランス国民教育省）

³⁰⁸ このほか、企業の支出割合が9.4%、世帯の支出割合が7.5%となっている。

³⁰⁹ Loi n° 83-663 du 22 juillet 1983 complétant la loi n° 83-8 du 7 janvier 1983 relative à la répartition de compétences entre les communes, les départements, les régions et l'Etat

³¹⁰ Loi n° 83-8 du 7 janvier 1983 relative à la répartition de compétences entre les communes, les départements, les régions et l'Etat *loi Defferre*

³¹¹ Loi n° 82-213 du 2 mars 1982 relative aux droits et libertés des communes, des départements et des régions

イ コミューン

教育法典には、コムニオンは公立の幼稚園及び小学校の所有者であり、その建設、再建、拡張、大規模な改修、施設整備及び運営について責任を負うと定められている。

コムニオンは、県の地方長官の意見を得た上で、幼稚園及び小学校の設立を決定する³¹²。コムニオンは、その境界内に少なくとも1つの公立小学校を設置することが義務付けられているが、就学児童の数が少ない小規模のコムニオンについては、ほかのコムニオンと共同で小学校の設置及び維持管理を行うことが認められている。

教育法典に定められた事項に係る費用は、コムニオンの義務的支出である。また、教員の住宅（又は住宅手当の支給）、学校用家具の購入及び維持管理、学校の暖房や照明及び単純な労務に携わる職員の報酬等もコムニオンの義務的財政負担とされる。

コムニオン議会は、議決により、児童の家庭の収入に応じた料金体系に基づいて学校給食、学童保育及びスポーツ活動等を実施運営するための学校公庫（caisse des écoles）を設立する。

メールは、コムニオンの学校施設において、その授業時間外に、文化活動、スポーツ活動又は社会活動を実施することができる。

また、コムニオンは、公立小学校の学区を定めるとともに、国と契約を結んでいる私学に対し、経常的経費に充てられる定額補助金を交付する。

ウ 県

1983年7月22日法により、県は中学校の建設、再建、拡張、大規模な改修、施設整備及び運営について責任を負うと定められている。

県は、関係コムニオン又はコムニオン間広域行政組織（以下この節において「コムニオン等」という。）の同意を得て、中学校投資予測計画を策定する。同計画は、州が地方長官に提出する中学校、高校、特別支援教育機関、職業高校、海洋高校及び農業教育機関教育予測計画の内容に適合するものでなければならない。県は、国民教育県評議会の意見を徴した後、人口の均衡及び経済社会的均衡に配慮して、中学校の設立場所、収容生徒数、学区、給食及び寄宿舎の設置について定める。

県は、建設又は再建した中学校の建物の所有者である。地方の自由及び責任に関する2004年8月13日付法律³¹³（以下この章において「2004年8月13日法」という。）の施行日に国が所有していた中学校の不動産については、無償で県に譲渡されることとなった。また、コムニオン等が所有するものについては、その所有者と県の合意に基づき、無償で県に譲渡することができる。

2004年8月13日法により、中学校の維持保全、給食及び生徒の受け入れに従事する職員が県に移譲された。これにより、県はこれらの職員の採用及び人事管理に関して責任を負うこととなった。

また、県は障害者用通学輸送について責任を負う。ほかの県に居住する生徒が生徒総数の10%以上を占める中学校については、中学校が所在する県は、中学生の居住県に当該中学校の経常的経費及び人件費の一部負担を求めることができる。

³¹² 学級の設置又は廃止については、それが学校の設置又は廃止を伴うものでない場合には、単に教員の人事配置に関わる問題となるため、国が決定する。

³¹³ Loi n° 2004-809 du 13 août 2004 relative aux libertés et responsabilités locales

エ 州

州は、高校、障害者のための特別支援教育機関及び海洋高校の建設、再建、拡張、大規模な改修、施設整備及び運営を担う。州は、これらの教育施設及び農業教育機関に関し、ほかの関係自治体の合意を得た上で投資予測計画を策定するとともに、その設置場所、収容生徒数、給食及び寄宿舎の設置について決定する。

州は、国の教育政策及び州内に位置する県の同意に基づき、中学校・高校・特別支援教育機関・職業高校・海洋高校・農業教育機関教育予測計画を策定し、州地方長官に提出する。上記の投資予測計画の内容は、同教育予測計画に適合したものでなければならない。

州により建設又は再建された高校、特別支援教育機関、職業高校、農業教育機関及び海洋高校の建物については、州は自動的にその所有者となる。また、コミューン等又は県が所有している高校、特別支援教育機関、職業高校、農業教育機関及び海洋高校の不動産については、所有者の同意が得られた場合には、州は当該建物の無償譲渡を受けることができる。

州は、高校、特別支援教育機関、職業高校、農業教育機関及び海洋高校の維持保全、給食、生徒の受け入れに携わる職員の採用と人事管理を行う。

NOTRe 法により、障害者用通学輸送に関するサービスを除く通学輸送の権限が県から州に委譲された。州は、通学輸送に関して国民教育県評議会の意見を求めなければならない。州は協定により、通学輸送の組織の全体又は一部を県、コミューン等、混成事務組合、教育機関、保護者や家族の団体に委任することができる。

ほかの州に居住する生徒が生徒総数の 10%以上を占める高校、特別教育機関、海洋高校又は農業教育機関、また、ほかの州から通学する生徒が生徒総数の 5%以上を占める職業高校については、州は、生徒が居住する州に当該教育施設の経常的経費及び人件費の一部負担を求めることができる。負担金の額については、当該州間の協定により定められる。

州は、生徒が負担する通学費を助成することができ、助成の条件については協定により定める。

高等教育機関及び研究は国の事務であるが、州は大学の施設整備や教育・研究環境の整備のために補助金を交付している。また、州は国の政策に基づき、高等教育発展州計画を策定し、州の利益となる複数年度計画を定めることができる。

州は、求職中又は職種変更を望む若年層及び成人の見習い訓練・職業教育州政策を策定し、実施する。また、州は、国、関係地方自治体及び労働組合との協議の下に、職業教育に関する中期的な政策及び優先課題を定める職業教育発展州計画を策定する。

2 文化

(1) 文化行政の法的枠組み

フランスにおいては、第 5 共和国憲法の前文において、国民の平等な文化の享受を保障することが国の義務であると定められている。地方自治体の文化に関する権限については、1983 年 1 月 7 日法、1983 年 7 月 22 日法及び 2004 年 8 月 13 日法がこれを定めている。また、NOTRe 法により、県及び州における一般権限条項が廃止され、特定分野についてのみ権限を有すると定められた。一方で、文化については、スポーツや

観光などと同様に共有権限と定められており、どの階層の地方自治体においても文化に関する取組を実施することが可能である。

(2) 文化行政をめぐる状況

ア 歴史的建造物

2020年のデータ³¹⁴によると、フランスの歴史的建造物数は4万5,415となっている。これを所有者別にみると、個人の45%に次いで、コミューンが43%と大きな割合を占めている。

政教分離に関する1905年12月9日付法律³¹⁵により、それ以前に存在していた宗教的建造物は国、県又はコミューンの所有物となった。コミューンは4万以上の教会を保有しており、その維持管理費についてもコミューンが負担している。

2004年8月13日法により、フランスの歴史的建造物のうち、国务院のデクレで定めるリストに記載された不動産及びそれに付随する動産に関しては、地方自治体はその申請に基づき、国からその所有権の移譲を受けることができることとなった。

イ 文化教育

2004年8月13日法により、地方自治体は、舞台芸術教育初期過程の組織及び財政措置に関する責任を負うことと定められた。パリとリヨンの国立高等音楽舞踏学校は、行政的性格を有する公施設法人であり、文化省の管轄下に置かれる高等教育機関である。2019年時点の県音楽舞踏学校（conservatoires à rayonnement départemental. 略CRD）及び州音楽舞踏学校（conservatoires à rayonnement regional. 略CRR）の数は、それぞれ100及び43である³¹⁶。また、コミューン又はコミューン間広域行政組織音楽舞踏学校（conservatoires à rayonnement communal ou intercommunal. 略CRC/CRI）は236校である。指導者の資格の定義や教育活動の評価は国が行う。

なお、造形芸術教育については、国の高等教育機関のほかに、コミューン等が運営する、国の認可を受けた高等教育機関である地方芸術学校（école territoriale d'art）も存在する。また、コミューンは、職業に活かせる知識を取得するための講座から趣味を楽しむための活動まで、市民に様々な造形教育及び造形活動を提供している。

ウ 美術館・博物館

2023年10月時点において、フランスには1,222の美術館及び博物館が存在する。そのうち、82%が地方自治体の所有である。一方で国は5%であり、地方自治体が運営管理する施設が圧倒的に多い³¹⁷。

エ 図書館・文書館

図書館には国立図書館、コミューン又はコミューン間広域行政組織図書館、県図書館等があるが、2015年には、コミューン又はコミューン間広域行政組織図書館が7,737、県図書館が96となっている。文書館については、1983年7月22日法により文書の収

³¹⁴ Chiffres clés, statistiques de la culture et de la communication : édition 2022（フランス文化省）

³¹⁵ Loi du 9 décembre 1905 concernant la séparation des Eglises et de l'Etat

³¹⁶ フランス文化省 HP, [https://www.culture.gouv.fr/Thematiques/Musique/Enseignement-formation-et-metiers/Structures-d-enseignement-et-de-formation/Les-conservatoires-CRR-CRD-CRC-CRI]（最終検索日 2023年12月8日）

³¹⁷ フランス文化省 HP, [https://www.culture.gouv.fr/fr/Thematiques/Musees/Les-musees-en-France/Les-musees-de-France/Qu-est-ce-qu-un-musee-de-France]（最終検索日 2023年12月20日）

集に関する権限及び文書の所有権が国から地方自治体に移譲され、地方自治体は文書の管理及び活用を行うようになった。

オ その他

フランスの美術館に関する 2002 年 1 月 4 日付法律³¹⁸により、地方自治体及びコミュニケーション間広域行政組織は、国の文化政策に寄与する文化に関する公共サービス（美術館、図書館、メディアライブラリー、音楽学校、芸術学校等）の実施のために、国と共同で文化協力公施設法人（*établissement public de coopération culturelle*）を設置することができることとなった。なお、同法人は、2 つ以上の地方自治体のイニシアティブにより、国の参加なしに設置することも可能である。

2020 年における地方自治体の文化予算³¹⁹についてみると、全体の予算 87 億ユーロのうち、コミューン等の予算は 68 億ユーロと、全体の 4 分の 3 以上を占めている。これは県の 11 億ユーロ、州の 8 億ユーロと比べてはるかに大きい。

(3) 地方自治体の文化行政

ア コミューン

上記のデータからもわかるように、コミューンは文化行政に最も重要な役割を果たす地方自治体であり、多くの文化遺産や文化施設の管理運営を行っている。また、2004 年 8 月 13 日法の規定により、音楽舞踊学校を組織運営している。

多くのコミューンは、フェスティバルや文化イベントの開催などにより、コミューンのイメージアップや観光振興を図っている。

映画に関しては、図書館及び映画館を活性化するための地方自治体の活動に関する 1992 年 7 月 13 日付法律³²⁰により、コミューンは映画館に補助金を交付することができるようになった。

また、コミューンは、歴史的建造物とその周辺の景観保護のため、国との協議に基づき建築・遺産活用区域（*aires de mise en valeur de l'architecture et du patrimoine*）を設定することができる。

イ 県

県の美術館及び博物館の運営管理は、県が行う。また、県は文書の収集、管理及び活用を行うとともに、県内の国の出先機関が所有する文書とコミューンが県に管理を委託する文書の管理も行う。

国の行政サービスの一環で 1945 年に各県に設置された中央貸出図書館（*bibliothèque centrale de prêt*）は、1983 年に県に移譲され、その後 1992 年 7 月 13 日法により県貸出図書館（*bibliothèque départementale de prêt*）、さらに、2017 年 4 月に県図書館（*bibliothèque départementale*）と名称を変更されて今日に至っている。

³¹⁸ Loi n° 2002-5 du 4 janvier 2002 relative aux musées de France

³¹⁹ Culture chiffre Dépenses culturelles des collectivités territoriales de 2015 à 2020

³²⁰ Loi n° 92-651 du 13 juillet 1992 relative à l'action des collectivités locales en faveur de la lecture publique et des salles de spectacle cinématographique

芸術教育に関しては、県は関係コミューンとの協議の下に、音楽、舞踏、演劇に関する教育の組織運営の原則及び財政措置を定める芸術教育発展県基本計画を策定する。コミューンが運営する音楽舞踏学校は、同計画に含まれる。

ウ 州

州の文化に関する権限は、ほかの階層の地方自治体に比べて少ない。州は、自らが所有する美術館及び博物館の管理運営のほか、州の所有する文書の管理及び活用をその権限としている。文書の管理については、協定により県に委任することができる。また、州は国と共に、現代芸術州基金（Fonds régional d'art contemporain）や美術館取得州基金（Fonds régional d'acquisition des musées）等の基金を管理している。

2004年8月13日法により、それまで国の権限であった文化遺産の一般目録の作成は、州が国の学術・技術監督の下にその作成を行うこととなった。なお、ほかの階層の地方自治体がある境界内に存在する文化遺産の目録の作成を希望する場合、州は協定によりその作成を委任することができる。

また、州は舞台芸術の職業教育初期課程を組織するとともに、その費用を負担する。

3 スポーツ

(1) 沿革

スポーツに関しては、身体活動及びスポーツ活動の組織及び促進に関する1984年7月16日付法律³²¹などのスポーツに関連する一連の法律が、2006年に編纂されたスポーツ法典（Code du sport）にまとめられた。スポーツ法典では、「国、地方自治体（途中省略）は、スポーツ活動の促進と発展に貢献する」と、地方自治体の役割が明確にされている。地方自治体は、各階層が持っていた一般権限条項に基づき、どの階層においてもスポーツ振興のための施設の設置や運営、スポーツ団体に対する助成を行ってきたが、NOTRe法の成立により正式に各地方自治体間の共有権限となった。

フランスの金融機関が発行した報告書³²²によると、2022年における地方自治体のスポーツ予算は125億ユーロとなっている。これに対して国のスポーツ予算は65億ユーロで、地方自治体予算の5割程度となっている。また、地方自治体のスポーツ予算を団体の階層別にみると、コミューン等が111億ユーロ、県が8億ユーロ、州が6億ユーロと、コミューン等の予算が約9割を占めている。また、地方自治体の予算を支出項目別にみると、コミューンの支出のうちスポーツは教育に次いで2番目に大きく、コミューン間広域行政組織の支出のうちスポーツは道路、廃棄物処理・清掃、都市開発・サービスに次いで4番目に大きい。以上のことから、コミューン等が地域のスポーツの促進と発展に大きな役割を果たしていることがわかる。

(2) 事務配分

体育及びスポーツ教育は、国の教育カリキュラムに含まれる科目であるため、各階層における地方自治体が建設及び運営管理の責任を負う教育施設において、体育及びスポーツ教育の実践に必要な施設を提供することが教育法典に定められている。なお、学校

³²¹ Loi n°84-610 du 16 juillet 1984 relative à l'organisation et à la promotion des activités physiques et sportives

³²² Groupe BPCE (2023) . LA FILIÈRE SPORT: LES CHALLENGES D'UNE CHAMPIONNE

が属する地方自治体が、体育及びスポーツ教育を実施するために必要な施設を持たない場合は、これを実施するために、教育施設、学校が属する地方自治体、スポーツ施設の所有者の間で協定を締結しなければならない。

ア コミューン等

コミューン等は、プールやキャンプ場など、地域におけるスポーツ施設の建設と運営管理を行うことができる。また、スポーツクラブやスポーツ協会などへの補助金の支出や、スポーツイベントの主催も行う。

また、フランスにおけるスポーツの民主化を目的とした 2022 年 3 月 2 日付法律³²³により、コミューン等が、その地域におけるスポーツ活動の推進と発展を目的とした指針と取組を定める地域スポーツ計画（*plan sportif local*）を作成できることが規定された。地域スポーツ計画の策定に当たっては、スポーツ団体、国、障害者団体、高等教育機関、保健機関などの各代表者と協力することが求められている。

イ 県

フランスでは、ハイキングや登山、スキューバダイビング等のアウトドアスポーツが広く一般に浸透しており、スポーツ省の行った調査では、15 歳以上の 4 人に 3 人、3,400 万人以上がいずれかのアウトドアスポーツをしていると回答している³²⁴。このため、スポーツ法典ではアウトドアスポーツを管理及び促進することを目的として、アウトドアスポーツに関する空間、場所及びルートのための県委員会（*commissions départementales des espaces, sites et itinéraires relatifs aux sports de nature*. 略 *CDESI*）の組織及び管理運営を県の義務的権限として定められている。*CDESI* は、オリンピック・スポーツ委員会、アウトドアスポーツに関連する公認スポーツ連盟、地方議員及び国などの各代表者で構成される。また、*CDESI* はアウトドアスポーツに関する空間、場所及びルートに関する県計画（*plan départemental des espaces, Sites et itinéraires*. 略 *PDESI*）を策定し、県議会議長に報告する責任を負う。

このほか、県は、中学校におけるスポーツ施設の建設と維持管理や、コミューン等と同様にスポーツクラブやスポーツ協会などへの補助金を支出することができる。

ウ 州

スポーツ法典には、スポーツ資源・専門技術・パフォーマンスセンター（*Centre de ressources, d'expertise et de performances sportives*. 略 *CREPS*）³²⁵の設置及び維持運営を州の義務的権限として定められている³²⁶。*CREPS* は、ハイレベルのアスリートや地域のスポーツ選手への支援や、スポーツ、青少年及び教育の分野における指導者のための専門トレーニングの提供などを担っている。

このほか、州は、青少年と一般向けスポーツ活動の実施、全国規模又は国際規模でのスポーツ競技大会が開催できるスポーツ施設の整備などを行う。

³²³ Loi n° 2022-296 du 2 mars 2022 visant à démocratiser le sport en France

³²⁴ フランススポーツ省 HP, [<https://www.sportsdenature.gouv.fr/le-developpement-maitrise-des-sports-de-nature-une-politique-de-terrain#note-1>]（最終検索日 2023 年 11 月 24 日）

³²⁵ フランススポーツ省 HP, [<https://www.sports.gouv.fr/creps-626>]（最終検索日 2024 年 2 月 27 日）

³²⁶ 従来、*CREPS* の設置及び維持運営は国の権限であったが、*NOTRe* 法により権限が州へ委譲された。なお、*CREPS* の理事会には国の代表者も参加しており、現在もお国の関与がある。

エ 国

国レベルにおけるスポーツの促進と発展を担う組織として、国立スポーツ機関（Agence nationale du sport. 略 ANS）³²⁷がある。ANS は、全ての人々がスポーツに参加できる環境を整備することを目的としており、前身である国立スポーツ開発センター（Centre national pour le développement du sport. 略 CNDS）が 2019 年に移行して設立された。特に、オリンピック及びパラリンピック種目におけるハイレベル・ハイパフォーマンスなスポーツの発展を促進している。また、ANS はコミューン等が作成する地域スポーツ計画と、各スポーツ連盟のスポーツ計画との整合性を確保している。

さらに、国はスポーツ選手の安全と保護、健康増進とドーピング防止、スポーツ分野における職業教育の監督及び資格の定義のほか、スポーツ連盟を監督し、国際的なタイトルが授与されるスポーツ競技大会の組織及びそれに対応する選考実施の権限をスポーツ連盟に委譲している。

第 2 節 土地利用と地域整備

1 土地利用

(1) 沿革

フランスにおける土地利用に関する制度が本格的に導入されたのは、1967 年の土地利用基本法（エドガー・ピサニ基本法）³²⁸で、整備基本計画（schéma directeur. 略 SD）、土地占用計画（plan d'occupation des sols. 略 POS）、協議整備区域（zone d'aménagement concerté. 略 ZAC）という都市整備の基本的な手段が整備された。さらに、1983 年 7 月 22 日法により、土地利用に関する計画の策定に関する権限は、県からコミューン等に移譲された。また、都市連帯・再生に関する 2000 年 12 月 13 日付法律³²⁹（略 SRU 法）により、これまでの SD は広域一貫スキーム（schéma de cohérence territoriale. 略 SCOT）に、POS は地域都市計画プラン（plan local d'urbanisme. 略 PLU）に変更された。

(2) 計画の内容

ア 広域一貫スキーム（schéma de cohérence territoriale. 略 SCOT）

SCOT は、SRU 法により導入された都市計画の長期総合計画であり、2022 年 5 月時点において、フランスには 377 の SCOT が存在している³³⁰。コミューン間広域行政組織が SCOT の主な策定主体となるが、土地利用に関する記述のみならず、住宅や交通、経済、環境等の多様な分野における政策が都市計画の一環として総合的に盛り込まれることが特徴であることから、生活圏や雇用圏を共有する複数のコミューン間広域行政組織の領域にまたがってこの計画が策定される例が多い。SCOT は関係自治体間の各種

³²⁷ 国立スポーツ機関 HP, [https://www.agencedusport.fr/]（最終検索日 2024 年 2 月 27 日）

³²⁸ Loi n° 67-1253 du 30 décembre 1967 d'orientation foncière

³²⁹ Loi n° 2000-1208 du 13 décembre 2000 relative à la solidarité et au renouvellement urbains

³³⁰ フランス政府 HP, [https://www.ecologie.gouv.fr/scot-projet-strategique-partage-lamenagement-dun-territoire]（最終検索日 2023 年 12 月 8 日）

政策に一貫性を持たせるとともに、過度の開発を抑制し将来に渡る持続可能な開発の方向性を定めることを目的とする。SCOT と同一圏内では都市交通計画 (Plan de déplacement urbain. 略 PDU) や地域住宅プログラム (Programme local de l'habitat. 略 PLH) 等の地域整備計画が策定されるが、それらの計画は SCOT の下位に位置付けられ、それぞれ政策間に整合性と一貫性を保つ仕組みとなっている。

計画の内容は、2つの主要部 (戦略的開発計画 (Projet d'Aménagement Stratégique. 略 PAS)、図面を付けた方針・目標文書 (DOO)) と、環境影響評価書などの付録 (des annexes) から成る。法律上の策定義務はないが、SCOT が策定されていない場合、コミューンは地域都市計画プラン (後述) において新たな市街地が開発されることを防ぐ限定的都市化の原則 (Principe d'urbanisation limitée) に従う必要がある。このため、土地の開発や建築行為等により将来的に都市化を目指すコミューン間広域行政組織は、SCOT を策定する必要がある。県は、計画策定時の法定諮問団体として意見を表明できるが、コミューンに受入れ義務はなく、事後的に合法性を審査する権限しか持たない。コミューン等で SCOT の策定が決定されると、区域内の各コミューン議会の3分の2以上の賛成で区域が決定する。策定主体であるコミューン間広域行政組織に加えて、国や県も策定に参加できる。これらの組織に加え、地方長官、州議会議長、県議会議長等から意見を聴取し、公開意見聴取を経て、コミューン間広域行政組織の議会で承認される。

イ 地域都市計画プラン (plan local d'urbanisme. 略 PLU)

PLU は、コミューン等のレベルで策定される都市開発の総合計画であり、当該計画に相応した土地利用や開発ルールを設定する。SRU 法によって SCOT の下位計画として導入された文書であり、SCOT が広範地域の多様な政策分野にかかる開発計画を定めているのに対し、PLU は実際に開発が行われるコミューン等の土地利用計画としての性格が強く、PLU に定められた方針や規則に基づき建設許可等の土地利用に関わる事務が行われる。なお、コミューン間広域行政組織レベルで作成された計画のことをコミューン間地域都市計画プラン (Plan local d'urbanisme intercommunal. 略 PLUi) という。PLU(i) は SCOT 及びその下位計画である PDU、PLH の更に下位に位置付けられ、それぞれとの整合を義務付けられることにより地域政策の一貫性や実効性が担保されている。PLU(i) は、①説明報告書 (Rapport de présentation)、②空間整備・持続可能な開発プロジェクト (Projet d'aménagement et de développement durables. 略 PADD)、③整備・プログラム方針 (Orientation d'aménagement et de programmation. 略 OAP)、④その他の規則などの文書で構成され、基本的な構造は SCOT と類似性がある。策定責任はコミューン等にあるが、法律上の策定義務はない。国は法律で PLU(i) への策定参加が規定されているが、州と県は参加を希望する場合のみ関与できる。計画に参加した組織に加えて関係機関から意見聴取を行い、公開意見聴取を経てコミューン等議会で計画が承認される。PLU により指定される用途地域は、原則的に建築可能な都市地域 (U) と建築が制限される自然地域 (N) に大別されるが、仏国土の9割以上は自然地域である。PLU(i) によって建築制限が排除されるため、多くのコミューン等で策定されている。PLU(i) を持たないコミューン等では全国都市計画規則 (Règlement national d'urbanisme. 略 RNU) が適用され、各コミューン等の所在する県の地方長官が管轄する。なお、直接私有権を拘束する PLU(i) は、直近上位

の計画に当たる SCOT と整合していなければならないが、更に上位の計画に対してまで整合させる必要はない。しかし、SCOT が無い場合には、1 つ上の上位計画との整合性が求められる。

ウ コミューン土地利用図 (carte communale)

コミューン土地利用図は、PLU(i)を持たないコミューン等が作成することのできる文書である。説明報告書と付属地図で構成され、SCOT 等の上位計画との互換性の下で、当該自治体内を建設可能区域と建設不可能区域に区分することができる。財政的、技術的な制限のある中小規模のコミューンでも策定が進むよう比較的簡易な構造となっているが、その対象区域下には国の定める都市計画一般規則 (Règles générales d'urbanisme) が適用されることとなるため、PLU(i)のように、建築用途や性質など建築時のルールを自治体で独自に設定することはできない。また、既に都市化されている区域外での建物の建設は原則不可能となる。

(3) 土地の整備方法

土地利用に関する計画により用途を定めた土地は、次の方法などで整備が進められる。

ア 市街地先買権の設定 (droit de préemption urbain. 略 DPU)

DPU は、PLU を備えたコミューン等が、都市区域、市街化予定区域等一定の区域 (長期整備区域を除く) について設定する不動産の先買権のことをいう。地域住宅政策の実施、公共用施設の建設等一定の整備事業などの目的で PLU を備えたコミューンのみが設定できる。市街地先買権が設定されると、区域内に不動産を所有する者は、譲渡意思の届出が義務付けられる一方、先買権者に対して買取り請求権を自由に行使できる。

イ 長期整備区域 (zone d'aménagement différé. 略 ZAD)

ZAD は、基本的には市街地先買権と同じであるが、コミューン等がより強力な先買権により住宅整備、観光振興及び公衆衛生などの行政目的で土地資産形成・区域整備を進めるために設定される区域である。指定した長期整備区域の中で協議整備区域の事業を逐次実施していくこともよく行われる。市街地先買権の界域に長期整備区域が設定されると、当該長期整備区域内の先買権のみが適用される。長期整備区域設定の決定は、県地方長官が行う。長期整備区域による先買権は、コミューン等や混合経済会社など県地方長官の指定を受けた者が行う。

ウ 協議整備区域 (zone d'aménagement concerté. 略 ZAC)

ZAC は、居住用、商業用、工業用等建築物及び公衆用施設の実現のために公的団体、整備者、建設者及び関係住民が協議を通じて合意形成を図りながら、一定の法律手続にしたがって土地の整備開発を行うために設定される区域である。具体的には、コミューン等が、住宅その他の施設用地として一定区域内の土地を取得し、施設の整備を施した後建設主体に譲渡する方式で行われる。事業を発意する主体は公共団体や公的機関などでなければならないが、事業の実施主体は、発意者が直接実施する方式、公的整備機関に委任する方式、混合経済会社が実施する方式、契約により私人に委託する方式がある。このため、契約により事業実施を民間に委託し、公的団体のコントロールの下、官民共同により事業実施ができることが大きな特徴となっている。区域整備計画が定められた場合、PLU の規定は、原則として適用されなくなるなど、一般の都市計画法の適用が排除される。

2 地域整備

(1) 沿革

フランスでは、地域開発における地方自治体の役割は、介入の可能性はあってもわずかなものであった。地方自治体の経済的活動等は、法令ではなく通達によって規制されたが、1970年代の経済危機以後は地域開発の概念が徐々に豊かになり、合法であるか否かを問わず地方自治体の介入は増大していった。そして、1982年地方分権法により地方自治体の経済分野への関与が認められ、地域開発は急速に発展することとなった。

1990年以降、フランス中央部及び西部の人口減少、地域間不均衡の拡大、農村部の過疎化などの問題が深刻化し、国による国土整備が再開され、1992年の共和国国土行政基本法（通称「ATR法」）³³¹により国土整備の方式が基本的に改革され、国と地方自治体が国土整備と地域開発の権限を分かち合うことが明確にされた。また、国土整備や地域開発に関わる多くの機関や規定が乱立し、制度が複雑化していたことから、1995年には国土整備・開発基本法（通称「パスクワ法 (loi Pasqua)」）³³²が制定され、国土整備に初めて包括的な法的枠組みが設定された。これ以後は、国土整備はあくまでも国が主体であり、地方を尊重しながら地方自治体と協力して行うことが明確になった。

(2) 各機関の役割

ア 国

国は、仏全土に及ぶ国土・地域開発の権限を有する。その範囲は、都市の骨格の定義・発展・強化、新都市の創設、農村部の整備・開発・保護、経済活動の開発、企業立地、社会基盤整備開発計画（高速道路、国道、鉄道、港湾、航空路、電話）、ソフト面での社会基盤整備（通信、高度情報化等）、経済的影響力のある大規模施設（大学、研究所等）の誘致、過疎地域の観光開発等である。

(ア) 地方開発・国土整備問題省庁間委員会（Comité interministériel d'aménagement et de développement du territoire. 略 CIADT）

首相が議長を司るこの委員会は、国土整備に関係する省庁により構成される。経済変化の予測、地域交通の利便性向上による農村部と都市部の均衡的発展の促進、地域計画の分野における国と地方が関与する欧州の手續及び契約に関する取り決めの定義と実施を通じて、「国土の魅力」(attractivité)、「競争力」(compétitivité)、そして「社会的な安定と連帯」(cohésion sociale)に関する国土整備諸政策の基本的決定を下す。

(イ) 国家地域統合庁（Agence nationale de la cohésion des territoires. 略 ANCT）

³³³

ANCTは、地域平等総合開発庁（Commissariat général à l'égalité des territoires. 略 CGET）、商業・手工業空間整備・再建全国機関（Etablissement public d'aménagement et de restructuration des espaces commerciaux et artisanaux. 略 EPARECA）及びデジタル庁（Agence du numérique）が合併して2020年に設立された。地域計画、地方自治体、都市政策を担当する大臣の下に置か

³³¹ Loi n° 92-125 du 6 février 1992 relative à l'administration territoriale de la République

³³² Loi n° 95-115 du 4 février 1995 d'orientation pour l'aménagement et le développement du territoire

³³³ 国家地域統合庁 HP, [https://agence-cohesion-territoires.gouv.fr/]（最終検索日 2024年2月27日）

れ、地方自治体が実施する様々な事業に必要な技術的・財政的な支援を、各地域間のニーズに合わせて実施する。地方自治体がどのような支援を求める場合においても、ANCTの窓口は地方長官となり、地方長官はそのニーズに応じて関係省庁や事業者などから必要な人材を結集させる。

イ 州

州は、各地域の大型プロジェクトの方向を決定する役目を担っている。州は、経済開発の分野（産業、手工業、農業、漁業、海洋養殖）に関しては、地域開発や雇用に貢献する企業投資に対して国の援助資金を割り当てることができる。また、金融会社へ資本参加できるほか、農村整備、政策計画、国土整備に関しては、ほかの自治体も参加する州計画を策定する。さらに、省庁間観光整備委員会（Comité interministériel du tourisme）に全面的又は部分的に参加するほか、都市政策に関しては、土地占有計画や整備基本計画の作成に参加する。

ウ 県

県の権限には、「地域整備・施設整備」及び「社会・文化活動」の2つの領域がある。前者には、農村部施設整備プログラムの策定や、コミューン間憲章の対象区域の指定に関する意見表明、県道及び国道（一部）の建設、維持などがある。また、後者としては、投資支出の1%を文化施設整備、運営事業に充てることなどが挙げられる。

エ コミューン等

コミューン等は、住民に身近な行政単位として、都市政策、社会生活、経済活動に深く関わっている。コミューン等の地域開発に関する権限は、道路の維持管理、産業・商業地区の開発整備計画への参加、都市計画の作成（土地占有計画、都市整備基本計画等）、都市計画関連許認可（建設・撤去許可、都市計画適合証書交付）などである。

オ 地方レベルの関係機関

地方レベルの主な地域開発実施機関としては、次のようなものがある。

(ア) 会議所 (chambre consulaire)

会議所は、国の公施設法人であり、管轄する職業群の全体の利益を代表し、経済活動を活性化する任務を有する。

(イ) 地方混合経済会社 (société d'économie mixte locale. 略 SEML)

地方混合経済会社は、50%を超える公共セクターの資本と民間セクターの資本によって結成される株式会社である。

(ウ) 雇用委員会 (comité de bassin d'emploi. 略 CBE)

雇用委員会は、地方議員、企業の代表及び従業員労働組合の代表から構成される。経済開発に関わる様々なパートナー間における協議を行うとともに、経済プロジェクト立案者に対する受け入れ、助言、サポートも行う。

(エ) 経済発展委員会 (comité d'expansion économique. 略 CEE)

経済発展委員会は、地方のイニシアティブ（議員、企業経営者、会議所又は職業団体）により、既存企業の支援、創業支援及び企業誘致を目的に1950年代に設立された非営利社団である。

(3) 地域開発の方法

ア 契約方式

(ア) 国・州間計画契約 (**contrat de projets Etat-région. 略 CPER**)³³⁴

国・州間計画契約は、国がある州の圏域内の全体的な戦略に対して契約する方式である。その手続は1982年7月29日法で定められ、当初は *contrat de plan Etat-région* と呼ばれていたが、「国土の競争力と魅力」(*compétitivité et attractivité des territoires*)、「持続可能な発展」(*développement durable*)、そして「社会的な安定と連帯」(*cohésion sociale*)の3点をその具体的な優先事項とするようになった。2006年から、*plan* よりも具体的な計画を意味する *projet* の語が使われるようになった。

この方式は、国、地方自治体、さらには欧州連合それぞれの優先課題に一貫性を持たせて地域開発を進めることができるという利点を有する。国と地域の関係者が協力し合うことにより、欧州連合の資金も得ることができる。また、州の圏域内の全体に対する契約であるため、戦略的開発を最も必要としている小規模コミューンをも組み込むことができる。契約は、プロジェクト、出資計画及び複数年計画に基づく具体的及び綿密なプログラムに対して結ばれるものである。

州地方長官と州議会議長は、契約交渉に入る前にまず地域開発の優先課題を決定するが、州はあらかじめ契約の基盤となる開発計画を作成しておく必要がある。

(イ) 領土開発契約 (**Contrats de développement territorial. 略 CDT**)

領土開発契約は、首都圏を活性化させるために、地方自治体と国が策定する契約である。これらの契約は、特に首都圏の公共交通網が整備された地域の経済的、社会的、都市的開発を促進する。契約期間は15年間である。

(ウ) コミューン間開発整備基本協定 (**charte intercommunale de développement et d'aménagement**)

コミューン間開発整備基本協定は、農村部にある、いくつかのコミューンが集まる地域を対象とする。国土管理、観光開発、経済開発などを対象とし、コミューンの経済、社会、文化的開発の中期的展望を定め、適切な行動プログラム及び公共施設・サービスの組織・運営条件を決定するものである。この計画は、州地方長官の承認を得た後、州計画、県援助プログラム、土地利用計画などの検討過程において考慮される。

イ 地方自治体に対する財政援助方式

地域開発の実施に際して、国から地方自治体に対する財政援助により実施する方式もある。国が地方自治体に対し、付加価値税補償基金 (*fonds de compensation de la TVA. 略 FCTVA*)、農村地域整備交付金 (*dotation d'équipement des territoires ruraux. 略 DETR*)、地方投資支援交付金 (*dotation de soutien à l'investissement local. 略 DSIL*)、県投資支援交付金 (*dotation de soutien à l'investissement des départements. 略 DSID*)、都市開発交付金 (*dotation Politique de la Ville. 略 DPV*) などにより援助する。

³³⁴ フランスエコロジー移行・地域結束省 HP, [<https://www.ecologie.gouv.fr/contrats-plan-etat-region>] (最終検索日 2024年2月27日)

ウ 地方自治体による財政措置

地方自治体は、経済開発のため、民間企業に対して直接又は間接に援助を行うことができる。直接的な援助の例として、企業設立州補助金（prime régionale à la création d'entreprise）、雇用州補助金（prime régionale à l'emploi）などがある。

第3節 福祉・保健衛生

1 概要

フランスの社会保障（protection sociale）は、保険料によって賄われる社会保険（assurance sociale）と、これを補足する社会扶助（aide sociale）及び社会福祉事業（action sociale）等に分けられる。フランスの社会保障制度は、社会保険を中心とした制度となっている。

社会保険は、主に医療保険・老齢年金保険・家族給付を含むセキュリテ・ソシアル（sécurité sociale）と、失業保険、補足年金等に分かれる。

社会扶助は、社会保険の給付を受けない障害者、高齢者などの救済を目的として、国及び地方（主に県）が実施する給付金制度であり、連帯（solidarité）制度とも呼ばれる。医療扶助のほか、高齢者、障害者、家族、児童などへの扶助で構成されている。受給には所得が一定額以下であることが条件となっている。

社会福祉事業は、社会扶助の範疇を越えて、日々の生活における多くの分野において実施されるサービスであり、社会住宅、高齢者・障害者・児童に係る福祉事業及び「排除との闘い」（lutte contre l'exclusion sociale：貧困等が原因で社会から疎外される人々を救済する事業）等がある。

一方、保健衛生行政は、1946年憲法の前文で国にその責務を認めており、分野としては、廃棄物処理、上下水道、墓地・葬儀サービスから、ワクチン接種、癌予防、母性・小児保護などの保健予防、麻薬中毒・アルコール中毒対策、エイズ検診、感染症対策など多岐に渡る。

現代では、フランスにおいても福祉行政と保健衛生行政は融合しつつあり、必ずしも明確に区別しうるものではなくなりつつある。

2 基本法

福祉関係では1956年1月24日デクレ³³⁵を基本とする「家族・社会扶助法典」（Code de la famille et de l'aide sociale）、社会制度の各種措置に関する1987年7月30日付法律³³⁶を基本とする「社会保障法典」（Code de la sécurité sociale）のほか、多数の法律が存在する。

³³⁵ Décret du 24 janvier 1956 portant création d'une commission chargée de coordonner les échanges internationaux dans le domaine communal

³³⁶ Loi n° 87-588 du 30 juillet 1987 portant diverses mesures d'ordre social

保健衛生に関する主な規定は、1953年10月5日デクレ³³⁷により「公衆衛生法典」(Code de la santé publique)に法典化されている。これは、1945年11月2日オルドナンス³³⁸によって母子保健予防について定められた母性及び小児保護法と、1945年10月18日オルドナンス³³⁹によって定められた6歳以上の学童の健康診断、保健予防、衛生教育等を使命とする学校保健サービスについて法典化したものである。

3 供給組織の多様性

社会保障及び保健衛生事業は、様々な組織から供給され、それぞれ歴史と個性を持ち、全体のシステムの中で連携とバランスを取りつつ発展してきた複雑なものとなっている。社会保障の運営機関には、全国家族手当公庫(CNAF)、全国老齢保険公庫(CNAV)、全国医療保険公庫(CNAM)、補足年金制度連合(Agic-Arrco)などがあり、それらの法的身分は、1901年法³⁴⁰によるアソシアション(非営利社団)、民間組織、国の公施設法人など多岐に渡る。社会扶助・社会福祉及び保健衛生事業を行う行政主体については、地方自治体レベルでは州、県、コミューン及びコミューン社会福祉センター(Centres communaux d'action sociale. 略CCAS³⁴¹)が、国レベルでは、社会保障局(Direction de la Sécurité sociale. 略DSS)、国家公衆衛生庁(Santé publique France. 略SPF)、州保健庁(Agence régionale de santé. 略ARS)などがそれぞれの役割を持っている。

4 事務配分

(1) 国

社会保障については、社会保険局(Direction de la Sécurité sociale. 略DSS)が主にこれを所管している。DSSは経済・財政・産業・デジタル省、保健予防省、労働・雇用・統合省など、複数の省の管轄下に置かれており、公共政策の立案と法的ルールの定義及び設計、社会保険財政の運営管理、社会保険機関の運営管理監督のほか、欧州及び国際社会保障協定の交渉及び監視などを行っている。

保健衛生行政については、保健予防省(Ministère de la Santé et de la Prévention)の監督下にある公施設法人である国家公衆衛生庁(Santé publique France. 略SPF)及び州保健庁(Agence régionale de santé. 略ARS)が主にこれを所管している。SPFは、国民の健康を効果的に保護・改善することを目的として、疫学的観察と国民の健康状態の観察、健康促進と健康リスク低減のための施策、疾病予防と健康教育の展開、衛生上における危機への警戒、備え及び対応などの責務を負っている。一方、ARSは、公衆衛生の向上を目的として、公衆衛生水準の監視、タバコ・アルコール依存対策、エイズ対策、麻薬対策等の予防活動、水質、廃棄物、住環境、騒音

³³⁷ Décret n° 53-1001 du 5 octobre 1953 portant codification des textes législatifs concernant la santé publique

³³⁸ Ordonnance n° 45-2658 du 2 novembre 1945 relative aux conditions d'entrée et de séjour des étrangers en France

³³⁹ Ordonnance n° 45-2563 du 18 octobre 1945 instituant un Commissariat à l'énergie atomique et aux énergies alternatives

³⁴⁰ Loi du 1er Juillet 1901 et la liberté d'association

³⁴¹ 複数のコミューンが共同で設立する場合は Centre intercommunal d'action sociale (略CIAS) という。

及び栄養改善等の生活環境・衛生対策などのほか、医療制度の効率性の管理、緊急医療及び医療設備等の改善による医療体制の向上などの責務を負っている³⁴²。

(2) 県

2014年 MAPTAM 法の施行により、県には高齢者・児童・家族・障害者の扶助など、法定社会扶助の権限が州から移譲されたほか、県単独の給付の創設や任意の社会福祉事業の実施が認められている。法定社会扶助の1つであり、日本の生活保護制度に当たる最低限の収入を保証するための積極的連帯収入制度 (Revenu de solidarité active, 略 RSA)³⁴³は、県の事務である。RSA の対象者は、25歳以上の者、18歳以上25歳未満の者で1人以上の子(既に生まれている又はこれから生まれる子)の扶養義務を負う者、また、25歳未満で子供を持たない者については、直近の3年間で少なくとも2年間就労した者である。支給額は、家族と労働収入の状況により異なる。RSA では、就労を促進するため、社会保障最低賃金で労働する場合には、RSA の支給が維持され、収入が増える仕組みになっている。RSA の対象者への支払いは家族手当公庫 (Caisse d'allocations familiales, 略 CAF) 及び農業社会共済 (Mutualité sociale agricole, 略 MSA) により行われる。

社会福祉事業については、児童虐待対策、家庭に問題のある児童への対応、若者の社会適応支援、低所得者向け社会住宅、都市計画(バリアフリー対策など)などを行っている。様々な社会扶助給付関係の事務や各種社会福祉事業の実施は、コミュニケーションやコミュニケーション社会福祉センター(CCAS)にも認められているが、事業を実施できないような小規模コミュニケーションにおいては、県が出先機関として保健福祉センター(Centre médico-social, 略 CMS)等を地域ごとに設立して対応している例が多い。

保健衛生事業については、母子保健サービスや家庭における母子健康保護、ベビーシッターの認可や里親の承認など、社会福祉の側面を持つものがほとんどであり、保健衛生分野における直接的な権限は有していない。

(3) コミューン及びコミュニケーション社会福祉センター(CCAS)

コミュニケーションは、県とともに社会扶助給付に関して受付等の事務を法律で義務付けられ、CCAS がその実施責任を負う。このほか、コミュニケーションは社会扶助以外の各種社会福祉事業を実施することが認められている。ただし、社会住宅の割当権限については、国、ほかの地方公共団体、コミュニケーション間広域行政組織、低所得者向け社会住宅管理機構などの様々な機関と協定を結ぶ必要がある。この協定により、権限に関する条件や詳細が定められるため、独自に実施できる事業は少ない。これらの事務の実施主体は、CCAS、コミュニケーション直営、公的法人への委託など様々である。

CCAS は独立した公施設法人で、保健・社会関連諸法律を社会扶助・保健に関する権限移譲に適合させる1986年1月6日付法律³⁴⁴により、前身の社会福祉事務所を母体

³⁴² SPF と ARS の役割の違いについては、当協会発行 CLAIR REPORT No.522 「フランスにおける予防医療制度と先進自治体ナルボンヌ市の取組」(P7)を参照。

³⁴³ フランス連帯・保健省 HP, [<https://solidarites.gouv.fr/le-revenu-de-solidarite-active-rsa>] (最終検索日2024年2月27日)

³⁴⁴ Loi n° 86-17 du 6 janvier 1986 adaptant la législation sanitaire et sociale aux transferts de compétences en matière d'aide sociale et de santé

として誕生した。社会扶助関係の事務のほか、ヘルパーの派遣や配食サービス等の在宅福祉、老人ホーム、低家賃住宅などの社会住宅、社会センター、保育・託児所、授産所、余暇促進、障害者への住宅及び交通サービス、失業者対策などの施策の実施、管理、指導を行っている。また、コミューンは県の権限である社会扶助について、その費用を負担する。その割合は県によって異なる。

保健衛生事業については、無料予防接種のキャンペーンの実施、住民の生活に関する環境全てと、街全体及び住居の衛生的管理、住民が消費するための水の供給や汚水処理などを行っている。このほか、医療機関の監督委員会又は ARS の各種委員会への参加や、医療サービスの提供が不足している地域において、医療従事者の配置や維持のための補助金を配分することも可能である。

第4節 産業・経済

1 商工業振興

(1) 概要

フランスでは、基本的に国が経済・社会政策を行い、雇用を維持する責任を負っている。地方自治体も国の一連の雇用政策に協力することで地域の経済発展に大きく寄与してきたところであるが、地方自治体の介入により自由競争ルールが歪められることや、地方財政が経済活動により大きなリスクを負うことを避けたい国によって、地方自治体による経済活動は厳しく規制されてきた背景がある。しかしながら、1982年地方分権法及び1983年の権限配分法³⁴⁵の制定によって、国から州に経済分野に関する権限移譲が進み、各州は経済計画を策定し、それに基づく域内企業の支援政策を行うことが可能になった。

戦後、政治経済の中心が過度にパリに集中していたフランスでは、均衡のとれた領土発展のため、1950年代の工業の地方立地移転政策をはじめとしたパリに対抗する地方都市の育成が進められ、中規模都市における第二次産業の比重を高めることとなった。しかし、産業の高次化と脱工業化が進む現代のフランスにおいて、この特徴は、将来の地域産業の衰退リスクとして捉えられている。また、EU統合後は、ヨーロッパ規模で進む都市間競争の激化への対応にも迫られることとなった。その結果、複数の都市地域の協力と連携により、経済分野をはじめ交通、教育等の発展を目指すメトロポールが設立され、地域経済の活性化を目指している。

(2) 地方自治体の役割

経済開発における地方自治体の役割としては、地方自治体ごとに多様な取組がなされている。その中でも州が主要な役割を担っており、コミューン間広域行政組織と連携し、地方の経済開発を支えている。

県も経済開発に関する権限を一定程度持っているが、その主な役割は州の経済開発政策を補完するものに限られている。

³⁴⁵ Loi n° 83-8 du 7 janvier 1983 relative à la répartition de compétences entre les communes, les départements, les régions et l'Etat

州は「経済開発、イノベーション、国際化に関する州計画 (schéma régional de développement économique, d'innovation et d'internationalisation. 略 SRDEII)」を策定する³⁴⁶。地方自治体総合法典 (以下この章において「CGCT」という。) では、この州計画を定め際は、メトロポールを始めとするコミューン間広域行政組織と協議することを義務付けている³⁴⁷。

域内の経済開発に関する助成金制度の設立等に関しては、州のみが排他的な権限を有している³⁴⁸。一方で、コミューン間広域行政組織が同制度を実施するには、州と契約を締結する必要があり、この場合、州が定めた範囲内で助成を実施することができる。

スタートアップ企業の創出を目的とするインキュベーターなどの組織に対しては、州は単独で補助金を出すことができる。また、コミューン間広域行政組織の中で、メトロポールは単独で補助金を出すことができるが、それ以外のコミューン間広域行政組織については州と協定を結ばないと補助金を出すことができない³⁴⁹。

州はさらに、営利企業への資本参加も一定の条件下で認められているが³⁵⁰、逆にメトロポールのような大規模なコミューン間広域行政組織は、資本参加は禁止されている³⁵¹。ただし、州とメトロポールにおいては、混合経済企業 (société d'économie mixte locale. 略 SEM)³⁵²や技術移転促進会社 (Société d'accélération du transfert de technologies. 略 SATT)³⁵³への資本参加は認められている。

一方で、事業用地の支援については、コミューン間広域行政組織のみが権限を有しており、州が実施する場合は、コミューン間広域行政組織が決めた企業に対して、共同参加という形を取る必要がある³⁵⁴。

2 農業振興

(1) 概要

フランスは、歴史的に主要な農業国であり、2021年にはおよそ700億ユーロの農産物・食品を輸出し、これは2000年の1.8倍に相当している。2021年の推定農業生産高は816億ユーロで、フランスは欧州の総生産の17%近くを占め、ドイツやイタリアを大きく引き離し、依然として欧州有数の農業国である³⁵⁵。

一方、農産物の国際貿易が好調な中、フランスは輸出市場シェアが低下している数少ない農業国のひとつであり、世界第2位の輸出国だったが、過去20年の間で5位とな

³⁴⁶ “La région est la collectivité territoriale responsable, sur son territoire, de la définition des orientations en matière de développement économique.”, CGCT, Article L4251-12

³⁴⁷ L'article L4251-14 du CGCT précise que "le projet de schéma est élaboré par la région en concertation avec les métropoles, la métropole de Lyon et les établissements publics de coopération intercommunale à fiscalité propre."

³⁴⁸ CGCT 第 L1511-2 条

³⁴⁹ CGCT 第 L1511-7 条

³⁵⁰ CGCT 第 L4211- 8°bis

³⁵¹ CGCT 第 L2253-1 条

³⁵² 混合経済企業 (société d'économie mixte locale. 略 SEM)。第8章第3節を参考。

³⁵³ 技術移転促進会社 (Société d'accélération du transfert de technologies)。公的研究施設等で、イノベーションを期待できる発明を発掘して、地方における民間セクターへの橋渡しすることを目的として設立。

³⁵⁴ CGCT 第 L1511-3 条

³⁵⁵ Vie publique, Agriculture française : une puissance mondiale qui decline, HP[<https://www.vie-publique.fr/en-bref/286593-agriculture-francaise-une-puissance-mondiale-qui-decline>] (最終検索日 2024年1月21日)

った。現在のフランスの貿易黒字は、輸出量ではなく、ワインや蒸留酒などの高価格帯の輸出品によって成り立っている。また、フランスの食品輸入は 2000 年以降倍増し、2015 年以降、EU に対して貿易赤字となっている。さらに、農家数の減少、農地面積の減少、農業食品部門への投資不足などが影響し、フランスの農業生産力は年々低下している³⁵⁶。

EU では、1962 年に施行された共通農業政策（politique agricole commune. 略 PAC 政策）³⁵⁷を通じて、農業の近代化と生産の発展を促進する取組を行い、EU 全体での農業生産の均衡化や農産物の安全管理、また地域の持続的発展に不可欠な環境保全の取組に注力している。現在、気候変動への取組を含めた 5 ヶ年計画（CAP2023-2027）を実施している。

国では、EU の共通農業政策に基づき、フランス独自の農業振興政策を策定し、農業関係者への優遇税率の適用や補助金の交付、各地方自治体による国土整備分野や地域経済振興分野における様々な取組が実施されている。農業を取り巻く環境の変化に対応するため、2006 年 1 月に「農業方針法」（loi d'orientation agricole）を制定し、①農業企業振興、②農業者の労働条件や生活の改善、③消費者需要への対応、④自然環境への配慮、⑤農業行政制度改革の 5 つを取り組むべき課題として規定し、各種優遇税制の適用や補助金制度を実施している。

（2）地方自治体の役割

農業分野の統制及び農業政策は、主に国や農業・食料主権省（Ministère de l'agriculture et de la souveraineté alimentaire）等の責任である。そのため、地方自治体は主要な責務を負っていないが、コミューン及びコミューン間広域行政組織並びに州においては、農業分野でいくつかの役割を担っている。

コミューン及びコミューン間広域行政組織は、農業分野では権限を持たないが、地産地消を優遇する食料政策を策定している。例えば、その地域で生産された農作物を食堂に供給するシステムの構築や、農家の就農の支援及び特定の農業部門を優遇する土地管理政策を実施している。

州は、国と調整し、地域の農業政策を決定する権限を持っている。農村・漁業法典第 L111-2-1 条によれば、「持続可能な農業のための地域計画（plan regional de l'agriculture durable. 略 PRAD）は、地域の特性や経済・社会・環境問題を考慮し、地域における農業・農業食品・農業産業政策の大まかな指針を定めるもの」と定めている。この計画は、州の地方長官及び州議会議長が共同で策定する³⁵⁸。

³⁵⁶ Vie publique, Rapport d'information (...) sur la compétitivité de la ferme France,HP[<https://www.vie-publique.fr/rapport/286582-rapport-d-information-sur-la-competitivite-de-la-ferme-france>]（最終検索日 2024 年 1 月 21 日）

³⁵⁷ Commission européenne, La politique agricole commune en bref,HP[https://agriculture.ec.europa.eu/common-agricultural-policy/cap-overview/cap-glance_fr#thebenefitsofthecap]（最終検索日 2024 年 1 月 21 日）

³⁵⁸ Agir pour l'alimentation locale, COMMENT LES COLLECTIVITÉS TERRITORIALES PEUVENT SOUTENIR UNE AGRICULTURE LOCALE RESPECTUEUSE DE L'ENVIRONNEMENT ET DU CLIMAT?,HP[<https://agirpourlalimentationlocale.fr/fiches-juridiques-comment-les-collectivites-territoriales-peuvent-soutenir-une-agriculture-locale-respectueuse-de-lenvironnement-et-du-climat/>]（最終検索日 2024 年 2 月 5 日）

2014年のMAPTAM法により、州はフランス農業に割り当てられた欧州基金のおよそ20%を管理しており、この割り当ては2015年から2020年までの5年間の予算枠で23億2,000万ユーロであった。州ごとの政策は、持続可能な農業のための地域計画（PRAD）に沿って策定されたものであるが、この資金の分配は国の政策方針によって決定される。

また、州は、経済開発や職業訓練、地域計画においても主導的な役割を担っており、このような枠組みの中で、国の政策方針に沿って地域農業を支援・指導することができる。

3 観光振興

(1) 概要

地方自治体は観光振興に関して、重要な役割を担っている。「観光に関する権限の分配に関する1992年12月23日法」³⁵⁹では、観光政策は政府と地方自治体で調整され、策定及び推進されることが規定されている。

フランスは世界有数の観光地であり、2019年には9,000万人の外国人観光客がフランスを訪れた。観光業はGDPのおよそ8%を占め、200万人以上の雇用を生み出している。新型コロナウイルス感染症の大きな影響に対処するため、また、今後10年の観光業の発展と変革のために、政府は、「デスティネーションフランス」³⁶⁰を策定し、2024年まで19億ユーロの財源を観光業に充てている。

国は、観光政策を定め、地方自治体や関係団体と連携し、全国的な観光プロモーション活動を行う。

(2) 地方自治体の役割

地方自治体の観光行政³⁶¹において、州は、主導的な役割を担い、域内の観光行政の中期目標計画の策定、観光開発・プロモーション・観光情報の提供の分野における官民連携の調整を行い、州観光委員会（comité régional du tourisme）を通じたプロモーション活動等の権限を与えられている。

県は、州の観光行政計画の枠内で県の観光行政計画を策定し、県観光委員会（comité départemental du tourisme）を設立し、観光局（office de tourisme）へ観光政策の実施の全て又は一部を委託する。また、ウォーキングルートやハイキングルート、自動車ルートを策定する。

コミューンとコミューン間広域行政組織は、観光局を設立し、観光客の受け入れ、情報サービスの提供などを実施している。多くのコミューンでは、コミューン議会の決定により滞在税³⁶²（任意税）を導入している。県と州はコミューンが課税する滞在税の付

³⁵⁹ Loi n° 92-1341 du 23 décembre 1992 portant répartition des compétences dans le domaine du tourisme

³⁶⁰ Entreprises government, LE PLAN DESTINATION

FRANCE,HP[<https://www.entreprises.gouv.fr/fr/tourisme/plan-destination-france>]（最終検索日 2024年1月22日）

³⁶¹ Collectivites locales, LE TOURISME,HP[<https://www.collectivites-locales.gouv.fr/competences/le-tourisme>]（最終検索日 1月22日）

³⁶² 第7章（6）を参照。

加税として、税を課すことができ、地方自治体の観光促進を目的とした支出に充てられている。

第5節 消防・保安・警察

1 消防・保安

(1) 概要

フランスでは、消防当局が、主に消火及び救助（service d'incendie et de secours）を所管しており、一方、救急医療援助組織（service d'aide médicale urgente. 略 SAMU 以下この章において「SAMU」という。）が救急医療を所管している。

2022年時点で、フランスには25万4,800人の消防士がおり、職業消防士（sapeurs-pompiers professionnels, 4万3,000人）、志願消防士（sapeurs-pompiers volontaires, 19万8,800人）及び軍人消防士（les pompiers militaires, 1万3,000人）からなる³⁶³。軍人消防士は2つ存在し、パリ及び周辺の3県（オー・ド・セーヌ県、セーヌ・サン・ドゥニ県及びヴァル・ド・マルヌ県）における陸軍に属するパリ消防隊（brigade de sapeurs-pompiers de Paris, 8,500人³⁶⁴）、マルセイユ及び周辺の一部のコミューンにおける海軍に属するマルセイユ海軍消防隊（bataillon de marins-pompiers de Marseille, 2,500人³⁶⁵）がそれぞれの地域の消防を管轄している。さらに、消防士ではないが、内務省直轄の軍の部隊（unité d'instruction et d'intervention de la sécurité civile, 市民安全訓練・出動部隊）が全国3か所に配置され、森林火災など県レベルでは対応が難しい場合に応援等を行う³⁶⁶。

消防事務は、かつてはコミューン又はコミューン間広域行政組織の所管であったが、1996年の関係法令改正により、コミューン及びコミューン間広域行政組織に属していた人員、設備等がほぼ全て県消防本部（service départemental d'incendie et de secours. 略 SDIS）へ移管された。

国において、消防・保安（sécurité civile）を所管しているのは内務省市民安全保障・危機管理総局（direction générale de la sécurité civile et de la gestion des crises）であり³⁶⁷、救急を所管しているのは連帯・保健省（ministère des solidarités

³⁶³ Ministère de l'intérieur et des outre-mer, Les statistiques des services d'incendie et de secours (édition 2023), P79, [<https://mobile.interieur.gouv.fr/content/download/135829/1075709/file/StatsSDIS23BD.pdf>] (最終検索日 2024年2月8日)

³⁶⁴ Pompiersparis, UN SECTEUR D'INTERVENTION UNIQUE EN FRANCE, HP [<https://pompiersparis.fr/recrutement/connaitre-la-bspp/notre-organisation/#:~:text=Fort%20de%208500%20femmes%20et,du%20Val%2Dde%2DMarne.>] (最終検索日 2024年1月22日)

³⁶⁵ Marins-pompiers de Marseille, Présentation générale, HP [<https://www.marinspompiersdemarseille.com/pages/presentation-generale/#:~:text=Le%20bataillon%20de%20marins%2Dpompiers,militaires%20et%20civils%20au%20total.>] (最終検索日 2024年1月22日)

³⁶⁶ Ministère de l'intérieur et des outre-mer, Volontaire dans les unités d'instruction et d'intervention de la sécurité civile, HP [<https://www.interieur.gouv.fr/Le-ministere/Securite-civile/Metiers-et-concours/Les-metiers-de-la-securite-civile/Volontaire-dans-les-unites-d-instruction-et-d-intervention-de-la-securite-civile>] (最終検索日 2024年1月23日)

³⁶⁷ Ministère de l'intérieur et des outre-mer, Sécurité civile, HP [<https://www.interieur.gouv.fr/Le-ministere/Securite-civile>] (最終検索日 2024年1月23日)

et de la santé) である³⁶⁸。

消防・保安に関する関係法令としては、主に CGCT が、救急に関しては保健衛生法典 (code de la santé publique) が挙げられる。

(2) 消防・保安の体制

各県には、地方公施設法人³⁶⁹としての県消防本部が設立され、主として組織の運営管理を行う県消防本部理事会と実際の消防活動の指揮を行う県消防局から成る。

理事会³⁷⁰は、15 人から 30 人のメンバーで構成され、県、コミューン、消防・救助サービスを所管する地方公施設法人などが参加する。消防隊の代表も理事会に出席できるが、その議決権は諮問的なものであり、投票には参加しない。理事会は主に予算に関することや、コミューン及びコミューン間広域行政組織、県の負担に関することを決定する。

一方、消防局は、県消防局長、消防局長を補佐する消防局次長の下に、各部局が配置されている。保健・医療救助部 (service de santé et de secours médical. 略 SSSM) の他、予防医療、情報通信技術、人事、総務及び財政を担当する部局等から成る³⁷¹。消防作戦本部はコデイス (centre opérationnel départemental d'incendie et de secours. 略 CODIS) と呼ばれ、消防本部内に設置され、24 時間体制で待機し、県内の消防活動の総指揮を行う。通報処理センターは各県に 1 つずつあり、消防の全国統一緊急通報番号 18 番及び欧州統一緊急通報番号 112 番へかかってくる通報を受信する。

県内のコミューン又はコミューン間広域行政組織の区域には、消防本署、消防分署及び消防出張所が置かれ、これらに県消防隊が配備され、その所管区域を管轄している。

消防業務に係る財源は、管轄下にあるコミューン及びコミューン間広域行政組織、県の負担金等からなっている。

(3) 救急業務の体制

1965 年、公立病院に付属する救急機動組織 (service mobile d'urgence et reanimation. 略 SMUR 以下この章において「SMUR」という。) ³⁷²という組織が正式に創設された。SMUR は県内に複数箇所、全国では約 350 設置されており³⁷³、医療措置と蘇生を必要とする患者の緊急対応をし、必要に応じて SAMU からの連絡を受け、患者を医療施設に搬送する。緊急医療を専門とする医師、看護師、救急車の運転手か

³⁶⁸ Ministère des solidarités et de la santé, HP[<https://sante.gouv.fr>] (最終検索日 2024 年 1 月 23 日)

³⁶⁹ 第 8 章第 3 節を参照。

³⁷⁰ Pompiers, ORGANISATION DES SAPEURS-POMPIERS EN FRANCE, HP[<https://www.pompiers.fr/pompiers/nous-connaître/organisation-des-sapeurs-pompiers-en-france>] (最終検索日 2024 年 1 月 22 日)

³⁷¹ Sapeurs pompiers, Nouvel organigramme SDIS35-complet service-MaJ 27-07-2022, HP[<https://sapeurs-pompiers35.fr/le-sdis35/fonctionnement/lorganigramme/nouvel-organigramme-sdis35-complet-service-maj-27-07-2022/>] (最終検索日 2024 年 1 月 22 日)

³⁷² Ministère du travail de la santé et ds solidarités, Samu / Smur, HP[<https://sante.gouv.fr/systeme-de-sante/structures-de-soins/article/samu-smur>] (最終検索日 2024 年 1 月 22 日)

³⁷³ Direction de la recherche, des études de l'évaluation et des statistiques, La médecine d'urgence, HP[<https://drees.solidarites-sante.gouv.fr/sites/default/files/2021-07/Fiche%2025%20-%20La%20médecine%20d'urgence.pdf>] (最終検索日 2024 年 1 月 22 日)

ら構成されており、SMURの車両には、蘇生措置が装備されている。病院を拠点とするSMURは、医療緊急事態の患者の診断、治療及び搬送を行う。

1968年、SMURの活動を調整するためSAMUが組織された。SAMUの法的根拠は公衆保健衛生法典（Code de la santé publique）にあり、住民の健康ニーズに24時間対応するコールセンターである。特に、患者に医療機関を紹介し、病院前救急医療に携わっている。SAMUは、患者の重症度や緊急度に応じて対応することで、患者を症状に適した医療サービスに導くことができる。SAMUはおおむね各県に1か所設置されており、約100のSAMUが存在する³⁷⁴。内部に通報受信調整センター（centre de réception et de régulation des appels. 略CRRA）を持っており、県内の15番通報（救急医療専用番号）を取り扱う。通報受信調整センターは警察及び消防の通報受信設備と相互接続されている。

SAMUの通報受信調整センターでは、医療調整補助当直員（permanencier auxiliaire de régulation médicale. 略PARM）が通報者からの第1報に応答し、その通報が緊急性のあるものかどうかを判断する。医療調整補助当直員（PARM）は緊急性があると判断した場合は通報受信調整センター内にいる病院調整医（médecin régulateur hospitalier）へ電話を転送する。通話を引き継いだ病院調整医は、医師が同乗するSMURの医療救急隊、医師非同乗の消防の救急隊、民間救急車などに出動要請する。

2 警察

(1) 概要

一般的に、都市部及びその周辺においては、国家警察（police nationale）及びコミューン警察（police municipale）が治安の維持等に当たり、それ以外の部分では国家憲兵隊（gendarmerie nationale）、コミューン警察等が担当している。都市によっては、国家警察とコミューン警察が併置されているが、この場合、両者の間で連携協定を結び、協力することが義務付けられている。

コミューンではメールが治安の維持に務めなければならないこととされており、日常的にはメールの指揮下にあるコミューン警察等がその責任を負っている。コミューン警察は、司法捜査をする権限が大幅に制限されているため、都市部以外では国家憲兵隊がこれにあたり、都市部では国家警察が主としてその役割を担っている。国家警察が配置されているコミューンでは、メールのコミューン警察を掌握する権限は制限され、主に県の地方長官がその指揮をとることとなる。ただし、パリだけは例外で、別に警視総監が設置され、指揮をとっている。

国家警察は、内務省の管轄下にあり、国家警察総局（direction générale de la police nationale. 略DGPN）は、国家警察の各局を指揮する責任を負っている。

³⁷⁴ Direction de la recherche, des études de l'évaluation et des statistiques, La médecine d'urgence, HP[<https://drees.solidarites-sante.gouv.fr/sites/default/files/2021-07/Fiche%2025%20-%20La%20médecine%20d'urgence.pdf>]（最終検索日 2024年1月22日）

(2) 国家警察 (police nationale)

国家警察は、内務大臣を頂点とする国家機関で、内務省国家警察総局が直接管轄しており、治安の維持、強盗、殺人などの重罪から窃盗、傷害などの軽罪（フランスにおける分類で重罪と比較して軽いという意味である）までの防止及び犯罪捜査を行う。また、不法移民の抑制のため港湾、空港、鉄道などを含む国境警備や、麻薬密売などの組織犯罪の取締り、テロ攻撃の防止・対応を行う部隊が国家警察総局内に置かれている³⁷⁵。

国家警察は、県地方長官庁所在地であるコミューン及び人口2万人以上のコミューン又はコミューン間広域行政組織を管轄し、全国的に2,908の国家憲兵隊³⁷⁶と700以上の警察署 (commissariat) が配置されている³⁷⁷。

国家警察の中でもパリ警視庁 (préfecture de police) は特別な存在であり、総指揮官であるパリ警視総監 (préfet de police) は、閣議により任命され、国家警察総局ではなく内務大臣の直接の権限下に置かれている³⁷⁸。パリ警視庁は、いわば国家警察とコミューン警察を兼ねたような権限を有している。パリとパリ周辺の地域の警備を行っているほか、犯罪、自然災害、市街地や道路の警備、テロなどの防止・対応を行っている。パリ警視庁は、パリ及びそれを取り囲むオー・ド・セーヌ県、セーヌ・サン・ドゥニ県及びヴァル・ド・マルヌ県を管轄している。2023年現在の総員はおよそ4万3,000人であり、この中には2万7,000人の警察官と8,500人の消防隊員も含まれる³⁷⁹。財源は国とパリ市及び管轄内の自治体が負担する³⁸⁰。

また2012年には、マルセイユ都市圏における暴力犯罪や麻薬取引等の組織犯罪に対処するため、ブッシュ・デュ・ローヌ警察本部 (préfecture de police des bouches-du-rhône) がマルセイユに設置された³⁸¹。この警察本部は国家警察の指示のもとに置かれ、国家安全保障政策の実施、公序良俗、警察部隊と憲兵隊に対する権限と調整、治安に関する行政警察の任務を負っている。

³⁷⁵ Police Nationale.net, La Police Nationale Française,HP[<https://www.police-nationale.net/police-nationale/#differences-police-nationale-municipale-gendarmerie>] (最終検索日 2024年1月23日)

³⁷⁶ Ministère de l'Intérieur, zones de compétence de la police et de la gendarmerie nationales en 2022 ; Insee, populations légales, recensement de la population 2020. , https://www.interieur.gouv.fr/content/download/134934/1069397/file/Figures_IA61.xlsx, (最終検索日 2024年2月7日)

³⁷⁷ Ministère de l'intérieur et des outre-mer, 95% de la population vit à moins de 14 minutes d'un lieu d'accueil de la Police ou de la Gendarmerie nationales,HP[<https://www.interieur.gouv.fr/actualites/communiqués-de-presse/95-de-population-vit-a-moins-de-14-minutes-dun-lieu-daccueil-de#:~:text=En%202022%2C%20en%20France%20métropolitaine,police%20sont%20accessibles%20au%20public.>] (最終検索日 2024年1月23日)

³⁷⁸ Préfecture de police, Les missions du préfet de Police,HP[<https://www.prefecturedepolice.interieur.gouv.fr/presentation/le-prefet-de-police/les-missions/les-missions-du-prefet-de-police>] (最終検索日 2024年1月23日)

³⁷⁹ Préfecture de police, Présentation de la préfecture de Police,HP[<https://www.prefecturedepolice.interieur.gouv.fr/presentation/la-prefecture-de-police/presentation-de-la-prefecture-de-police>] (最終検索日 2024年1月23日)

³⁸⁰ Cour des comptes/Chambres regionales & territoriales des comptes, La préfecture de police de Paris ,HP[<https://www.ccomptes.fr/fr/publications/la-prefecture-de-police-de-paris>] (最終検索日 2024年1月23日)

³⁸¹ Bouches du rhone government, Préfète de police et préfecture de police, HP[<https://www.bouches-du-rhone.gouv.fr/Services-de-l-Etat/Prefete-de-police-et-prefecture-de-police>] (最終検索日 2024年1月23日)

(3) コミューン警察 (police municipale)

コミューン警察は、メールが市民の安全を確保するという使命を実行するために設置されたもので、国家警察又は国家憲兵隊の活動を補う存在である。メールは公共の秩序、安全、衛生の維持を任務としている（一般警察権）。一般警察権と並行して、特定の障害と危険を予防すること目的とした、より細かく定められた専門警察権もあり、メールにはその一部が、特定の法令により付与されている。

コミューン警察の目的³⁸²は、公共秩序の維持、街の安全面の管理、警備、住民の健康を確保することである。業務内容としては、コミューン内の照明、障害物の除去、廃墟となる恐れのある建造物などのモニユメントの取り壊しや修理など、道路・広場・公共の大通りの安全性と通行の利便性に関することに携わる。イベントや祭典など、公共の場所で人が多く集まる際の広場・道路の警護を行う。また、事故、自然災害や感染症などの予防及び緊急事態の際の支援と救助措置を行い、必要に応じて上部の関係機関に支援・措置を要請する。

(4) 国家憲兵隊 (gendarmerie nationale)

国家憲兵隊は、軍隊の身分を有した警察組織であり、主として都市部以外の地方や郊外、交通路の取締りを担当している。内務省の管轄下にあるが、軍事任務の遂行については国防省の管轄下にある³⁸³。フランス首都圏及び海外領土におけるフランス国家の権威を示す治安部隊であり、司法警察、法の執行、軍事行動の分野で活動する³⁸⁴。2023年時点で憲兵隊員の総数は9万8,155人である³⁸⁵。

第6節 環境・情報通信

1 環境

(1) 概要

ア 基本法

環境行政に関連する法規は、環境法典（Code de l'environnement）に編纂されている。同法典は、共通規定に始まり、自然環境（水、大気及び土壌）、自然空間（指定景勝地、自然遊歩道等）、自然遺産（動植物の保護、狩猟規制等）、環境汚染、自然災害及び公害の防止等に関する法規で構成される。

³⁸² CGCT 第 L2212-2 条

³⁸³ Gendarmerie interieur government, Notre institution,HP[<https://www.gendarmerie.interieur.gouv.fr/notre-institution>]（最終検索日 2024年1月22日）

³⁸⁴ Gendarmerie nationale, Les missions de la Gendarmerie nationale,HP[<https://www.gendarmerie.interieur.gouv.fr/notre-institution/la-gendarmerie-nationale/les-missions-de-la-gendarmerie-nationale>]（最終検索日 2024年1月22日）

³⁸⁵ Interieur government, Gendarmerie nationale ,HP[<https://mobile.interieur.gouv.fr/fr/A-votre-service/Le-ministere-recrute/Gendarmerie-nationale#:~:text=L%27effectif%20total%20de%20la,et%20ouvriers%20d%27État>]（最終検索日 2024年1月22日）

イ 事務配分

(ア) コミューン及びコミューン間広域行政組織

廃棄物の処理、上下水道及び水域環境の管理と洪水対策に関する権限は、原則としてコミューン間広域行政組織が権限を持っている。コミューン間広域行政組織は、環境や住宅、交通、経済などの多様な分野における政策を盛り込んだ土地利用に関する都市計画である広域一貫スキーム (schéma de cohérence territoriale. 略 SCOT)³⁸⁶ を策定している。広域一貫スキーム (SCOT) には、エコロジー及びエネルギー転換、自然資源の保護に関する地域の政策方針や目標が定められている。

メールは、警察権を行使して、大気汚染防止や動植物の保護、また自然区域や景観の保護のため、アレテによりコミューンの特定の区域への車両の乗り入れを禁止させることができる。また、メールは、廃棄物の不法投棄、動植物の不法な捕獲や採取を取り締まるほか、小規模河川、池や沼の水質を管理する³⁸⁷。

(イ) 県

県は、地域自然遺産目録の作成、ウォーキングやハイキングルートの策定、環境の脆弱な地域の保護、都市近郊の農業地域や自然地区の管理等を行っており、水路、運河、湖沼及び水域の開発、維持及び管理の運営を行う³⁸⁸。

2015年のNOTRe法により、県の一般権限条項が廃止されたことに伴い、県の環境に関する権限も縮小された。しかしながら、県は、地域整備等、県が有する権限の範囲内で、環境保護の政策を実施している。その例として挙げられるのが、コミューンやコミューン間広域行政組織が管理する上下水道に対する技術的・財政的支援や、脆弱な自然地域の保護及び管理である。

(ウ) 州

NOTRe法により、州は「環境政策のリーダー」として位置付けられ、環境政策に関する州の調整・計画策定の権限が強化された。州は、国内外の環境保全の課題と地方自治体の政策を関連付け、相互の整合性を保証する重要な役割を担う。

州の権限は、自然空間の整備 (州自然保護地区の設定及び管理や州自然公園 (parc naturel régional) の設定、生物多様性保護に関する政策の推進や国と州の生物多様性の推進計画の策定等が挙げられる。

また、州は地域整備に関する権限の一環で、「地域の整備と持続可能な開発に関する州計画 (schémas régionaux d'aménagement, de développement durable et d'égalité des territoires. 略 SRADDET) を策定し、それにエネルギー消費抑制、気候変動対策、大気汚染、生物多様性の保全等の目標を定める。

(エ) 国

環境省が1971年1月に初めて設置された後、名称変更等を経て、2023年11月時点のボルヌ内閣ではエコロジー移行・地域結束省 (Ministre de la transition écologique et de la cohésion des territoires) が環境行政を所管している。主な所管

³⁸⁶ 第9章第2節(2)を参照。

³⁸⁷ CGCT第L2213-4条、CGCT第L2213-29条

³⁸⁸ Collectivité locales government, Repartition des compétences, HP[https://www.collectivites-locales.gouv.fr/files/Compétences/1.%20les%20compétences/tableau_de_compétences-novembre2019.pdf] (最終検索日2024年1月29日)

業務は、持続可能な開発、環境保護、生物多様性、グリーンテクノロジー、低炭素国家に向けたエネルギー転換、自然災害及び技術的災害の防止、産業における環境保全、交通インフラ、海洋環境など多岐にわたる。

(2) 主要分野

ア 大気

大気汚染は主に交通、産業活動、地域暖房システムや各戸別暖房などが起因となっており、EUの大気汚染関連規制の多くはこれらを規制するものである。フランスにおいても大都市圏で特に深刻な問題となっている。

国のレベルにおいては、1996年に「大気とエネルギーの合理的な利用に関する1996年12月30日法律第96-1236号第3条（通称 loi LAURE）」により大気の質及び大気汚染が人々の健康と環境に及ぼす影響について、監視が義務化された³⁸⁹。各州レベルで、国の認可を受けた大気の質を測定する団体が観測を行っている³⁹⁰。

エコロジー移行・地域結束省が大気汚染の規制や大気汚染物質の排出削減に関する全国計画（plan national de réduction des émissions de polluants atmosphériques. 略 PRÉPA）を策定し、4年ごとに更新している³⁹¹。この計画の目的は、大気の質を改善し、人々が汚染に晒される機会を減らすため、大気汚染物質の排出を削減することである³⁹²。

また、持続可能な手法で汚染を減らすため、環境・エネルギー管理庁（Agence de l'environnement et de la maîtrise de l'énergie. 略 Ademe）³⁹³が研究と地域の活動に資金を提供することにより、国や地方自治体に科学的、技術的、財政的支援を提供し、国家レベルでの大気汚染対策を実施している。

25万人以上の人口を擁する地域と、大気汚染物質の濃度が規制値を超える、あるいは超える危険がある地域については、大気保全計画（plan de protection de l'atmosphère. 略 PPA）が、地方自治体及び他の関係者との協議の下に、国の出先機関である州環境・整備・住宅局（Direction régionale de l'environnement, de l'aménagement et du logement. 略 DREAL）により策定される。同計画には大気汚染物質の濃度の目標値と、目標達成のための措置が定められる。また、大気保全計画に関して、年次報告書の作成及び5年ごとの評価が義務付けられており、地方長官は5年ごとの評価によって大気保全計画を改訂することができる。

³⁸⁹ Légifrance, Loi n° 96-1236 du 30 décembre 1996 sur l'air et l'utilisation rationnelle de l'énergie, HP[<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000381337/>]（最終検索日 2024年1月29日）

³⁹⁰ Atomo france, La loi sur l'Air à l'origine du dispositif français de surveillance de la qualité de l'air, HP[<https://www.atmo-france.org/article/surveillance-de-lair-exterieur#:~:text=En%20application%20du%20code%20de%20l%27environnement%20et%20en,agr%C3%A9e%20de%20surveillance%20de%20la%20qualit%C3%A9%20de%20l%27air%29.>]（最終検索日 2024年1月29日）

³⁹¹ 環境法典第 L222-9 条

³⁹² Vie publique, Projet d'arrêté établissant le plan national de réduction des émissions de polluants atmosphériques, HP[<https://www.vie-publique.fr/consultations/286486-projet-arrete-plan-de-reduction-emissions-polluants-atmospheriques>]（最終検索日 2024年1月18日）

³⁹³ エコロジー移行・地域結束省、高等教育・研究省（ministère de l'Enseignement supérieur, de la Recherche et de l'Innovation）の監督下にある公施設法人

イ 廃棄物処理³⁹⁴

環境法典（Code de l'environnement）第 L541-1 条では、廃棄物の排出抑制防止（prévention des déchets）をあらゆる廃棄物処理方法（再使用、リサイクルや有機性廃棄物の活用、エネルギー活用、焼却、埋立）よりも優先している。廃棄物の排出抑制とは、廃棄物の発生を抑制し、有害性を低減することを目的とした全ての対策と取組を指している。

フランスにおいて、廃棄物削減への意識は高く、国は廃棄物管理計画を策定し、廃棄物管理体制及び政策、特に廃棄物収集を改善するための計画や措置についての概要を示している。

コミューン間広域行政組織は、家庭及び類似廃棄物防止地域計画（Programme local de prevention des déchets ménagers et assimilés. 略 PLPDMA）策定の義務を持つ³⁹⁵。同計画は、廃棄物削減目標と、それを達成するために実施する対策を定めた行動計画であり、国及び州の計画に連動したものになる。同計画の策定や改正は、企業、アソシエーション、学術機関等の関係者で構成される諮問委員会の意見に基づかなければならず、毎年、排出量やその影響について評価を出し、結果報告書を公開する³⁹⁶。

州は、州廃棄物防止管理計画（plan régional de prévention et de gestion des déchets. 略 PRPGD）³⁹⁷を策定するが、同計画には国の目標の下に、地域特性に応じた廃棄物の排出抑制、再使用、リサイクル、活用のための目標や循環型経済にかかる行動計画が定められ、州はそれを実施する。

ウ 水質保全・水域管理

フランスは地表面分水界から 12 の流域（bassin hydrographique）に区分され（フランス本土は 7 地域に分割）³⁹⁸、原則、流域ごとに流域委員会（comité de bassin）及び水管理庁（agence de l'eau）³⁹⁹が設置されている。流域委員会は、地方自治体、国及び水の利用者を代表する団体（経済団体や環境団体等）で構成され、6 年間に期間として流域の水管理に関する全体的な方向性及び達成目標を示す水整備管理基本計画

（schéma directeur d'aménagement et de gestion des eaux. 略 SDAGE）⁴⁰⁰ ⁴⁰¹を策定し、実施する⁴⁰²。水管理庁は 1964 年 12 月 16 日付の法律⁴⁰³によって設立され、エコロジー移行・地域結束省の監督下にあり、流域の水資源を管理するとともに、地方自治体

³⁹⁴ (一財)自治体国際化協会パリ事務所「フランス自治体の“ごみゼロ”への挑戦」(『CLAIR REPORT 第 541 号』、2023 年)

³⁹⁵ 環境法典第 L541-15-1 条

³⁹⁶ 環境法典第 L541-15-1 条

³⁹⁷ 環境法典第 L541-13 条

³⁹⁸ Ministère de la transition écologique et de la cohésion des territoires, Gestion de l'eau en France, HP[<https://www.ecologie.gouv.fr/gestion-leau-en-france>] (最終検索日 2024 年 1 月 29 日)

³⁹⁹ コルシカ流域は、ローヌ・地中海・コルシカ水管理庁の管轄であるため、水管理庁の数は 6 つである。

⁴⁰⁰ Eau grand sud ouest, Qui élabore le SDAGE et comment?, HP[<https://eau-grandsudouest.fr/politique-eau/bassin/schema-directeur-amenagement-gestion-eaux-sdage/qui-elabore-sdage-comment>] (最終検索日 2024 年 1 月 29 日)

⁴⁰¹ 環境法典第 L212-1 条から第 L212-2-3 条及び第 R212-1 条から第 R212-25 条

⁴⁰² Eau grand sud ouest, Rôle et fonctionnement du comité de bassin, HP[<https://eau-grandsudouest.fr/comite-bassin/comite-bassin/role-fonctionnement-comite-bassin>] (最終検索日 2024 年 1 月 18 日)

⁴⁰³ Légifrance, Loi n° 64-1245 du 16 décembre 1964 relative au régime et à la répartition des eaux et à la lutte contre leur pollution, HP[<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/LEGITEXT000006068236/>] (最終検索日 2024 年 1 月 29 日)

や経済・農業団体の水質を改善するための取組に財政支援を行い、気候変動に対する各流域の耐性を高める活動も行っている⁴⁰⁴。水に関する国家の行政活動を調整するのは県の地方長官であり、地域整備・水管理基本計画を承認する。

エ 上下水道

上水道については⁴⁰⁵、人間が飲むことを目的とした水の製造、輸送、貯蔵及び配給の全て又は一部を提供する事業が上水道事業とみなされる。また、水の製造に関しては、水の汲み上げ、汲み上げ地点の保護、処理の3つの異なる業務がある。商工的性格を有する公共サービス（*service public industriel et commercial*. 略 SPIC）として、上水道ネットワークとその運営にかかる費用の大半は、利用者に直接課される料金によって賄われている。透明性を確保するため、地方自治体は、サービスの質と運営状況に関する年次報告書（*rapport sur le prix et la qualité du service*. 略 RQPS）を公表することが義務付けられている。

上水道の管理については、以下のとおり、直接管理若しくは民間委託（権限の一部又は全部）の選択肢があり、フランスでは伝統的に主にコンセッション方式による民間委託が行われている。

- コミューン又はコミューン間広域行政組織による直接管理
- コンセッション方式⁴⁰⁶：受託企業が設備投資をするとともにサービスに必要な管理費を賄い、消費者から利用料等を徴収する。契約期間が終了すると、当該施設は地方自治体に移譲される。
- アフェルマージュ方式⁴⁰⁷：地方自治体が設備投資の資金を賄い民間団体がサービスの経営管理を行う。

下水道において⁴⁰⁸、フランスには全長 38 万キロメートルに及ぶ下水道網が整備されており、コミューン間広域行政組織の管轄下にある。排水処理には、集合処理と個別処理の2種類があり、人口密度によっては地方自治体にとって浄化槽などの個別処理を選択する方が財政的に有利な場合がある。処理方式の如何に関わらず、コミューン間広域行政組織は、集団処理の対象区域、個別処理の対象区域及び雨水排出にかかる区域のゾーニングを行わなければならない。集合処理の場合は、汚水の集水、運搬施設の詳細な説明を含む集合処理計画の策定、公共下水道管理施設への接続、集水、運搬、処理及び汚泥の処分を行われなければならない。個別処理の場合は、個別処理施設の正常な稼働及び維持管理の検査を行われなければならない。

⁴⁰⁴ Les agences de l'eau, 6 agences de l'eau, HP[https://cdi.eau-rhin-meuse.fr/GEIDEFile/4_pages_imposition_170720_v2.pdf?Archive=255874607305&File=4%5Fpages%5Fimposition%5F170720%5Fv2%5Fpdf]（最終検索日 2024 年 1 月 18 日）

⁴⁰⁵ Banque des territoires, La distribution de l'eau potable en France, HP[<https://www.banquedesterritoires.fr/la-distribution-de-leau-en-france-une-competence-des-elus-locaux>]（最終検索日 2024 年 1 月 29 日）

⁴⁰⁶ 第 8 章第 2 節 2 を参照。

⁴⁰⁷ 第 8 章第 2 節 2 を参照。

⁴⁰⁸ Banque des territoires, Les cinq compétences "Eau" des élus locaux, HP[<https://www.banquedesterritoires.fr/les-cinq-competences-eau-des-elus-locaux>]（最終検索日 2024 年 1 月 29 日）

オ 自然公園 (parc naturel)

自然資産の保護と有効利用のため、国は11の国立公園 (parc national)⁴⁰⁹、8つの海洋自然公園 (parc naturel marin)⁴¹⁰、自然保護区 (réserve naturelle) 等を設けている。これに加えて58の州自然公園⁴¹¹がある。州自然公園は、国立公園制度を補完する目的で、1967年3月1日付けのデクレ⁴¹²で創設され、1983年1月7日法⁴¹³によって州自然公園に関する州の役割が明確化された。創設の手続は、関係する全ての地方自治体の同意・調整に基づき、州が「公園設立基本協定書」(charte du parc)⁴¹⁴を策定し、環境担当大臣の認可を受ける。この協定書の中には、公園の環境保全、持続可能な開発及び公園の活用に関する方針、またその方針を実施に移すための措置、達成すべき目標と目標達成に向けた行動目標が定められており、議員、関係機関や団体、専門家や住民によって策定され、今後15年間(2014年～2029年)の持続可能な開発のための指針となっている。

1983年法によれば州自然公園とは「壊れやすい環境のバランス、豊かな自然及び文化資産を有する地域」であり、その豊かな自然環境が国家レベルで認められた居住区域であり、その自然環境、景色、文化を保護することを目的として創設される⁴¹⁵。例えばシャルトルーズ(オーベルニュ・ローヌ・アルプ州)、オート・バレー・ドゥ・シュヴルーズ(イル・ド・フランス州)等が挙げられる。なかにはコルス州自然公園のように州全体を覆う公園もある。オーベルニュ州火山帯の州自然公園⁴¹⁶は39万5,000haもの面積を持ち、南北120kmに及ぶ。この公園にはカンタル県とピュイ・ドゥ・ドーム県の2つの県が含まれ、約153のコミュンが含まれている。

カ 生物多様性⁴¹⁷

フランスにおける生物多様性を保全するための包括的な法令として、2016年に生物多様性、自然及び景観の回復のための法律(loi pour la reconquête de la biodiversité, de la nature et des paysages)が制定されている。フランスでは、この法律に掲げられた課題の解決を加速化させるための国内体制の強化のために、全省庁が一貫した政策を実施するとともに、地方自治体を含む取組が行われている。

⁴⁰⁹ Office français de la biodiversité, Les parcs nationaux de France, HP[<https://www.ofb.gouv.fr/les-parcs-nationaux-de-france>] (最終検索日 2024年1月19日)

⁴¹⁰ Office français de la biodiversité, Les parcs naturels marins, HP[<https://www.ofb.gouv.fr/les-parcs-naturels-marins>] (最終検索日 2024年1月19日)

⁴¹¹ Parcs naturels régionaux de France, Découvrir les 58 Parcs, HP[<https://www.parcs-naturels-regionaux.fr/les-parcs/decouvrir-les-58-parcs>] (最終検索日 2024年1月19日)

⁴¹² Légifrance, Décret n°67-158 du 1 mars 1967 INSTITUANT DES PARCS NATURELS REGIONAUX, HP[<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000674543>] (最終検索日 2024年1月19日)

⁴¹³ Loi n° 83-8 du 7 janvier 1983 relative à la répartition de compétences entre les communes, les départements, les régions et l'Etat *loi Defferre*

⁴¹⁴ Parc naturel régional du Golfe du Morbihan, La charte du Parc, HP[<https://www.parc-golfe-morbihan.bzh/la-charte-du-parc/>] (最終検索日 2024年1月29日)

⁴¹⁵ Parcs naturels régionaux de France, Qu'est ce qu'un Parc naturel régional?, HP[<https://www.parcs-naturels-regionaux.fr/mediatheque/videos/quest-ce-quun-parc-naturel-regional-1>] (最終検索日 2024年1月19日)

⁴¹⁶ Parcs naturels régionaux de France, Parc naturel régional des Volcans d'Auvergne, HP[<https://www.parcs-naturels-regionaux.fr/les-parcs/decouvrir-les-58-parcs/parc-naturel-regional-des-volcans-dauvergne>] (最終検索日 2024年1月19日)

⁴¹⁷ (一財)自治体国際化協会パリ事務所「フランスの生物多様性政策について」(『CLAIR REPORT 第530号』、2022年)

コミューン及びコミューン間広域行政組織は、生物多様性の保全目標を含む土地利用計画の策定及び実施を行っている。また、県は、脆弱自然区域（*espaces naturels sensibles*. 略 ENS）の保護、管理及び一般公開を実施するとともに、都市のスプロール化対策として都市近郊の未建築地区を保全するという観点から不動産管理を行っている。一方、州は、国レベルと地方レベルの間の生物多様性政策を調整するとともに、国内外の生物多様性の保全に関する課題と地方自治体の政策を関連付け、相互の整合性を保証する上で重要な役割を担っている。

2 情報通信

フランス政府は、公共データのデジタル化、基本的なデータの無料オンライン化、「行政と公衆との関係を改善する諸措置並びに行政的、社会的及び財政的性質を有する諸規定に関する 1978 年 7 月 17 日付法律（情報公開法）⁴¹⁸」の改正等を行ってきた。各省庁及び地方自治体はそれぞれ独自の HP を通じて、積極的にインターネットを活用した情報提供に取り組んでいる。また、地方自治体の有する公共データへのインターネットを通じたアクセスについて、重要な課題として挙げられてきたが、2016 年 10 月に公布された「デジタル共和国法⁴¹⁹」により、人口 3,500 人以上の全ての自治体は 2018 年 10 月以降、主要な公共データについてインターネットからアクセスできるようにすることが義務付けられた⁴²⁰。他方、自治体が保有する公共データの流出、サイバー攻撃を防止することが課題である。地方自治体のオープンデータと保護については、第 10 章第 1 節 3 において後述する。

このように情報化社会が進展していく中、インターネットにアクセスできる者と、そうでない者との情報格差については解消できておらず、解決が急がれている。この情報格差については大きく 3 つの理由があり、世代間格差によるもの、社会的・文化的格差によるもの、地域間格差によるものである。例えば、60 歳以上 74 歳以下のうち約 15%、75 歳以上のうち約 53% がインターネットにアクセスすることができない状況である。一方、インターネットにアクセスできない 15 歳以上 29 歳以下は約 2%、30 歳以上 44 歳以下は約 4% に留まるなど、その差は顕著である⁴²¹。また、農村部や山間部においては、多くの区域でそもそもインターネットに接続するための光ファイバー網や携帯電話のアンテナが十分整備されておらず、ゾーンブランシュ（*zone blanche*. 空白地帯）と呼ばれている。

⁴¹⁸ Loi n° 78-753 du 17 juillet 1978 portant diverses mesures d'amélioration des relations entre l'administration et le public et diverses dispositions d'ordre administratif, social et fiscal

⁴¹⁹ Loi n° 2016-1321 du 7 octobre 2016 pour une République numérique

⁴²⁰ 2022 年 10 月時点において、全体の約 14% の自治体のみこの取組を行っている。特に小規模な自治体については、人材確保の課題及び財政面の制約により、自治体内におけるこの取組の優先順位が低くなっている。

⁴²¹ 「INSEE PREMIÈRE No 1780 (2019 年 10 月 30 日公開)」を参照。

第10章 地方行政における住民参加

第1節 住民と地方行政

1 地方自治体の広報公聴活動

地方自治体は住民に対する広報公聴活動において、日本同様、様々な手段を活用している。

- ① ほとんど全ての地方自治体で月刊又は隔月刊の広報紙が発行され、行政の活動状況や事業計画に加え、地域社会の動きを住民に広報している。
- ② コミュニケーションにおける建築許可など、法律の規定に則るものは、例えば庁舎壁面、玄関脇に設置された掲示板 (panneau d'affichage) など所定の場所において行われる。それ以外の一般的な行政上の広報は、通常の広告板、ベンチなどのストリート・ファニチャー (mobilier urbain = 「街」の家具・調度品) 等を盛んに用いている。
- ③ 重要度を増しているのが、住民との間において、通信回線を用いた情報の提供及び交換を行う情報システム等の運用である。フランスの地方自治体においても、HPを通じて広く一般に情報提供するとともに、そのほかの電気通信手段を活用して広報公聴活動の拡大及び充実を進めることが一般的になった。近年 SNS を開設し、情報を発信する自治体が増加しているほか、スマートフォン用のアプリケーションを開発し、情報発信している自治体もある。

2 マス・メディアと地方自治

(1) 新聞

フランスの全国紙は、ル・モンド、ル・フィガロが高級紙とされているが、これらを合わせても発行部数は1日約80万部である。また、それらの紙面構成では、全国共通の地方情報欄と地元関連など配布地域向けの欄とを合わせても通常は1、2ページ程度しか地方情報向けには用意されていない。大衆紙、地下鉄の駅などで配られる無料新聞にも地方情報が掲載されるが、それが地方行政に関係するものである場合は少ない。

地方レベルでの情報流通の中心となってきたのは、日刊・週刊の地方紙である。かつては地方の中核都市であれば、複数の地方紙が発行され競合することが珍しくなかったが、その後淘汰が進み、例えば、今日ではフランス全土で約60の日刊地方紙が存在し、全国紙を含め日刊紙の発行部数は1日約700万部と言われる。パリ首都圏では購読率が低いですが、地方圏では成人の半数以上が日常的に地方紙に親しんでいるという。しかし、購読層は高齢化し、低所得者層ほど新聞の人気は無く、大都市ほどテレビ及びインターネット⁴²²に読者を侵食されているという傾向がある。

⁴²² インターネットとアプリケーションを通じた新聞記事へのアクセスは1日約7,000万回に及ぶ。

(2) ラジオ

ラジオ放送は、1982年以前は全て国の独占下にあった。その後、民間事業者による放送が可能になり、ラジオ放送は1,000以上の事業者が電波の割り当てを受けており、約900のラジオ局が存在する。しかし、地方の民間ラジオ放送は減少気味であり、残存している場合においても、コスト削減のために全国放送網の番組、地方新聞記事の再送信などの比重が高まっている。

(3) テレビ

地方テレビ放送（*télévision de proximité* 等と呼ばれる。）は、全国放送のチャンネルに乗せた地域情報の放送、地方放送局による常時放送（電波又はケーブル）などに区分される。

地方自治体からは、都市計画及び地域整備、交通、福祉、保健衛生、教育文化など多くの分野において、住民への情報提供にテレビを活用したいという声大きい。現在、広域行政組織単位の地方テレビもあり、フランス本土において、約40局の地方テレビが存在している。

(4) ケーブルテレビ

1982年にケーブルテレビ敷設計画が策定され、ケーブルテレビ網は本格的に整備されていった。従来から上下水道などの公役務の分野において、事業特許契約により事業展開してきた事業者がケーブル敷設にも進出している。

3 地方自治体のオープンデータと保護

オープンデータの成熟度について、2021年に欧州委員会が発表した「オープンデータ成熟度レポート2021⁴²³」に拠ると、IT先進国のアイルランド、スペインを抑え、フランスが1位である。そのフランスにおいて施行されたオープンデータに関する主要な法律等について記述する。

(1) データを公開するための基盤

オープンデータの歴史を遡ると、「1789年の人間と市民の権利の宣言⁴²⁴」の第15条が出発点となる。この条項には、「社会は、全ての官吏に対して、その行政について報告を求める権利を有する。」と述べられている。

(2) 個人情報保護法と情報公開法

ア 個人情報保護法

「情報処理、情報ファイル及び自由に関する1978年1月6日付法律（個人情報保護法）⁴²⁵」により、個人情報の収集、記録、保存、開示などに関する規制が定められた。例えば、個人情報の収集は本人の許可等を得る必要があるほか、必要最小限の個人情報のみ収集できることが規定されている。また、個人情報を収集した場合には、

⁴²³ オープンデータに関する政策の成熟度（Policy、政策）等の4つの基準に従い、欧州各国のオープンデータの進捗を評価したもの。

⁴²⁴ Déclaration des Droits de l'Homme et du Citoyen

⁴²⁵ Loi n° 78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés

その利用目的を明示する必要がある、その目的の範囲を超えて利用することができないことも規定されている。

同法律により、国民情報処理委員会（Commission Nationale de l'Informatique et des Libertés (CNIL)）が設置された。国民情報処理委員会は、適切な情報処理が実施されているかを監督し、違反がある場合は警告、罰金を科すことができるほか、各種問題についての取締り、調査を行うこともできる。公共機関及び民間企業が情報処理を行う際には、事前に国民情報処理委員会に届け出る必要がある。同法律では、個人のプライバシーを保護するために、個人情報取り扱いに関する厳格な規制を定めていることが特徴である。

イ 情報公開法

「行政と公衆との関係を改善する諸措置並びに行政的、社会的及び財政的性質を有する諸規定に関する 1978 年 7 月 17 日付法律（情報公開法）」により、公的な文書へのアクセスと公的な情報の再利用に関する規定が定められた。同法律により、住民が公的な文書にアクセスする権利が確立された。公的な文書とは、国及び地方自治体、公共機関や公的な使命を有する民間機関により作成又は受領されたものであり、報告書、研究、会議録、統計、指示、通信、意見、予測、決定などを含む。これらの文書に対してアクセスを求める人々に対して、法律の規定に従い公開する義務がある。ただし、情報の再利用に対しては、所有権、知的財産権に関する制限がある。

また、住民が公的機関や公的な使命を持つ民間機関に対して苦情、不服を訴える法的な手段として行政文書アクセス審査委員会（Commission d'Accès aux Documents Administratifs. 略 CADA）が設置された。

（3）欧州指令による行政機関の文書等の再利用の奨励

2003 年の欧州指令において、公共機関の文書上の情報の再利用について、公平、公正な条件を確保するための一般的な枠組みが必要であると、公共機関はその保有する全文書を再利用できるようにすることを奨励されるべきであるとした。これを受けて「行政文書へのアクセス及び公共情報の再利用の自由に関する 2005 年 12 月 30 日付デクレ第 2005-1755 号⁴²⁶」が制定された。同デクレにより、行政機関が公共サービスの一環として保有する文書について、その形式、媒体に関わらず、誰もが取得できることとなった。

（4）公共部門データの自由な利用及び再利用の条件に関する 2015 年 12 月 28 日付法律

「公共部門データの自由な利用及び再利用の条件に関する 2015 年 12 月 28 日付法律（ヴァルテール (Valter) 法)⁴²⁷」は、公共部門の情報に対して自由にアクセスし、再利用する方法に関するものであり、行政データの公開基準を定めている。同法律を運用

⁴²⁶ Décret n°2005-1755 du 30 décembre 2005 relatif à la liberté d'accès aux documents administratifs et à la réutilisation des informations publiques, pris pour l'application de la loi n° 78-753 du 17 juillet 1978

⁴²⁷ Loi n° 2015-1779 du 28 décembre 2015 relative à la gratuité et aux modalités de la réutilisation des informations du secteur public

するため、①データの再利用についての詳細（原則とその制限）を規定した 2016 年 3 月 17 日付デクレ第 2016-308 号⁴²⁸、②手数料を徴収する権限を有する行政機関や手数料の計算方法を規定した 2016 年 7 月 28 日付デクレ第 2016-1036 号⁴²⁹、③再利用料を生じさせる可能性のある情報のカテゴリーを規定した 2016 年 11 月 29 日付デクレ第 2016-1617 号⁴³⁰が定められ、それぞれ 2017 年 1 月 1 日に施行された。

（5）デジタル共和国法

2016 年 10 月 7 日に「デジタル共和国法」が公布された。対象となる組織は、経済的、社会的、健康的、環境的に関心のある組織であり、具体的には、①50 名以上の職員を擁する中央政府（*administration centrale*）、②50 名以上のフルタイムスタッフを雇用し、公共サービスを使命とする私法上の法人、③人口 3,500 人以上、職員 50 名以上の地方自治体を指す。これらの組織は、公開不可能な文書（①公開することにより、政府の審議の秘密、国防又は国家安全保障の秘密等を損なう文書、②公開することにより、プライバシー、医療上の秘密及び営業上の秘密を侵害する文書、自然人に対する評価又は価値判断を伝える文書、又は人の行動を明らかにする文書）を除き、全てのデータをフォーマットで公表することが義務付けられた。

4 住民参加

（1）住民投票

フランスにおける地方自治制度は、住民により選挙される代表者が地方公権力行使の責任を担う代表民主制を基本としている。2003 年の改正以前の憲法においては、地方自治体の行政は「選挙で選出された議会により」遂行すべきことが明記されていた。このため従前は、地方レベルではレファレンダム（住民投票）等の直接民主主義的な手段を使用することができないと考えられてきた。しかし、2003 年の憲法改正により、憲法第 72 条の 1 に決定権を有する住民投票が盛り込まれ、直接民主主義の要素が採り入れられた。これに基づき、「地方住民投票（*référendum local*）に関する 2003 年 8 月 1 日付組織法律」が公布された。この組織法律は、地方自治体総合法典（以下この章において「CGCT」という。）に地方住民投票に関する条項を新たに加えるものであり、住民投票の実施に係る条件等を規定している。

住民投票の発議は、地方議会又は地方自治体の執行機関により行われる。地方議会は、その地方自治体の権限の行使に関する議案を住民投票に委ねることができる（CGCT 第 L1112-1 条）。また、地方自治体の執行機関は、権限内にある事項に関する行政行為の案（特定個人に関わる案件（任命等）を除く。）を住民投票に委ねることを発議することができ、住民投票の実施は地方議会が決定する（CGCT 第 LO1112-2 条）。

⁴²⁸ Décret n° 2016-308 du 17 mars 2016 relatif à la réutilisation des informations publiques et modifiant le code des relations entre le public et l'administration (dispositions réglementaires)

⁴²⁹ Décret n° 2016-1036 du 28 juillet 2016 relatif au principe et aux modalités de fixation des redevances de réutilisation des informations du secteur public

⁴³⁰ Décret n° 2016-1617 du 29 novembre 2016 relatif aux catégories d'informations publiques de l'Etat et de ses établissements publics administratifs susceptibles d'être soumises au paiement d'une redevance de réutilisation

地方議会は、住民投票の実施方法、投票日の決定、有権者への告知及び住民投票に委ねられる案の具体的内容に関する議決を行う（CGCT 第 L01112-3 条）。

住民投票は、住民投票を決定した地方自治体の選挙人名簿に、選挙法典に規定する条件により登録された有権者のみが投票することができる。ただし、コミューンの住民投票においては、コミューン議会議員選挙のための補足選挙人名簿に登録された EU 加盟国国籍を有するフランス国内居住者も投票することができる。

住民投票に委ねられる案は、登録有権者数の少なくとも半数が投票し、有効投票数の過半数が賛成の場合、可決される（CGCT 第 L1112-7 条）。

（2）地方自治体の合併についての住民投票

「地方自治体の改革に関する 2010 年 12 月 16 日付法律」により、州及び県の合併の要件が規定され、関係する各州・各県による合併に関する同一の議決がなされ、関係県それぞれで有効投票数の少なくとも半数及び登録有権者数の 4 分の 1 以上の賛成により、合併に関する手続が開始されると定められた。

2013 年にアルザス州のバ・ラン県及びオ・ラン県の合併に関する住民投票が実施された。バ・ラン県では 67.53% が賛成したが、投票率が低く、賛成が登録有権者数の 4 分の 1 に届かなかった。また、オ・ラン県では反対 55.74% と賛成多数にならず、合併は否決された⁴³¹。

「コミューンの合併と再グループ化に関する 1971 年 7 月 16 日付法律（マルスラン法）」によるコミューンが合併する場合の住民投票（法文上は *consultation*）については、本章第 2 節において前述している。

（3）公開聴聞調査

地方自治体による行政的意思決定に当たり、公開聴聞調査（*enquête publique*）を経るべきことが定められている場合がある。公用収用に至るような場合はもとより、コミューンにおける土地占用計画の策定など地域整備に関わる重要な決定を行う場合には、その前提として、聴聞の実施が法律により義務付けられている。

（4）住民との協議

「都市整備の原則及びその実施に関する 1985 年 7 月 18 日付法律⁴³²」は、土地占用計画において将来的に市街化する区域と位置付けてきた地域を実際に市街化するなど、地域整備に関わる特定の意思決定を行おうとする場合には、住民との事前の協議

（*concertation*）を行うことを地方自治体に義務付けている（都市計画法典（*Code de l'urbanisme*）第 103-2 条）。この場合には、協議を行う方法は法定されておらず、事業計画の掲示、住民説明会など、地方自治体がそれぞれの状況に応じて最も適すと考える方法による。

⁴³¹ 2015 年州の再編を経て、2018 年 10 月に両県を再編統合して、2021 年 1 月からアルザスヨーロッパ共同体をグラン・テスト州内に設ける合意がまとまった。

⁴³² Loi n° 85-729 du 18 juillet 1985 relative à la définition et à la mise en oeuvre de principes d'aménagement

(5) 諮問委員会

地方自治体は住民の意見を事業計画等に反映させるために、特定の事項についての諮問委員会（審議会）を設置できる（CGCT 第 L2143-2 条）。諮問委員会には、議員に加え、当該計画等に利害関係を有する住民組織の代表もメンバーとして参加し、議員と住民とが同じ場で審議検討し、意見や報告をまとめることになる。

(6) 住区評議会⁴³³

コミュニケーションレベルの自治体活動への住民参加を目的とした「近隣民主主義に関する 2002 年 2 月 27 日付法律⁴³⁴」により、人口 8 万人以上のコミューンに対して、コミューン内を区画した住区に「住区評議会」の設置を当該コミューン議会に義務付けた。メールの要請に基づいた当該住区に利害関係のある諸政策、とりわけ都市政策に関する諸政策の策定、実施及び評価への関与等を権限として有する。ただし、設置される住区評議会の呼称、構成、活動様式といった制度設計は各コミューン議会に委ねられているため、各コミューンによりその活動の積極性には違いが生じている。

(7) 住民参加型予算

住民参加型予算は、住民自身が事業提案し、実現したい事業に投票することにより、地方自治体予算の一部の配分を決定できる過程のことである。フランスにおいては、2001 年にサン＝ドニ市（Saint-Denis）とモルサン＝シュル＝オルジュ市（Morsang-sur-Orge）に初めて導入された。住民参加型予算を導入する地方自治体数は、2014 年時点の 7 自治体から現在では約 400 自治体まで増加している。一方、同予算の課題として、配分額及び住民の参加率が低水準である点が挙げられる。

(8) 任意の方法による住民意見の聴取

地方自治体の中には、法定の制度が定まっていない場合において、独自の審議会などの仕組みを設けるほか、非営利団体を仲介者とするなどして、住民との意志疎通を図るところが多い。また、庁舎外において非公式の議会委員会を開催しての議員と住民との質疑応答、子供議会の開催、移民代表からの意見聴取といった有権者でない住民との対話、統計的方法による世論調査など工夫がなされる。ただし、規模が小さいコミューンにおいては、議員と住民とは顔見知りで日常的に接触しており、それが効果的な住民意見を聴取する機会となっている。

5 地方行政に係る不服審査

地方行政についての住民等からの不服申し立て及び訴訟は、基本的には行政一般についての場合と同じルールの下にある。地方自治体の行政に違法等があるとする場合は、当該行政当局への抗議、不服申し立てに加えて、権利擁護官（フランス版「オンブズマン」）への苦情申し出、上級行政庁への審査請求、そして裁判所への提訴という救済手段がある。

⁴³³ 「世界に学ぶ地域自治・コミュニティ再生のしくみと実践」の第 8 章【フランス】「近隣民主主義」の理念と住区評議会制を参照。

⁴³⁴ Loi n° 2002-276 du 27 février 2002 relative à la démocratie de proximité

地方行政に特徴的なこととして、国の機関たる地方長官が地方行政活動の適法性を確保するために、事後的行政監督の手段を持ち、そのことに関連した各種の手續が制度化されており、それが不服を抱く住民から見れば救済手段としても機能すること、また、地方行政に関しては、その活動を法的に拘束する法規範の枠組み全体（bloc de légalité）が、国と共通なルールに加えて、それ以外の多くの個別的で詳細なルールからも構成されており、極めて複雑になっていることには注意を要する。

（１）苦情処理と不服申立て

住民が地方行政に苦情、不服がある場合の法的手段として、行政不服審査がある⁴³⁵。第1は当該行政当局に向けた異議申立て、第2はその上級行政庁に対する審査請求である。フランスにおいて、異議申立ては「恩恵（裁量）の訴え（recours gracieux）」、審査請求は「上級統制の訴え（recours hiérarchique）」と呼ばれている。

訴訟提起と不服申立てとの関係は、租税関係など法令の規定により、不服申立ての前置が義務付けられている行政分野は多いが、特に規定されていない場合には前置するかどうかは住民等の任意である。例えば、「個人情報保護に関する1978年1月6日付法律」に基づく行政文書の開示請求を地方自治体に拒否された場合には、まず行政文書アクセス審査委員会（Commission d'accès aux documents administratifs. 略 CADA）に不服申立てしなければならない。

（２）権利擁護官（フランス版「オンブズマン」）

住民からの苦情の処理は、各行政組織の内部に設けられる苦情処理機関によるものが第1であるが、それに加えて、フランスでは、スウェーデンに端を発するような意味での公的な権限を有するオンブズマンに相当する公職として、「行政斡旋官の設置に関する1973年1月3日付法律⁴³⁶」により創設された「（共和国）行政斡旋官」（médiateur（de la République））1名のみが住民からの苦情処理を行っていた。

しかし、さらに広い権限を持った独立憲法機関である権利擁護官（défenseur des droits）を創設されたことに伴い、行政斡旋官は廃止された。

行政斡旋官の廃止、権利擁護官の創設のため、2つの法改正を必要とした。

まず、「第五共和制の諸制度の近代化に関する2008年7月23日付憲法的法律（以下この章において「2008年7月23日付法律」という。）⁴³⁷」第41条により、憲法第71条の1として、権利擁護官の役割、権利擁護官に申し立てできる者、身分等についての記載が新たに追加された。権利擁護官は国、地方自治体、公共サービスを担う機関など、あらゆる公役務を遂行する組織から市民の権利、自由を尊重することを役割として大統領によって任命され、任期は6年であり再任はない。また、閣僚、議員等の公選職及び他の公務員との兼職は禁止されている。権利擁護官に申し立てできる者としては、上述の公役務遂行機関から人権侵害をされた市民及び権利擁護官自身と定められている。行

⁴³⁵ 法的手段以前に、該当する行政当局に不平や苦情を言う、強く抗議する、デモをするといった意思表示がなされる。

⁴³⁶ Loi n°73-6 du 3 janvier 1973 instituant un Médiateur de la République

⁴³⁷ Loi constitutionnelle n° 2008-724 du 23 juillet 2008 de modernisation des institutions de la Ve République

政幹旋官は市民からの訴えなしに勧告できなかったが、権利擁護官自身が勧告できるようになった。

第2に、「権利擁護官の権利に関する2011年3月29日付組織法律（以下この章において「2011年3月29日付法律」という。）⁴³⁸により権利擁護官の受理する苦情の内容について、①公役務を遂行する組織が行う公的活動内での市民の権利及び自由を守ること、②子供の権利に関すること、③差別に関すること、④警察や消防などの市民の治安を守る職員の法令遵守、職業倫理遵守に関することが定められた。②から④までについては、行政幹旋官の権限から拡大した領域である。また、2011年3月29日付法律第5条において、2008年7月23日付法律第41条に定められた権利擁護官へ申し立てできる者がさらに具体化されて、以下のように定められた。

- ・ 公役務を遂行する組織によって身体的、精神的に権利及び自由を侵害された者
- ・ 自己の権利擁護を望む子供、子供の家族あるいは親権者、医療機関、社会的機関、子供の権利を保護することを目的とし、かつ、開業から5年を経過した全てのアソシエーション⁴³⁹
- ・ 法律、国際的な規約、国により禁止されている差別を直接的又は間接的に受けた者、差別の被害者を支援することあるいは、差別の根絶を目指すことを目的とし、かつ、開業から5年を経過した全てのアソシエーション
- ・ 警察や消防などの市民の治安を守る職員から、法令あるいは職業倫理に反して被害を受けた者、また、それを目撃した者

2011年3月29日付法律は、翌3月30日に公布され、これにより行政幹旋官は廃止となり、3月31日から権利擁護官が制度として開始された。

受理する苦情は上述①から④までであるが、うち①については、関係機関に対する救済申し立て手続がある場合には、それを事前に経ていることが必要である。また、①から④までの全てに共通して、既に裁判の対象になっている案件を取り扱うことはできない。

権利擁護官の活動を取りまとめた年次報告書（rapport annuel d'activité 2022）に拠ると、2022年の1年間に受理した苦情及び相談は約12万5,000件であり、内訳としては、公役務遂行機関に関する苦情（約8万2,000件）、差別に関する苦情（約6,500件）が多い⁴⁴⁰。

6 行政訴訟

（1）行政裁判所

行政当局の決定などで、行政法関係の事項とされるものについての訴訟は、私法関係を中心とする司法裁判所ではなく、行政裁判所が所管する。行政裁判の第一審は、行政地方裁判所（tribunal administratif. 州に最低1か所設置されており、海外領土含め、全国に42か所ある。）により担当され、控訴審としては、全国8か所の行政控訴院（cour administrative d'appel. 1987年設置）と行政最高裁判所に当たる国務院（Conseil d'État）が設置されている。裁判官には司法官ではなく、現職の行政官、国

⁴³⁸ Loi organique n° 2011-333 du 29 mars 2011 relative au Défenseur des droits

⁴³⁹ アソシエーションについては、第8章第4節1（1）において前述している。

⁴⁴⁰ 1つの苦情が複数分野に跨ることがあるが、その場合、各分野に重複して件数を数えている。

立行政学院（ENA）⁴⁴¹出身者が起用され、公務員の身分であり、行政法、実際の行政活動及び実務にも見識がある。

国務院の起源はアンシャン・レジーム時代に求められるほど由緒がある。現行制度の直接の起源はナポレオン時代以前の1799年憲法第52条であり、最高の行政裁判所である上に、政府の法的諮問機関、すなわち内閣の法制局としても機能している（政府各省庁から国会に提出する法律案、行政命令等の事前審査、法令解釈についての意見など）。首相を形式上の院長とするが、実質的には副院長により指揮がとられ、評議官、調査官等により構成される。争訟部が行政裁判を担当し、行政地方裁判所の上訴審としての任務のほか、第一審、かつ、終審として政省令の効力に関する訴訟及び広域的な行政訴訟を取り扱う。内閣の法律顧問たるメンバーが輪番等により行政訴訟も担当するシステムである。フランスが行政法の発展をみたのは、国務院の判例の蓄積によるところが大きい。

（2）フランスの行政訴訟

フランスの行政訴訟は、典型的には越権訴訟のほか、解釈訴訟、適法性審査訴訟などに区分され、手続に関しては、基本的な性格として、職権主義、書面審理主義、対審の原則、非公開の原則（公開の法廷での弁論はあるが、記録の内容は当事者のみが知りうる。）、執行不停止の原則などが挙げられる。

第2節 商工会議所、民間組織と地方行政

1 商工会議所

フランスの商工会議所（chambre de commerce et d'industrie）は、法律に基づき、政府部門から独立した公的組織として位置付けられることは日本と同様であるが、様々な特権が付与されるとともに、その事業活動の範囲が非常に幅広いことが特徴となっている。基本的な団体活動に加え、地域事情に応じて、管理職養成まで含めた経営管理・商業教育やデザイン工芸学校・語学学校の経営、道路・橋梁、港湾（河川港を含む。）、地方空港、大型倉庫、工業団地、国際会議場などの開発整備や管理運営、見本市の開催等を行っている。財源は、地方税たる企業不動産税と企業付加価値税に対する付加税と会議所が管理する施設等からの事業収入とに大半を依存する。

フランス本土で約120存在するが、多くは県が設置される以前から、商工業活動の中心地に組織されたものであり、その行政監督は国の役割となっている。法的には公施設法人であり、理事と職員は公務員の資格を、また、資産は公金的な性格を持つ。組織としての「専門活動領域」は経済的領域に限定されているが、実際に取り組む活動は広範囲に及び、公的性格に鑑みて行政的公施設法人の範囲内に入る。

州単位にも州商工会議所が設置されているほか、パリにはフランス全土をカバーする「CCI France」が本部を置き、各単位会議所や州会議所の活動を全国レベルで総括している。

⁴⁴¹ 国立行政学院（ENA）は2021年末に廃止され、現在は国立公務学院（INSP）となっている。

2 非営利団体など各種民間団体

フランスにおいては、民間の自発的に結成された団体が幅広い活動を展開しており、地方行政との間に多様な関係を築いている。当然、民間組織には営利団体、非営利団体ともに存在するが、非営利団体の場合には、その大多数が「結社契約に関する 1901 年 7 月 1 日付法律（一般的に「1901 年法」「アソシアション法」「非営利団体系」などと略称される。）⁴⁴²」に定める手続により設立されたものである。非営利団体については、第 8 章第 4 節 1 において前述している。

地方行政に密接に関連するものとして、特に文化及びスポーツ、教育、社会福祉分野において、非営利団体は行政当局と連携し、その活動を補完する機能を果たしている。

⁴⁴² Loi du 1er juillet 1901 relative au contrat d'association

第11章 日本の地方自治体等との姉妹・友好提携等

第1節 日本とフランス間の姉妹・友好提携の概況

日本とフランスの地方自治体間の姉妹提携及び友好提携の現状は、姉妹・友好交流一覧（図表11-1）のとおりである⁴⁴³。1958年（昭和33年）の京都市とパリ市が先駆けであり、その後、東京都とパリ市、山梨県とソーヌ・エ・ロワール県、大阪府とヴァル・ド・ワーズ県など、日本側から見て55組（7都府県48市町村）に拡大している。この一覧表のほか、例えば、大阪港とル・アーブル港の港湾同士の交流、姫路城とシャンティイ城の城同士の交流など、様々な分野における交流活動が実施されている。

（図表11-1）姉妹・友好交流一覧⁴⁴⁴

	日本側自治体	フランス側自治体	提携・交流開始年月日	姉妹都市(姉) / 友好提携(友) / 交流都市(交)
1	東京都	パリ（イル・ド・フランス州）	1982/07/14	友
2	茨城県	エソンヌ県（イル・ド・フランス州）	1986/04/22	友
3	大阪府	ヴァル・ド・ワーズ県（イル・ド・フランス州）	1987/07/21	友
4	栃木県	ヴォクリューズ県（プロヴァンス・アルプ・コート・ダジュール州）	1989/10/9	友
5	和歌山県	ピレネー・オリアantal県（オクシタニー州）	1993/09/15	友
6	山梨県	ソーヌ・エ・ロワール県（ブルゴーニュ・フランシュ・コンテ州）	2000/04/07	姉
7	京都府	オクシタニー州	2015/06/10	友
8	京都市（京都府）	パリ（イル・ド・フランス州）	1958/06/15	友
9	横浜市（神奈川県）	リヨン（オーベルニュ・ローヌ・アルプ州ローヌ県）	1959/04/07	姉
10	神戸市（兵庫県）	マルセイユ（プロヴァンス・アルプ・コート・ダジュール州ブーシュ・デュ・ローヌ県）	1961/07/02	姉
11	鎌倉市（神奈川県）	ニース（プロヴァンス・アルプ・コート・ダジュール州アルプ・マリティーム県）	1966/11/09	姉
12	仙台市（宮城県）	レンヌ（ブルターニュ州イル・エ・ヴィレーヌ県）	1967/09/06	姉
13	横須賀市（神奈川県）	ブレスト（ブルターニュ州フィニステール県）	1970/11/28	姉
14	金沢市（石川県）	ナンシー（グラン・テスト州ムルト・エ・モゼール県）	1972/12/08	姉
15	甲府市（山梨県）	ポー（ヌーベル・アキテーヌ州ピレネー・アトランティック県）	1975/08/18	姉
16	佐久市（長野県）	アヴァロン（ブルゴーニュ・フランシュ・コンテ州イヨンヌ県）	1976/07/14	姉
17	甲州市（山梨県）	ポーヌ（ブルゴーニュ・フランシュ・コンテ州コート・ドール県）	1976/09/28	姉
18	富士吉田市（山梨県）	シャモニー・モン・ブラン（オーベルニュ・ローヌ・アルプ州オート・サヴォア県）	1978/10/09	姉
19	松島町（宮城県）	イル・デ・パン（ニューカレドニア）	1980/09/04	姉
20	利府町（宮城県）	イル・リフー（ニューカレドニア）	1980/09/05	姉
21	福岡市（福岡県）	ボルドー（ヌーベル・アキテーヌ州ジロンド県）	1982/11/08	姉
22	奈良市（奈良県）	ヴェルサイユ（イル・ド・フランス州イヴリーヌ県）	1986/11/14	友
23	諏訪市（長野県）	アンボワーズ（サントル・ヴァル・ド・ロワール州アンドル・エ・ロワール県）	1987/03/04	姉
24	美作市（岡山県）	サン・ヴァランタン（サントル・ヴァル・ド・ロワール州アンドル県）	1988/04/06	姉

⁴⁴³ 2024年1月1日現在、（一財）自治体国際化協会の調査に回答があったものを記述している。

⁴⁴⁴ 日本側自治体が都道府県であるものを色付けしている。

25	佐賀市 (佐賀県)	キュサック・フォー・メドック (ヌーベル・アキテーヌ州ジロンド県)	1988/04/19	姉
26	高松市 (香川県)	トゥール (サントル・ヴァル・ド・ロワール州アンドル・エ・ロワール県)	1988/06/03	姉
27	飯田市 (長野県)	シャルルヴィル・メズィエール (グラン・テスト州アルデンヌ県)	1988/08/05	友
28	白河市 (福島県)	コンピエーニュ (オー・ド・フランス州オワーズ県)	1988/10/20	姉
29	桜井市 (奈良県)	シャルトル (サントル・ヴァル・ド・ロワール州ウル・エ・ロワール県)	1989/04/22	友
30	宇都宮市 (栃木県)	オルレアン (サントル・ヴァル・ド・ロワール州ロワレ県)	1989/05/07	姉
31	三朝町 (鳥取県)	ラマルー・レ・バン (オクシタニー州エロー県)	1990/04/11	姉
32	鈴鹿市 (三重県)	ル・マン (ペイ・ド・ラ・ロワール州サルト県)	1990/05/27	友
33	東金市 (千葉県)	ルイユ・マルメゾン (イル・ド・フランス州オー・ド・セーヌ県)	1990/11/07	姉
34	静岡市 (静岡県)	カンヌ (プロヴァンス・アルプ・コート・ダジュール州アルプ・マリティーム県)	1991/11/05	姉
35	長岡市 (新潟県)	西タイアラブ連合村 (仏領ポリネシア)	1991/08/29	姉
36	笛吹市 (山梨県)	ニュー・サン・ジョルジュ (ブルゴーニュ・フランシュ・コンテ州コート・ドール県)	1992/03/27	姉
37	西宮市 (兵庫県)	ロット・エ・ガロンヌ県及びアジャン (ヌーベル・アキテーヌ州)	1992/04/17	姉
38	釜石市 (岩手県)	ディーニュ・レ・バン (プロヴァンス・アルプ・コート・ダジュール州アルプ・ド・オート・プロヴァンス県)	1994/04/20	姉
39	鶴岡市 (山形県)	ラ・フォア (ニューカレドニア)	1995/02/09	友
40	鳴沢村 (山梨県)	セリエール (ブルゴーニュ・フランシュ・コンテ州ジュラ県)	1996/07/13	姉
41	神崎市 (佐賀県)	ボークール (ブルゴーニュ・フランシュ・コンテ州テリトワール・ド・ベルフォール県)	1996/10/27	姉
42	遠軽町 (北海道)	モアラン・アン・モンターニュ (ブルゴーニュ・フランシュ・コンテ州ジュラ県)	1998/05/22	姉
43	出雲市 (島根県)	エビアン (オーベルニュ・ローヌ・アルプ州オーサヴォワ県)	2002/2/15	友
44	川越市 (埼玉県)	オータン (ブルゴーニュ・フランシュ・コンテ州ソーヌ・エ・ロワール県)	2002/10/18	姉
45	瀬戸市 (愛知県)	リモージュ (ヌーベル・アキテーヌ州オート・ヴィエンヌ県)	2003/11/18	姉
46	長崎市 (長崎県)	ヴォー・シュール・オール (ノルモンディ州カルヴァドス県)	2005/01/04	姉
47	新潟市 (新潟県)	ナント (ペイ・ド・ラ・ロワール州ロワール・アトランティック県)	2009/01/31	姉
48	熊本市 (熊本県)	エクサンプロヴァンス (プロヴァンス・アルプ・コート・ダジュール州ブーシュ・ド・ローヌ県)	2013/02/16	交
49	忍野村 (山梨県)	シャルネ・レ・マコン (ブルゴーニュ・フランシュ・コンテ州ソーヌ・エ・ロワール県)	2013/10/06	友
50	つくば市 (茨城県)	グルノーブル (オーベルニュ・ローヌ・アルプ州イゼール県)	2013/11/12	姉
51	富岡市 (群馬県)	ブル・ド・ペアーージュ (オーベルニュ・ローヌ・アルプ州ドローム県)	2015/11/04	友
52	山中湖村 (山梨県)	エビアン (オーベルニュ・ローヌ・アルプ州オーサヴォワ県)	2017/07/10	友
53	名古屋市 (愛知県)	ランス (グラン・テスト州マルヌ県)	2017/10/20	姉
54	相良村 (熊本県)	サン・バラント (サントル・ヴァル・ド・ロワール州アンドル県)	2017/11/10	姉
55	境町 (茨城県)	モンペリエ・メディテラネ・メトロポール (オクシタニー州エロー県)	2023/09/28	友

第2節 日本とフランスの地方自治体間における交流活動の現状

姉妹提携及び友好提携を有する地方自治体間における交流活動の現状⁴⁴⁵について、日本とフランス間の場合、2022年度（令和4年度）実績は、「行政」交流（13件）及び「教育」交流（12件）の2種の交流が全体事業件数の約80%を占めており、そのほか、「文化」交流（4件）、「経済」交流（1件）等が実施されている⁴⁴⁶。姉妹（友好）都市提携以外においても、経済、観光に関する協定を日本とフランスの地方自治体間で結ぶことがある。

加えて、日本とフランスの友好150周年となった2008年以降、日仏自治体交流会議を日本及びフランスにおいて交互に隔年で開催し、多面的な自治体間交流を実施している。

⁴⁴⁵ （一財）自治体国際化協会が実施した「自治体の国際交流事業に関する調査（結果）」を参照している。

⁴⁴⁶ 新型コロナウイルスの影響により中止又は延期した事業については、これらの数字に含めない。

参考文献

【第1章】

- 在欄フランス大使館 HP, [<https://nl.ambafrance.org/L-outr-mer-francais>] (最終検索日 2023年6月29日)
- フランス内務省地方自治体総局, Les collectivités locales en chiffres 2022
- フランス国立経済統計研究所「INSEE PREMIÈRE No1935」(2023年1月17日公開) HP, [<https://www.insee.fr/fr/statistiques/6687000>] (最終検索日 2023年6月29日)
- フランス国立経済統計研究所「Immigrés et descendants d'immigrés Édition 2023」(2023年3月30日公開) HP, [<https://www.insee.fr/fr/statistiques/6793314?sommaire=6793391#:~:text=Les%20immigr%C3%A9s%20ont%20un%20niveau,ayant%20un%20seul%20parent%20immigr%C3%A9>] (最終検索日 2024年2月27日)
- フランス国立経済統計研究所「Comparateur de territoires」(2022年9月22日公開)
- 在フランス日本国大使館「フランス大統領府は7月20日、エリザベット・ボルヌ新内閣閣僚名簿を発表しました。」(2023年7月24日公開) HP, [<https://jp.ambafrance.org/article19358>] (最終検索日 2024年2月27日)
- 内務・海外領土省 HP, [<https://www.archives-resultats-elections.interieur.gouv.fr/resultats/legislatives-2022/FE.php>] (最終検索日 2024年2月27日)
- フランス政府「Sénatoriales 2023 : les résultats sont en ligne」(2023年9月25日公開) HP, [<https://www.vie-publique.fr/en-bref/291156-senatoriales-2023-les-resultats-sont-en-ligne>] (最終検索日 2023年11月24日)
- 在フランス日本国大使館 HP, [<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/france/data.html>] (最終検索日 2024年2月27日)
- フランス司法省「Le tribunal judiciaire La réforme de l'organisation judiciaire expliquée」(2022年6月15日公開) HP, [<https://www.justice.fr/themes/tribunal-judiciaire>] (最終検索日 2023年12月13日)

【第2章】

- フランス内務省地方自治体総局, Les collectivités locales en chiffres 2022
- フランス政府「tableau de répartition des compétences」
- HP [<https://www.collectivites-locales.gouv.fr/tableau-de-repartition-des-competences>] (最終検索日 2023年7月6日)
- オワーズ県地方長官庁 HP, [<https://www.oise.gouv.fr/Services-de-l-Etat/Prefecture-et-sous-prefectures/Organigrammes>] (最終検索日 2023年7月6日)

- セーヌ・マリティーヌ県地方長官庁 HP, [<https://www.seine-maritime.gouv.fr/Services-de-l-Etat/Prefecture-et-sous-prefectures/Organigramme-de-la-prefecture-de-la-region-Normandie-prefecture-de-la-Seine-Maritime>] (最終検索日 2023 年 7 月 6 日)

【第 3 章】

- フランス政府エコロジー移行・地域結束省「Tout comprendre de la loi Engagement et proximité en 12 points」(2022 年 7 月 5 日公開) HP, [<https://www.ecologie.gouv.fr/loi-engagement-et-proximite>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)
- 植村哲、谷剛史、畑中雄貴「フランスにおける広域連合体の合併と州の再編統合に関する考察 (五)」(『地方自治』第 887 号、地方自治制度研究会、2021 年) 78-103 項
- 植村哲、野村知宏、畑中雄貴「フランスにおける最近の政治・行政の課題とその比較論的分析 (二) - 国及び地方公共団体の公選職に係る兼職規制：その経緯と展開 (五)」(『地方自治』第 901 号、地方自治制度研究会、2022 年) 60-83 項
- フランスエコロジー移行・地域結束省「Dossier de présentation de la loi 3Ds」(2022 年 8 月 12 日公開) HP, [<https://www.ecologie.gouv.fr/adooption-definitive-loi-3ds-relative-differenciation-decentralisation-deconcentration-et>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)

【第 4 章】

- フランス内務省地方自治体総局, Les collectivités locales en chiffres 2023
- フランス国立経済統計研究所 (INSEE) HP, [<https://www.insee.fr/fr/>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/19606-organisation-territoriale-les-apports-de-la-revolution-francaise>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/infographie/270295-infographie-quel-est-le-role-du-conseil-municipal>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/19617-les-fonctions-les-pouvoirs-dun-maire>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)
- フジエール市 HP, [<https://fougeres.fr/wp-content/uploads/2023/08/Organigramme-de-la-Ville-2023.pdf>] (最終検索日 2024 年 2 月 21 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/20184-quest-ce-quune-commune-nouvelle#:~:text=La%20commune%20nouvelle%20cr%C3%A9e%20a,maire%20de%20la%20commune%20nouvelle.>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)
- Bruno Acar ; Patrick Reix ; Virginie Giudici (2022), Les communes nouvelles un bilan décevant, des perspectives incertaines

- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/20118-la-cooperation-intercommunale-et-les-epci>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/20125-quest-ce-quune-communaute-de-communes>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/20126-quest-ce-quune-communaute-dagglomeration>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/20122-quest-ce-quune-communaute-urbaine>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/20129-quest-ce-quune-metropole>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/20123-quest-ce-quun-syndicat-de-communes>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/20121-cooperation-locale-quest-ce-quun-syndicat-mixte>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/20118-la-cooperation-intercommunale-et-les-epci>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/19623-quest-ce-quun-conseil-departemental>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)
- セーヌ・エ・マルヌ県 HP, [https://www.seine-et-marne.fr/sites/default/files/media/downloads/organigramme_des_services_07_02_2023.pdf] (最終検索日 2023 年 4 月 17 日)
- フランス内務省地方自治体総局, Les collectivités locales en chiffres 2014
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/19627-quest-ce-quun-conseil-regional>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/19629-quel-est-le-role-du-conseil-economique-social-et-environnemental-ceser>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)
- サントル・ヴァール・ド・ロワール州州経済社会環境評議会 HP, [<https://ceser.centre-valde Loire.fr/>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)
- オー・ド・フランス州 HP, [<https://www.hautsdefrance.fr/conseil-regional-hdf/organigramme-de-la-region-hauts-de-france/#>] (最終検索日 2023 年 8 月 8 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/20150-quel-est-le-statut-de-la-corse>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/20208-quest-ce-que-la-metropole-de-lyon-creee-en-2014>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)
- フランス憲法評議会 HP, [<https://www.conseil-constitutionnel.fr/la-constitution/les-outre-mer>] (最終検索日 2024 年 2 月 21 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/20141-quest-ce-quune-collectivite-doutre-mer>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)

- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/eclairage/18649-nouvelle-caledonie-3e-referendum-dautodetermination-12-decembre-2021>] (最終検索日 2024年2月27日)
- 全仏市長会 HP, [<https://www.amf.asso.fr/>] (最終検索日 2024年2月27日)
- 全仏大都市市長会 HP, [<https://franceurbaine.org/>] (最終検索日 2024年2月27日)
- フランス都市会 HP, [<https://www.villesdefrance.fr/>] (最終検索日 2024年2月27日)
- フランスコミューン間連合協会 HP, [<https://www.intercommunalites.fr/>] (最終検索日 2024年2月27日)
- 全仏県連合 HP, [<https://departements.fr/>] (最終検索日 2024年2月27日)
- 全仏州連合 HP, [<https://regions-france.org/>] (最終検索日 2024年2月27日)

【第5章】

- 植村哲、野村知宏、畑中雄貴「フランスにおける最近の政治・行政の課題とその比較論的分析(二) - 国及び地方公共団体の公選職に係る兼職規制：その経緯と展開(一)」(『地方自治』第894号、地方自治制度研究会、2022年) 86-103項
- 植村哲、野村知宏、畑中雄貴「フランスにおける最近の政治・行政の課題とその比較論的分析(二) - 国及び地方公共団体の公選職に係る兼職規制：その経緯と展開(二)」(『地方自治』第897号、地方自治制度研究会、2022年) 80-95項
- 植村哲、野村知宏、畑中雄貴「フランスにおける最近の政治・行政の課題とその比較論的分析(二) - 国及び地方公共団体の公選職に係る兼職規制：その経緯と展開(三)」(『地方自治』第899号、地方自治制度研究会、2022年) 72-101項
- フランス政府「La question du cumul des mandat」(2018年7月7日公開) HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/19516-la-question-du-cumul-des-mandats>] (最終検索日 2023年8月21日)

【第6章】

- (一財)自治体国際化協会パリ事務所、「フランス自治体における人材確保のための現状と取組-Le recrutement des agents territoriaux en France difficultés et initiatives」(『CLAIR REPORT 第543号』、2023年)

【第7章】

- Michel Bouvier (2022). 『Les finances locales』. LGDJ
- 経済・財務・産業兼デジタル主権省 HP, [<https://www.budget.gouv.fr/panorama-finances-publique/administrations-publiques-locales-apul>] (最終検索日 2023年1月16日)
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/21935-comment-les-dependences-des-collectivites-territoriales-sont-reparties>] (最終検索日 2023年1月16日)

- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/21915-les-differentes-ressources-des-collectivites-territoriales>] (最終検索日 2023 年 1 月 16 日)
- 経済・財務・産業兼デジタル主権省 HP, [<https://www.economie.gouv.fr/particuliers/impots-locaux>] (最終検索日 2023 年 1 月 16 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/N206>] (最終検索日 2023 年 1 月 16 日)
- 経済・財務・産業兼デジタル主権省 HP, [<https://www.economie.gouv.fr/entreprises/impots-locaux>] (最終検索日 2023 年 1 月 16 日)
- フランス地方金融公社 HP, [<https://www.agence-france-locale.fr/app/uploads/2023/02/cp-annual-results-2022-veng.pdf>] (最終検索日 2024 年 1 月 24 日)
- 地方金融公社 HP, [<https://sfil.fr/wp-content/uploads/2023/03/Sfil-Rapport-financier-annuel-2022.pdf>] (最終検索日 2024 年 1 月 24 日)
- フランス地方金融公社 HP, [<https://www.agence-france-locale.fr/faq/>] (最終検索日 2024 年 1 月 23 日)
- 経済・財務・産業兼デジタル主権省 HP, [<https://www.economie.gouv.fr/particuliers/taxe-habitation>] (最終検索日 2023 年 1 月 16 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F42>] (最終検索日 2023 年 1 月 16 日)
- 経済・財務・産業兼デジタル主権省 HP, [<https://www.economie.gouv.fr/entreprises/versement-mobilite-transport>] (最終検索日 2023 年 1 月 16 日)
- エコロジー移行・地域結束省 HP, [https://www.francemobilites.fr/loi-mobilites/faq/versement_mobilite] (最終検索日 2023 年 1 月 16 日)
- ドゥ・セーブル地方長官庁 HP, [<https://www.deux-sevres.gouv.fr/Services-de-l-Etat/Etat-et-collectivites/Collectivites-territoriales/Dotation-Globale-de-Fonctionnement>] (最終検索日 2023 年 12 月 31 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.collectivites-locales.gouv.fr/finances-locales/dgf-des-communes>] (最終検索日 2023 年 12 月 31 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.collectivites-locales.gouv.fr/finances-locales/dotation-dequipement-des-territoires-ruraux-detr>] (最終検索日 2023 年 12 月 31 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.collectivites-locales.gouv.fr/finances-locales/dotation-politique-de-la-ville-dpv>] (最終検索日 2023 年 12 月 31 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.collectivites-locales.gouv.fr/finances-locales/fonds-de-compensation-pour-la-taxe-sur-la-valeur-ajoutee-fctva>] (最終検索日 2023 年 12 月 31 日)

- フランス国立統計経済研究所 HP, [<https://www.insee.fr/fr/metadonnees/definition/c1763>] (最終検索日 2023 年 12 月 31 日)
- 経済・財務・産業兼デジタル主権省 HP, [https://www.budget.gouv.fr/reperes/finances_publicques/articles/des-budgets-adoptes-en-assemblee-deliberante-et-transparents] (最終検索日 2023 年 1 月 16 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/21945-budget-local-primitif-supplementaire-fonctionnement-investissement>] (最終検索日 2023 年 1 月 16 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/21947-comment-un-budget-local-est-il-vote>] (最終検索日 2023 年 1 月 16 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/38004-quest-ce-que-le-comite-des-finances-locales-cfl>] (最終検索日 2023 年 1 月 16 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/21952-controle-des-finances-locales-services-de-letat>] (最終検索日 2023 年 1 月 16 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/21955-que-sont-les-chambres-regionales-des-comptes-crtc>] (最終検索日 2023 年 1 月 16 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/21962-controles-effectues-par-les-crc>] (最終検索日 2023 年 1 月 16 日)
- Vie publique, Juge administratif et finances locales, HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/21953-juge-administratif-et-finances-locales>] (最終検索日 2023 年 1 月 16 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/questions-reponses/271474-reforme-de-la-fiscalite-locale-ou-en-est>] (最終検索日 2024 年 1 月 24 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/21853-quelle-est-la-responsabilite-des-comptables-publics#:~:text=L'ordonnance%20du%2023%20mars,les%20risques%20entre%20les%20comptables.>] (最終検索日 2024 年 1 月 24 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/21950-application-dun-budget-local-ordonnateurs-et-comptables>] (最終検索日 2024 年 1 月 24 日)
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/letat-et-les-collectivites>] (最終検索日 2024 年 1 月 24 日)
- 財務省財務総合政策研究所(2001). 「主要国の地方税財政制度の概要 (イギリス・ドイツ・フランス・アメリカ)」. <https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/zk050a.pdf>, (最終検索日 2024 年 1 月 26 日)
- 江夏あかね (2015). 「地方による地方のための」共同資金調達機関—フランス地方金融公社 (AFL) —, 野村資本市場クォータリ一, <http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2015/2015aut04web.pdf>, (最終検索日 2024 年 1 月 26 日)

- 「地方財政」2022年3月号「感染症クライシス下のフランス財政・地方財政」青木宗明著 P33-39

【第8章】

- フランス政府 HP, [<https://www.collectivites-locales.gouv.fr/commande-publique/autres-modes-de-gestion-des-services-publics-locaux>] (最終検索日 2023年12月31日)
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/20247-etablissement-public-epa-ou-epic-quelles-differences>] (最終検索日 2023年12月31日)
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/24076-quest-ce-quune-association>] (最終検索日 2023年12月31日)
- フランス政府 HP, [<https://www.economie.gouv.fr/entreprises/groupement-interet-economique-gie#>] (最終検索日 2023年12月31日)
- フランス政府 HP, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/24076-quest-ce-quune-association>] (最終検索日 2023年12月31日)
- (一財)自治体国際化協会パリ事務所「フランスにおける地域振興とアソシアション」(『CLAIR REPORT』No.344、(一財)自治体国際化協会、2010年)

【第9章】

- (一財)自治体国際化協会パリ事務所, 「フランスの子育て支援政策について」(『CLAIR REPORT 第542号』、2023年)
- フランス国民教育省, L'ÉTAT DE L'ÉCOLE 2022 Coûts・Activités・Résultats
- フランス文科省, Chiffres clés, statistiques de la culture et de la communication : édition 2022
- フランス文科省 HP, [<https://www.culture.gouv.fr/Thematiques/Musique/Enseignement-formation-et-metiers/Structures-d-enseignement-et-de-formation/Les-conservatoires-CRR-CRD-CRC-CRI>] (最終検索日 2023年12月8日)
- フランス文化省 HP, [<https://www.culture.gouv.fr/fr/Thematiques/Musees/Les-musees-en-France/Les-musees-de-France/Qu-est-ce-qu-un-musee-de-France>] (最終検索日 2023年12月20日)
- フランス文科省, Culture chiffre Dépenses culturelles des collectivités territoriales de 2015 à 2020
- Groupe BPCE (2023), LA FILIÈRE SPORT: LES CHALLENGES D'UNE CHAMPIONNE
- フランススポーツ省 HP, [<https://www.sportsdenature.gouv.fr/le-developpement-maitrise-des-sports-de-nature-une-politique-de-terrain#note-1>] (最終検索日 2023年11月24日)
- フランススポーツ省 HP, [<https://www.sports.gouv.fr/creps-626>] (最終検索日 2024年2月27日)

- 国立スポーツ機関 HP, [<https://www.agencedusport.fr/>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)
- (一財)自治体国際化協会パリ事務所, 「フランスの中規模都市における中心市街地活性化政策～ Les politiques de redynamisation des cœurs des villes moyennes en France ～」(『CLAIR REPORT 第 514 号』、2021 年)
- 国家地域統合庁 HP, [<https://agence-cohesion-territoires.gouv.fr/>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)
- フランスエコロジー移行・地域結束省 HP, [<https://www.ecologie.gouv.fr/scot-projet-strategique-partage-lamenagement-dun-territoire>] (最終検索日 2023 年 12 月 8 日)
- フランスエコロジー移行・地域結束省 HP, [<https://www.ecologie.gouv.fr/contrats-plan-etat-region>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)
- (一財)自治体国際化協会パリ事務所, 「フランスにおける予防医療制度と先進自治体ナルボンヌ市の取組」(『CLAIR REPORT 第 522 号』、2022 年)
- (一財)自治体国際化協会パリ事務所, 「フランスの高齢化社会における孤立防止対策と社会的支援 (Soutien social et lutte contre l' isolement des seniors en France)」(『CLAIR REPORT 第 533 号』、2023 年)
- フランス連帯・保健省 HP, [<https://solidarites.gouv.fr/le-revenu-de-solidarite-active-rsa>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)
- 内務・海外領土省 HP, [<https://www.interieur.gouv.fr/Le-ministere/Securite-civile/Metiers-et-concours/Les-metiers-de-la-securite-civile/Volontaire-dans-les-unites-d-instruction-et-d-intervention-de-la-securite-civile>] (最終検索日 2024 年 1 月 23 日)
- 内務・海外領土省 HP, [<https://www.interieur.gouv.fr/Le-ministere/Securite-civile>] (最終検索日 2024 年 1 月 23 日)
- フランス消防局 HP, [<https://www.pompiers.fr/pompiers/nous-connaître/organisation-des-sapeurs-pompiers-en-france>] (最終検索日 2024 年 1 月 22 日)
- フランス消防局 HP, [<https://sapeurs-pompiers35.fr/le-sdis35/fonctionnement/lorganigramme/nouvel-organigramme-sdis35-complet-service-maj-27-07-2022/>] (最終検索日 2024 年 1 月 22 日)
- パリ消防局 HP, [<https://pompiersparis.fr/recrutement/connaitre-la-bspp/notre-organisation/#:~:text=Forte%20de%208500%20femmes%20et,du%20Val%2Dde%2DMarne.>] (最終検索日 2024 年 1 月 22 日)
- マルセイユ海軍消防隊 HP, [<https://www.marinspompiersdemarseille.com/pages/presentation-generale/#:~:text=Le%20bataillon%20de%20marins%2Dpompiers,militaires%20et%20civils%20au%20total.>] (最終検索日 2024 年 1 月 22 日)
- 保健・予防省 HP, [<https://sante.gouv.fr/systeme-de-sante/structures-de-soins/article/samu-smur>] (最終検索日 2024 年 1 月 22 日)

- 保健・予防省 HP, [<https://drees.solidarites-sante.gouv.fr/sites/default/files/2021-07/Fiche%2025%20-%20La%20médecine%20d'urgence.pdf>] (最終検索日 2024 年 1 月 22 日)
- 保健・予防省 HP, [<https://drees.solidarites-sante.gouv.fr/sites/default/files/2021-07/Fiche%2025%20-%20La%20médecine%20d'urgence.pdf>] (最終検索日 2024 年 1 月 22 日)
- 国家警察 HP, [<https://www.police-nationale.net/police-nationale/#differences-police-nationale-municipale-gendarmerie>] (最終検索日 2024 年 1 月 23 日)
- 内務・海外領土省 HP, [<https://www.interieur.gouv.fr/actualites/communiqués-de-presse/95-de-population-vit-a-moins-de-14-minutes-dun-lieu-daccueil-de#:~:text=En%202022%2C%20en%20France%20métropolitaine,police%20sont%20accessibles%20au%20public.>] (最終検索日 2024 年 1 月 23 日)
- パリ警視庁 HP, [<https://www.prefecturedepolice.interieur.gouv.fr/presentation/le-prefet-de-police/les-missions/les-missions-du-prefet-de-police>] (最終検索日 2024 年 1 月 23 日)
- パリ警視庁 HP, [<https://www.prefecturedepolice.interieur.gouv.fr/presentation/la-prefecture-de-police/presentation-de-la-prefecture-de-police>] (最終検索日 2024 年 1 月 23 日)
- 会計検査院 HP, [<https://www.ccomptes.fr/fr/publications/la-prefecture-de-police-de-paris>] (最終検索日 2024 年 1 月 23 日)
- ブッシュ＝ドゥ＝ローヌ地方長官庁 HP, [<https://www.bouches-du-rhone.gouv.fr/Services-de-l-Etat/Prefete-de-police-et-prefecture-de-police>] (最終検索日 2024 年 1 月 23 日)
- 内務・海外領土省 HP, [<https://www.gendarmerie.interieur.gouv.fr/notre-institution>] (最終検索日 2024 年 1 月 22 日)
- 内務・海外領土省 HP, [<https://www.gendarmerie.interieur.gouv.fr/notre-institution/la-gendarmerie-nationale/les-missions-de-la-gendarmerie-nationale>] (最終検索日 2024 年 1 月 22 日)
- 内務・海外領土省 HP, [<https://mobile.interieur.gouv.fr/fr/A-votre-service/Le-ministere-recrute/Gendarmerie-nationale#:~:text=L%27effectif%20total%20de%20la,et%20ouvriers%20d'État>] (最終検索日 2024 年 1 月 22 日)
- フランス国立経済統計研究所「INSEE PREMIÈRE No1780」(2019 年 10 月 30 日 公開) HP, [<https://www.insee.fr/fr/statistiques/4241397>] (最終検索日 2023 年 8 月 1 日)
- (一財)自治体国際化協会パリ事務所, 「フランスのオープンデータ政策」(『CLAIR REPORT 第 544 号』、2023 年)

【第 10 章】

- APCM 「CLASSEMENT DIFFUSION PRESSE QUOTIDIENNE NATIONALE 2023」

- HP, [<https://www.acpm.fr/Les-chiffres/Diffusion-Presses/Presse-Payante/Presse-Quotidienne-Nationale>] (最終検索日 2023 年 8 月 7 日)
- フランス文科省, Chiffres clés, statistiques de la culture et de la communication : édition 2022
 - APCM 「La diffusion et la fréquentation de la Presse Française contrôlées sur l'année 2022」 (2023 年 2 月 16 日公開)
HP, [<https://www.acpm.fr/Actualites/Les-publications/Communiqués-de-la-Diffusion/Diffusion-et-Fréquentation-de-la-Presses-DSH-2022#:~:text=La%20presse%20fran%C3%A7aise%20s'est,sites%20et%20applis%20chaque%20jour>] (最終検索日 2023 年 8 月 4 日)
 - (一財)自治体国際化協会パリ事務所, 「フランスのオープンデータ政策」(『CLAIR REPORT 第 544 号』、2023 年)
 - 中田晋自 『世界に学ぶ地域自治-コミュニティ再生のしくみと実践 第 8 章【フランス】「近隣民主主義」の理念と住区評議会制』(学芸出版社、2021 年) 126-142 項
 - フランス政府 「Gestion municipale : le développement des budgets participatifs」 (2019 年 12 月 12 日公開)
HP, [<https://www.vie-publique.fr/eclairage/271797-gestion-municipale-le-developpement-des-budgets-participatifs>] (最終検索日 2023 年 12 月 4 日)
 - BANQUE des TERRITOIRES 「Budgets participatifs : toujours plus de démarches, malgré un faible niveau de participation」 (2022 年 10 月 21 日公開)
HP, [<https://www.banquedesterritoires.fr/budgets-participatifs-toujours-plus-de-demarches-malgre-un-faible-niveau-de-participation#:~:text=%C3%A9dition%20du%20jour-.Budgets%20participatifs%20%3A%20toujours%20plus%20de%20d%C3%A9marches%2C%20malgr%C3%A9,un%20faible%20niveau%20de%20participation&text=En%202022%2C%20400%20villes%20et,le%20financement%20du%20budget%20participatif.>] (最終検索日 2023 年 11 月 28 日)
 - Chambre de commerce et d'industrie 「Carte du réseau CCI -2022」 [<https://www.cci.fr/reseau-cci/le-reseau-des-chambres-de-commerce-et-dindustrie>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)
 - 権利擁護官 「Rapport annuel d'activité 2022」 (2023 年 4 月 17 日公開) HP, [<https://www.defenseurdesdroits.fr/rapport-annuel-dactivite-2022-254>] (最終検索日 2023 年 12 月 20 日)

【第 11 章】

- (一財)自治体国際化協会 HP, [<https://www.clair.or.jp/j/exchange/shimai/countries/detail/21>] (最終検索日 2024 年 2 月 27 日)
- (一財)自治体国際化協会 「姉妹 (友好) 都市提携に基づく交流事業 (令和 4 年度実績)」 HP, [<https://www.clair.or.jp/j/exchange/jirei/chousa.html#reiwa5nenkekka>] (最終検索日 2024 年 2 月 8 日)

※本書の旧版「フランスの地方自治」（2002、2008、2017）巻末に掲載された文献については省略する。

※フランスの行政組織の名称については、特に断りのない限り 2023 年末時点のものである。

【執筆者】

監 修	一般財団法人自治体国際化協会パリ事務所	所 長	野村 知宏
	同	次 長	谷口 大介
	同	主任調査員	下村 真理子
	同	調 査 員	Charles-Henri HOUZET
執 筆 者	同	所 長 補 佐	阿久津 佑介
	同	所 長 補 佐	渡 邊 覚
	同	所 長 補 佐	笹川 真希
	同	所 長 補 佐	大杉 智和

フランスの地方自治

令和6年（2024年）3月発行

編集・発行 （一財）自治体国際化協会（CLAIR）パリ事務所

クリア刊行物に関する最新情報は、当協会のホームページ（<https://www.clair.or.jp>）
をご覧ください。